

令和元年度第1回社会復帰促進等事業に関する検討会

令和元年6月26日（水）10時00分～
A P 虎ノ門 貸会議室 A

1 議題

- (1) 社会復帰促進等事業に係る目標管理に関する基本方針の改定について（報告）
- (2) 社会復帰促進等事業に関する平成30年度成果目標の実績評価について
- (3) 令和元年度成果目標（案）について

2 配付資料

- 資料1 社会復帰促進等事業に係る目標管理に関する基本方針
 - 資料2 社会復帰促進等事業の評価の考え方
 - 資料3 社会復帰促進等事業に関する平成30年度成果目標の実績評価（概要）
 - 資料4 目標未達成事業（B及びC評価の事業）について
 - 資料5 社会復帰促進等事業の平成30年度予算執行状況（執行率が70%未満の事業）
 - 資料6 社会復帰促進等事業に関する平成30年度成果目標の実績評価及び令和元年度成果目標（案）
-
- 参考1 社会復帰促進等事業一覧
 - 参考2 事業評価の過去5年間の推移
 - 参考3 令和元年度厚生労働省予算案の主要事項（抜粋）
 - 参考4 社会復帰促進等事業費の推移（平成17年度～令和元年度）について
 - 参考5 社会復帰促進等事業費（労災保険法第29条各号別）の予算額の推移
 - 参考6 独立行政法人別決算額（社会復帰促進等事業費）の推移

社会復帰促進等事業に係る目標管理に関する基本方針

平成 20 年 7 月 策 定
 平成 23 年 3 月 改 定
令和元年 5 月 改 定
 労 働 基 準 局

1. 基本方針策定の趣旨

社会復帰促進等事業（以下「社復事業」という。）については、平成 17 年度から目標管理を実施し、平成 19 年に行われた旧労働福祉事業の見直しについての労働政策審議会の建議において、「P D C A サイクルで不断のチェックを行い、その事業評価の結果に基づき、予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施する」こととされたことを受け、P D C A サイクルによる事業のチェックをより実効性のあるものとするとともに、目標管理を効率的に行うため、目標管理の在り方に関する基本的な考え方を基本方針として定める。平成 20 年 7 月に策定し、目標管理を実施してきた。

~~しかしながら、平成 22 年に行われた行政刷新会議事業仕分けにおける無駄排除の徹底の観点からの評価結果を踏まえ、本事業に関し、ガバナンスの抜本的な強化や、より一層の無駄をなくす仕組み、また、より重点的に監視する体制を構築するため、従前の基本方針を見直し、新たな基本方針を策定することとする。~~

2. 社会復帰促進等事業に関する検討会・労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会の運営について目標管理の基本的な考え方

- ~~・ 目標管理の対象は、社復事業として実施するすべての事業とする。~~
- ~~・ 目標は、アウトカム指標（政策効果）とアウトプット指標（事業執行率）を用いて設定することを原則とし、質と量の両面を評価する観点から、可能な限り複数の目標を設定する。~~
- ~~・ 用いる指標は、その指標とする理由及び設定水準の考え方（なぜそのような水準なのか）を明らかにする。なお、前年度目標を達成した上で、その翌年度の目標を前年度と同水準に設定する場合には、既に相当高い目標設定を行っている場合を除き、その理由を明らかにする。~~
- ~~・ アウトカム指標で測定することが困難な事業については、事業執行に関する効率性などの別の評価基準を設定することで代えることとする。~~
- ~~・ 設定した目標については、翌年度の 6 月下旬に実績を把握した上での評価を行うため、その時期までに実績が把握できる指標に限るものとし、その上で計画的に事業を実施する。~~

- ・ 社会復帰促進等事業に関する検討会（以下「検討会」という。）における検証結果については、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（以下「部会」という。）においても議論を行い、それをP D C Aサイクルの一環として位置づける。
- ・ 検討会については、その開催や議事概要等を厚生労働省ホームページで公表し、P D C Aサイクルをより透明性のあるものにする。

3. 具体的な目標管理の実施

(1) 事業の性質に応じた目標の設定（P l a n）

- ・ 目標管理の対象は、社復事業として実施するすべての事業（ただし行政経費のみで構成されるものは除く）とする。
- ・ 目標は、アウトカム指標（政策効果）とアウトプット指標（事業執行率）を用いて設定することを原則とし、質と量の両面を評価する観点から、可能な限り複数の目標を設定する。指標を設定する際には、政策効果が客観的に評価できる指標となるよう留意すること。
- ・ 用いる指標は、その指標とする理由及び設定水準の考え方（なぜそのような水準なのか）を明らかにする。なお、前年度目標を達成した上で、その翌年度の目標を前年度と同水準に設定する場合には、既に相当高い目標設定を行っている場合を除き、その理由を明らかにする。
- ・ アウトカム指標で測定することが困難な事業については、事業執行に関する効率性などの別の評価基準を設定することで代えることとする。
- ・ 設定した目標については、翌年度の6月上旬頃下旬に実績を把握した上での評価を行うため、その時期までに実績が把握できる指標に限るものとし、その上で計画的に事業を実施する。

事業の性質に応じて、①重点的目標管理事業、②複数年度目標管理事業、③その他の事業に区分して、目標の設定を行う。

① 重点的目標管理事業

- ・ 政策的に重要な位置づけを持つ事業、事業創設後一定期間が経過しているが事業の点検が必要な事業等が対象（労災管理課で選定）
- ・ 利用者の利用しやすさや周知広報が適切に行われているかといったことについても評価する観点から、事業主からのアンケート調査等により利用者等のニーズに関する何らかの実態把握を行うこととし、アウトカム指標に加え、その実態に関する指標も目標として設定

② 複数年度目標管理事業

- ・ 効果を検証するまでに期間を要する事業等が対象（労災管理課で選定）
- ・ 期間は原則として3年とし、複数年度にまたがる目標だけでなく、設定期間の途中年度における単年度ごとの目標も設定

- ~~・ 複数年度にまたがる目標設定の前提となる事情の変更が生じた場合には、適宜、当該目標の見直しを行うことが可能~~

③ ~~その他の事業~~

- ~~・ ①、②以外の事業が対象~~
- ~~・ 単年度ごとに目標を設定~~

なお、独立行政法人が行う事業に関する目標については、独立行政法人通則法に基づき主務大臣が定める中期目標も考慮して目標設定を行うこととする。また、目標期間の途中年度で達成している場合等には、必要に応じて、中期目標にかかわらず新たな目標を設定する。

(2) 設定した目標に基づいた事業の執行 (D o)

- ・ 事業を実施するに当たっては、前年度における評価の際の要因分析を踏まえるとともに、事業の実施主体に対し目標を明示させた上で実施する。
- ~~・ 事業の性質に応じ、可能なものについては、四半期単位での事業実績等のモニタリングを行う。例えば、3 (1) ①のうち、政策的に重要な位置づけを持つ事業などについて、事業実績等をきめ細かくフォローアップする必要のある事業を対象とする。~~

(3) 評価 (C h e c k)

① 評価の区分

事業の評価に当たっては、アウトカム指標とアウトプット指標により、A（施策継続）、B（施策継続。ただし、予算額又は手法等を見直し）、C（事業の見直し。アウトカム指標の未達成要因の分析が必要の上、事業の見直し又は廃止が必要）、D（事業の廃止又は厳格な見直し。見直す場合、アウトカム指標の未達成要因の分析が必要）の4区分で評価を行う。

② 評価の際の要因分析

事業の評価を行うに当たり、要因分析を重視する観点から、目標の達成、未達成を問わず、当該目標の達成（未達成）の理由（原因）、改善すべき事項その他今後の課題等を整理し、評価の根拠を明確にする。また、必要に応じて、同様の目的を持つ他の事業との比較等についても評価の対象とする。

③ 新規事業の評価

平成23年度以降に新規予算要求を行う社会復帰促進等事業については、概算要求の前の段階（6月上中下旬～7月上旬）で、社会復帰促進等事業で行うことの

必要性等の観点から担当課からのヒアリングを行い、仮に予算が成立した場合に設定する目標の在り方についても確認を行う。加えて、検討会及び部会においても必要性の確認を行う。

(4) 評価の反映、目標管理の改善 (Action)

① 評価の予算への反映

- ・ 目標達成度や事業実績等を踏まえ、当該年度(複数年度目標管理を行う事業については最終年度)における評価(A~D)を翌年度の6月上中旬頃に行い、翌々年度の概算要求に反映することとする。
- ・ 概算要求に当たっては、事業ごとに前年度事業評価の結果を十分に反映させた要求内容とし、検討会の資料に明示して評価結果への対応を説明すること。
- ・ A、B評価の事業については、政策としての効果が更に高まるよう、適切な水準の予算額とする等、事業の改善について検討すること。
- ・ C、D評価の事業については、評価の結果を踏まえて、事業の廃止や見直し等の適切な対応を行うこと。

② 見直し状況の確認

前年度の評価を踏まえて目標管理の見直しを行った事業については、その見直し状況について、年度内に検討会及び部会において確認を行う。

③ スケジュール

具体的なスケジュールについては、別紙のとおりとする。

4. 基本方針の適用時期について

令和元年5月に改定した基本方針は、原則令和元年度以降の社会復帰促進等事業の目標設定(P)から適用するものとする。

(別紙)

P D C A サイクルの年度スケジュール

4月上旬 当該年度の目標設定（P）及び事業の実施（D）

5月頃 「社会復帰促進等事業企画調整会議」において概算要求の基本方針を決定

6月上中旬 翌年度の概算要求（新規事業を含む）について担当課からヒアリング

6月下旬頃 「社会復帰促進等事業に関する検討会」
・ 前年度の目標達成度、事業実績等を踏まえた評価（C）
・ 前年度の評価を踏まえた当該年度の目標の見直し

7月頃 「労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会」
・ 社会復帰促進等事業に関する検討会における検証結果

~~7月上旬 6月の検討会での前年度の事業に関する指摘も踏まえて、翌年度の概算要求（新規事業を含む）について担当課からヒアリング~~

(8月 翌年度の概算要求（A）)

10月頃 「社会復帰促進等事業に関する検討会」
・ 翌年度の概算要求（新規事業を含む）について報告

11月頃 「労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会」
・ 社会復帰促進等事業に関する検討会における検証結果

社会復帰促進等事業に係る目標管理に関する基本方針

基本的な考え方

- すべての事業(行政経費のみで構成されるものは除く)を目標管理の対象とする。
- 執行実績が相対的に低い事業、政策効果を十分に達成できない事業等を検討会(社会復帰促進等事業に関する検討会)において点検し、その結果は、部会(労災保険部会)でも議論し、PDCAサイクルの一環として位置づける。また、議事録等を厚生労働省HPで公表し、検討会自体も公開とすることで、PDCAサイクルをより透明化する。

P(計画)

- ・ 目標は、アウトカム指標(政策効果)とアウトプット指標(事業執行率)を用いて設定することを原則とする。
- ・ 設定した目標については、翌年度の6月上旬頃に実績を把握した上での評価を行うため、その時期までに実績が把握できる指標に限るものとし、その上で計画的に事業を実施する。
- ・ 独立行政法人が行う事業に関する目標は、独法通則法に基づく中期目標も考慮して目標設定を行う。

A(改善)

- ・ 目標達成度や事業実績等を踏まえ、当該年度における評価を翌年度6月上旬頃に行い、翌々年度の概算要求に反映する。
- ・ 事業の見直し状況について、部会において確認を行う。

C(評価)

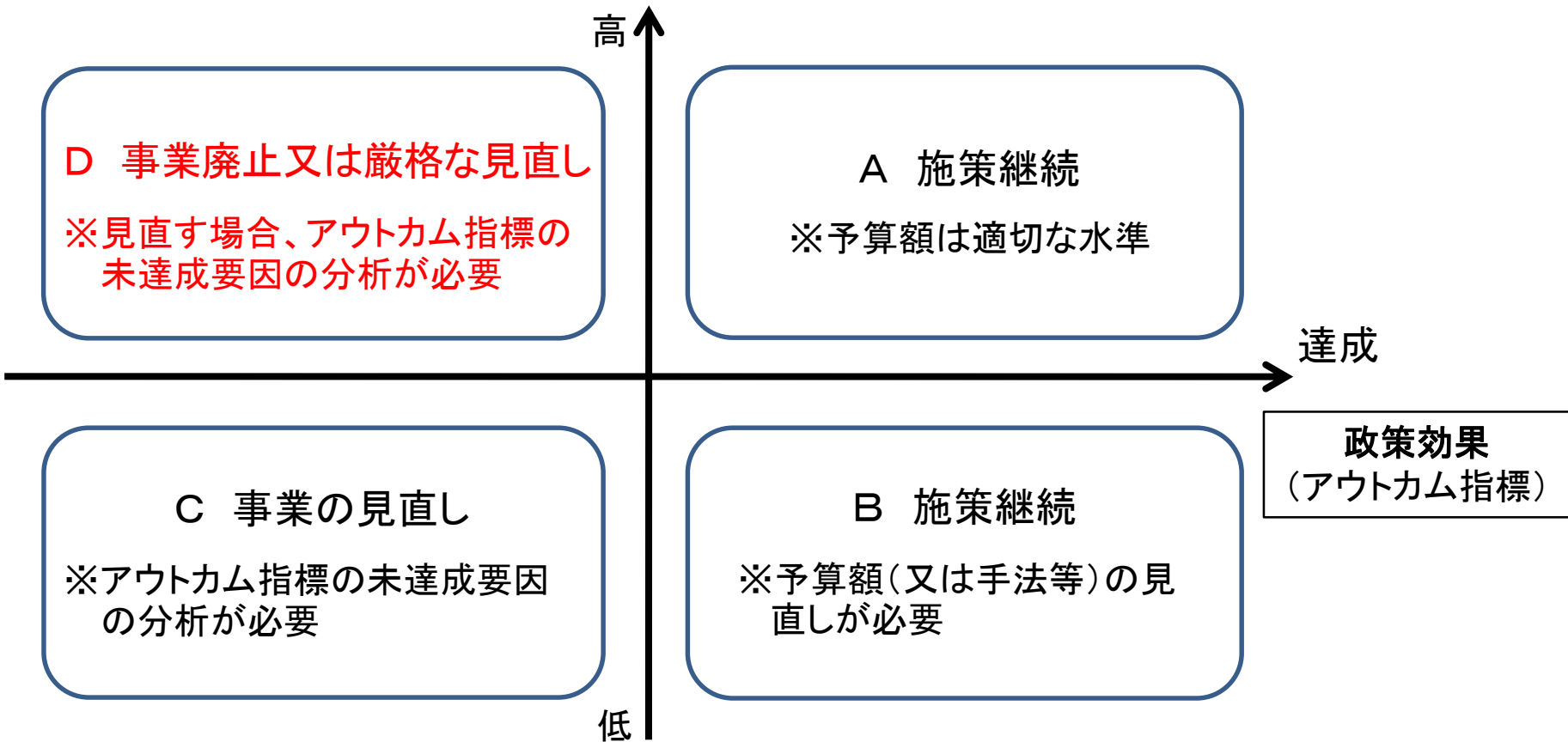
- ・ アウトカム指標とアウトプット指標により、A～Dの4区分で評価する(区分については、検討会・部会における議論を踏まえて設定)。
- ・ 評価の際には要因分析を行い、評価の根拠を明確にする。
- ・ 新たに社復事業として実施する事業については、部会においても必要性の確認を行う。

D(実行)

- ・ 評価の際の要因分析を踏まえるとともに、実施主体に対し目標を明示させた上で、事業を実施する。

社会復帰促進等事業の評価の考え方

事業執行率(アウトプット指標)



- アウトカム指標を用い、事業を行うことにより国民生活や社会経済に及ぼされる影響を「政策効果」として評価(アウトカム指標が全て達成されているかどうかで判断)。
- アウトプット指標を用い、事業を行うことにより提供されたモノやサービスの量が、予算規模に照らし妥当であったかどうかの「事業執行率」を評価(事業執行率の基準は80%とする)。

社会復帰促進等事業の評価の考え方(現行)

事業執行率(アウトプット指標)

高

A 施策継続

(※予算額は適切な水準)

達成

C アウトカム指標の
未達成要因を分析の上、
事業の見直し又は廃止
が必要。

政策効果
(アウトカム指標)

B 施策継続

ただし、予算額(又は
手法等)を見直し。

低

- アウトカム指標を用い、事業を行うことにより国民生活や社会経済に及ぼされる影響を「政策効果」として評価。(アウトカム指標が全て達成されているかどうかで判断)
- アウトプット指標を用い、事業を行うことにより提供されたモノやサービスの量が、予算規模に照らし妥当であったかどうかの「事業執行率」を評価。(事業執行率の基準は80%とする。)

社会復帰促進等事業に関する平成30年度成果目標の実績評価(概要)

1 平成30年度成果目標に対する実績評価

○ 30年度成果目標に対する実績評価の対象事業 82事業のうち、その評価結果に基づき、事業の必要性、効率化、合理化等の観点から、事業を見直す等の必要があることが判明した事業は、実績を集計中である事業や、今後評価を行う事業を除き、既に措置を講じた事業を含め、合計で9事業 (11.0%)であった。

○ 評価類型

(1) **A** 目標を達成した事業 60事業 (73.2%) 367.3億円

うち 既に、30年度限りで廃止・統合した事業 1事業

(66) 勤労者財産形成促進事業に必要な経費 310千円

(2) **B** 予算額 (又は手法等) を見直す必要がある事業 8事業 (9.8%) 178.4億円

8 (9) 労災疾病臨床研究事業費補助金事業

15 (18) 労災特別介護援護経費

20 (23) 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進

24 (28) 職場における受動喫煙対策事業

35 (43) 林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業

42 (51) 外国人技能実習機構に対する交付金

46 (55) 産業医学振興経費

49 (64-1) 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し

(3) **C** アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要な事業 1事業 (1.2%) 0.3億円

14 (16) 長期家族介護者に対する援護経費

(4) 事業廃止後の行政経費のみ計上する事業 0事業

(5) 申請がなかったことにより評価できなかった事業 1事業 (1.2%) 0.05億円

17 (20) 労災援護金等経費

(6) 実績を集計中である事業や、独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえて厚生労働大臣が評価を行うため、今後評価を行う事業 12事業 (14.6%) 206.7億円

※ 事業番号は令和元年度 (括弧内は平成30年度) のもの

目標未達成事業（B及びC評価の事業）について

<C評価の事業（1事業）>

14（16） 長期家族介護者に対する援護経費・・・・・・・・ p1

<B評価の事業（8事業）>

8（9） 労災疾病臨床研究事業費補助金事業・・・・・・・・ p4

15（18） 労災特別介護援護経費・・・・・・・・ p9

20（23） 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進・・・・・・・・ p13

24（28） 職場における受動喫煙対策事業・・・・・・・・ p15

35（43） 林業従事者等における安全衛生対策の推進事業・・・・・・・・ p18

42（51） 外国人技能実習機構に対する交付金・・・・・・・・ p19

46（55） 産業医学振興経費・・・・・・・・ p21

49（64-1） 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた
働き方・休み方の見直し・・・・・・・・ p23

※ 事業番号は令和元年度（括弧内が平成30年度）のもの

| | | | |
|-------------|---|----|---|
| 事業番号（令和元年度） | 14 平成30年度：16 | 評価 | C |
| 事業名 | 長期家族介護者に対する援護経費 | | |
| 担当係 | 労働基準局労災管理課企画法令係 | | |
| 平成30年度事業概要 | 要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由で死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から、一時金100万円を支給する。 | | |

<30年度目標と実績>

| | アウトカム指標 | アウトプット指標 |
|----|--|------------------------------------|
| 目標 | 全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。 | 申請のあったものについて迅速・適正に処理する。 |
| 実績 | 未達成 | 達成 |
| | 支給決定までに要する期間が1ヶ月以上を要したものが3件あり、そのうち2件について申請者にその旨を連絡していなかった。 | 申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。 |

<未達成の理由・原因>

支給決定までに要する期間が1ヶ月以上を要したものが3件あり、遺族年金の不支給決定に関し、審査請求がされていたため支給決定できなかったもの、申請者が入院しており経済状況の把握に時間がかかったため支給決定ができなかったもの、予算確保に時間がかかったため支給決定ができなかったものである。前者1件については申請者に連絡していたが、後者2件は申請者に遅れる旨を連絡していなかった。

本事業については、都道府県労働局に対し、処理期間等に係る指示をしているものの、各都道府県労働局において年間0～数件程度の申請であるため、当該指示に対する意識が薄かったものと考えられる。

<改善すべき事項・今後の課題>

処理期間に1ヶ月以上を要した事案及び要することが予想される事案については、支払担当とも情報共有する等連携の上、担当者から、処理状況、支給決定に要すると予想される期間及び当該期間を要する理由等を申請者に連絡するよう、改めて各都道府県労働局、労働基準監督署に通知するとともに、職員に対して制度の再周知を行う。また、処理経過簿等を作成するよう指示を行うことで適正な事務処理の徹底を図る。さらに、当該制度の目的をより実現するため、事業の運営方法等を検討し、必要な見直しを図ることとする。なお、令和2年度予算については、見直し内容及び執行実績を踏まえた必要な要求を行うこととする。

<令和元年度目標>

| | アウトカム指標 | アウトプット指標 |
|----|--|---|
| 目標 | 全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。 | 申請について要綱に基づいて公正に処理する。 令和元年度の支給件数を30件以上とする。 |

長期家族介護者援護金の概要

① 趣旨

要介護状態にある重度被災労働者を抱える世帯においては、介護に当たる家族は精神的・肉体的な負担が大きく、世帯収入面で労災年金に大きく依存せざるを得ない状況にあり、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合においては、その遺族の生活が著しく不安定になる場合が見られる。

このため、長期間介護に当たってきた重度被災労働者の遺族に対して、長期家族介護者援護金（以下「援護金」という。）を支給することにより、遺族の生活の激変を緩和しうよう援助を行うこととする。

② 支給対象者

次のいずれの要件も満たす者であること。

- 1 障害等級 1 級の障害（補償）年金又は傷病等級 1 級の傷病（補償）年金の受給者（ただし、受給期間が 10 年以上の者に限る。）であって、次のいずれかに該当していた者の遺族であること。
 - （1）神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要すること。
 - （2）胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に介護を要すること。
 - （3）せき髄の著しい障害により、常に介護を要すること。
- 2 妻又は 55 歳以上若しくは一定の障害の状態にある最先順位の遺族であること（順位等については遺族（補償）年金の支給の場合に準ずること）。
- 3 遺族（補償）給付を受給することができないこと。
- 4 生活困窮者（所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者であって、その者を扶養する者がいないか、又はその者を扶養する者が所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者）であること。

③ 支給額

100 万円（援護金の支給を受けることができる遺族が 2 人以上の場合には、100 万円をその数で除して得た額）とする。

④ 申請の手続

長期家族介護者援護金支給申請書に必要事項を記入し、管轄の労働基準監督署長を経由して、管轄の都道府県労働局長に提出するものとする。

長期家族介護者援護金支給実績

| | | | |
|--------|-----|--------|-----|
| 平成7年度 | 7件 | 平成19年度 | 11件 |
| 平成8年度 | 11件 | 平成20年度 | 18件 |
| 平成9年度 | 7件 | 平成21年度 | 36件 |
| 平成10年度 | 11件 | 平成22年度 | 27件 |
| 平成11年度 | 2件 | 平成23年度 | 26件 |
| 平成12年度 | 10件 | 平成24年度 | 29件 |
| 平成13年度 | 7件 | 平成25年度 | 26件 |
| 平成14年度 | 13件 | 平成26年度 | 35件 |
| 平成15年度 | 11件 | 平成27年度 | 31件 |
| 平成16年度 | 9件 | 平成28年度 | 34件 |
| 平成17年度 | 19件 | 平成29年度 | 29件 |
| 平成18年度 | 16件 | 平成30年度 | 22件 |

| | | | |
|--------------|--|----|---|
| 事業番号（令和元年度） | 8 平成 30 年度：9 | 評価 | B |
| 事業名 | 労災疾病臨床研究事業費補助金事業 | | |
| 担当係 | 労働基準局安全衛生部計画課疾病調査研究補助金係 | | |
| 平成 30 年度事業概要 | 多くの労働現場で発生している疾病等に関し、早期の職場復帰の促進等に寄与する研究等について、広く研究者を募り、研究に必要な経費を補助する。 | | |

<30年度目標と実績>

| | アウトカム指標 | アウトプット指標 |
|----|---|---|
| 目標 | 労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の 90%以上について 7.0 点以上（10 点中）の評価を得る。 | 公募課題 1 件当たりの平均応募数 2.0 件以上 |
| 実績 | 達成 | 未達成 |
| | 労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、7.0 点以上の評価を得た研究課題：93% （44 課題中 7 点未満 3 課題） | 公募課題 1 件当たりの平均公募数：1.7 件 （公募課題 13 件、応募数 22 件） |

<未達成の理由・原因>

求めるべき研究の内容、その背景等を公募要項に詳細に記載し、公募期間等を広く周知することが重要であるところ、平成 30 年度では 1 ヶ月間公募を行ったが、公募の時期が 3 月 9 日から 4 月 9 日までと、繁忙期となりやすい年度末、年度初めであったことから応募がしづらい状況があった点が原因と考えられる。

<改善すべき事項・今後の課題>

年度末、年度初めに重ならないように公募時期を早めること及び公募の期間を 1 ヶ月より長くする等、スケジュールを見直すこととする。

また、引き続き、評価委員会の評価内容を研究者にフィードバックし、それを踏まえ、研究計画に従って着実に研究を実施して一定の成果を上げてもらうよう努めるとともに、公募の際は、求める研究の内容等を詳細に記載し周知することに努める。

アウトカム指標を達成していることから、研究内容については想定する成果が得られているものとする。このため、上述の公募スケジュールの見直しを行った上で、令和 2 年度予算については、令和元年度と同額程度の要求を行う。

<令和元年度目標>

| | アウトカム指標 | アウトプット指標 |
|----|--|---------------------------|
| 目標 | 労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の 90%以上について 7.0 点以上（10 点中）の評価を得る。 | 公募課題 1 件当たりの平均応募数 2.0 件以上 |

労災疾病臨床研究事業費補助金について

趣旨・目的

多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病については、新しい知見を見いだす必要があるため、労災疾病としての診断等における技術水準の向上を図ることができるよう、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化などに寄与する研究等について、補助を行うこととする。

研究概要

(1) 労災疾病臨床研究

- ・ 多くの労働現場で発生している疾病
- ・ 勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病
- ・ 今後、勤労者への健康影響が危惧される要因

早期の職場復帰の促進
労災認定の迅速・適正化等
に寄与する研究

(2) 放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究

(3) 過労死等防止対策推進法に基づく調査研究（27年度開始）

| | | |
|-------------|-------------|--------|
| ※平成26年度予算額： | 470,000千円 | 23課題採択 |
| 平成27年度予算額： | 1,524,850千円 | 16課題採択 |
| 平成28年度予算額： | 1,684,850千円 | 11課題採択 |
| 平成29年度予算額： | 1,115,683千円 | 12課題採択 |
| 平成30年度予算額： | 1,110,683千円 | 16課題採択 |
| 令和元年度予算額： | 1,110,683千円 | |

実施方法

- 原則として一般公募により広く研究者を募り、3年（一部5年）を限度に複数年度にわたり研究を行うことが可能。
- 申請課題の採択、研究継続の可否、研究成果の評価については、外部有識者による評価委員会を設置し、専門的・学術的観点等から総合的な評価を行う。

平成30年度採択課題一覧

○新規○

| 通番 | 研究代表者 | 所属研究機関名 | 職名 | 研究課題名 |
|----|-------------------|------------------------------|------|---|
| 1 | 森本 幾夫 | 順天堂大学 | 特任教授 | 悪性胸膜中皮腫のヒト化CD26抗体療法確立のための予後・治療効果予測バイオマーカーの開発 |
| 2 | 藤本 伸一 | 独立行政法人労働者健康安全機構 岡山労災病院 | 部長 | 石綿関連胸膜疾患における個別化治療とケアの確立 |
| 3 | 榛葉 俊一 | 静岡済生会総合病院 | 部長 | うつ病等の精神疾患による療養からの復職時における客観的症候評価のための心拍変動検査の有用性に関する研究 |
| 4 | 須賀 万智 | 東京慈恵会医科大学 | 教授 | 架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の粉体を取り扱う労働者に発生した呼吸器疾患に関する研究 |
| 5 | 大神 明 | 産業医科大学 | 教授 | 電動ファン付き保護具の実用性並びに普及に関する研究 |
| 6 | 宮本 顕二 | 独立行政法人労働者健康安全機構 北海道中央労災病院 | 院長 | じん肺の適切な診断を推進するツールの開発 |
| 7 | 松瀬 博夫 | 久留米大学 | 准教授 | CO中毒による高次脳機能障害患者の社会復帰を目的とした包括的リハビリテーションに関する研究 |
| 8 | 櫛田 尚樹 | 国立保健医療科学院 | 部長 | 不均等被ばくを伴う放射線業務における被ばく線量の実態調査と線量低減に向けた課題評価に関する研究 |
| 9 | 平井 啓 | 大阪大学 | 准教授 | 治療と職業生活の両立におけるストレスマネジメントに関する研究 |
| 10 | 堤 明純 | 北里大学 | 教授 | 医学的知見に基づく裁量労働を含む長時間労働者に対する適切な面接指導実施のためのマニュアルの作成に関する研究 |
| 11 | 堀江 正知 | 産業医科大学 | 教授 | 長時間労働者への医師による面接指導を効果的に実施するためのマニュアルの作成 |
| 12 | 公益社団法人全国労働衛生団体連合会 | | — | ストレスチェックと健康診断結果の関連性の分析及び業種別、職種別の特徴に関する研究 |
| 13 | 横山 和仁 | 順天堂大学 | 教授 | 職業性ストレス簡易調査票の外国語版の作成に関する研究 |
| 14 | 丸山 崇 | 産業医科大学 | 准教授 | 熱中症予防対策におけるウェアラブルセンサーの活用と効果的な熱中症予防法の検証 |
| 15 | 山内 貴史 | 東京慈恵会医科大学 | 助教 | 過重労働を背景とする事故関連事例の分析 |
| 16 | 独立行政法人労働者健康安全機構 | | — | 過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究 |

平成30年度採択課題一覧

○平成29年度からの継続○

| 通番 | 研究代表者 | 所属研究機関名 | 職名 | 研究課題名 |
|----|-------|----------------------------|-------|---|
| 1 | 川上 憲人 | 東京大学 | 教授 | 多様な労働者がストレスチェックを受検するに当たって望まれる支援に関する研究 |
| 2 | 小林 廉毅 | 東京大学 | 教授 | 化学物質の有害性評価を加速するための国内疫学的サーベイランス手法の開発 |
| 3 | 立道 昌幸 | 東海大学 | 教授 | 健康診断結果の経年変化に視点をおいた望ましい健診結果の活用と事後措置のあり方に関する研究 |
| 4 | 森 晃爾 | 産業医科大学 | 教授 | 特定業務従事者の健康診断等の労働安全衛生法に基づく健康診断の諸課題に対する実態把握と課題解決のための調査研究 |
| 5 | 松平 浩 | 東京大学 | 特任教授 | 企業・産業保健スタッフ・医療機関の連携による両立支援システムの開発 |
| 6 | 堤 明純 | 北里大学 | 教授 | 治療と就労の両立支援のための事業場内外の産業保健スタッフと医療機関の連携モデルとその活動評価指標の開発に関する研究 |
| 7 | 中村 俊介 | 独立行政法人労働者健康安全機構 和歌山労災病院 | 部長 | 医療機関における両立支援の取り組みに関する研究 |
| 8 | 川口 陽子 | 東京医科歯科大学 | 教授 | 歯科口腔保健と就労環境との関連に関する研究 |
| 9 | 上條 英之 | 東京歯科大学 | 教授 | 歯科疾患・歯科保健サービス等と就労環境との関わりに関する研究 |
| 10 | 和田 哲郎 | 筑波大学 | 准教授 | 騒音性難聴による生活の質と労働生産性の低下を防ぐ予防から発症後まで俯瞰したデータ収集と現場の支援 |
| 11 | 池田 知純 | 東京慈恵会医科大学 | 客員准教授 | 高気圧作業に伴う船上(水上)減圧等に係る調査研究 |
| 12 | 堀江 正知 | 産業医科大学 | 教授 | 過重労働による生体影響のバイオロジカルモニタリング指標の開発 |

平成30年度採択課題一覧

○平成28年度からの継続○

| 通番 | 研究代表者 | 所属研究機関名 | 職名 | 研究課題名 |
|----|--------|---------------------------|-------|---|
| 1 | 岡崎 龍史 | 産業医科大学 | 教授 | 放射線教育プログラムによる放射線業務従事者の知識向上と不安低下度の定量的解析 |
| 2 | 安部 哲哉 | 筑波大学 | 講師 | 腰痛予防対策指針策定に向けた重量物取り扱い、介護・看護作業における装着型ロボットの腰部負担軽減効果および作業省力化に関する研究 |
| 3 | 山田 孝禎 | 福井大学 | 准教授 | 重量物挙上に伴い発生する腰痛の予防を目的とした装着型ロボットの効果 |
| 4 | 岸本 卓巳 | 独立行政法人労働者健康安全機構 岡山労災病院 | センター長 | 職場における化学物質の感作性障害に対する防止措置と健康管理の有効性に関する研究 |
| 5 | 立石 清一郎 | 産業医科大学 | 准教授 | 身体疾患を有する労働者が円滑に復職できることを目的とした、科学的根拠に基づいた復職ガイダンスの策定に関する研究 |
| 6 | 豊田 章宏 | 独立行政法人労働者健康安全機構 中国労災病院 | 所長 | 復職コーディネーターによる介入事例データベース作成に関する研究 |
| 7 | 中田 光紀 | 国際医療福祉大学 | 教授 | ストレス関連疾患・作業関連疾患の発症に寄与する職業因子ならびに発症を予測するバイオマーカーと自律神経バランスに関する研究 |
| 8 | 笹島 茂 | 三重大学 | 教授 | ストレス関連疾患の発症に寄与する勤務状況の因子とその影響に関する研究 —健康に最適な労働時間は存在するのか?— |

○平成26年度からの継続○

| 通番 | 研究代表者 | 所属研究機関名 | 職名 | 研究課題名 |
|----|-------|----------------|----|--------------------------|
| 1 | | 公益財団法人放射線影響研究所 | — | 東電福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学的研究 |

| | | | |
|-------------|--|----|---|
| 事業番号（令和元年度） | 15 平成30年度：18 | 評価 | B |
| 事業名 | 労災特別介護援護経費 | | |
| 担当係 | 労働基準局労災管理課年金福祉第一係 | | |
| 平成30年度事業概要 | 在宅で介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供するための労災特別介護施設を運営する。 | | |

<30年度目標と実績>

| | アウトカム指標 | アウトプット指標 |
|----|---|--|
| 目標 | 入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。 | 全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。 |
| 実績 | 達成 | (1) について未達成 |
| | (1) 有用であった旨の評価：95.1% ※14,368(有用の評価) / 15,110(総回答数) | (1) 年平均入居率：86.2% ※676名(年平均入居者数) / 784名(入居者定員) |

<未達成の理由・原因>

平成30年度の全8施設の新規入居者数は、61名であり、死亡や長期入院等による退去者数は57名であったため、年度末入居者数は前年度より増加したが、各月末の入居者数の平均で計算することとしている年平均入居率率は、平成29年度から0.2ポイント低下して86.2%となり、アウトプット指標については目標未達成であった。入居率が90%に達しなかった4施設のうち、特に北海道施設及び愛媛施設がそれぞれ入居率70%台（北海道施設73.5%、愛媛施設71.4%）と低くなっていることが全体の押し下げ要因となっている。当該2施設において、入居率が低かった原因は、新規入居者数は伸びているが、退去者（主な理由は死亡）数が前者12名、後者10名となっており、全施設の平均である7.1名を大幅に超えている点にあると考えられる。

<改善すべき事項・今後の課題>

アウトプット指標については、受託者からの適時の状況把握及び必要な指導を行うとともに以下の取組を行った。

全都道府県労働局に対し、年金支給決定時に職員から入居対象者に対する説明及び周知を実施することを会議・研修等の機会を通じて職員に周知するよう指示するとともに、全都道府県障害福祉主管部局に対し、周知広報や入居要件を満たす可能性のある者に対する本事業の紹介等を依頼するなど、入居率向上のための取組を行った。

委託先の取組として入居率が90%に達しなかった4施設（北海道、広島、愛媛、熊本）については、重点的な入居促進策として、対象となる労災年金受給者に対して、個別に施設の案内を送付した上で、希望者に対し、施設長が訪問し、施設の空き状況を含め、入居要件等について直接説明をする取組を行った。

これらの取組を行ってきた結果、入居率が90%に達していない4施設の新規入居者数の合計が35名（H28年度21名、H29年度27名）となっており、他の4施設の新規入居者数の合計が26名であることを考慮すると取組の効果が上がっていると思料することができるため、引き続きこれらの取組を行っていく。

さらに、入居対象となる労災年金受給者への施設入居促進に係るアプローチとして、障害等級が高い労災年金

受給者に施設の案内を送付する頻度を増やすことや 60歳未満の対象者についても丁寧に入居促進を行うこと等を検討する。

また、入居率が 90%未満の4施設のうち、入居者が特に少ない2施設について、入居者数の実態に応じた看護職員及び介護職員の配置となるよう予算を減額することとする。

なお、当該事業については、市場化テストに基づく民間競争入札を実施して受託者を選定し、平成 29 年度から令和元年度までの 3 年契約を締結しているが、次期契約(令和 2 年度～)に当たっては、市場化テストの結果及び上記改善事項を反映させた上、調達を行う。

<令和元年度目標>

| | アウトカム指標 | アウトプット指標 |
|----|-----------------------------------|-----------------------------|
| 目標 | 入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を 90%以上得る。 | 全国 8 施設の年平均での入居率を 90%以上とする。 |

労災特別介護施設(ケアプラザ)の概要

国(厚生労働省)

労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に基づき、全国8カ所に設置した施設です。

労災特別介護施設(ケアプラザ)

全国8カ所

北海道施設

宮城施設

千葉施設

愛知施設

大阪施設

広島施設

愛媛施設

熊本施設

■ケアプラザとは

- ①ケアプラザは、労働災害により重度の障害を負った皆様のために厚生労働省が設置した労災特別介護施設です。
- ②ケアプラザには、原則として、**傷病等級又は障害等級が1級から3級の労災年金受給者で在宅での介護が困難な皆様が入居できます。**
(障害等級4級程度の方でも、特例的に入居が認められる場合があります。)
- ③ケアプラザは、厚生労働省の委託を受けて一般財団法人労災サポートセンターが運営し、脊髄損傷、頭部外傷、じん肺等の労災特有の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを提供しています。

■施設(敷地面積約25,000㎡、延べ床面積約11,000㎡(8施設平均))

- ①居室数(うち個室):約89(85)室(8施設平均)
* 個室の広さは約30㎡
- ②入居定員:100名

○ 介護サービスの内容

■介護体制

ケアプラザでは、看護師と介護福祉士が24時間体制で勤務し、食事介助、排泄介助、入浴介助など日常生活の介護サービスを提供しています。

(24時間365日介護)

また、入居者の皆様のお身体の状態に合わせて作成した「個人別介護計画」に沿った適切な介護を行うとともに、身体機能維持のためリハビリ専門職(療法士)によるリハビリテーションも行っています。

■健康管理

月3~4回程度、医療コンサルタント(医師)による健康相談も行っています。

また、労災病院等の協力医療機関へは、看護師が付き添ってマイクロバスで送迎しますので、安心して通院できます。

○ ケアプラザの入居費用

■入居費用

施設使用料は、厚生労働省が定めた「入居費基準表」に基づき決定されます。施設利用料は、年収や扶養家族の人数に応じ、月額3万3千円から25万8千円までの16段階に区分されています。

例 年間収入430万円で配偶者のある方が個室入居の場合 月額12万8千円

日用品の購買費や診療費などは個人負担となります。

*なお、**県・市町村の負担金等は発生いたしません。**また、**介護保険適用対象外の施設であるため、入居者が年収に応じた入居費を支払うのみであり、入居者は介護保険料の納付は停止されます。**

○ 短期滞在型の介護サービス(3種類)も行っています

■短期介護サービス

重度の被災をされた労災年金受給者の介護をしておられる家族等が、旅行、病気、冠婚葬祭などのために一時的に介護ができなくなったときに、短期間利用していただくものです。(1回の滞在期間は原則として9泊10日以内、利用料金は1日につき3,600円(食事代・消費税を含む。))

■日帰りサービス

重度の被災をされた労災年金受給者の方に、入浴、給食などの介護サービスを行うものです。(週のうち施設が定めた1日午前10時から午後4時まで、利用料金は1日につき600円(食事代・消費税を含む。))

■家族同伴短期滞在介護サービス

家族が重度の被災をされた労災年金受給者と一緒にケアプラザに滞在し、職員と介護を行いながら日常生活動作等に関する介護手法を習得していただくものです。(1回の滞在期間は原則として9泊10日以内、利用料金は1名1日につき3,600円(食事代・消費税を含む。))

事業(運営)委託

受託者(運営)

(一般財団法人)
労災サポートセンター

平成30年度労災特別介護施設入居者数

(単位:人) 【参考】 (単位:人)

| | 第1・四半期 | | | 第2・四半期 | | | 第3・四半期 | | | 第4・四半期 | | | 年間平均 | | 増減(平成30年度) | | |
|-------|--------|-----|-----|--------|-----|-----|--------|-----|-----|--------|-----|-----|------------|--------------|------------|------|------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 入居者数 | 入居率 | 新規 入居者数 | 退去者数 | 死亡者数 |
| 北海道 | 75 | 75 | 76 | 75 | 71 | 71 | 70 | 70 | 71 | 68 | 69 | 68 | 72 | 73.5% | 5 | 4 | 8 |
| 宮城 | 92 | 92 | 93 | 92 | 92 | 91 | 91 | 91 | 92 | 93 | 93 | 92 | 92 | 93.9% | 5 | 1 | 4 |
| 千葉 | 91 | 89 | 91 | 92 | 93 | 91 | 91 | 91 | 92 | 91 | 92 | 89 | 91 | 92.9% | 9 | 2 | 8 |
| 愛知 | 92 | 92 | 93 | 93 | 93 | 93 | 93 | 93 | 94 | 93 | 91 | 94 | 93 | 94.9% | 5 | 1 | 2 |
| 大阪 | 92 | 92 | 91 | 92 | 92 | 93 | 94 | 94 | 95 | 93 | 93 | 93 | 93 | 94.9% | 7 | 2 | 3 |
| 広島 | 82 | 82 | 82 | 82 | 82 | 82 | 84 | 84 | 82 | 82 | 82 | 83 | 82 | 83.7% | 6 | 2 | 3 |
| 愛媛 | 70 | 70 | 72 | 71 | 70 | 71 | 71 | 70 | 69 | 69 | 71 | 71 | 70 | 71.4% | 13 | 2 | 8 |
| 熊本 | 81 | 81 | 81 | 83 | 83 | 83 | 82 | 85 | 84 | 85 | 86 | 84 | 83 | 84.7% | 11 | 3 | 4 |
| 合計 | 675 | 673 | 679 | 680 | 676 | 675 | 676 | 678 | 679 | 674 | 677 | 674 | 676 | 86.2% | 61 | 17 | 40 |
| 平均 | 676 | | | 677 | | | 678 | | | 675 | | | | | | | |
| 平均入居率 | 86.2% | | | 86.4% | | | 86.5% | | | 86.1% | | | | | | | |

※1 入居者数は月末時点の入居者数である。

※2 入居率は各施設定員100名から短期滞在型介護サービス用の2床を除いた98名を母数として計算している。

| | | | |
|-------------|---|----|---|
| 事業番号（令和元年度） | 20 平成30年度：23 | 評価 | B |
| 事業名 | 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進 | | |
| 担当係 | 労働基準局安全衛生部計画課計画班 | | |
| 平成30年度事業概要 | 企業等からの申請に基づき、安全衛生水準の高い企業等を客観的な指標で評価・認定し、公表すること等により、企業の安全衛生へのより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業等の情報を求職者等に共有する。 | | |

<30年度目標と実績>

| | アウトカム指標 | アウトプット指標 |
|----|---|---|
| 目標 | 安全衛生優良企業公表制度の自己診断サイトへのアクセス数を15万件以上とする。 | 事例発表会を全国4会場で開催し、 <u>合計300名以上の参加を得る。</u> |
| 実績 | 達成 | 未達成 |
| | 安全衛生優良企業公表制度の自己診断サイトへのアクセス数について、3月末時点で17万8,339件であり達成。 | 事例発表会を全国4会場（大阪、福岡、東京、愛知）で開催し、 <u>合計275名が参加した。達成率91.6%となり、未達成。</u> |

<未達成の理由・原因>

事例発表会について、学生等の若者の参加が得られるよう合同就職説明会の近隣の会場で開催した結果、事例発表会への参加者は275名と前年度（51名）と比較して大幅に増加したが、福岡会場においては、合同就職説明会との日程調整ができず、同日開催を行えなかったことから、参加者数が伸び悩んだため、アウトプット指標を達成することはできなかった。

<改善すべき事項・今後の課題>

今年度は、昨年度までの取り組みに加え、学生等の若者の参加がより多く得られるようウェブ広告を活用した事例発表会等の周知を行うこととする。

なお、本事業の開始から4年が経過し、制度の周知については一定の成果が得られたと考えられることから、今後は「大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援」事業等のなかで、引き続き制度の周知を行っていくこととし、今年度限りで廃止する。

<令和元年度目標>

| | アウトカム指標 | アウトプット指標 |
|----|---|--|
| 目標 | 9件（平成29年度、平成30年度の平均件数）以上の企業が安全衛生優良企業として認定される。（新規、継続を含む） | 事例発表会を全国6会場で開催し、 <u>合計450名以上の参加者を得る。</u> |

(令和元年度) 安全衛生優良企業公表制度育成事業

1. 安全衛生優良企業公表制度とは

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、安全衛生水準の高い企業を評価・認定し、厚生労働省のホームページ等で公表によって、広く企業名を公表する制度。（平成27年6月1日から実施）

認定件数：30社（令和元年5月31日現在）

＜認定企業におけるメリット＞

- 健康・安全・働きやすい企業であることのPR
- 求人情報に記載することによるPR
- 認定マークを広報に使用することによるPR

評価基準

- ・労働安全衛生の組織体制があり、全社的取組がなされていること
- ・従業員の健康保持増進の措置を行っていること
- ・従業員のメンタルヘルス対策を促進していること
- ・（危険有害業務がある業種のみ）安全活動が実施されていること

2. 事業の目的及び実施内容

安全衛生優良企業公表育成事業では、労働者が安全・健康に働くことができる職場づくりを進めるため、安全衛生優良企業公表制度の一層の周知啓発を図ることを目的とする。

＜実施内容＞

(1) 企業労務等担当者向けの周知及び

安全衛生優良企業アドバイザー育成のためのセミナー

- 令和元年秋頃に全国6か所で実施（3時間程度）

(2) 認定企業や健康対策の積極的な取組を行う企業による事例発表会

- 委託契約期間中に全国6か所で実施（2時間程度）

(3) 広報活動

- （1）～（2）の開催に向け、リーフレット等を随時配付
- ウェブ広告を作成し、制度及びセミナー等の告知

(4) テキスト作成等に関する検討

- 検討会を3回程度開催



| | | | |
|-------------|---|----|---|
| 事業番号（令和元年度） | 24 平成30年度：28 | 評価 | B |
| 事業名 | 職場における受動喫煙対策事業 | | |
| 担当係 | 労働基準局安全衛生部労働衛生課環境改善室測定技術係 | | |
| 平成30年度事業概要 | 病院、学校等の公共施設に比べ、職場での受動喫煙防止の取組が遅れている状況を改善するため、中小企業事業者であって喫煙室を設置する等の措置を実施する事業場に対して費用の一部を国が助成する等により、全国の事業場における取組を促進して労働者の健康を確保する。 | | |

<30年度目標と実績>

| | アウトカム指標 | アウトプット指標 |
|----|---|--|
| 目標 | ①測定機器の貸し出しを実施した事業者、②相談支援において実地指導を実施した事業者、③相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。 | (1) 各都道府県で平均3.8回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発（説明会）を行う。 (2) ①専門家による実地指導（集団指導を含む）の1か月当たりの平均実績件数について、9.8件/月以上とする。 <u>②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、116件以上/月以上とする。</u> (3) 補助金の1か月当たりの平均利用件数について、88回/月以上とする。 |
| 実績 | 達成 | (2) ②、(3) について未達成 |
| | 「役に立った」と回答した事業場 ①99.5%（729件/733件（有効回答数））、 ②98.2%（112件/114件（有効回答数））、 ③81.9%（5,142件/6,280件（有効回答数）） | (1) 29.3回/年（前年度比11.1%減） (2) ①実地指導数：11.8件/月（前年度比20.4%増） <u>②67.9件/月（前年度比17.9%増）</u> <u>(3) 38.1件/月（前年度比12.6%減）</u> |

<未達成の理由・原因>

改正健康増進法における喫煙室等の基準の策定が遅れ、平成31年2月に公表されたことを受け、30年度内の喫煙室等の設置を見送った事業者が多かったと考えられ、それにより、助成金や測定機器貸出しの件数が伸び悩んだと考えられる。

<改善すべき事項・今後の課題>

喫煙室等の基準が公表されたことを受け、令和2年4月の改正健康増進法完全施行に対応するため、令和元年度において事業者へ重点的な支援を行う。また、令和2年度においては、同法で義務付けられている措置を助成対象から外し、より望ましい措置に限定するなど、助成金による助成対象範囲を見直し、予算規模を減額とする。積極的に受動喫煙対策に取り組む事業者に対する支援を講ずるとともに、受動喫煙対策に当たって遵守すべき内容について引き続き周知啓発を図る。

<令和元年度目標>

| | アウトカム指標 | アウトプット指標 |
|----|--|---|
| 目標 | <p>①測定機器の貸し出しを実施した事業者、②相談支援において実地指導を実施した事業者、③相談支援において説明会に参加した事業者から 8 割以上「役に立った」旨の回答を受ける。</p> | <p>(1) 各都道府県で年間平均 3.8 回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発(説明会)を行う。</p> <p>(2) ①専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数について、9.8 件/月以上とする。</p> <p>②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、116 件以上/月以上とする。</p> <p>(3) 補助金の1か月当たりの平均利用件数について、88 回/月以上とする。</p> |

改正労働安全衛生法 受動喫煙防止対策の推進

施行日：平成27年6月1日

第68条の2（受動喫煙の防止）

事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第71条第1項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第71条（国の援助）

国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

【国による支援措置の概要】 ※令和元年度実施の支援措置の概要

●受動喫煙防止対策助成金

- ・助成対象：全ての業種の中小企業事業主
- ・助成対象：①喫煙専用室の設置・改修
②加熱式たばこ専用喫煙室等の設置・改修
③屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修
④換気装置等の設置・改修
（既存特定飲食提供施設に限る。）
- ・助成率：上記費用の1/2（飲食店は2/3）
- ・上限：100万円



●受動喫煙防止対策に関する無料相談窓口

- ・喫煙専用室等の設置など各受動喫煙防止対策を推進するための各種相談について、専門家による無料電話相談を実施。
- ・依頼者の希望に応じて、無料実地指導も実施。
- ・経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施。

●たばこ煙の濃度等の測定機器の無料貸出

- ・職場の空気環境を確認するために、たばこ煙の濃度や喫煙専用室等の換気の状態を測定する機器（粉じん計、風速計）の無料貸し出しを実施。



| | | | |
|-------------|---|----|-------|
| 事業番号（令和元年度） | 35 平成30年度：43 | 評価 | B (P) |
| 事業名 | 林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業 | | |
| 担当係 | 労働基準局安全衛生部労働衛生課、安全課 物理班建設安全対策室 | | |
| 平成30年度事業概要 | 有識者により伐木等作業における安全作業のためのマニュアルを作成し、林業事業体の安全担当者を通じて普及させる。また、チェーンソー取扱作業指導員による振動障害予防対策を行う。 | | |

<30年度目標と実績>

| | アウトカム指標 | アウトプット指標 |
|----|--|---|
| 目標 | 農林水産業における休業4日以上 の振動障害を10人未満に抑える。 | 平成30年度におけるチェーンソー 取扱作業指導員による指導事業場 数を平成29年度の指導事業場数 の90%以上とする。 |
| 実績 | 達成見込み | 未達成 |
| | 農林水産業における振動障害 による休業4日以上 の死傷災害は、5名（※暫定値） であった。 | 平成30年度におけるチェーンソー 取扱作業指導員による指導事業場 数は、平成29年度の指導事業場 数の89%（平成30年度 325 事業場／平成29年度 366事業 場）であった。 |

<未達成の理由・原因>

チェーンソー取扱作業指導員による指導事業場数は、325事業場あったものの、指導員の急用等により指導日程が調整できないことが重なり、目標の指導事業場数に達しなかった。

<改善すべき事項・今後の課題>

令和2年度の予算要求については、休業4日以上
の振動障害について、例年2～5名（平成29年：4名、平成28年：2名、平成27年：5名）と減少していないことから、同額要求とする。なお、目標を達成するため、予算の着実な執行の観点から、今年度は、チェーンソー取扱作業指導員による指導事業場数について、9月頃から本省において各局に実施計画の進捗確認を行うなどの適切なフォローを行うこととする。

<令和元年度目標>

| | アウトカム指標 | アウトプット指標 |
|----|---|---|
| 目標 | <ul style="list-style-type: none"> 伐木等作業の安全対策講習会の内容が受講者にとって役に立った旨の回答割合を80%以上とする。 農林水産業における休業4日以上 の振動障害発生件数を10人未満に抑える。 | <ul style="list-style-type: none"> 安全対策講習会の受講者数を350人以上とする。 令和元年度におけるチェーンソー 取扱作業指導員による指導事業場 数を平成30年度の指導事業場数 以上とする。 |

| | | | |
|-------------|--|----|---|
| 事業番号（令和元年度） | 42 平成30年度：51 | 評価 | B |
| 事業名 | 外国人技能実習機構に対する交付金 | | |
| 担当係 | 法人監理係 | | |
| 平成30年度事業概要 | ①監理団体及び実習実施者に対し、安全衛生環境の整備等について外国人技能実習機構職員が実地検査を行う。 ②安全衛生マニュアルの活用等による啓発等を行う。 ③実習実施者に対し安全衛生対策を効果的に周知啓発するため安全衛生セミナーを開催する。 | | |

<30年度目標と実績>

| | アウトカム指標 | アウトプット指標 |
|----|--|---|
| 目標 | 実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合90%以上 | <u>①技能実習生に係る労働者死傷病報告に基づく実地検査件数（500件）</u> ②技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数（500件） |
| 実績 | 達成 | ①につき未達成 |
| | 実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合：100% | <u>①技能実習生に係る労働者死傷病報告に基づく実地検査件数（500件）：428件</u> ②技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数（500件）：1,448件 |

<未達成の理由・原因>

平成30年度に厚生労働省から情報提供した死傷病報告は599件であった。

外国人技能実習機構においては、これらを踏まえた実地検査の一方で、年度当初に大きく報道された除染関係(※)に対応したため、年度当初に立てた計画通り行えなかった。

(※)平成30年3月に「技能実習生が除染等作業に従事していた」旨の報道。報道を受け、外国人技能実習機構および法務省（入管）において平成30年9月末までに調査。このうちH29年11月施行の技能実習法の適用となる実習生については、443企業を調査し技能実習生の除染等業務への従事が認められなかった。

<改善すべき事項・今後の課題>

他の突発的要因があっても目標が確実に達成できるよう、計画を立てて取り組み、毎月報告を求めるほか、未達成の月については原因究明や改善策等の報告を求め、四半期毎に外国人技能実習機構と主務省庁（厚労省・入管庁）に計画達成状況を確認し、大幅な遅れが生じないこととする。

なお、令和2年度予算については、平成30年度の実績等の結果を踏まえ予算額を見直すとともに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等の政府決定を踏まえた必要な要求を行うこととする。

<令和元年度目標>

| | アウトカム指標 | アウトプット指標 |
|----|--|--|
| 目標 | <p>実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合 90%以上</p> | <p>① 技能実習生に係る労働者死傷病報告等に基づく実地検査件数 (600 件)</p> <p>② 技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数 (2,000 件)</p> |

| | | | |
|--------------|--|----|---|
| 事業番号（令和元年度） | 46 平成 30 年度：55 | 評価 | B |
| 事業名 | 産業医学振興経費 | | |
| 担当係 | 労働基準局安全衛生部計画課機構・団体管理室団体監理係 | | |
| 平成 30 年度事業概要 | 産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図る。 | | |

<30年度目標と実績>

| | アウトカム指標 | アウトプット指標 |
|----|--|---|
| 目標 | ①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を 85%以上にする。 ②実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者を 70 名以上とする。 ③認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を 85%以上にする。 | ④産業医研修事業の受講者を 27,000 人以上とする。 ⑤医師国家試験の合格率について、合格率 95%以上とする。 ⑥産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を 550 人以上とする。 ⑦企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を 780 人以上とする。 |
| 実績 | 達成 | ⑤について未達成 |
| | ①研修が有用であった旨の回答は 97.3%であった。 ※有用と回答した者 16,779 名／回答者 17,245 名 ②産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者は 80 名であった。 ③講座が有用であった旨の回答の割合は 94.6%であった。 ※有用と回答した者 883 名／回答者 933 名 | ④産業医研修事業の受講者数は 36,112 名であった。 ⑤医師国家試験の合格率は 89.6%であった。 ⑥産業医の資格取得希望者のための研修の参加者は 1,264 名であった。 ⑦企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対して実施したオープンキャンパスの参加者は計 1,070 名であった。 |

<未達成の理由・原因>

⑤について、医師国家試験のレベルが上がる中において、産業医科大学が実施する総合試験（※）の合格基準（卒業判定基準）は、医師国家試験合格レベルを念頭に策定してきたところであったが、今般実施した総合試験については医師国家試験の合格レベルを下回ってしまったため、医師国家試験に合格できないレベルの学生を複数卒業させてしまったこと、また、学生に対する指導において、学生の入学時の学力が相対的に低下し、かつ、全国模擬試験の成績も低迷するなか、成績下位者に対する学習指導が十分な効果を上げることができなかったことが原因と考えられる。

※ 医師国家試験に準じた形式で行う試験で、その合格が卒業の要件となる試験

<改善すべき事項・今後の課題>

⑤について、医師国家試験の出題傾向、合格基準の丁寧な分析に基づく学習指導を実施するとともに、各年次の進級判定基準や総合試験の合格基準（卒業判定基準）を見直す。また、成績下位者に対しては、担当教員による定期的な個別面談指導による学習の進捗状況把握の機会を増やす、参加必須の特別指導の日数を増加させるなど従来からの取組を強化する。さらに、令和2年度要求において、新たに学内に産業医科大学 IR 室（仮称）を設置するための必要な予算を要求し、現在、産医大の各部署で個別に管理されている在学中の成績、卒業時の成績など各成績データ等を集約の上、有機的に分析し、在学中の学習指導にフィードバックすることで成績下位者を含めた全体の成績の底上げを図る。

<令和元年度目標>

| | アウトカム指標 | アウトプット指標 |
|----|---|---|
| 目標 | <p><公益財団法人産業医学振興財団> ①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を 85%以上にする。</p> <p><学校法人 産業医科大学> ①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者を 70 名以上とする。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を 85%以上にする。</p> | <p><公益財団法人産業医学振興財団> ①産業医研修事業の受講者を 27,000 人以上とする。</p> <p><学校法人 産業医科大学> ①医師国家試験の合格率について、合格率 95%以上とする。 ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を 550 人以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を 780 人以上とする。</p> |

| | | | |
|-------------|--|----|---|
| 事業番号（令和元年度） | 49 平成30年度：64-1 | 評価 | B |
| 事業名 | 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し | | |
| 担当係 | 労働基準局労働条件政策課設定改善係 雇用環境・均等局職業生活両立課働き方・休み方改善係 | | |
| 平成30年度事業概要 | <p>① 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業 各地域の商工団体に配属されている経営指導員等に対して、労務管理のあり方や助成金活用に関するセミナーを実施する。</p> <p>② 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 民間事業者への委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施する。</p> <p>③ 時間外労働等改善助成金 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。</p> <p>④ 働き方・休み方改善に向けた事業 事業主等が自ら働き方・休み方の現状を客観的に評価できる「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等を提供する「働き方・休み方改善ポータルサイト」の運営を行うとともに、時季を捉えた年次有給休暇の取得促進、ボランティア休暇等の普及促進、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催等を行う。</p> | | |

<30年度目標と実績>

| | アウトカム指標 | アウトプット指標 |
|-----|--|---|
| 目 標 | <p>1 時間外労働等改善助成金（4コース） 支給対象事業主等に対してアンケート調査を実施し、各コースとも80%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようにする。</p> <p>2 時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース） 年次有給休暇の取得促進及び所定外労働時間の削減を行う支給対象事業主において、労働者1人当たりの年次有給休暇の年間平均取得日数を1日以上上昇及び、月間平均所定外労働時間数を2時間以上削減する。</p> <p>3 働き方改革推進支援センター相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、相談対応について「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を80%以上とする。</p> <p>4 働き方・休み方改善に向けた事業 ①働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、80%以上から「使いやすい（普通を含む）」の回答を得る。 ②仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウム参加者の評価で、80%以上から「参考になった」の回答を得る。</p> | <p>1 時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース） <u>平成30年度予算における想定件数の7割（1,796件）以上とする。</u></p> <p>2 時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース） <u>平成30年度予算における想定件数の7割（2,391件）以上とする。</u></p> <p>3 時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース） <u>支給決定件数を平成30年度予算における想定件数の7割（146件）以上とする。</u></p> <p>4 時間外労働等改善助成金（団体推進コース） <u>支給決定件数を平成30年度予算における想定件数の7割（84件）以上とする。</u></p> <p>5 働き方改革推進支援センター派遣型専門家による個別訪問件数を、5,000件以上とする。</p> <p>6 働き方・休み方改善に向けた事業 ①働き方・休み方改善ポータルサイト上の企業診断及び社員診断の診断結果件数を年間3万1千件以上とする。 ②仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの参加者数を640人以上とする。</p> |
| | 達 成 | 1、2、3、4、6①について未達成 |

| | | |
|----|--|--|
| 実績 | <p>1 労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合</p> <p>①時間外労働上限設定コース：100%</p> <p>②勤務間インターバル導入コース：99.1%</p> <p>③職場意識改善コース：100%</p> <p>④団体推進コース：100%</p> <p>2 年次有給休暇の年間平均取得日数は5.4日増、月間平均所定外労働時間数は、3.7時間減</p> <p>3 「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合は、98.6%</p> <p>4 働き方・休み方改善に向けた事業</p> <p>①働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおける「使いやすい（普通を含む）」の回答は92.6%と、目標を達成した。</p> <p>②仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムでは、4つの実施事項別に意見を聞いており、</p> <p>ア 基調講演は、「参考になった」が94.6%、</p> <p>イ 事例発表は、「参考になった」が96.2%、</p> <p>ウ パネルディスカッションは、「参考になった」が86.4%、</p> <p>エ 働き方改革関連法の説明は、「参考になった」が70.1%となっている。当該シンポジウムとしての評価は把握できていないが、これらの結果（単純な平均値：86.8%）から当該シンポジウムとしては「参考になった」旨の回答が80%以上であったものと考ええる。</p> | <p>1 <u>時間外労働上限設定コース支給決定件数：15件</u></p> <p>2 <u>勤務間インターバル導入コース支給決定件数：2,360件</u></p> <p>3 <u>職場意識改善コース支給決定件数：91件</u></p> <p>4 <u>団体推進コース支給決定件数：75件</u></p> <p>5 派遣型専門家による個別訪問件数：11,900件</p> <p>6 <u>働き方・休み方改善に向けた事業</u></p> <p>①<u>働き方・休み方改善ポータルサイト上の企業診断及び社員診断の診断結果件数：29,768件</u></p> <p>②仕事と生活の調和が取れた働き方普及のためのシンポジウムの参加者数：1,237人</p> |
|----|--|--|

<未達成の理由・原因>

1について、時間外労働上限設定コースは、労働基準法第36条第1項の協定で定める時間外労働時間数を短縮することを促進させるという重要施策を担っているものであるが、時間外労働の上限規制については、我が国の雇用の7割を担う中小企業への適用が、2020年4月1日からとされたことを踏まえ、今年度中に36協定を見直す企業が多いと考えられ、平成30年度中の申請に対するインセンティブが働かなかったことが、支給件数が低調となった大きな要因と考えられる。

2について、勤務間インターバル導入コースは、平成29年度から支給を開始した助成金であるが、「働き方改革実行計画」において勤務間インターバル制度の普及促進に向けた取組を推進すること等により、積極的な周知を行った結果、目標をほぼ達成することができたところであるが、支給上限額が他のコースより低いこと等により、目標件数までには至らなかったものと考えられる。

3について、職場意識改善コースの支給決定件数が91件で、目標の約6割の状況であり、要件を見直したことにより昨年度の目標達成率（約5割）より向上したところであるが、年次有給休暇の年間平均取得日数及び月間平均所定外労働時間数の算定に煩わしさを感じる等により、申請件数が伸び悩んだものと考えられる。

4について、団体推進コースは、平成30年度から支給を開始した助成金であり、中小企業における時間外労働の削減等に有効な手段であると考えられるが、周知不足もあり、支給決定件数が75件で、目標の約9割の状況にとどまった。

6の①について 働き方・休み方改善ポータルサイトを訪問した人数は478,508人で過去最高、企業診断及び社員診断を行った者は48,467人であったが、診断結果まで出された件数は29,768件（前年度比較で企業診断は増加したものの、社員診断は減少）で、目標を達成できなかった。社員診断においても、1週間当たりの労働時間数、年次有給休暇の取得日数等の入力があり、その実績の入力等に煩わしさを感じる等により、診断結果まで到達しなかった者が多数生じたものと考えられる。

<改善すべき事項・今後の課題>

令和元年度における改善策については、支給実績等を踏まえ、目標未達成のアウトプット指標1について、時間外労働上限設定コースの交付申請期限を延長するとともに、「働き方改革推進支援センター」等で、引き続き、同コースの活用に向けた周知を行うこととする。

2について、勤務間インターバル導入コースの助成上限額の引上げ等の助成要件の拡充を行った。

3について、職場意識改善コースの年次有給休暇の年間平均取得日数の算定を不要とする等の助成要件の変更を行った。

4について、団体推進コースの事業ごとの助成上限額を撤廃する等の助成要件の変更を行うとともに、「働き方改革推進支援センター」等で、引き続き、同コースの活用に向けた周知を行うこととする。

また、6の①については、令和元年8月末までに企業診断指標及び社員診断指標の改修を行うことにより、労働時間等の実績を入力させる際に入力しやすくなるよう改善を図るとともに、改修後は、集中的な周知を行って実施率の向上に努めていく。

今後において、本事業が、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の普及促進、働き方改革に対する中小企業事業主の取組支援という重要施策を担っているものであることから、平成30年度の実績を踏まえつつ、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の遵法状況を定着させるため、事業内容の効率化、助成要件の見直し、周知方法を検討しながら、引き続き、必要な要求を行う。

<令和元年度目標>

| | アウトカム指標 | アウトプット指標 |
|--------|--|--|
| 目 標 | <p>1 時間外労働等改善助成金（4コース） 支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも80%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようにする。</p> <p>2 時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース） 所定外労働時間の削減を行う支給対象事業主において、月間平均所定外労働時間数を2時間以上削減する。</p> <p>3 働き方改革推進支援センター相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、相談対応について「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を80%以上とする。</p> <p>4 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業 経営指導員等に対するセミナーにおいて、受講者に対してアンケートを実施し、講義内容について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を80%以上とする。</p> <p>5 働き方・休み方改善に向けた事業 ①働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、80%以上から「使いやすい（普通を含む）」の回答を得る。 ②仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウム参加者の評価で、80%以上から「参考になった」の回答を得る。</p> | <p>1 時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース） 支給決定件数を令和元年度予算における想定件数の7割（1,822件）以上とする。</p> <p>2 時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース） 支給決定件数を令和元年度予算における想定件数の7割（2,587件）以上とする。</p> <p>3 時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース） 支給決定件数を令和元年度予算における想定件数の7割（103件）以上とする。</p> <p>4 時間外労働等改善助成金（団体推進コース） 支給決定件数を令和元年度予算における想定件数の7割（697件）以上とする。</p> <p>5 働き方改革推進支援センター派遣型専門家による個別訪問件数を、37,000件以上とする。</p> <p>6 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業 開設した「働き方改革特設サイト」のPV数について、年間で200万PVを達成する。</p> <p>7 働き方・休み方改善に向けた事業 ①働き方・休み方改善ポータルサイト上の企業診断及び社員診断の診断結果件数を年間29,800件以上とする。 ②仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの参加者数を800人以上とする。</p> |

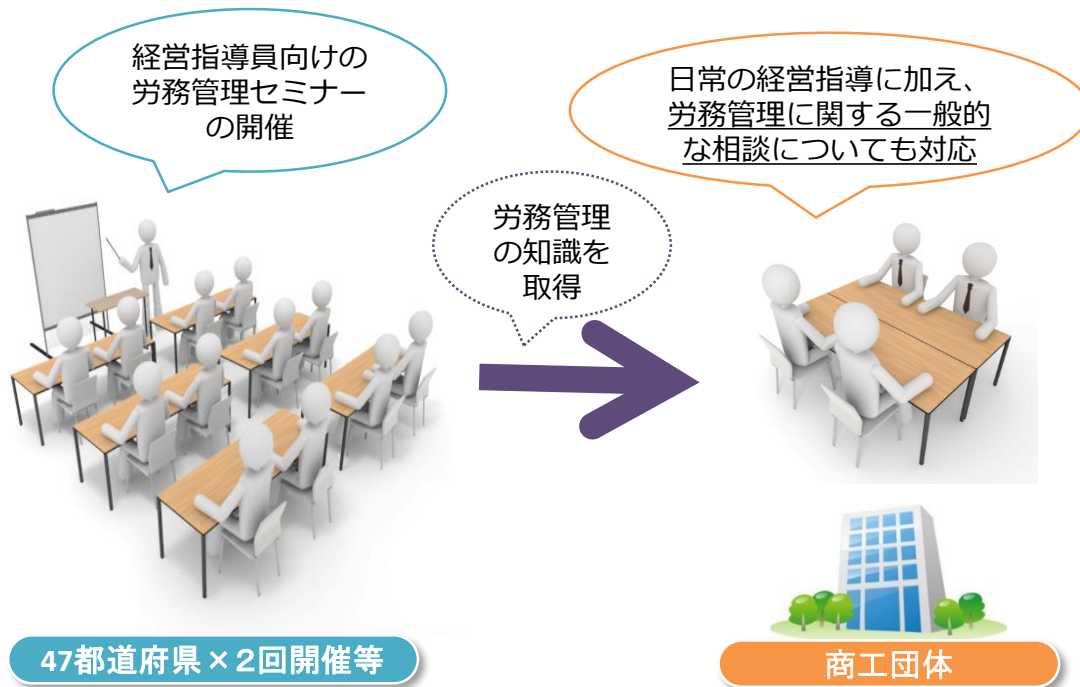
「働き方改革」に向けた周知・啓発事業

令和元年度予算額 303,610千円(17,592千円)

「働き方改革関連法」の施行に向けて、「働き方改革」によって何が変わるのか等を理解するため、労働法制の考え方や働き方改革に取り組むための改善事例、国の支援策等を広く周知・啓発していくことが必要であり、以下の周知事業を実施。

- ① 各地域の商工会議所・商工会・中央会に配属されている経営指導員等に対して、労務管理のあり方や労働関係助成金活用などに関するセミナーの開催。
- ② 中小企業・小規模事業者等に対する国の各種支援策等について、インターネットや新聞広告等のメディアを活用した全国的な周知広報の実施。

① 労務管理セミナーの開催



② 各種支援策等の周知広報

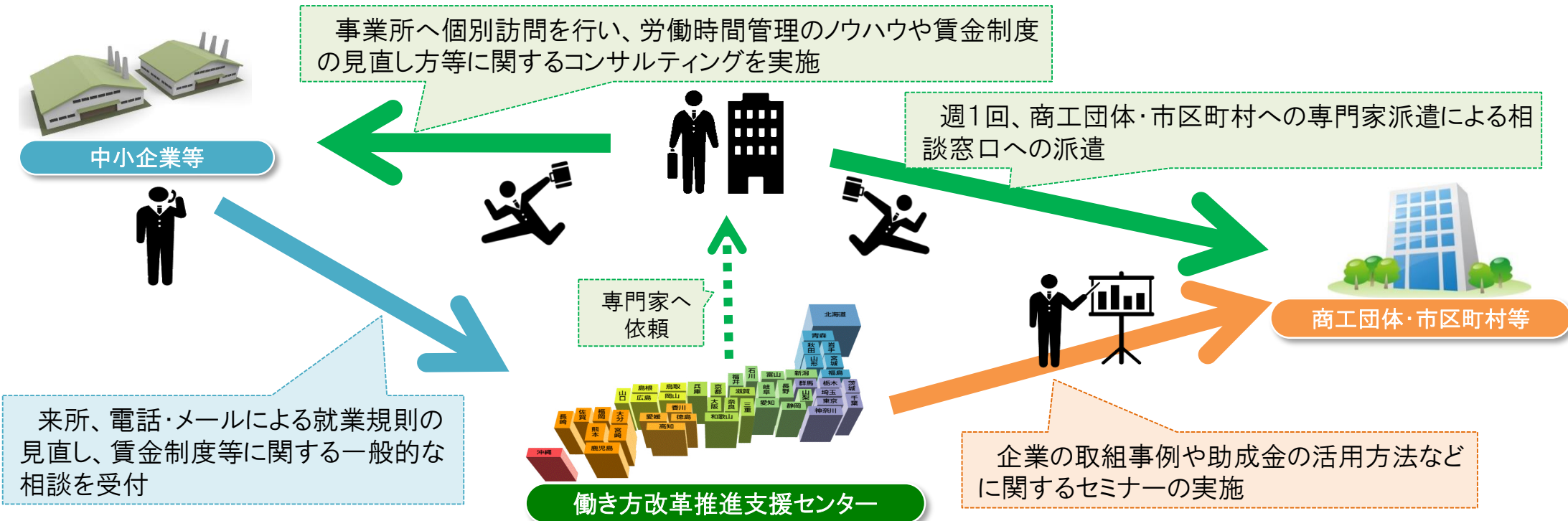


中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

令和元年度予算額 7,625,743千円(1,546,447千円)

- 中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、
- 窓口相談や企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
 - 労務管理などの専門家が事業所への個別訪問などにより、36協定届・就業規則作成ツールや業種別同一労働同一賃金マニュアル等を活用したコンサルティングの実施
 - 各地域の商工会議所・商工会・中央会・市区町村等への専門家派遣による相談窓口への派遣などの、技術的な相談支援を行う。

働き方改革推進支援センター



時間外労働等改善助成金（拡充）

令和元年度予算額 6,261,208（3,501,528）千円

時間外労働の上限規制等に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う

| コース名 | 助成概要 | 支給要件 | 助成率 | 上限額 | 助成対象 |
|---|---|--|--|---|---|
| 時間外労働上限設定コース 予算額 2,053,963千円 (1,919,015千円) | 時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主に対し助成 | 月80時間を超える等の特別条項付き36協定を締結し、現に当該時間を超える時間外労働を複数月行った労働者がいる（単月に複数名が行った場合を含む）中小企業事業主が、助成対象の取組を行い、時間外労働の上限設定を行うこと | 費用の3/4を助成 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 | ①平成31年度又は平成32年度に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間、年360時間に設定した場合⇒上限150万円 等 ※月45時間を超え月60時間以下の設定に留まった場合⇒100万円 等 ② 更に、週休2日制とした場合、その度合いに応じて上限額を加算 ※4週当たり4日増100万円、3日増75万円、2日増50万円、1日増25万円 ③ 上限額の合計は200万円 | 労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 ①就業規則の作成・変更 ②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む） ③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理用機器等の導入・更新 ⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 ⑥人材確保に向けた取組等 |
| 勤務間インターバル導入コース 予算額 1,104,767千円 (1,027,974千円) | 勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成 | 助成対象の取組を行い、新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること | | 勤務間インターバル時間数に応じて ・9時間以上11時間未満： <u>80万円</u> ・11時間以上： <u>100万円</u> | |
| 職場意識改善コース 予算額 97,997千円 (128,099千円) | 年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推進する中小企業事業主に対し助成 | 助成対象の取組を行い、以下の目標を達成すること ①特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の規定を整備すること ②月間平均所定外時間数を5時間以上削減すること | | 上限額：100万円 | |
| 団体推進コース 予算額 3,004,481千円 (426,440千円) | 3社以上の中小企業事業主団体において、傘下企業の時間外労働の上限規制への対応に向けた取組を行う事業主団体に対し助成 | 事業主団体が助成対象の取組を行い、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること | 定額 | 上限額：500万円 ※都道府県又はブロック単位で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は上限額：1,000万円 | ①市場調査 ②新ビジネスモデルの開発、実験 ③好事例の周知、普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談窓口の設置 等 |

「働き方・休み方改善ポータルサイト」とは

厚生労働省では、企業の皆さまが社員の働き方・休み方の改善に向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイト」を、平成27年1月30日に開設しました。サイトでは、専用指標によって企業診断ができる「働き方・休み方改善指標」や、「企業における取組事例」などを掲載しています。社員が自らの働き方・休み方を振り返るための診断も行えます。

長時間労働や休暇が取れない生活が常態化すれば、社員のメンタルヘルスに影響を及ぼす可能性が高くなり、生産性が低下します。また、企業としては、離職リスクの上昇や、イメージの低下など、さまざまな問題が生じることになります。社員のために、そして企業経営の観点からも、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進が求められています。

1 働き方改革ツールを提供します



2 専用指標による企業診断ができます



3 診断結果に基づき対策を提案します



4 提案内容に関連した取組を実施している企業の取組概要を紹介します

5 企業の取組事例を詳しく紹介します

取組事例
 (厚生労働省) 年休取得促進・多様な正社員(新卒の働き方)テレワーク

| | |
|--|--------------------------------|
| 企業名: 伊藤忠商事株式会社 | 所在地: 東京本社(東京都港区) / 大阪本社(大阪府北区) |
| 社員数: 4,343名(2014年4月1日時点) 新卒勤務対象社員数: 約2,600名(出向者を除く国内勤務社員) | 業種: 卸売業 |

取組の目的:
 残業ありきの働き方を今一度見直し、所定勤務時間帯(9:00-17:15)での勤務を基本とした上で夜型の残業体質から朝型の勤務へと改め、効率的な働き方の実践を通して、総労働時間の削減を図るもの。

取組の概要:

○トップメッセージ
 本取組は「企業経営者視点」で「働き方・休み方改善」を進め、社員の働き方・休み方を改善し、生産性を向上させることを目的とする。

働き方・休み方指標による診断を活用した取組・参考事例を見てみましょう。

| 事業内容・業種 | 特徴指標(水色転写)及び達成 | 事例 | 取組事例 |
|----------|----------------|------|------|
| 従業員規模 | 34 | | |
| 目指すターゲット | 働き方 | 対策指標 | 全指標 |

○仕組みや取組の状況

| 項目 | 取組内容 | 達成状況 |
|----------|-------------|------|
| 1.Vision | ①方針・目標の明確化 | ○ |
| | ②改善推進の体制づくり | ○ |
| | ③改善促進の制度強化 | ○ |
| 3.Action | ④意識改善 | ○ |
| | ⑤情報提供・相談 | ○ |
| 4.Check | ⑥仕事の進め方改善 | ○ |
| | ⑦業務改善・管理 | ○ |
| | ⑧業務改善・管理 | ○ |

「働き方・休み方改善ポータルサイト」
<http://work-holiday.mhlw.go.jp>
 (平成27年1月30日開設)

長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた自主的取組への技術的な支援

令和元年度予算額 559,079(522,040)千円

平成30年度

改善指標を活用した労働環境改善に向けた支援

- 「働き方・休み方改善指標」の活用事例の収集、指標の活用への検討
- 「働き方・休み方改善指標」の見直し等

生産性が高く、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催

- 生産性が高く、仕事と生活の調和がとれた働き方を促進する労使の意識高揚のためのシンポジウムの開催(全国8か所)

労働時間等設定改善に関する意識・動向調査

- 企業10,000社、労働者30,000人

助言・指導

- 働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導
- 労働時間等見直しガイドライン等の周知

令和元年度

改善指標を活用した労働環境改善に向けた支援 79,131(77,685)千円

- 働き方・休み方の現状を客観的に評価することができる「働き方・休み方改善指標」の活用事例の収集により、指標の効果的な活用について検討を行う。
- 改正された「働き方・休み方改善指標」をポータルサイトに掲載する。

生産性が高く、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催等 20,496(21,348)千円

- 働き方・休み方改善に向けたより一層の社会的機運の醸成及びワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、全国8か所でシンポジウムを開催する。

労働時間等設定改善に関する意識・動向調査 25,054(24,598)千円

- 各種労働時間制度や法定以外の休暇制度の導入状況のほか、年次有給休暇を取得しない理由等について調査する。

労働時間等見直しガイドライン等の周知 34,649(34,649)千円

- 労働時間等見直しガイドラインのリーフレット等の作成、配布

働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導 395,091(363,680)千円

- 恒常的な長時間労働の実態にある事業場に対し、働き方・休み方の改善のための相談、助言・指導を行うことを目的として配置
- 「働き方」の改善に加え、「休み方」に重点を置いた改善も意識しつつ、仕事の組み立て方や就労の仕方を見直す等、「働き方」と「休み方」を総合的に改善していくための相談、助言・指導を実施

雇用環境・均等局

労働基準局

社会復帰促進等事業の平成30年度予算執行状況(執行率が70%未満の事業)

(※)一般競争入札(最低価格落札方式)を行った結果執行率が低調となったもの。

(単位:千円)

| 令和元年度 PDCA 評価番号 | 30年度 PDCA 評価番号 | 30年度 評価 | 事業名 | 30年度の事業概要 | 30年度の執行率が低調であった理由 | 30年度の執行率を踏まえた令和2年度事業の見直し | 平成30年度 | | | 担当課 |
|-----------------------|----------------------|------------|----------------------------|---|--|--|---------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| | | | | | | | 予算額(①) (行政経費を除く) | 決算額(②) (行政経費を除く) | 執行率(%) (②÷①×100) | |
| 14 | 16 | C | 長期家族介護者に対する援護経費 | 要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由で死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から、一時金100万円を支給する。 | 予算額の算定基礎となった直近の執行実績に比べ、請求件数が少なかったため、執行率が低調になった。 | 実績を踏まえて所要の予算要求を行うとともに、制度をわかりやすく紹介する資料を新たに作成の上、実施主体である労働局に対し制度の再周知を行う。また、当該制度の目的をより実現するため、事業の運営方法等を検討し、必要な見直しを図ることとする。 | 37,000 | 22,000 | 59.5% | 労働基準局 労災管理課 |
| 17 | 20 | — | 労災援護金等経費 | 労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図るため、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。 | 平成30年度においては、入院通院等をする者がなく、申請がなかったため執行率が低調となった。なお、平成28年度には4百万円を支給している。 | 本事業は、けい肺及びせき髄損傷により労災認定を受けた者のうち、昭和35年3月31日以前に打切補償を受けたため、労災保険で療養を行うことができない者に対して行われるものであり、その対象者は非常に限定されているが、現在でも対象となりうる者が十数名程度、生存していることが見込まれることから、過去実績を踏まえた上で、所要の予算要求を行う。 | 5,510 | 0 | 0.0% | 労働基準局 補償課 |
| (※) 20 | 23 | B | 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進 | 企業等からの申請に基づき、安全衛生水準の高い企業等を客観的な指標で評価・認定し、公表すること等により、企業の安全衛生へのより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業等の情報を求職者等に共有する。 | 一般競争入札(最低価格落札方式)を行った結果、執行率が低調となった。これは、企業向けセミナーやアドバイザー育成セミナーを同日開催としたこと、また、旅費や会場借料等の出費を抑えたこと等によるものである。 | 委託事業の開始から4年が経過し、制度の周知については一定の成果を得られたと考える。今後は、「大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援」事業等のなかで、引き続き制度の周知を行っていくこととし、本事業は令和元年度限りで廃止する。 | 21,689 | 10,501 | 48.4% | 労働基準局 安全衛生部 計画課 |
| 21 | 25 | A | 安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費 | ASEAN諸国及び日本、中国、韓国の政府機関によるネットワークである「ASEAN-O SHNET+3」や国際労働機関(ILO)の開催する国際会議、セミナー等に参加して、労働安全衛生分野における的確な国際化への対応を図る。 | 中国政府内の組織改編が行われた影響で、中国側でシンポジウムを責任を持って担当する体制が整わなかったため、シンポジウムの開催を見送った。その結果、当該シンポジウムに係る委託事業は執行しておらず、執行率が低調となった。 | 平成30年度においては相手国の事情によりシンポジウムの開催ができなかったが、今後も継続して実施していく必要があることから、所要の予算要求を行う。なお、令和元年度の実施体制について、中国側と調整を行った結果、中国側から責任を持ってシンポジウムを担当する旨の連絡があったことから、当該部局と開催に向けた調整を行っている。 | 3,561 | 0 | 0.0% | 労働基準局 安全衛生部 計画課 |
| 24 | 28 | B | 職場における受動喫煙対策事業 | 病院、学校等の公共施設に比べ、職場での受動喫煙防止の取組が遅れている状況を改善するため、中小企業事業者であって喫煙室を設置する等の措置を実施する事業場に対して費用の一部を国が助成する等により、全国の事業場における取組を促進して労働者の健康を確保する。 | 改正健康増進法における喫煙室等の基準の策定が遅れ、平成31年2月に公表されたことを受け、平成30年度内の喫煙室等の設置を見送った事業者が多かったと考えられる。それにより、助成金や測定機器貸出しの件数が伸び悩んだことから執行率が低調となった。 | 喫煙室等の基準が公表されたことを受け、令和元年度において事業者へ重点的な支援を行う。また、令和2年度においては、4月からの改正健康増進法完全施行に対応するため、同法で義務付けられている措置を助成対象から外し、より望ましい措置に限定するなど、助成金による助成対象範囲を見直し、積極的に受動喫煙対策に取り組む事業者に対する支援を講ずるとともに、受動喫煙対策に当たって遵守すべき内容について引き続き周知啓発を図る。 | 2,879,507 | 369,804 | 12.8% | 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課 |

| 令和元年度 PDCA 評価番号 | 30年度 PDCA 評価番号 | 30年度 評価 | 事業名 | 30年度の事業概要 | 30年度の執行率が低調であった理由 | 30年度の執行率を踏まえた令和2年度事業の見直し | 平成30年度 | | | 担当課 |
|-----------------------|----------------------|------------|---|--|--|--|---------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------------|
| | | | | | | | 予算額(①) (行政経費を除く) | 決算額(②) (行政経費を除く) | 執行率(%) (②÷①×100) | |
| 27 | 34 | A | 長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化等の取組 | 長時間労働の可能性のある事業場等に対して過重労働の解消のためのセミナー等を実施することにより、長時間労働の抑制、過重労働の解消対策を推進する。 | 「36協定未届事業場に対する相談支援事業」(36協定の未届事業場に対して自主点検を実施し、希望する事業者に対してセミナー及び個別訪問による支援等を行う事業)について、①予算編成時にセミナー等の希望事業者数の正確な見積もりが困難であったこと、②セミナー又は個別訪問等を希望する事業者が見込みを大幅に下回ったことにより、執行率が低調となった。 | 30年度事業の実績を踏まえ、見積もりを見直すとともに、他の事業との整理・統合等により事業の合理化を図ることにより、効率的・効果的な事業運営を行うこととする。 | 1,168,004 | 512,019 | 43.8% | 労働基準局 監督課 |
| 29 | 37 | A | メンタルヘルス対策等事業 | メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。 | ポータルサイト上に公開されている「ストレスチェック実施プログラム」の改修費が抑えられたことや2ヶ年度計画で実施していた事例研究が平成29年度内で成果を上げたため、平成30年度は実施しなかったこと等により、執行率が低調となった。 | 左記の実施プログラムの改修費及び事例研究については、平成30年度限りの事業であり、令和元年度要求では、これらの予算を削減するとともに、その他の事業についても、より効果的な事業運営が図られるよう、仕様の見直し等を行った。 令和2年度要求においても、仕様の見直し等を行い、所要の予算要求を行う。 | 133,818 | 73,896 | 55.2% | 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課 |
| (※) 43 | 52 | A | 労働基準行政関係相談業務に係るコールセンターの設置・運営事業 (旧:労働条件・安全衛生確保関係相談業務の外部委託化経費) | 対象労働基準監督署に入電した電話について、コールセンターで次の内容を一元的に対応する。 ①労働基準監督署に関する一般的な問い合わせ ②法令・制度に係る一般的な問い合わせ ③労働基準監督署に対する苦情や意見 ④個別事案等について該当労働基準監督署への取り次ぎ | 一般競争入札(最低価格落札方式)を行った結果、執行率が低調となった。 これは、受託事業者が自社設備を活用することで、出費を抑えたこと等によるものである。 | 令和元年度～令和5年度は、5年国債により実施しているため、5年国債最終年度以降において、これまでの実績を精査し、所要の予算要求を行う。 | 797,919 | 366,642 | 45.9% | 労働基準局 総務課 |
| 34 | 56 | A | 第三次産業労働災害防止対策支援事業 | 業務上疾病のうち約6割を占める職場における腰痛災害を減少させるため、特に災害の多い社会福祉施設を含む保健衛生業等における腰痛防止対策を実施する。 | 経営トップを対象とするセミナーを実施する委託事業(安全管理セミナー事業)については、予定価格等の問題で4回公示しており、4回目の公示での仕様書では、当初は委託業者が謝金を支払い有識者にセミナー講師となってもらうところ、本省職員をセミナー講師とすることとし、予定価格自体が予算額を大幅に下回ったため、執行額が低調となった。 | 令和元年度の調達時にも、より効果的な事業となるよう、仕様の見直しを行ったところであるが、令和2年度事業においても、引き続き、仕様の見直しを行うとともに、外国人労働者や高齢労働者の労働災害防止対策の充実・強化が求められていることを踏まえ、所要の予算要求を行う。 | 108,783 | 74,770 | 68.7% | 労働基準局 安全衛生部 安全課・労働衛生課 |
| 49 | 64-1 | B | 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し | 労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。 | 時間外労働上限設定コースについては、労働基準法第36条第1項の協定で定める時間外労働時間を短縮することを促進させるという重要施策を担っているものであるが、時間外労働の上限規制については、我が国の雇用の7割を担う中小企業への適用が、令和2年4月1日からとされたことで、令和元年度中に36協定を見直す企業が多いと考えられ、申請に対するインセンティブが働かなかつたこと等により、支給件数が見込みを下回り、執行率が低調となった。 | 時間外労働の上限規制の中小企業への適用が、令和2年4月1日であることを踏まえ、要件の見直しを行う。また、平成30年度の実績を踏まえ、要求額の精査を行う。 | 4,729,132 | 1,979,948 | 41.9% | 労働基準局労働条件政策課 雇用環境・均等局 職業生活両立課 |

| 令和元年度 PDCA 評価番号 | 30年度 PDCA 評価番号 | 30年度 評価 | 事業名 | 30年度の事業概要 | 30年度の執行率が低調であった理由 | 30年度の執行率を踏まえた令和2年度事業の見直し | 平成30年度 | | | 担当課 |
|-----------------------|----------------------|------------|---|---|--|---|---------------------|---------------------|---------------------|-------------------|
| | | | | | | | 予算額(①) (行政経費を除く) | 決算額(②) (行政経費を除く) | 執行率(%) (②÷①×100) | |
| 50 | 64-2 | A | 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (テレワーク普及促進等対策) | テレワーク・セミナー、テレワーク相談センター及び訪問コンサルタント、助成金の支給等を通じて、多様で柔軟な働き方の一つであるテレワークの普及促進を図る。 | サテライトオフィスモデル事業については、一般競争入札等を行った結果、執行率が低調となった。これは、応札企業が、自社の保有施設をサテライトオフィスとして運営することで、借料等の経費を削減できたこと等から、応札額が低くなったものである。 また、時間外労働等改善助成金(テレワークコース)については、受給企業数は目標を上回ったものの、1社平均の受給額が見込みより低かったことから執行率が低調となった。 | サテライトオフィスモデル事業については、令和元年度をもって終了する予定である。 また、時間外労働等改善助成金(テレワークコース)については、申請手続きの柔軟化や申請件数が低調な地方での周知啓発の強化等の見直しを検討し、助成金の一層の活用を図る。 | 517,116 | 274,799 | 53.1% | 雇用環境・均等局 在宅労働課 |

**社会復帰促進等事業に関する平成 30 年度成果目標の実績評価
及び令和元年度成果目標(案)**

目 次

| 令和元年度 事業番号 (PDCA) | 30年度事業 番号 (PDCA) | 事業名 | ページ数 |
|-------------------------|------------------------|--|------|
| 1 | 1 | 外科後処置費 | 1 |
| 2 | 2 | 義肢等補装具支給経費 | 2 |
| 3 | 3 | 特殊疾病アフターケア実施費 | 3 |
| 4 | 4 | 社会復帰特別対策援護経費 | 4 |
| 5 | 5 | 障害者職業能力開発校施設整備費 | 5 |
| 6 | 6 | CO中毒患者に係る特別対策事業経費 | 6 |
| 7 | 7-1 | 独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (労災病院の運営) | 8 |
| | 7-2 | 独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (医療リハビリテーションセンターの運営) | |
| | 7-3 | 独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (総合せき損センターの運営) | |
| | 7-4 | 独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (産業殉職者慰霊事業) | |
| | 7-5 | 独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (治療就労両立支援センターの運営) | |
| | 7-6 | 独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (労働安全衛生総合研究所の運営) | |
| | 7-7 | 独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (日本バイオアッセイ研究センターの運営) | |
| | 8 | 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備 費 | |
| 8 | 9 | 労災疾病臨床研究事業費補助金事業 | 14 |
| 9 | 10 | 炭鉱災害による一酸化炭素中毒に関する特 別措置法に基づく介護料支給費 | 15 |
| 10 | 11 | 労災就労保育援護経費 | 16 |
| | 12 | 労災就学援護経費 | |
| 11 | 13 | 社会復帰促進等事務費 (旧:社会復帰相談員等設置費) | 17 |
| 12 | 14 | 労災ケアサポート事業経費 | 18 |
| 13 | 15 | 休業補償特別援護経費 | 19 |
| 14 | 16 | 長期家族介護者に対する援護経費 | 20 |
| 15 | 17 | 労災特別介護施設設置費 | 21 |
| | 18 | 労災特別介護援護経費 | |

| 令和元年度 事業番号 (PDCA) | 30年度事業 番号 (PDCA) | 事業名 | ページ数 |
|-------------------------|------------------------|--|------|
| 16 | 19 | 労災診療被災労働者援護事業補助事業費 | 23 |
| 17 | 20 | 労災援護金等経費 | 24 |
| 18 | 21 | 過労死等援護事業実施経費 | 25 |
| | 36 | 過労死等防止対策推進経費 | |
| 19 | 22 | 労働安全衛生等事務費 | 27 |
| | 24-1 | 安全衛生啓発指導等経費 | |
| | 24-2 | 安全衛生啓発指導等経費 (技能講習修了証明書発行等一元管理事業) | |
| | 24-3 | 安全衛生啓発指導等経費 (職場の安全衛生情報の周知・意識啓発事業) | |
| | 45 | 特別安全衛生指導等経費 | |
| | 57 | 安全衛生施設整備費(一部) | |
| 20 | 23 | 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する 制度の推進 | 30 |
| 21 | 25 | 安全衛生分野における国際化への的確な対応 のための経費 | 31 |
| 22 | 26-1 | 職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発緊急作業従事者の被ばく 管理対策等) | 32 |
| | 26-2 | 職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発・除染作業者の放射線関 連情報の国際発信の強化) | |
| | 26-3 | 職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発の被ばく線量低減対策の 強化) | |
| 23 | 27 | じん肺等対策事業 | 34 |
| | 31 | 石綿障害防止総合相談員等設置経費 | |
| 24 | 28 | 職場における受動喫煙対策事業 | 36 |
| 25 | 29 | 新規化学物質の有害性調査試験 | 38 |
| | 30 | 職場における化学物質管理の総合対策・化学 物質管理の支援体制の整備 | |
| | 57 | 安全衛生施設整備費(一部) | |
| 26 | 32 | 労働衛生指導医設置経費 | 40 |
| | 33 | 産業保健活動総合支援事業 | |
| 27 | 34 | 長時間労働の是正に向けた法規制の執行強 化等の取組 | 42 |

| 令和元年度 事業番号 (PDCA) | 30年度事業 番号 (PDCA) | 事業名 | ページ数 |
|-------------------------|------------------------|--------------------------|------|
| 28 | 35 | 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化 | 44 |
| 29 | 37 | メンタルヘルス対策等事業 | 46 |
| 30 | 38 | 治療と職業生活の両立等の支援手法の開発 | 48 |
| 31 | 39 | 新規起業事業場対策 | 49 |
| 32 | 40 | 働きやすい職場環境形成事業 | 51 |
| | 58 | 雇用均等指導員(均等担当)の設置 | |
| | 60 | 短時間労働者健康管理啓発指導経費 | |
| 33 | 41 | 建設業等における労働災害防止対策費 | 53 |
| 34 | 42 | 荷役作業における労働災害防止対策経費 | 56 |
| | 56 | 第三次産業等労働災害防止対策支援事業 | |
| 35 | 43 | 林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業 | 58 |
| 36 | 44 | 機械等の災害防止対策費 | 59 |
| 37 | 46 | 特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 | 61 |
| 38 | 47 | 自主点検方式による特別監督指導の機能強化 | 63 |
| 39 | 48 | 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 | 64 |
| 40 | 49 | 家内労働安全衛生管理費 | 66 |
| 41 | 50 | 女性労働者健康管理等対策費 | 68 |
| | 59 | 女性就業支援全国展開事業 | |
| | 62 | 雇用均等行政情報化推進経費 | |

| 令和元年度 事業番号 (PDCA) | 30年度事業 番号 (PDCA) | 事業名 | ページ数 |
|-------------------------|------------------------|-------------------------------------|------|
| 42 | 51 | 外国人技能実習機構に対する交付金 | 70 |
| 43 | 52 | 労働基準行政関係相談業務に係るコールセンターの設置・運営事業 | 72 |
| 44 | 53 | 労働安全衛生融資資金利子補給費等経費 | 73 |
| 45 | 54 | 労働災害防止対策費補助金経費 | 74 |
| 46 | 55 | 産業医学振興経費 | 75 |
| 47 | 61 | 就労条件総合調査費 | 77 |
| 48 | 63 | 未払賃金立替払事務実施費 | 78 |
| 49 | 64-1 | 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し | 80 |
| 50 | 64-2 | テレワーク普及促進等対策 | 83 |
| 51 | 64-3 | 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組 | 85 |
| 52 | 65 | 中小企業退職金共済事業経費 | 87 |
| — | 66 | 勤労者財産形成促進事業に必要な経費 | 88 |
| 53 | 67 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費 | 89 |
| | 68 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費 | |
| 54 | 69 | 個別労働紛争対策費 | 91 |
| 55 | 70 | 雇用労働センター設置・運営経費 | 93 |

| | | | | | | | | | |
|--|---|---|-----------------------------|----------------------|----------------|----------------------|---|---|--------|
| 事業名 | 外科後処置費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 1 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 1 |
| 事業の別 | 社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号) | | | | | | | 担当係 | 福祉係 |
| 実施主体 | 都道府県労働局 | | | | | | | | |
| 事業 / 制度 概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、症状固定後の被災労働者に対し、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術を行う等、外科後処置に要する費用を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を 対象に) | 症状固定後の被災労働者 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む) | 外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。 | | | | | | | |
| | 実施 体制 | 都道府県労働局において、手術等に要した費用及びそのための旅費に関する申請に基づき支給を行う。 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 67,852 | 28年度予算額 (千円) | 43,240 | 29年度予算額 (千円) | 52,025 | 30年度予算額 (千円) | 54,951 | 令和元年度予算 額 (千円) | 60,601 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 62.4 | 28年度 予算執行率 (%) | 83.9 | 29年度 予算執行率 (%) | 115.3 | 30年度 予算執行率 (%) | 82.5 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | 87.1% (申請件数:93件、1か月以内に決定した件数:81件) 【目標達成の理由】標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行う事を定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。 | | |
| | アウトプット 指標 | 申請について迅速・適正に処理する。 | | | | アウトプット 指標 【○】 | 申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。 【目標達成の理由】標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行う事を定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | 申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | 申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 外科後処置費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。 | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | - | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---|--|-----------------------------|----------------------|----------------|----------------------|---|---|-----------|
| 事業名 | 義肢等補装具支給経費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 2 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 2 |
| 事業の別 | 社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号) | | | | | | | 担当係 | 福祉係 |
| 実施主体 | 都道府県労働局 | | | | | | | | |
| 事業/ 制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、症状固定後の被災労働者が、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢等補装具を必要とする場合に、その購入等に要した費用を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を対象に) | 症状固定後の被災労働者 | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | 義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給。 | | | | | | | |
| | 実施体制 | 厚生労働省本省及び都道府県労働局において、義肢等補装具の購入等に要した費用及びその装着等に要する旅費に関する費用について申請に基づき支給を行う。 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 2,657,635 | 28年度予算額 (千円) | 2,987,207 | 29年度予算額 (千円) | 3,361,584 | 30年度予算額 (千円) | 2,957,881 | 令和元年度予算額 (千円) | 2,979,074 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 100.7 | 28年度 予算執行率 (%) | 89.4 | 29年度 予算執行率 (%) | 82.1 | 30年度 予算執行率 (%) | 99.6 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | 96.2% (申請件数:10,759件、1か月以内に決定した件数:10,351件) 【目標達成の理由】標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行う事を定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。 | | |
| | アウトプット 指標 | 申請について迅速・適正に処理する。 | | | | アウトプット 指標 【○】 | 申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。 【目標達成の理由】標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行う事を定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | 申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | 申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 義肢等補装具支給経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。 | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | - | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 執行実績等を踏まえ、引き続き適切に実施する。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|-----------------------------|----------------------|---------------------|--|-----------------|---|-----------|
| 事業名 | 特殊疾病アフターケア実施費 | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 3 | |
| | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 3 | |
| 事業の別 | 社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号) | | | | | | 担当係 | 福祉係 | |
| 実施主体 | 都道府県労働局 | | | | | | | | |
| 事業／制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、症状固定後の被災労働者が、後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのある場合、医療機関で診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行うとともに、症状固定後に必要な措置を行い、また、その通院に要する費用を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を対象に) | 症状固定後の被災労働者 | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | 症状固定後も後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。 | | | | | | | |
| | 実施体制 | 都道府県労働局においてアフターケアの健康管理手帳の交付事務を行い、厚生労働省本省においてこれに係る費用(委託費・通院費)の支給を行う。 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 3,680,267 | 28年度予算額 (千円) | 3,733,250 | 29年度予算額 (千円) | 3,857,635 | 30年度予算額 (千円) | 3,831,287 | 令和元年度予算額 (千円) | 3,837,299 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 96.4 | 28年度 予算執行率 (%) | 91.8 | 29年度 予算執行率 (%) | 91.9 | 30年度 予算執行率 (%) | 88.0 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。 | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | 82.1% (申請件数3,420件、1か月以内に決定した件数2,807件) 【目標達成の理由】標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行う事を定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。 | | | |
| | アウトプット 指標 | 申請について迅速・公正に処理する。 | | | アウトプット 指標 【○】 | 申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。 【目標達成の理由】標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。 | | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | 健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | 申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 特殊疾病アフターケア実施費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定に なじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難である ため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。 | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | - | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 執行実績を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|-----------------------------|----------------------|----------------|----------------------|---|---|---------|
| 事業名 | 社会復帰特別対策援護経費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 4 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 4 |
| 事業の別 | 社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号) | | | | | | | 担当係 | 福祉係 |
| 実施主体 | 都道府県労働局 | | | | | | | | |
| 事業/ 制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、症状固定後の振動障害者等に対して、就職準備金や移転費用を補填するための援護金を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を対象に) | 症状固定後の振動障害者等 | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | 振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。 | | | | | | | |
| | 実施体制 | 都道府県労働局において、各援護金に関する申請に基づき支給を行う。 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 436,801 | 28年度予算額 (千円) | 404,345 | 29年度予算額 (千円) | 361,935 | 30年度予算額 (千円) | 347,776 | 令和元年度予算額 (千円) | 342,939 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 70.5 | 28年度 予算執行率 (%) | 86.5 | 29年度 予算執行率 (%) | 94.6 | 30年度 予算執行率 (%) | 86.4 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | 89.5% (申請件数:228件、1か月以内に決定した件数:204件) 【目標達成の理由】 標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行う事を定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。 | | |
| | アウトプット 指標 | 申請について迅速・公正に処理する。 | | | | アウトプット 指標 【○】 | 申請について、支給要件等を確認し、迅速・公正に処理することができた。 【目標達成の理由】 標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行う事を定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | 申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | 申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 社会復帰特別対策援護経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定にないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。 | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | - | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 執行実績等を踏まえ、引き続き適切に実施する。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---|---|-----------------------------|-----------------------------------|----------------|----------------------|--|--|-----------|
| 事業名 | 障害者職業能力開発校施設整備費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 5 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 5 |
| 事業の別 | 社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号) | | | | | | | 担当係 | 障害者企画係 |
| 実施主体 | 国土交通省、厚生労働省 | | | | | | | | |
| 事業/ 制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | <p>一般の職業能力開発校で職業訓練を受けることが困難な身体障害者等に対して職業訓練を実施するため、障害者職業能力開発校で障害特性に応じた専門的な職業訓練を行う上で必要な施設・機器の整備を図る。職業訓練の実施に当たっては、老朽化した施設・機器の更新を行い、訓練生の安全を確保するとともに、古くなった訓練機器の更新等を行い訓練実施に支障が無いようにしていく必要がある。とりわけ、一般の職業能力開発校では職業訓練を受けることが困難な障害者に関しては、きめ細やかな専門的な職業訓練を実施する必要があり、その受入れ推進に当たっては、障害に配慮した訓練用機器及び施設の整備が不可欠である。</p> <p>なお、障害者職業能力開発校は労働災害に起因した障害による入校者も受け入れて職業訓練を行っている施設であるため、必要な施設・訓練機器の整備は、労働者災害補償保険法第29条第1項第1号事業に該当する。また、障害者職業能力開発校においては、労働災害に起因した障害による入校者以外の障害者も対象としているところ、同校の運営に要する費用については全額一般会計で措置している。</p> | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を対象に) | 一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な身体障害者等 | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | 各国立障害者職業能力開発校(全国に13校)の要望を把握した上で、必要性の高いものから改修工事や機器整備を行っている。 | | | | | | | |
| | 実施体制 | 施設整備費については、厚生労働省から国土交通省へ支出委任し、国土交通省で工事調達を行う。 機器整備費については、厚生労働省が調達を行い、障害者職業能力開発校で使用する。 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 585,434 | 28年度予算額 (千円) | 1,167,060 | 29年度予算額 (千円) | 2,861,969 | 30年度予算額 (千円) | 735,719 | 令和元年度予算額 (千円) | 1,256,941 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 99.5 | 28年度 予算執行率 (%) | 99.8 | 29年度 予算執行率 (%) | 98.1 | 30年度 予算執行率 (%) | 87.2 | 令和元年度 雇用勘定予算額 49,216(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 障害者職業能力開発校での就職率を66%以上とする。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【-】 | 集計中(確定は9月予定) | | |
| | アウトプット 指標 | 障害者職業能力開発校の施設・訓練機器の整備及び設備工事について、予算の範囲内で、かつ予定工期内に施行されるよう計画的に執行する。 | | | | アウトプット 指標 【○】 | 東京障害者職業能力開発校の解体工事について、平成30年度から2力年で実施することとなったが、予定工期内の令和元年度に完成する予定である。その他の施設・訓練機器の整備についても、予算の範囲内で、かつ予定工期内に施行されている。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 集計中(確定は9月予定) | | | | | | | | |
| 評価 | - | | | 訓練修了後3か月後に作成する定例業務報告が完了次第評価(9月予定) | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 施設整備については、従来より老朽化が著しく使用に耐えないものの中で、訓練生の安全や校舎の維持管理面で緊急性の高い改修工事等を実施する方針としている。 なお、令和元年度は東京障害者職業能力開発校の解体工事の実施により、前年度と比較して予算額が増加しているものである。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | - | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | - | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 事業内容を再検討した結果、施設設備費のみの事業については、障害者職業能力開発校の事業と切り離して評価することは適切ではなく、社会復帰促進等事業の評価の対象外としたため。 | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | - | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 障害者職業能力開発校の施設・機器の老朽化が進む中で十分な改修工事や機器整備ができていない場合があり、法令上必要な設備を整備するため、引き続きこれらの改修に向け予算措置を講じる必要がある。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---|---|-----------------------------|----------------------|----------------|----------------------|---|---|---------------------|
| 事業名 | CO中毒患者に係る特別対策事業経費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 6 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 6 |
| 事業の別 | 社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号) | | | | | | | 担当係 | 機構・団体管理室 機構調整第二係 |
| 実施主体 | (一社)福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田吉野病院 | | | | | | | | |
| 事業／ 制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)11条に基づくリハビリテーション施設となっていた大牟田労災病院が、「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、平成17年度末に廃止されたことにより、従前、国が大牟田労災病院に行かせていた機能・役割を引き続き確保するため、後継医療機関において、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制や社会復帰促進支援体制を整備する。 本事業は、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制、社会復帰促進支援体制を整備するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に規定される「被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業」に該当するため、社会復帰促進等事業で行うべきものである。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を対象に) | (一社)福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田吉野病院に対し、CO中毒患者に係る特別対策事業を業務委託する。 | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | CO中毒患者特有の症状に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託する。 ・医療、看護体制等の整備 ・リハビリテーション(グループワーク等)の実施 ・レクリエーションの実施 ・送迎の実施 | | | | | | | |
| | 実施体制 | (一社)福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田吉野病院 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 448,887 | 28年度予算額 (千円) | 449,364 | 29年度予算額 (千円) | 453,942 | 30年度予算額 (千円) | 469,029 | 令和元年度予算額 (千円) | 480,570 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 28年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 29年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 30年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数をアウトカム指標とし、平成30年度においては年間141日以上とする。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | ・平成30年度においてはグループワークの年間実施日数は149日であった。 【目標達成の理由】 委託先医療機関に対し、適宜、必要な指導等を行うことにより、グループワークを行うための診療体制の整備を図ることができたため。 | | |
| | アウトプット 指標 | 委託内容に基づき、委託先において、次の事項について適切に実施する。 ・患者に必要なリハビリテーションを適切に実施するための人員(10名を基本とする)を確保する。 ・高齢化した患者の看護負担の軽減等を図るため、療養生活を支援するための人員(患者2名につき1名を基本とする)を配置する。 | | | | アウトプット 指標 【○】 | ・リハビリテーションを適切に実施するための人員を11名を確保した。 ・患者2名あたり1.4名の療養生活を支援するための人員を配置した。 【目標達成の理由】 委託先医療機関に対し、適宜、必要な指導等を行うことにより、リハビリテーション等を行うための診療体制の整備を図ることができたため。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 引き続き、委託先期間に対し、適宜、必要な指導を行うなどして、グループワーク、リハビリテーション等を行うための診療体制の整備に努める。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数をアウトカム指標とし、令和元年度においては年間141日以上とする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | 委託内容に基づき、委託先において、次の事項について適切に実施する。 ・患者に必要なリハビリテーションを適切に実施するための人員(10名を基本とする)を確保する。 ・高齢化した患者の看護負担の軽減等を図るため、療養生活を支援するための人員(患者2名につき1名を基本とする)を配置する。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 上記のアウトカム指標は、本事業の目的である、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等や社会復帰促進支援体制等の整備による成果を計測するためのものであることから、入院患者の症状に応じた適切な医療等を提供するために必要な実施日数を水準とした。 なお、実施日数は以下のとおり算出した。 ・週の実施日数(3日間)×年間47週(52週(1年間の週数)－5週(休日の合計週数))=141日 | | | | | | | | |

| | |
|------------------------------|---|
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | — |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | <p>以下の理由により今後も引き続き実施する必要がある。</p> <p>①炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)11条において、「政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない」と規定されていること</p> <p>②平成16年、坂口厚生労働大臣(当時)が国会の場において、患者については国が最後まで責任を持って対応していきたいと考えている旨の答弁をしていること</p> <p>③CO中毒による入院患者は、現在、平均年齢が80歳を超えていることや、その特性から療養環境を変えることは医療上問題があること</p> |

| | | | |
|-------------|--|---|---------------------|
| 事業名 | 独立行政法人労働者健康安全機構運営費、施設整備費 (平成30年度:独立行政法人労働者健康安全機構運営費) (1)労災病院の運営 (2)医療リハビリテーションセンターの運営 (3)総合せき損センターの運営 (4)産業殉職者慰霊事業 (5)治療就労両立支援センターの運営 (6)労働安全衛生総合研究所の運営 (7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 (8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 | 事業番号 (令和元年度) | 7 |
| | | 事業番号 (30年度) | 7-1~7-7、8 |
| 事業の別 | 社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号):(1)~(3)、(5)、(8) 被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号):(4) 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号):(6)~(8) | 担当係 | 機構・団体管理室 機構調整第一係 |
| 実施主体 | (独)労働者健康安全機構 | | |
| 事業／ 制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | <p>(1)被災労働者の円滑な社会復帰を促進するため、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設である労災病院を運営する。労災病院は療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設であり、被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業であることから社会復帰促進事業で行う必要がある。</p> <p>(2)被災労働者の円滑な社会復帰を促進するため、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設である医療リハビリテーションセンターを運営する。四肢、せき損、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者、重度の脊椎、脊髄障害を被った労働者に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを行い、職場復帰のために職業訓練までも行うことが出来る施設は他にはなく、また、職場復帰等の比率が高い等実績もある。したがって、政策医療を実践し高度な医療、リハビリテーションの提供等を通じた被災労働者等の社会復帰の促進のために必要な事業であることから社会復帰促進事業で行う必要がある。</p> <p>(3)被災労働者の円滑な社会復帰を促進するため、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設である総合せき損センターを運営する。業務災害又は通勤災害等によるせき髄損傷等(外傷性せき髄障害を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者)に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを実施している施設であることから社会復帰促進事業で行う必要がある。</p> <p>(4)業務災害又は通勤災害による殉職者の御霊を合祀するため、高尾みころも霊堂を設置・運営する。 高尾みころも霊堂は、日本の産業経済の発展に寄与しながら不幸にして産業災害で亡くなられた産業殉職者を慰霊するため、産業殉職者の方々の御霊を奉安するとともに、遺骨及び遺品を納めるために設けられた日本唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設であることから社会復帰促進事業で行う必要がある。</p> <p>(5)予防医療及び治療と就労の両立支援に関する調査研究を推進することにより、職場における労働者の健康確保並びに傷病による休業等からの職場復帰及び治療と就労の両立に寄与する。 全国の労働者の健康確保と就労継続による福祉の増進を図るための事業であることから、社会復帰促進事業で行う必要がある。</p> <p>(6)労働者の安全及び健康の確保に資するため、下記の調査及び研究を行う。 ①プレス、木材加工機械等による労働災害、建設業における足場の倒壊、墜落、土砂崩壊による労働災害、化学設備等における爆発火災災害、感電災害等を防止するための産業安全面の調査及び研究 ②じん肺、職業がん、腰痛等の職業性疾病、メンタルヘルス、健康保持増進、有害物質を除去するための局所排気装置等に関する労働衛生面の調査及び研究 安全衛生分野の規制のために必要となる最新の科学的知見等を得るための調査及び研究は、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであることから社会復帰促進事業等で行う必要がある。</p> <p>(7)化学物質による職業がんの防止を図るため、発がん性試験等を計画的に実施し、化学物質の有害性の有無を明らかにする。当該事業は、労働者の安全衛生確保に資するものであるため、社会復帰促進事業等で行う必要がある。</p> <p>(8)労働者の業務上の疾病等の療養や、その職場復帰・社会復帰を促進するための施設並びに安全衛生分野の調査及び研究、試験をするための施設に対して必要な整備等を行う。 ①臨床データ等を基礎として労災疾病等に関する調査・研究を行い、モデル予防法、治療法や、早期職場復帰のための治療やリハビリのプログラム等を開発し、これらを広く地域の労災指定医療機関に普及すること、②産業保健推進センターにおける産業医等に対する専門研修等を通じて、各労働者の疾病予防、健康管理等を推進し、労働者の健康の保持増進を行うこと、③安全衛生分野の調査及び研究、試験を確実に遂行すること、以上を実施するための土台となる施設改修・研究等機器の整備等を行うものであり、社会復帰促進事業で行う必要がある。</p> | |
| | 対象 (誰/何を 対象に) | <p>(1)労働者・労災指定医療機関等 (2)(3)被災労働者 (4)産業殉職者及びその遺族 (5)労働者 (6)事業者、労働者 (7)事業場で取り扱われる化学物質 (8)(独)労働者健康安全機構が運営する施設</p> | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む) | <p>(1)全国に29の労災病院を有し、労災病院ネットワークを形成し、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を提供する。 ※労災病院の運営、施設整備は、全て自前収入(医業収入)で賄っている。</p> <p>(2)労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1箇所)を設置し、専門のリハビリテーションスタッフが、被災労働者等の病気やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより対応する。また、生活支援機器等の開発も行う。さらに、隣接する職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営)との連携の下に、被災労働者の職場・自宅復帰を図る。</p> <p>(3)労働災害等による外傷により脊椎、せき髄に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(2箇所)を設置する。この施設では、総合的なせき髄損傷の専門施設として、重度障害者が麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーションを行い、さらに、重度障害者の支援機器等の開発などを行う。</p> <p>(4)産業災害により殉職された人を慰霊するため、高尾みころも霊堂で、毎年秋に各都道府県の遺族代表をはじめ政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を行う。</p> <p>(5)全国9箇所に治療就労両立支援センターを設置し、作業態様と疾病の発症との因果関係の情報収集及び調査研究、労働者に対する健康相談及び指導(①作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止②傷病による休業等からの職場復帰③治療と就労の両立)に係る事例の収集・集積等を実施する。</p> <p>(1)から(5)については、独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。</p> <p>(6)応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うほか、労働災害の発生現場における原因調査、事業場の労働現場の実態把握等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行う。また、研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表している。その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学技術的な側面から究明した上で、行政に報告する。</p> <p>(7)吸入ばく露試験等の化学物質に係る発がん性試験等を計画的に実施する。</p> <p>(8)中期計画等で定めた施設整備計画に基づき、増改築等工事や機器整備を実施する。</p> | |
| 実施体制 | (独)労働者健康安全機構において実施 | | |

| | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|---------------------------------|---|--|---|---------------------------------|--|---|------------|
| 運営費交付金 27年度予算額 (千円) | 7,186,446 | 運営費交付金 28年度予算額 (千円) | 9,896,167 | 運営費交付金 29年度予算額 (千円) | 9,726,443 | 運営費交付金 30年度予算額 (千円) | 9,646,667 | 運営費交付金 令和元年度予算 額 (千円) | 10,195,027 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 94.4 | 28年度 予算執行率 (%) | 97.6 | 29年度 予算執行率 (%) | 102.7 | 30年度 予算執行率 (%) | 105.8 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 施設整備費補助金 27年度予算額 (千円) | 3,853,884 (28年度への 繰越額 1,667,806) | 施設整備費補助 金 28年度予算額 (千円) | 4,482,979 (29年度への 繰越額 406,981) | 施設整備費補助 金 29年度予算額 (千円) | 3,955,974 (30年度への 繰越額 1,007,545) | 施設整備費補助 金 30年度予算額 (千円) | 4,009,819 (令和元年度へ の繰越額 376,575) | 施設整備費補助 金 令和元年度予算 額 (千円) | 2,985,529 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 97.9 | 28年度 予算執行率 (%) | 98.6 | 29年度 予算執行率 (%) | 97.6 | 30年度 予算執行率 (%) | 91.7 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | (1)～(8)いずれも成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| アウトカム 指標 | <p>(1)①患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上得る。</p> <p>②患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を75%以上、逆紹介率63%以上」を確保する。</p> <p>③地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ35,000件以上実施する。</p> <p>(2)四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>(3)外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>(4)慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を90%以上得る。</p> | | | <p>(1)①患者満足度84.5% ※入院92.3%、外来80.5%、入外平均84.5% ②患者紹介率:76.5%、患者逆紹介率:64.9% ③高度医療機器を用いた受託検査:36,778件</p> <p>【目標達成の理由】</p> <p>・①については、利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果を患者サービス委員会の活動を通じて、業務の改善に反映するとともに、各労災病院で「労災病院間医療安全相互チェック」を実施したことに加え、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、医療安全に関する研修を開催し、また、医療の安全性及び透明性の向上により患者からの信頼を確保できたこと。</p> <p>・②については、各労災病院の地域医療連携部門において、連携医療機関からの意見・要望を基に、紹介受入体制強化等の業務改善に取り組むとともに、連携医療機関への挨拶回り、地域の救急隊との連携強化、地域連携パスの運用拡大、入退院支援体制の強化、状態が安定した患者の逆紹介の推進を図ったこと。</p> <p>・③については、CT、MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報したこと。</p> <p>(2)医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:86.7% ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者98人/四肢脊椎の障害・中枢神経麻痺患者の退院患者数113人</p> <p>【目標達成の理由】</p> <p>患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、以下の取組により患者の職場・自宅復帰を支援したこと。</p> <p>・チーム医療の実施・在宅就労支援プログラム等の実施 ・職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携 ・退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問による環境評価及び三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援等の実施</p> <p>(3)医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:81.2% ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者112人/外傷性脊椎・脊髄損傷患者の退院患者数138人</p> <p>【目標達成の理由】</p> <p>患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、以下の取組により患者の職場・自宅復帰を支援したことが奏効した。</p> <p>・チーム医療の実施・在宅就労支援プログラム等の実施 ・職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携 ・退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問による環境評価及び三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援等の実施</p> <p>(4)慰霊の場にふさわしいとの評価:96.2% ※満足の評価(504人)/参拝者・参列者(アンケート回答者)524人</p> <p>【目標達成の理由】</p> <p>満足度調査の結果に基づき、以下の環境整備等に努めたこと。</p> <p>・参拝者に対しては、納骨等に関する相談に対応するとともに、植栽等による構内の環境整備に努めた。</p> <p>・慰霊式に際しては、送迎バスや構内電動カートの運行により参列者の便宜を図るなど環境面の整備に努めるとともに、職員の接遇についても配慮し、産業殉職者の御霊を奉安する厳粛な式典に相応しい対応に努めた。</p> | | | | | |
| | アウトカム指標 | | | アウトカム指標【○】 | | | | | |

| | | | |
|----------------|---|---------------------|---|
| 30 年度 目標 | <p>(5) 治療と就労の両立について支援した雇患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。</p> <p>(6) (独)労働者健康安全機構第三期中期目標(3年間で30件)に向けて、調査研究で得られた科学的知見が、労働安全衛生関係法令・指針・通達、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等へ反映された件数を12件程度とする。</p> <p>(7) 発がん性試験等の成果を厚生労働省行政検討会に提供するほか、国内外に発信し、有害性評価の進展に資する。</p> <p>(8) ①「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、随意契約の事前点検等、調達の合理化に努めることとし、「契約監視委員会」についても年間4回以上開催、契約の点検を実施し契約の適正化を図る。 ②契約締結状況については、(独)労働者健康安全機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。</p> | 30 年度 実績 | <p>(5) 有用であった旨の評価: 96.0% ※「有用であった」旨の回答(169件)／回答者数(176件) 【目標達成の理由】 ・四半期ごとに各分野の問題点を集約し全施設へのフィードバックや治療就労両立支援センター所長・事務長会議や実務担当者会議開催により情報共有を図ったとともに、両立支援サポート体制において中心として機能する「両立支援コーディネーター」に対して各種研修を実施することにより、より質の高い両立支援のサービスの提供を可能としたこと。</p> <p>(6) 調査研究で得られた科学的知見について、労働安全衛生関係法令・指針・通達、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等17件に対して反映された。 【目標達成の理由】 内部評価や所内研究発表会等の研究管理システムを活用し、研究の実施や論文発表等についての進行管理を徹底したこと。</p> <p>(7) 日本バイオアッセイ研究センターで長期吸入試験を行い、平成29年度に試験終了したメタクリル酸ブチルについて、平成30年度化学物質のリスク評価検討会(有害性評価小検討会)で検討された。 また、メタクリル酸ブチルの試験結果を厚生労働省HPIに公表するとともに、IARCに対して情報発信を行った。 【目標達成の理由】計画的に事業を実施したこと。</p> <p>(8) ①調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施、また、「契約監視委員会」についても引き続き計4回(6月、9月、12月、3月)開催、契約の点検を実施し事務処理等の適正化を図った。 ②契約締結状況をホームページで随時公表した。 【目標達成の理由】 調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施、また、契約監視委員会においては締結した契約の事後点検を実施したこと。</p> |
| 30 年度 目標 | <p>(1) ①地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、年間840回以上の講習を実施する。 ②医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や労働者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、65万件以上のアクセス数を得る。</p> <p>(2) 年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>(3) 多職種間でせき損検討会を開催し、年間100症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。</p> | 30 年度 実績 | <p>(1) ①地域の医療機関の医師等に対する講習会等開催回数: 1,003回 ②労災疾病研究に関するホームページへのアクセス数: 1,043,670件 【目標達成の理由】 ・①については、地域医療を支援するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、利便性に配慮した時間帯に症例検討会や講習会の開催に努めたこと。 ・②については、両立支援コーディネーター研修の参加者等へのPRリーフレットの配布、産業保健総合支援センターのメールマガジン(産業医、事業場労務担当者等が対象)での普及サイトPR等を継続して実施するとともに新たに以下の取組みを行ったこと。 ○第3期研究(H26～29年度)の成果を普及するため、研究報告書を掲載。 ○サイトをリニューアルし、30年度から新たに開始した研究について、研究内容を公表。 ○研究成果を踏まえてモデル事業化された「治療と仕事の両立支援」について、普及サイトにコンテンツを作成し、研修実施状況を掲載。</p> <p>(2) 職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者支援機構)との間で、職業評価会議を12回開催した(運営協議会、OA講習を含む)。 【目標達成の理由】 患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、以下の取組みにより患者の職場・自宅復帰を支援したこと。 ・チーム医療の実施・在宅就労支援プログラム等の実施 ・職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携 ・退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問による環境評価及び三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援等の実施</p> <p>(3) せき損検討会の開催実績: 61回開催、検討症例実績: 168症例 【目標達成の理由】 患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、以下の取組みにより患者の職場・自宅復帰を支援したこと。 ・チーム医療の実施・在宅就労支援プログラム等の実施 ・職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携 ・退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問による環境評価及び三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援等の実施</p> |
| アウトプット 指標 | | アウトプット 指標 【○】 | |

| | | | |
|---|--|--|---|
| | <p>(4) 満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催する。</p> <p>(5) ①中期目標期間中に予防法・指導法を45件開発するに当たり、平成30年度は平成26年度～29年度に研究実施計画を策定した45件の研究テーマについて指導の実践、指導事例の集積等を実施する。また、予防法・指導法の開発については、13件行う。 ②平成28年度末に作成した医療機関向けマニュアルを活用して、コーディネーターを中心とした支援チームにより、年間600件以上の職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行う。</p> <p>(6) 中期計画に基づくプロジェクト研究14課題を実施する。</p> <p>(7) 国が指定した4物質について、長期吸入試験をGLP基準に従い実施する。</p> <p>(8) 平成30年度施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施する。</p> | | <p>(4) 満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、検討会を年4回実施した。 【目標達成の理由】 満足度調査の結果に基づき、以下の環境整備等に努めたこと。 ・参拝者に対しては、納骨等に関する相談に対応するとともに、植栽等による構内の環境整備に努めた。 ・慰霊式に際しては、送迎バスや構内電動カートの運行により参列者の便宜を図るなど環境面の整備に努めるとともに、職員の接遇についても配慮し、産業殉職者の御霊を奉安する厳粛な式典に相応しい対応に努めた。</p> <p>(5) ①指導の実践、指導事例の集積に新たに着手した予防法・指導法の開発研究テーマ:13件 ②両立支援の支援事例収集件数:815件 【目標達成の理由】 ・特任研究ディレクター、本部研究ディレクターをメンバーとする「治療就労両立支援センター事業に関する検討会」を開催し、各研究の成果物等の評価・検討を行ったこと。 ・平成28年度末に作成した医療機関向けマニュアルを活用して、コーディネーターを中心とした支援チームが活躍したこと。</p> <p>(6) プロジェクト研究課題14課題を実施した。 【目標達成の理由】 内部評価や所内研究発表会等の研究管理システムを活用し、研究の実施や論文発表等についての進行管理を徹底したこと。</p> <p>(7) 対象物質に係る発がん性試験を適正に実施した。 【目標達成の理由】・計画的に事業を実施したこと。</p> <p>(8) 計画に基づき適切な調達を行った。 【目標達成の理由】 調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施、また、契約監視委員会においては締結した契約の事後点検を実施したこと。</p> |
| <p>30年度目標の達成(未達成)理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題</p> | <p>(1) 平成30年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ・利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果を踏まえた患者サービス委員会の活動を通じて、業務の改善への反映や、各労災病院で、「労災病院間医療安全相互チェック」を実施するとともに、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、医療安全に関する研修を開催する。また、医療の安全性及び透明性の向上により患者からの信頼を確保するため、労災病院における医療上の事故等の発生状況をホームページ上で公表するとともに、各労災病院で重要課題を取り上げ、再発防止対策の徹底と情報の共有化を図る。 ・各労災病院の入退院支援部門に配置された専任看護師等が、入院前患者に対する術前検査説明・スクリーニングの実施、退院困難患者への積極的な退院支援等に取り組むことで、患者の円滑な入退院を促進させ、更なる紹介・逆紹介の推進を図る。 ・労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを活用するとともに、地域連携バスの導入などの医療連携に引き続き取り組む。 ・CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的かつ効果的に広報する。 ・症例検討会や講習会の開催時間について、労災指定医療機関の医師等の利便性に配慮したものとし、また、モデル医療に関する相談方法について、FAXや電話等により受け付けられるようにするなど媒体の多様化を進める等環境の整備に努める一方、研修の内容についても、医療のニーズに機動的に対応する。</p> <p>(2) (3) 平成30年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ・チーム医療の実施・在宅就労支援プログラム等の実施 ・職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価、患者ごとのプログラム改良及び退院後のケアの実施 ・退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問による環境評価及び三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援等の実施</p> <p>(4) 平成30年度目標を達成するために、効果のあった納骨等に関する相談、満足度調査結果から分析した改善策の実施等を引き続き行い、慰霊の場にふさわしい環境の整備に努めていく。</p> <p>(5) 平成30年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ・コーディネーターがより多くの医療機関や職場などに配置されることで、両立支援の普及が加速されることとなるため、労災病院以外の医療機関従事者等も受講対象とする研修会を引き続き開催する。なお、研修会参加者からのアンケート結果を踏まえ、適宜カリキュラムの見直しを行い、質の向上を図る。 ・平成28年度に作成した医療機関向けマニュアルを活用して、コーディネーターを中心とした支援チームにより、引き続き、職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行う。</p> <p>(6) 引き続き、研究の進行管理の徹底を図り、より大きな研究成果を上げていく。 (7) 引き続き、計画的に事業を実施していく。 (8) 契約監視委員会による契約の点検及び適正化への取組みと契約状況の公表を継続して行う。</p> | | |
| <p>評価</p> | <p>独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の評価をもって評価とする(8月実施予定)</p> | | |
| <p>令和元年度事業概要</p> | <p>平成30年度と同様</p> | | |

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>令和元年度目標 (アウトカム指標)</p> | <p>(1)・患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上得る。 ・患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を76%以上、逆紹介率63%以上」を確保する。 ・地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ3万5000件以上実施する。 ・安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進することにより、病床利用率を75.9%以上とする。 (2)四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、高度専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化に取り組むことにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 (3)外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 (4)慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、来堂者、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を90%以上得る。 (5)治療と仕事の両立について支援した罹患者に対し、病院、職場及び両立支援コーディネーターそれぞれの対応に関してアンケートを行い、病院、職場及び両立支援コーディネーターによるトライアングル型サポート体制が有用であった旨の評価を80%以上から得る。 (6)第4期中期目標(5年間で50件)に向けて、調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数を10件以上とする。 (7)発がん性試験等の成果を厚労省行政検討会に提供するほか、国内外に発信し、有害性評価の進展に資する。</p> |
| <p>令和元年度目標 (アウトプット指標)</p> | <p>(1)・地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を行うことにより、年間840回以上の講習を実施する。 ・医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や労働者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、70万件以上のアクセス数を得る。 ・各労災病院から治験コーディネーター研修等への積極的な職員派遣による治験実施体制の強化、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を4,180件以上確保する。 (2)年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。 (3)多職種間でせき損検討会を開催し、年間100症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。 (4)満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催する。 (5)・第3期中期目標期間中に作成されたそれぞれの予防法・指導法については、事業場への普及啓発を図りつつ、リーフレットについてその内容を精査した上、テーマごとにとりまとめた冊子を作製する。また、第4期中期目標期間中に開発する研究テーマや事例の集積方法、対象等について検討し、それを踏まえた生活習慣病等の指導を実践するとともに、事例の集積に着手する。 ・両立支援マニュアルを活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。併せて、収集した支援事例をもとに、地域における企業の担当者等を招いた形での事例検討会を実施する。収集した支援事例及び支援事例の分析・評価等を行った上、平成28年度に作成した医療機関向けマニュアルを両立支援マニュアルに更新する。 (6)第4期中期目標に基づくプロジェクト研究17課題を実施する。 (7)国が指定した物質について、長期吸入試験をGLP基準に従い実施する。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>令和元年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）</p> | <p>(1)・入院と外来のそれぞれで数値目標を明確に設定することにより、各病院の患者満足度向上の更なる改善に向けた取組推進のため、第3期中期目標期間の実績平均(入院91.3%、外来77.3%)を勘案し、設定した。</p> <p>・第4期中期目標では、地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」の確保を目標としていることから、令和元年度については、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を76%以上、逆紹介率63%以上」を目標として設定した。</p> <p>・第4期中期目標では、5年間で高度医療機器を用いた受託検査を延べ175,000件以上実施するとしていることから、年間の受託件数を35,000件以上実施することを令和元年度の目標に設定した。</p> <p>・第4期中期目標では、病院施設を効率的に稼働させ、病床利用率を全国平均以上(※)とすることとしていることから、令和元年度については目標を直近(平成29年)の全国平均75.9%以上と設定した。</p> <p>※医療法施行令第四条の八による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率の年間実績</p> <p>・第4期中期目標では、5年間で症例検討会等を延べ4,200回以上実施することとしていることから、令和元年度については目標を840回以上と設定した。</p> <p>・第4期中期目標では、5年間で治験症例数症を2万900件以上確保することとしていることから、令和元年度については目標を4,180件以上と設定した。</p> <p>(2)・当該数値目標については、医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、医療リハビリテーションセンターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。</p> <p>・患者へ手厚いケアを行うとともに社会復帰の促進を図るため、少なくとも月1回は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターと情報共有を行う必要があると考え、年間12回の職業評価会議の開催を目標として設定した。</p> <p>(3)・当該数値目標については、総合せき損センターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。</p> <p>したがって、総合せき損センターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。</p> <p>・患者へ手厚いケアを行うとともに社会復帰の促進を図るため、多職種が参加するせき損検討会を開催し、患者毎のリハビリテーションプログラムを見直すことは有効であるとする。平成28年度までは年間60症例を目標として設定していたが、平成28年10月に分院ができたこと等を踏まえ、年間100症例を目標として設定した。</p> <p>(4)・平成17年度以降、90%を超える評価を得ており、十分に高い水準であることから、引き続き90%以上としたものである。</p> <p>・満足度調査に基づく参拝者等からの要望等については遅滞なく対応を検討することが求められることから、検討会の頻度を年4回以上としたものである。</p> <p>(5)・第4期中期目標を達成するために、令和元年度目標を設定した。</p> <p>・罹患者の有用度は、第3期中期目標期間では治療と仕事の両立について支援した罹患者からの有用であった旨の評価は80%を上回る実績であった。しかしながら、第4期中期目標においては、対象疾患の拡大を検討しており、安易に数値目標を上方修正することにより、支援が困難な症例や、コーディネーターが経験したことの無い症例などを無意識に忌避する恐れもある為、上方修正は行わなかった。これは、両立支援が社会的に普及していないモデル事業として開始した時点のアンケート票に基づくものである。第4期中期目標においては、モデル事業の疾病に限定せず、対象疾患の拡大を予定している。これに伴いアンケートの内容を大幅に見直し、職場での定着率等を含めたものへ変更予定である。新たな対象に対し支援を行い、新たな評価項目をもって判断するものであるため、各種アンケート満足度の一般的水準として80%と設定した。</p> <p>(6)・第4期中期目標で「労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献(中期目標期間中50件以上)」という目標が定められており、令和元年度の目標は、当該目標を達成するための単年度目標であるが、調査研究により得られた最新の科学的知見を関係法令等の施策に反映することは労働災害の防止に資することから、反映件数をアウトカム指標とした。</p> <p>・アウトカム指標に定めた研究課題(17課題)は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進に関する研究 <ol style="list-style-type: none"> (1)数値解析を活用した破損事故解析の高度化(28年度より4カ年) (2)山岳及びシールドトンネル建設工事中の労働災害防止に関する研究(28年度より4カ年) (3)テールゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証(28年度より4カ年) (4)大規模生産システムへの適用を目的とした高機能安全装置の開発に関する研究(29年度より4カ年) (5)建築物の解体工事における躯体の不安定性に起因する労働災害防止に関する研究(令和元年度より4カ年) (6)トラブル対処作業における爆発・火災の予測及び防止に関する研究(30年度より4カ年) (7)帯電防止技術の高度化による静電気着火危険性低減に関する研究(令和元年度より4カ年) 2 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進に関する研究 <ol style="list-style-type: none"> (1)諸外国における労働安全衛生に関する施策や規制の動向調査と展開の検討(28年度より3カ年) (2)防護服着用作業における暑熱負担等の軽減策に関する研究(28年度より3カ年) (3)陸上貨物運送従事者の勤務体制と疲労リスク管理に関する研究(30年度より3カ年) (4)介護者における労働生活の質の評価とその向上に関する研究(30年度より3カ年) (5)高年齢労働者と物理因子に関する研究(令和元年度より4カ年) 3 化学物質等による健康障害防止対策の推進に関する研究 <ol style="list-style-type: none"> (1)化学物質のばく露評価への個人ばく露測定の実用に関する研究(28年度より4カ年) (2)医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究(29年度より3カ年) (3)化学物質リスクアセスメント等実施支援策に関する研究(30年度より4カ年) (4)個別粒子分析法による気中粒子状物質測定の信頼性の向上に関する研究(30年度より3カ年) (5)産業化学物質の皮膚透過性評価方法及びリスクアセスメントへの応用についての研究(令和元年度より3カ年) <p>(7)・発がん性試験等の結果は、国内の化学物質による労働者の健康障害を防止するための施策へ反映するほか、当該化学物質の発がん性評価に係る国際調和、国内における適切な取扱いを促進する観点から、積極的に情報発信する必要があるため。</p> <p>・厚生労働省が機構に対し、発がん性を把握する必要がある物質の長期吸入試験の実施を指示し、実施を求めることが必要のため。</p> |
| <p>令和元年度予算概算要求の主要事項との関係</p> | <p>—</p> |
| <p>令和2年度要求に向けた事業の方向性</p> | <p>(1)～(8)第4期中期目標を達成するため、引き続き実施する。</p> |

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|--|----------------------|----------------|----------------------|--|---|----------------|
| 事業名 | 労災疾病臨床研究事業費補助金事業 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 8 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 9 |
| 事業の別 | 社会復帰促進事業、安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、第3号) | | | | | | | 担当係 | 疾病調査研究 補助金係 |
| 実施主体 | 個人、民間団体等 | | | | | | | | |
| 事業／ 制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | ①多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等に関し、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化等に寄与する研究 ②放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究 ③過労死等防止対策推進法に基づく調査研究 について、広く研究者を募り補助を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。 上記研究の成果は、被災労働者の社会復帰の促進、保険給付の適切な実施の確保、労働者の安全及び衛生の確保に寄与することから、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を対象に) | 研究を行う研究者個人、民間団体等 | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | 原則として公募により広く研究者を募り、外部有識者から構成される評価委員会において公募課題の評価を行い、研究課題を決定する。 | | | | | | | |
| | 実施体制 | 研究を行う研究者、民間団体等に対して、研究に必要な経費を補助する。 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 1,526,569 | 28年度予算額 (千円) | 1,684,850 | 29年度予算額 (千円) | 1,116,571 | 30年度予算額 (千円) | 1,111,571 | 令和元年度予算額 (千円) | 1,111,605 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 28年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 29年度 予算執行率 (%) | 99.9 | 30年度 予算執行率 (%) | 99.7 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、複数年度にまたがる事業であるため、引き続き成果目標を遵守できるように努める。 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の90%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | 労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、7.0点以上の評価を得た研究課題:93% (44課題中7点未満3課題) 【目標達成の理由】 評価委員会において一定の評価を得た研究計画を着実に実施したこと及び評価委員会における委員からの評価(「評価できる点、推進すべき点」、「疑問点、改善すべき点」等)を研究者にフィードバックし、それを踏まえた研究を実施したため。 | | |
| | アウトプット 指標 | 公募課題1件当たりの平均応募数2.0件以上 | | | | アウトプット 指標 【×】 | 公募課題1件当たりの平均公募数:1.7件 (公募課題13件、応募数22件) 【目標未達成の理由】 求めるべき研究の内容、その背景等を公募要項に詳細に記載し、公募期間等を広く周知することが重要であるところ、平成30年度では1ヶ月間公募を行ったが、公募の時期が3月9日から4月9日までと、繁忙期となりやすい年度末、年度初めであったことから応募がしづらい状況があったため。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | アウトプットについては、年度末、年度初めに重ならないように公募時期を早めること及び公募の期間を1ヶ月より長くする等、スケジュールを見直すこととする。 また、引き続き、評価委員会の評価内容を研究者にフィードバックし、それを踏まえ、研究計画に従って着実に研究を実施して一定の成果を上げてもらうよう努めるとともに、公募の際は、求める研究の内容等を詳細に記載し周知することに努める。 | | | | | | | | |
| 評価 | B | | | 予算額又は手法等を見直し | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | 労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の90%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | 公募課題1件当たりの平均応募数2.0件以上 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | アウトカム指標については、当該補助金の中間・事後評価委員会において、継続すべき課題の目安点数を、10点中7点以上としていることから、研究課題の90%以上について7.0点以上の評価を得ることを目標とした。 アウトプットについては、当該補助金をより多くの研究者に周知することにより、より良い研究成果が求められると考えられるため、平均公募数を2.0件以上の評価を得ることを目標とした。 | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | Ⅲ「主要事項」 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 2 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備 (1)長時間労働の是正 ⑤ 過労死等の防止(一部の調査研究) | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | アウトカム指標を達成していることから、研究内容については想定する成果が得られているものとする。このため、上述の公募スケジュールの見直しを行った上で、令和2年度予算については、令和元年度と同程度程度の要求を行う。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---|--|-----------------------------|------------------------|---------------------|--|-------|---|-------|
| 事業名 | 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 9 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 10 |
| 事業の別 | 被災労働者等援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号) | | | | | | | 担当係 | 企画法令係 |
| 実施主体 | 都道府県労働局、基準監督署 | | | | | | | | |
| 事業 ／ 制 度 概 要 | 目的及び 必要性 (何のため) | 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずること等により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(以下「CO特措法」という。)に基づく介護料は、平成8年に労働者災害補償保険法において介護補償給付が創設されたことに伴い廃止されたが、介護補償給付制度の創設前から既に介護料を受給している者については、経過措置としてCO特措法に基づく介護料を引き続き受給することができることとされたものであり、被災労働者の受ける介護の援護という労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致するものである。また、CO特措法上も同行の社会復帰促進等事業とする旨明記されているため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を 対象に) | 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている被災労働者であって、常時介護を必要とするもの。 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む) | 都道府県労働局・労働基準監督署において、上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要するもの :最高限度額 165,150円 最低保障額 70,790円 ②常時監視を要し、随時介護を要するもの :最高限度額 123,860円 最低保障額 53,090円 ③常時監視を要するが、通常は介助を要しないもの :最高限度額 82,580円 最低保障額 35,400円 (※いずれも令和元年度の月額) | | | | | | | |
| | 実施 体制 | 都道府県労働局及び労働基準監督署において実施 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 8,924 | 28年度予算額 (千円) | 7,971 | 29年度予算額 (千円) | 7,191 | 30年度予算額 (千円) | 6,569 | 令和元年度予算 額 (千円) | 7,624 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 69.7 | 28年度 予算執行率 (%) | 74.7 | 29年度 予算執行率 (%) | 77.8 | 30年度 予算執行率 (%) | 82.3 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年 度 目 標 | アウトカム 指標 | 申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。 | | 30 年 度 実 績 | アウトカム 指標 【○】 | 申請から1か月以内に決定した割合は100%であった。 (申請件数:177件、1か月以内に決定した件数:177件) 【目標達成の理由】 本省通達に基づき、申請のあったものについて、局署が迅速・適正に処理したため。 | | | |
| | アウトプット 指標 | 申請について迅速・公正に処理する。 | | | アウトプット 指標 【○】 | 申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。 【目標達成の理由】 申請について適正に処理したため。 | | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 令和元年度事業概 要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | 申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | 申請について本省通達等に基づき適正に処理する。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する介護料支給については、支給対象者から申請があった際に審査し支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づく給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を要綱に基づいて適正に処理することを目標とした。 | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | - | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 引き続き、被災労働者等の支援を図るため、適切に実施する。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|-----------------------------|----------------------|----------------------------|---|----------------------------|---|-----------|
| 事業名 | 労災就学等援護経費 (平成30年度:(1)労災就学援護経費、(2)労災就労保育援護経費) | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 10 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 11、12 |
| 事業の別 | 被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号) | | | | | | | 担当係 | 企画法令係 |
| 実施主体 | 都道府県労働局・労働基準監督署 | | | | | | | | |
| 事業 ／ 制度 概要 | 目的及び 必要性 (何のため) | 被災労働者及びその遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 本事業は、死亡労働者の子弟の就学状況の実態及び遺族等の要望などを勘案し、学資等の支弁が困難であると認められる者の学資等の一部を支給する労災就学援護費と、保育に係る費用の一部を援護することにより、保育を必要とする児童を抱える労災年金受給権者又はその家族の就労を促進する労災就労保育援護費からなり、それぞれ被災労働者及びその遺族の援護を図るとい、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致するものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を 対象に) | 業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者又はその家族であって、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの及び就労のために子供の保育の必要が認められるもの。 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む) | 都道府県労働局・労働基準監督署において上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就学援護費及び労災就労保育援護費を支給する。 ①小学生……在学者1人につき月額14,000円 ②中学生……在学者1人につき月額18,000円(通信制課程に在学する者にあつては15,000円) ③高校生等…在学者1人につき月額18,000円(通信制課程に在学する者にあつては15,000円) ④大学生等…在学者1人につき月額39,000円(通信制課程に在学する者にあつては30,000円) ⑤保育を要する児童…要保育児1人につき月額12,000円 (※いずれも令和元年度の月額) なお、平成29年度の受給者数は合計10,008人。 | | | | | | | |
| | 実施 体制 | 都道府県労働局及び労働基準監督署において実施。 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 3,021,306 | 28年度予算額 (千円) | 3,001,124 | 29年度予算額 (千円) | 2,856,144 | 30年度予算額 (千円) | 2,792,390 | 令和元年度予算額 (千円) | 2,739,252 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 88.5 | 28年度 予算執行率 (%) | 88.3 | 29年度 予算執行率 (%) | 90.5 | 30年度 予算執行率 (%) | 89.9 (1)89.9 (2)89.6 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。 | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【(1)○(2)○】 | 申請から1か月以内に決定した割合は88%であった。 ((1) 申請件数:735件、1か月以内に決定した件数:651件 割合: 89% (2) 申請件数:75件、1ヶ月以内に決定した件数:61件 割合:81%) 【目標達成の理由】 本省通達に基づき、申請のあったものについて、局署が迅速・適正に 処理をしたため。 | | | |
| | アウトプット 指標 | 申請について迅速・公正に処理する。 | | | アウトプット 指標 【(1)○(2)○】 | 申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。 【目標達成の理由】 申請について適正に処理したため。 | | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | 申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | 申請について本省通達等に基づき適正に処理する。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 労災就学等援護費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定。 また、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。 | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | - | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 引き続き、被災労働者等の支援を図るため、適切に実施する。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---|---|-----------------------------|-----------------------------|----------------|----------------------|---|---|-------------------------------------|
| 事業名 | 社会復帰促進等事務費(旧社会復帰相談員等設置費) | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 11 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 13 |
| 事業の別 | 被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号) | | | | | | | 担当係 | 総務係 (予算係 企画班 補償課医療福 祉班) |
| 実施主体 | 都道府県労働局、労働基準監督署 | | | | | | | | |
| 事業/ 制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 都道府県労働局又は労働基準監督署に社会復帰相談員(非常勤職員)を配置し、労働者災害補償保険及び社会復帰促進等事業における各種給付等に関する業務を行うとともに、社会復帰促進等事業(アフターケア制度等)に関する各種検討会を実施し適切な制度運営を行うことで、被災労働者の社会復帰の推進、当該労働者及びその遺族の援護を図ることを目的とする。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を 対象に) | 被災労働者及びその遺族 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む) | (1)社会復帰相談員は、次の業務を行い、適正な労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)等の給付を実施する。 ア 労災保険及び社会復帰促進等事業における各給付に関する請求に関する相談及び指導 イ 社会復帰に関する相談等 (2)労災保険の給付状況等を踏まえ、アフターケア制度等の専門家会議等を開催し、制度改正等を行う。 | | | | | | | |
| | 実施 体制 | (1)都道府県労働局又は労働基準監督署において、社会復帰相談員は、局署常勤職員と連携しつつ各種業務を実施する。 (2)外部有識者等を参集した専門家会議等を実施する。 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 565,979 | 28年度予算額 (千円) | 566,902 | 29年度予算額 (千円) | 803,873 | 30年度予算額 (千円) | 800,469 | 令和元年度予算 額 (千円) | 8,410 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 38.0 | 28年度 予算執行率 (%) | 98.4 | 29年度 予算執行率 (%) | 64.2 | 30年度 予算執行率 (%) | - | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考 慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうち5%以内とする。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | 「国民の皆様の声」に寄せられる労災担当者に対する苦情の割合は、労災保険に係る国民の皆様の声のうち、3.6%だった。 【目標達成の理由】 FAQ等を相談業務や職員教育等に活用したことにより、被災労働者等に対し懇切丁寧な対応ができたため。 | | |
| | アウトプット 指標 | 実際の相談事例等を収集分析し、FAQを更新する。 | | | | アウトプット 指標 【○】 | 平成30年度等に寄せられた相談事例の分析等を行い、FAQを追加・更新等を行った。 【目標達成の理由】 都道府県労働局及び労働基準監督署における日々の社会復帰相談員等の業務活動の結果、より充実したFAQ等を作成することができたため。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 脳心・精神事案などの複雑困難事案の請求件数が増加している状況等を踏まえ、各種相談員が業務実態に応じて臨機応変に業務対応できるようにする必要がある。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 社会復帰促進等事業を適正に実施するため各種検討会を実施する。実施に当たっては、予算の範囲内で適切に実施する。 なお、令和元年度における社会復帰相談員経費については、脳心・精神事案などの複雑困難事案の請求件数が増加している状況等を踏まえ、各種相談員が業務実態に応じて臨機応変に業務対応できるよう、労災保険関係相談員の統廃合(社会復帰相談員業務を他の相談員へ吸収)を行い、社会復帰促進等事業ではなく業務取扱費として措置している。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | - | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | - | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 事業内容の整理・統合を行った結果、本事業は、アフターケア等の各事業を適正に運営する上で必要となる行政経費(検討会経費等)のみとなったため。 | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | - | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 事業内容の整理・統合を行った結果、本事業は主に検討会開催経費(行政経費)のみとなり、単体での事業評価が困難となったことから、令和2年度要求に当たっては、アフターケア実施費等の各事業へ統合する等整理し、本事業については廃止する。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|-----------------------------|---------|------------------|--|---|---------|
| 事業名 | 労災ケアサポート事業経費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 12 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 14 |
| 事業の別 | 被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号) | | | | | | | 担当係 | 年金福祉第一係 |
| 実施主体 | 一般財団法人労災サポートセンター | | | | | | | | |
| 事業／制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | <p>在宅で介護、看護が必要な労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する労災ケアサポーター(看護師等)による訪問支援を実施すること等により、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。</p> <p>本件事業は労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法による給付が受けられる場合であっても、業務上の災害(又は通勤による災害)による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしている(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。</p> <p>このため、労働災害によって障害を被った労災重度被災労働者に対しては、広く国民一般を対象とした施策とは別に、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の規定に基づく社会復帰促進等事業の一つとして、独自の介護施策を展開する必要がある。</p> | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を対象に) | 65歳未満の労災重度被災労働者及びその家族 | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | <p>65歳未満の労災重度被災労働者及びその家族に対して、次の業務を実施する。</p> <p>①介護、看護、健康管理等に関する専門的な知識を有する労災ケアサポーター(看護師等)による訪問支援</p> <p>②医師による健康管理に関する医学専門的指導・相談</p> <p>③労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた看護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護サービスの提供及び労災ホームヘルパーの養成</p> <p>※全国を7ブロックに分割して調達し、事業を実施(③については、関東甲信越ブロックのみで実施)</p> | | | | | | | |
| | 実施体制 | 一般財団法人労災サポートセンターに事業を委託して実施 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 462,412 | 28年度予算額 (千円) | 462,412 | 29年度予算額 (千円) | 480,673 | 30年度予算額 (千円) | 448,500 | 令和元年度予算額 (千円) | 456,805 |
| 27年度予算執行率 (%) | 100.0 | 28年度予算執行率 (%) | 100.0 | 29年度予算執行率 (%) | 100.0 | 30年度予算執行率 (%) | 100.0 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。 | |
| 29年度評価とそれを踏まえた令和元年度事業の見直し | 29年度評価 | A | 引き続き、受託者からの状況把握及び必要な指導を行うことにより、適切な事業運営がなされるように努める。 | | | | | | |
| 30年度目標 | アウトカム指標 | 事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。 | | | 30年度実績 | アウトカム指標 【○】 | 有用であった旨の評価: 95.7% ※7,906(有用の評価)/8,259(総回答数) 【目標達成の理由】 労災ケアサポーター等による訪問支援が計画的かつ適切に行われたため。 | | |
| | アウトプット指標 | 労災重度被災労働者に対して、訪問支援を年間11,100件以上実施する。 | | | | アウトプット指標 【○】 | 訪問支援の件数: 12,807件 【目標達成の理由】 労災ケアサポーター等による訪問支援が計画的かつ適切に行われたため。 | | |
| 30年度目標の達成(未達成)理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題 | 引き続き、受託者からの状況把握及び必要な指導を行うことにより、適切な事業運営がなされるよう努める。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標(アウトカム指標) | 事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標(アウトプット指標) | 労災重度被災労働者に対して、訪問支援を年間11,100件以上実施する。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | アウトカム指標については受益者である利用者からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図し、平成30年度実績を踏まえ、90%以上と設定した。 アウトプット指標については、平成25年当初の65歳未満重度被災労働者に対して、少なくとも1人年1回の訪問支援を実施することを目標として、11,100件と設定した。 | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算要求の主要事項との関係 | - | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に向けた事業の方向性 | 平成28年度に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(いわゆる市場化テスト)に基づく民間競争入札を実施して受託事業者を選定し、当該事業者と平成29年度から令和元年度までの3年契約を実施しており、当該契約の最終年度となるため、次期の調達については市場化テストの結果を踏まえ、適切な要求を行う。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---|--|-----------------------------|------------------|-----------------|--|-----------------|---|-------|
| 事業名 | 休業補償特別援護経費 | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 13 | |
| | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 15 | |
| 事業の別 | 被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号) | | | | | | 担当係 | 業務係 | |
| 実施主体 | 都道府県労働局 | | | | | | | | |
| 事業／制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。業務上疾病と認められた労働者のうち、じん肺や振動障害等の遅発性疾患に罹患し、又は疾病の原因となる業務に従事した事業場が廃止されるなどにより、事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日分相当額を支給するもの。被災労働者の援護を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を対象に) | 事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者 | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | 休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。最初の3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、事業場の廃止等によりこの休業待期3日間の休業補償を受けることができない労働者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。 | | | | | | | |
| | 実施体制 | 被災労働者からの申請に基づき、労働基準監督署において支給決定し、都道府県労働局が休業補償3日分に相当する額を支給する。 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 1,702 | 28年度予算額 (千円) | 1,474 | 29年度予算額 (千円) | 1,493 | 30年度予算額 (千円) | 1,682 | 令和元年度予算額 (千円) | 1,555 |
| 27年度予算執行率 (%) | 87.1 | 28年度予算執行率 (%) | 104.0 | 29年度予算執行率 (%) | 78.4 | 30年度予算執行率 (%) | 71.7 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価とそれを踏まえた令和元年度事業の見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30年度目標 | アウトカム指標 | 申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。 | | 30年度実績 | アウトカム指標 【○】 | 89% (申請件数:55件、1か月以内に決定した件数:49件) 【目標達成の理由】 標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。 | | | |
| | アウトプット指標 | 申請について迅速・公正に処理する。 | | | アウトプット指標 【○】 | 申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。 【目標達成の理由】 標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。 | | | |
| 30年度目標の達成(未達成)理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題 | 引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標(アウトカム指標) | 申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標(アウトプット指標) | 申請について、 <u>本省通達等に基づいて適正に処理を行う。</u> | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 休業補償特別援護経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。 | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算要求の主要事項との関係 | — | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に向けた事業の方向性 | 執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--------------------------|----------------------|----------------|----------------------|---|---|--------|
| 事業名 | 長期家族介護者に対する援護経費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 14 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 16 |
| 事業の別 | 被災労働者等援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号) | | | | | | | 担当係 | 企画法令係 |
| 実施主体 | 都道府県労働局・労働基準監督署 | | | | | | | | |
| 事業／制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯では、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るため、長期家族介護者援護金を支給している。 本事業は、要介護状態の重度被災労働者の遺族の生活を援護するための事業であり、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致することから、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を対象に) | 長期間介護に当たってきた重度被災労働者の遺族 | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | 要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由で死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から、一時金100万円を支給する。 | | | | | | | |
| | 実施体制 | 都道府県労働局及び労働基準監督署において実施 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 29,000 | 28年度予算額 (千円) | 55,000 | 29年度予算額 (千円) | 34,000 | 30年度予算額 (千円) | 37,000 | 令和元年度予算額 (千円) | 34,000 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 106.9 | 28年度 予算執行率 (%) | 61.8 | 29年度 予算執行率 (%) | 85.3 | 30年度 予算執行率 (%) | 59.5 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | C | 未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【×】 | 支給決定までに要する期間が1ヶ月以上を要したものが3件あり(申請者が入院していたために支給要件の確認が遅れたもの、遺族年金の不支給決定について審査請求が行われており支給決定が遅れたもの、会計上の予算措置のため支給決定が遅れたもの)、そのうち2件について申請者にその旨を連絡していなかった。 【目標未達成の理由】本事業については、都道府県労働局に対し、処理期間に係る指示をしているものの、各都道府県労働局において年間0～数件程度の申請であるため、当該指示に対する意識が薄かったと考えられる。 | | |
| | アウトプット 指標 | 申請について迅速・公正に処理する。 | | | | アウトプット 指標 【○】 | 申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。 【目標達成の理由】申請について適切に処理したため。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 処理期間に1ヶ月以上を要した事案及び要することが予想される事案については、支払担当とも情報共有する等連携の上、担当者から、処理状況、支給決定に要すると予想される期間及び当該期間を要する理由等を申請者に連絡するよう、改めて各都道府県労働局、労働基準監督署に通知するとともに、職員に対して制度の再周知を行う。また、処理経過簿等を作成するよう指示を行うことで適正な事務処理の徹底を図る。さらに、当該制度の目的をより実現するため、事業の運営方法等を検討し、必要な見直しを図ることとする。 | | | | | | | | |
| 評価 | C | | 未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要 | | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | 全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | 申請について要綱に基づいて公正に処理する。 令和元年度の支給件数を30件以上とする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | アウトカム指標については、長期家族介護者援護金については、遺族から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定にまなないが、それに代わり申請から支給に至るまでの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が申請者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であると考えてきたが、アウトカム指標達成が困難となっている原因にはは制度の利用状況の低さがあると考えたため、運用方法等を検討し、利用状況に関する指標を設定することが目標達成にもつながると考え、設定するとともに、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。 なお、支給件数については、過去5年間の平均値を目標とした。 | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | - | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 本事業については、要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯は、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図り、重度被災労働者の遺族の生活を援護するために、必要な事業であるため、引き続き実施していきたい。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|---|--------------|----------------------|-----------|----------------------|----------------------------|---|-----------|--|
| 事業名 | 労災特別介護施設運営費・設置経費 (平成30年度:(1)労災特別介護援護経費、(2)労災特別介護施設設置費) | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 15 | |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 17、18 | |
| 事業の別 | 被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号) | | | | | | | 担当係 | 年金福祉第一係 | |
| 実施主体 | 労災特別介護施設(ケアプラザ)の運営に関しては一般財団法人労災サポートセンター 特別修繕に関しては支出委任するものは国土交通省、直接実施するものは労災特別介護施設を管轄する都道府県労働局 | | | | | | | | | |
| 事業／制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | <p>(1) 労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)はその家族の高齢化や核家族化の進展に伴い、在宅での介護が困難となっている。労災重度被災労働者は労働災害特有の傷病・障害を有する者が多く、一般に民間事業者や市町村等により実施されている介護サービスでは、十分な介護は施されていない現状にある。</p> <p>こうした介護を巡る環境等を十分に踏まえ、労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを確実に提供するため、労災特別介護施設の運営を行うことにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。</p> <p>(2) 労災特別介護施設は、平成4年より順次開所され、現在全国8カ所に設置されているが、開所以来、新しい施設で18年、古い施設で27年余経過し、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設の不備をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設管理者としての責任を問われかねないことから、入居者の安全な生活環境の整備を図るため、施設の特別修繕を行う。</p> <p>両事業はともに労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害(又は通勤による災害)による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしている(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。このため、労働災害によって障害を被った労災重度被災労働者に対しては、広く国民一般を対象とした施策とは別に、社会復帰促進等事業の一つとして、独自の介護施策を展開する必要がある。</p> | | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を対象に) | <p>(1) 在宅での介護が困難な全国の労災重度被災労働者及びその家族</p> <p>(2) 国が全国8カ所(北海道、宮城県、千葉県、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県、熊本県)に設置した労災特別介護施設</p> | | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | <p>(1) 労災重度被災労働者の傷病・障害に応じた専門的な施設介護サービスを提供する介護施設(労災特別介護施設)において、専門的な施設介護サービス及び短期滞在型介護サービスを提供する。</p> <p>(2) 施設の特別修繕を行う。</p> | | | | | | | | |
| | 実施体制 | <p>(1) 一般財団法人労災サポートセンターに事業を委託して実施。</p> <p>(2) 原則として国土交通省に支出委任。ただし、直接実施する場合には厚生労働省(都道府県労働局)において実施する。</p> | | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 2,079,779 | 28年度予算額 (千円) | 2,454,346 | 29年度予算額 (千円) | 2,675,957 | 30年度予算額 (千円) | 2,480,284 | 令和元年度予算額 (千円) | 2,475,719 | |
| 27年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 28年度 予算執行率 (%) | 100.9 | 29年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 30年度 予算執行率 (%) | (1)100 (2)ー | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | B | 予算額又は手法等を見直し | | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | (1)入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。 (2)入居者から労災特別介護施設に対する総合的な感想(施設の満足度等)等が有用であった旨の評価を90%以上とする。 | | | | | アウトカム 指標 【(1)○(2)○】 | (1)有用であった旨の評価:95.1% ※14,368(有用の評価)/15,110(総回答数) 【目標達成の理由】 労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを適正に提供したため。 (2)上記有用であった旨の評価のうち、施設の満足度等が有用であった旨の評価:92.7% ※931(有用の評価)/1,002(総回答数) 【目標達成の理由】 適時に必要な修繕を行うことにより施設利用者の満足度を高めたため。 | | |
| | アウトプット 指標 | (1)全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。 (2)平成30年度に予定している支出委任を含む工事全21件(設計のみを含む)について、年度内に80%以上完了させる。 | | | | | アウトプット 指標 【(1)×(2)○】 | (1)年平均入居率:86.2% ※676名(年平均入居者数)/784名(入居者定員) 【目標未達成の理由】 平成30年度の全8施設の新規入居者数は、61名であり、死亡や長期入院等による退去者数は57名であったため、年度末入居者数は前年度より増加したが、各月末の入居者数の平均で計算することとしている年平均入居者率は、平成29年度から0.2ポイント低下して86.2%となり、アウトプット指標については目標未達成であった。入居率が90%に達しなかった4施設のうち、特に北海道施設及び愛媛施設がそれぞれ入居率70%台(北海道施設73.5%、愛媛施設71.4%)と低くなっていることが全体の押し下げ要因となっている。当該2施設において、入居率が低かった原因は、新規入居者数は伸びているが、退去者(主な理由は死亡)数が前者12名、後者10名となっており、全施設の平均である7.1名を大幅に超えている点にあると考えられる。 (2)平成30年度実施予定工事全21件完了 【目標達成の理由】 平成30年度中の完了を目標としていた工事については、適切な水準の予算を確保した上、適切な工期を確保した入札が行われるよう、調達スケジュールを事前に確認し、必要な働きかけを行う等、関係機関と調整を行ったため。 | | |

| | | |
|--|--|--------------------------------|
| <p>30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題</p> | <p>(1)アウトプット指標については、受託者からの適時の状況把握及び必要な指導を行うとともに以下の取組を行った。 全都道府県労働局に対し、会議・研修等の機会を通じて職員に周知し、年金支給決定時に職員から入居対象者に対する説明及び周知を実施すること及び全都道府県障害福祉主管部局に対し、周知広報や入居要件を満たす可能性のある者に対する本事業の紹介等を依頼するなど、入居率向上のための取組を行った。 委託先の取組として入居率が90%に達しなかった4施設(北海道、広島、愛媛、熊本)については、重点的な入居促進策として、対象となる労災年金受給者に対して、個別に施設の案内を送付した上で、希望者に対し、施設長が訪問し、施設の空き状況を含め、入居要件等について直接説明をする取組を行った。 これらの取組を行ってきた結果、入居率が90%に達していない4施設の新規入居者数の合計が35名(H28年度21名、H29年度27名)となっており、他の4施設の新規入居者数の合計が26名であることを考慮すると取組の効果が上がっていると思料することができるため、引き続きこれらの取組を行っていく。 さらに、入居対象となる労災年金受給者への施設入居促進に係るアプローチとして、障害等級が高い労災年金受給者に施設の案内を送付するといったアプローチの頻度を増やすことや60歳未満の対象者についても丁寧に入居促進を行うこと等を検討する。 また、入居率が90%未満の4施設のうち、入居者が特に少ない2施設について、入居者数の実態に応じた看護職員及び介護職員の配置となるよう予算を減額することとする。 なお、当該事業については、市場化テストに基づく民間競争入札を実施して受託者を選定し、平成29年度から令和元年度までの3年契約を締結しているが、次期契約(令和2年度～)に当たっては、市場化テストの結果及び上記改善事項を反映させた上、調達を行う。 (2)引き続き、国土交通省等の関係機関との調整を行う等適切な監理を行い、時季を逸することなく事業運営がなされるよう努める。</p> | |
| <p>評価</p> | <p>B</p> | <p>予算額又は手法等を見直し((2)についてはA)</p> |
| <p>令和元年度事業概要</p> | <p>平成30年度と同様</p> | |
| <p>令和元年度目標 (アウトカム指標)</p> | <p>(1)入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。</p> | |
| <p>令和元年度目標 (アウトプット指標)</p> | <p>(1)全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。</p> | |
| <p>令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)</p> | <p>(1)アウトカム指標については、受益者である入居者等からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図し、平成30年度実績を踏まえ、90%以上と設定した。 アウトプット指標については、平成22年度の事業目標設定時に、当時の平均入居率が90%以上を維持していたため、目標を90%として設定したこと及び当時に比べて労災重度被災労働者は減少しているものの、入居していない労災重度被災労働者が一定数おり、国有財産の有効活用が求められていることから、入居率を年平均90%以上と設定した。</p> | |
| <p>令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係</p> | <p>—</p> | |
| <p>令和2年度要求に 向けた事業の 方向性</p> | <p>(1)平成28年度に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(いわゆる市場化テスト)に基づく民間競争入札を実施して受託事業者を選定し、当該事業者と平成29年度から令和元年度までの3年契約を実施しており、当該契約の最終年度となるため、次期の調達については市場化テストの結果及び上記改善事項を反映させた上で適切に要求を行う。 (2)各施設で特別修繕が必要な箇所を精査した上で、計画的な予算要求を行う。</p> | |

| | | | | | | | | | | |
|--|---|---|-----------------------------|-----------------------------|----------------|----------------------|--|---|-----------|--|
| 事業名 | 労災診療被災労働者援護事業補助事業費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 16 | |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 19 | |
| 事業の別 | 被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号) | | | | | | | 担当係 | 福祉係 | |
| 実施主体 | (公財)労災保険情報センター(30年度交付先) | | | | | | | | | |
| 事業 / 制度 概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である労災保険指定医療機関制度の維持、拡充を図ることを目的に、労災認定が行われるまでの間、労災保険指定医療機関に対して診療費相当額を貸し付けることで経済的負担を軽減させ、被災労働者に無料で診療を行う労災保険指定医療機関を確保・維持するためのもの。被災労働者の援護を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。 | | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を対象に) | 労災保険指定医療機関(労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項に規定する病院又は診療所) | | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | 労災保険指定医療機関で被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災保険指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(公財)労災保険情報センターが行っている労災保険指定医療機関への無利子貸付事業に対して、補助を行う。 | | | | | | | | |
| | 実施体制 | (公財)労災保険情報センターが貸付契約を締結している労災保険指定医療機関に対し、診療費の請求相当額を貸し付ける。 | | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 2,845,821 | 28年度予算額 (千円) | 2,844,105 | 29年度予算額 (千円) | 2,842,887 | 30年度予算額 (千円) | 3,578,536 | 令和元年度予算額 (千円) | 3,054,044 | |
| 27年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 28年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 29年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 30年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 労災保険指定医療機関数を前年より増加させる。(平成29年9月30日現在 42,845機関) | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | 労災保険指定医療機関数を前年より535件増加させた。 43,380機関(平成30年9月30日現在) 【目標達成の理由】労災保険指定医療機関の経済的負担を軽減させ、労災保険指定医療機関制度に対する信頼性の維持につながったため。 | | | |
| | アウトプット 指標 | 毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。 | | | | アウトプット 指標 【○】 | 毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払われた。 【目標達成の理由】適切な事務処理が行われたため、貸付請求が請求月末に100%支払われた。 | | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 引き続き目標に応じた実績を維持できるよう指導する。 | | | | | | | | | |
| 評価 | A | | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | 労災保険指定医療機関数を前年より300件以上増加させる。(平成30年9月30日現在 43,380機関) | | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | 毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。 | | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 被災労働者が一時的にせよ経済的な負担を被ることのないよう、療養の給付が行える労災保険指定医療機関制度を拡大する必要があるため。 また、医療機関に経済的負担をかけることなく療養の給付を行えるように、毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う事为目标とした。 | | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | - | | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | (公財)労災保険情報センターが実施する貸付事業への補助を行うため、必要な予算の確保に努め、労災保険指定医療機関制度の維持及び充実を図る。 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|--|---|--|------------------------------|------------------------------|----------------|----------------------|------------------|---|-------|--|
| 事業名 | 労災援護金等経費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 17 | |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 20 | |
| 事業の別 | 被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号) | | | | | | | 担当係 | 福祉係 | |
| 実施主体 | 都道府県労働局 | | | | | | | | | |
| 事業／制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 労災保険制度に打切補償が存在した時期(昭和35年以前)に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図ることを目的に、当該被災労働者に対し、療養に要した費用等を支給するもの。被災労働者の援護を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。 | | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を対象に) | 打切補償費の支給を受けたため、現在、保険給付を受けることができない被災労働者 | | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | 療養に要した費用、入院、通院費用、介護費用を支給する。 | | | | | | | | |
| | 実施体制 | 都道府県労働局で、申請に基づき支給を行う。 | | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 11,749 | 28年度予算額 (千円) | 8,324 | 29年度予算額 (千円) | 7,673 | 30年度予算額 (千円) | 5,510 | 令和元年度予算額 (千円) | 5,010 | |
| 27年度 予算執行率 (%) | 54.1 | 28年度 予算執行率 (%) | 53.7 | 29年度 予算執行率 (%) | - | 30年度 予算執行率 (%) | - | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | - | 前年度は申請がなかったところであるが、引き続き施策を継続 | | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【一】 | 30年度は、申請が0件であった。 | | | |
| | アウトプット 指標 | 申請について迅速・公正に処理する。 | | | | アウトプット 指標 【一】 | 30年度は、申請が0件であった。 | | | |
| 30年度目標の達成(未 達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | - | | | | | | | | | |
| 評価 | - | | | 前年度は申請がなかったところであるが、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | 申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。 | | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | 申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。 | | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 労災援護金等経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。 | | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | - | | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---|---|---------------------------------------|-----------------------------|----------------|----------------------------|----------------------------|--|-----------------|
| 事業名 | 過労死等防止対策推進事業実施経費 (平成30年度:(1)過労死等援護事業実施経費、(2)過労死等防止対策推進経費) | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 18 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 21、36 |
| 事業の別 | (1)被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号) (2)安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 過労死等防止 対策推進室 |
| 実施主体 | 民間団体等 | | | | | | | | |
| 事業/ 制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | <p>・「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、国は過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有するとされている。また、同法第8条に基づき、過労死等に関する実態の調査等を行う施策(調査研究等)、同法第9条に基づき、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるための施策(啓発)等を実施することにより労働者の健康の確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p> <p>・さらに同大綱において「過労死で親を亡くした遺族(児)の抱える様々な苦しみを少しでも軽減できるよう、引き続き、過労死遺児交流会を毎年開催する」とされており、同大綱に基づき、被災労働者の遺族の援護の観点から、過労死として認定された労働者の遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施する必要がある。また、被災労働者及びその遺族の援護に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に適用事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p> | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を 対象に) | <p>①過労死等に関する実態等 ②及び③ 事業主、労働者、その他国民 ④過労死で親を亡くした遺族(児)</p> | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む) | <p>「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、 ①過労死等に関する調査研究、 ②過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発、 ③国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」(毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に開催) ④過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施する。</p> | | | | | | | |
| | 実施体制 | ①から④について、それぞれ民間業者に委託して実施 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 152,877 | 28年度予算額 (千円) | 248,583 | 29年度予算額 (千円) | 301,898 | 30年度予算額 (千円) | 270,331 | 令和元年度予算額 (千円) | 256,587 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 73.6 | 28年度 予算執行率 (%) | 68.4 | 29年度 予算執行率 (%) | 64.5 | 30年度 予算執行率 (%) | 85.0 (1)77.4 (2)85.4 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | C | 未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要(なお(1)についてはA) | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | (1)過労死遺児交流会の参加者満足度を80%以上とする。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウムの参加者満足度を80%以上とする。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【(1)○(2)○】 | | (1)過労死遺児交流会全体に対する満足度:98% 【目標達成の理由】事業におけるアンケート結果を基に、参加者の方が抱えた悩みに応じられるよう個別相談会の内容を企画したことで満足度を満たすことができた。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウム全体に対する満足度:89.6% 【目標達成の理由】平成29年度には、目標が未達成であったことを踏まえ、アンケート結果等をイベントを企画するとともに、基にプログラムの充実を図った結果、目標を達成できた。 | |
| | アウトプット 指標 | (1)過労死遺児交流会の参加者を50人以上とする。(民間団体における27年度実績(26人)の2倍程度) (2)過労死等防止対策推進シンポジウムを全国48箇所で開催し、参加者数を計5,120人以上とする。 | | | | アウトプット 指標 【(1)○(2)○】 | | (1)過労死等遺児交流会の参加者:57人(大人(保護者)20人、子ども37人) 【目標達成の理由】事業におけるアンケート結果を基に、参加者のスケジュールが調整しやすい夏休みの時期に開催したことで参加者数を満たすことができた。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウムの開催実績:全国48箇所で開催、参加者は計5,646人 【目標達成の理由】国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための周知・啓発(ポスター等の作成・配布、シンポジウムの開催)を実施した結果、目標を達成できた。 | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | (1)過労死遺児交流会については、事業におけるアンケート結果等を参考に、開催時期やプログラム内容の充実を図り、満足度等を高めるよう実施する。 (2)過労死の防止対策推進シンポジウムについては、引き続き、アンケート結果を詳細に分析し、ニーズ把握をするとともに、各都道府県におけるプログラムの企画立案段階から都道府県労働局が積極的に働きかけることにより、特に企業における労務管理の参考となるようなプログラムの充実を図り、また、国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための周知・啓発(ポスター等の作成・配布)を実施する。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | |

| | |
|--|---|
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | (1)過労死遺児交流会について、参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価を80%以上とする。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウム参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合を80%以上とする。 |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | (1)過労死遺児交流会の参加型イベントや相談などのイベントを3種類以上実施する。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウムを全国48箇所で開催し、参加者数を計5,120人以上とする。 |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | ・アウトカム指標について、(1)過労死遺児交流会については、事業の成果をより適切に評価するため「満足度」から「役に立った」旨の評価を指標に変更した。(2)過労死等防止対策推進シンポジウムについては、過労死等の防止に関する国民の関心と理解を深めるための施策として実施する事業であることから、その事業の成果をより適切に評価するため、参加者の「満足度」から「理解・関心が深まった」と思う割合に指標を変更した。 ・アウトプット指標について、(1)過労死遺児交流会については、上記課題を踏まえ、アウトカム指標を達成するため、参加型のプログラムや相談会の数を指標に設定した。(2)過労死等防止対策推進シンポジウムについては、各会場ごとに都市の規模等から参加者数を見込み、合計したものを指標としている。令和元年度も同規模の開催を予定していることから同じ目標を掲げることとしたものである。 |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | Ⅲ主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 2 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備 (1)長時間労働の是正 ⑤ 過労死等の防止 |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 過労死等の防止に関する大綱に基づく施策の実施に必要な経費を要求 |

| | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|--|-----------------------------|----------------------|---------|----------------------|---|---|-----------|
| 事業名 | 安全衛生啓発指導等経費 (平成30年度:(1)安全衛生啓発指導等経費、(2)特別安全衛生指導等経費、(3)安全衛生施設整備費(一部)、(4)労働安全衛生等事務費) | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 19 | |
| | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 22、24、45、57 | |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | 担当係 | 業務班 管理係 計画班 業務第一係 | |
| 実施主体 | 厚生労働省本省、都道府県労働局及び労働基準監督署、(1)②及び③のみ富士通(株) | | | | | | | | |
| 事業 / 制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | <p>(1)① 労働災害防止についての啓発指導を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施する必要がある。また、産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する必要がある。事業者や労働者に対する安全衛生啓発指導や安全衛生意識の普及高揚を図ることは、労働者の安全衛生確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>② 労働災害の防止を図るため、一定の危険又は有害な業務に従事する者や作業主任者の一部には、技能講習の受講が義務づけられている。作業の際には、技能講習修了証の携帯が義務づけられているが、修了証を紛失又は破損した場合で、技能講習を行う機関が廃止されていたり、受講した機関名等を失念していたりすると、再交付を受けられず、作業に就けなくなるといった労働者への不利益が生じる。また、修了証は登録教習機関ごとに交付されるが、一人の労働者が複数の技能講習を修了している場合もあることから、異なる登録教習機関での修了歴を携帯しやすい大きさの書面にして交付する必要がある。</p> <p>そのため、全国の登録教習機関の修了者のデータを一元的に管理するとともに、修了者に対し技能講習を修了したことを証明する書面を発行する環境を整備する。</p> <p>無資格者が業務に従事することによる労働災害の防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>③ 事業者が、自主的に安全衛生対策を進められるよう、安全への取組に必要な情報を提供し、さらに安全活動に積極的な事業場の好事例等を情報提供することにより、安全への取組に積極的な企業が評価される環境等を整備することにより、労働災害の防止を図る。</p> <p>事業場の自主的な安全衛生対策の促進により労働災害の防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>(2)アスベストやじん肺等職業性疾病の問題が社会的にも大きな問題となっていることから、有害物質等有害要因を有する事業場に対する職業性疾病等の予防のため、監督指導等を実施し、労働者の健康を確保する。また、重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害の災害原因を究明し、同種災害の発生を防止する。労働災害のリスクの高い事業場への指導等を実施するための経費であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>(3)安全衛生施設については、各施設において経年劣化が進行している。これをそのまま放置し、事故等が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねない重大な問題となることから、施設利用者等の安全のため、修繕等を行う必要がある。また、当該施設は、労働安全衛生法第63条に基づき、労働災害の防止を目的として、安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うために国が設置したものであることから、これら施設の修繕は労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の規定による社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>(4)適切な労働安全衛生対策を推進するために必要な書籍等を本省、労働局、労働基準監督署にて購入する必要がある。職員が労働者の安全及び健康の確保を図るための業務に取り組めるように環境整備することは、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の規定による社会復帰促進等事業として行う必要がある。</p> | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を対象に) | 民間企業等 | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | <p>(1)①安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施する。</p> <p>②登録教習機関から原則3年後に引渡し等される技能講習修了者に係る情報を入力し、そのデータを一元的に管理するとともに、技能講習修了者本人の求めに応じて、技能講習を修了したことを証明する書面を発行する。</p> <p>②中小企業をはじめとする各事業者が労働者への教育や創意工夫された安全活動等、労働災害防止対策の推進を図るために必要不可欠な災害事例や化学物質情報、リスクアセスメントの手法などの情報をホームページを通じて提供する。</p> <p>併せてプロジェクトに賛同する企業を募り、安全活動に熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先に注目されるための運動(「あんぜんプロジェクト」)の展開等を行う。賛同企業は、厚生労働省が運営する「あんぜんプロジェクト」のホームページにプロジェクトメンバーとして掲載され、自社のイメージアップに繋げるとともに、一層の安全活動に取り組むことが期待される。また、その活動状況及び労働災害発生状況を自社のホームページで公表する。</p> <p>(2)有害物質等有害要因を有する事業場に監督指導等を実施するとともに、災害原因を科学的に究明するため、労働者死傷病報告等に基づきその発生原因を多角的体系的に検討・調査する。</p> <p>(3)国土交通省による官庁建物実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、安全衛生教育に従事する指導員の養成等が継続できるように、修繕等をしているものである。</p> <p>(4)職員が労働安全衛生対策を推進するために必要な書籍等を購入する。</p> | | | | | | | |
| | 実施体制 | (1)①、(2)及び(4)厚生労働省本省、都道府県労働局、労働基準監督署による直接実施 (1)②及び③ 富士通(株) (3)支出委任により国土交通省が実施。支出委任できない部分については厚生労働省本省で直接実施。 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 1,181,704 | 28年度予算額 (千円) | 875,621 | 29年度予算額 (千円) | 923,886 | 30年度予算額 (千円) | 1,172,554 | 令和元年度予算額 (千円) | 1,500,370 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 90.1 | 28年度 予算執行率 (%) | 92.9 | 29年度 予算執行率 (%) | 92.3 | 30年度 予算執行率 (%) | 90.3 (1)90.3 (2)- (3)- (4)- | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | アウトカム指標 | <p>(1)①都道府県労働局安全衛生労使専門家会議等を通じて聴取した労使専門家の意見を安全衛生施策に反映させる。</p> <p>②技能講習の帳票データの受付数を133万件(過去5年平均)以上とする。</p> <p>③ホームページのアクセス件数を2,200万件(過去5年平均)以上確保する。</p> <p>④事業者等から有用であった旨の評価を80%以上確保する。</p> <p>(2)重篤な労働災害を発生させた事業場や安全衛生管理に課題を抱えている事業場が、業種や作業態様の特性を考慮した安全衛生改善計画を策定・実施する。</p> <p>(4)労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、経費の節約を図り、前年度の執行額を踏まえた予算要求を行う。</p> | アウトカム指標 【(1)○(2)○(3)-(4)○】 | <p>(1)①全国の都道府県労働局において、労使専門家から聴取した意見を当年度に実施する行政の取組(特定分野への指導、自主点検の実施、リーフレット等による周知の強化など)、翌年度の行政運営方針や各労働局の第13次労働災害防止計画と推進計画に反映させた。</p> <p>②技能講習の帳票データの受付件数:1,468,831件</p> <p>③ホームページのアクセス件数は39,631,156件</p> <p>④有用であった旨の評価は80.9%</p> <p>(2)問題のある事業場において、その特性を踏まえた安全衛生改善計画が策定、実施された。</p> <p>(4)約60万円の減額要求とした。</p> <p>【目標達成の理由】</p> <p>(1)①安全衛生労使専門家会議の開催日程を計画的に設定することで、全ての都道府県労働局で、安全衛生労使専門家会議を開催することにより、労使専門家から聴取した意見を行政の取組等に反映することができたため。</p> <p>②関係団体、都道府県労働局を通じて、帳票データの引き渡しについて登録教習機関に広く周知したため。</p> <p>③、④ホームページの認知度が高まり、アクセス件数が伸び、掲載コンテンツを充実させたことにより、有用性を評価されるにいたったため。</p> <p>(2)災害発生時等に適切に業務を実施したため。</p> <p>(4)経費の節約を図り、前年度の執行額を踏まえた予算要求を行ったため。</p> |
| 30年度目標 | アウトプット指標 | <p>(1)①安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、労働災害防止活動を効果的に促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施する。</p> <p>②安全衛生施策に反映させるため、全都道府県労働局で都道府県労働局安全衛生労使専門家会議を開催する等して労使専門家の意見を聴取する機会を設ける。</p> <p>③引き続き帳票データの引き渡しについて周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めていく。</p> <p>④要望のあったものを中心に、ホームページに災害事例を55件以上掲載する。</p> <p>⑤各種労働災害データベースの作成(30,000件以上)</p> <p>(2)重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害が発生したときに、徹底的な調査を行い、原因を究明する。</p> <p>(4)労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、コスト意識を持ち、経費の節約に努める。</p> | 30年度実績 アウトプット指標 【(1)○(2)○(3)-(4)○】 | <p>(1)①全国安全週間・全国労働衛生週間を実施し、安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、労働災害防止活動を効果的に推進できた。</p> <p>②全ての都道府県労働局で都道府県労働局安全衛生労使専門家会議を開催した。</p> <p>③帳票データの引き渡しについて、パンフレットを14,000部作成し、登録教習機関に周知するとともに、データ入力及び管理に関する運用マニュアルを作成し、その徹底を図るなど、適正な管理に努めている。</p> <p>④労働災害事例を75件掲載した。</p> <p>⑤各種データベース合計34,282件の作成を行った。</p> <p>(2)重篤な労働災害、専門家職員による原因究明が必要な災害等について、学識経験者を中心とした調査等を災害原因調査を行い、安全管理指導を継続して実施した。</p> <p>(4)両面印刷の徹底やカラー印刷を必要最小限に止める等、コスト意識を持ち、経費の節減に努めた。</p> <p>【目標達成の理由】</p> <p>(1)①全国安全週間・全国労働衛生週間に係る行事を計画的に設定することで、安全衛生意識の普及高揚を図り、労働災害防止活動を効果的に推進できたため。</p> <p>②安全衛生労使専門家会議の開催日程を計画的に設定することで、全ての都道府県労働局で、安全衛生労使専門家会議を開催することにより、労使専門家から聴取した意見を行政の取組等に反映することができたため。</p> <p>③関係団体、都道府県労働局を通じて、帳票データの引き渡しについて登録教習機関に広く周知したため。</p> <p>④、⑤近年の労働災害発生状況を踏まえ、掲載事例を選定したことにより、豊富な事例の中から選定できたため。</p> <p>(2)災害発生時等に適切に業務を実施したため。</p> <p>(4)毎年継続的に、コスト意識を持ち、経費の節減に努めたことにより、令和元年度予算の減額につながっているため。</p> |
| 30年度目標の達成(未達成)理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題 | 引き続き事業を実施するとともに、安全衛生教育用教材の掲載など、コンテンツの充実を図る。 | | | |
| 評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | |
| 令和元年度目標(アウトカム指標) | ①技能講習の帳票データの受付数を140万件(過去5年平均)以上とする。 ②事業者等から有用であった旨の評価を80%以上確保する。 | | | |
| 令和元年度目標(アウトプット指標) | ①引き続き帳票データの引き渡しについて周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めていく。 ②要望のあったものを中心に、ホームページに災害事例や安全衛生教育用教材等を合計100件以上掲載する。 ③各種労働災害データベースの作成(30,000件以上) ④ホームページのアクセス件数を2,200万件(過去5年平均)以上確保する。 | | | |

| | |
|---|--|
| <p>令和元年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）</p> | <p>技能講習の帳票データの引き渡しについて登録教習機関に周知するほど、帳簿データの受付数が増加することが予想されることから、上記アウトカム指標①及びアウトプット指標①を設定した。 アウトプット指標④に関しては、ホームページに掲載されている内容が有用であればあるほど、よりアクセス件数が増えると考えられるため設定した。 アウトカム指標③については、国の施策や安全衛生情報提供の内容と事業場等の需要に乖離がないかを検証するために設定した。 アウトプット指標②及び③については、ホームページの災害事例や安全衛生教育用教材や労働災害データベースなどのコンテンツが充実すればするほど、よりアクセス件数が増えると考えられるため設定した。</p> |
| <p>令和元年度予算概算要求の主要事項との関係</p> | <p>Ⅲ主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 2 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備 (4)労働者が安全に働くことができる環境の整備 ① 第13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進</p> |
| <p>令和2年度要求に向けた事業の方向性</p> | <p>引き続き事業を実施するとともに、安全衛生教育用教材の掲載など、コンテンツの充実を図る。</p> |

| | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|----------------------|----------------|----------------------|---|---|--------|--|
| 事業名 | 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 20 | |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 23 | |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 計画班 | |
| 実施主体 | 厚生労働本省、都道府県労働局、民間団体 | | | | | | | | | |
| 事業 / 制度 概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 企業等からの申請に基づき、各企業等の安全衛生水準を客観的な指標で評価し、高い評価が得られた企業等を積極的に公表することで、安全衛生水準の向上に向けた企業等のより積極的な取組を推進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業等の情報を求職者等に共有する制度である。本制度により、就職先を選定する際の指標の一つとして活用することができ、求人を行う企業にとっては積極的に安全衛生活動を行うインセンティブとなるため、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 | | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を 対象に) | 企業、求職者等 | | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む) | <ul style="list-style-type: none"> 企業等が自社の安全衛生水準を自己診断できるようにするためのコンテンツを厚生労働省のホームページで公表する。 各労働局において、企業等からの申請を受け付け、安全衛生水準を評価し、基準を満たす企業等を優良企業として認定する。 企業等が自社の安全衛生水準を自己診断し、労働局へ申請を行う際の各種相談に対してセミナーでの対応を行う。 本事業を広く周知するため、本事業のリーフレットを印刷し、本省及び各労働局で配布・周知する。 本事業を広く周知するため、企業等向けセミナーや認定企業等による求職者向け事例発表会を開催する。 | | | | | | | | |
| | 実施 体制 | <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省本省及び都道府県労働局による直接指導を実施する。 富士通株式会社等に委託し、事業を実施する。 | | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 15,686 | 28年度予算額 (千円) | 32,030 | 29年度予算額 (千円) | 42,244 | 30年度予算額 (千円) | 41,711 | 令和元年度予算 額 (千円) | 37,071 | |
| 27年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 28年度 予算執行率 (%) | 97.5 | 29年度 予算執行率 (%) | 68.4 | 30年度 予算執行率 (%) | 48.4 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般勘定予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | C | 29年度では安全衛生優良企業の認定基準について、長時間労働が状態化している企業は認定しないこととする改正を6月に行ったため、企業向けのセミナー及び事例発表会の開催時期が当初の予定より遅れ、周知活動が十分に行えなかったことが低評価に繋がったと考えられる。令和元年度では若者等求職者向けの周知に重点を置く。 | | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 安全衛生優良企業公表制度の自己診断サイトへのアクセス数を15万件以上とする。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | 安全衛生優良企業公表制度の自己診断サイトへのアクセス数について、3月末時点で17万8,339件であり達成。 【目標達成の理由】 新たな広報の取り組みとして、社労士会連合会の月刊誌やメルマガにセミナーや事例発表会の開催案内を掲載する等を行ったため。 | | | |
| | アウトプット 指標 | 事例発表会を全国4会場で開催し、合計300名以上の参加を得る。 | | | | アウトプット 指標 【×】 | 事例発表会を全国4会場(大阪、福岡、東京、愛知)で開催し、合計275名が参加した。達成率91.6%となり、未達成。 【目標未達成の理由】 福岡会場において、合同就職説明会と同日開催ができず、参加者数が伸び悩んだため。 | | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 今年度は、合同就職説明会の近隣の会場で開催する等の昨年度までの取り組みに加え、学生等の若者の参加がより多く得られるようウェブ広告を活用した事例発表会等の周知を行うこととする。 | | | | | | | | | |
| 評価 | B | | | 予算額又は手法等を見直し | | | | | | |
| 令和元年度事業概 要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | 9件(平成29年度、平成30年度の平均件数)以上の企業が安全衛生優良企業として認定される。(新規、継続を含む) | | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | 事例発表会を全国6会場で開催し、合計450名以上の参加を得る。 | | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 本事業は、安全衛生水準が高い企業等を公表することで、安全衛生水準の向上に向けた企業等のより積極的な取組を推進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業等の情報を求職者等に共有することを目的としている。 昨年までの取り組みに加え、ウェブ広告を活用した事例発表会等の周知を行い、アウトプット指標として、会場数に応じて増加させた参加者数を設定する。 また、アウトカム指標は、セミナー及び発表会の開催やリーフレット及び取組事例集の配布などによって引き続き周知を行い、自己診断サイトへのアクセス数を維持しつつ、過去2年間の平均件数を上回る企業が認定されることを目標とする。 | | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | - | | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 委託事業の開始から4年が経過し、制度の周知については一定の成果が得られたと考える。今後は、「大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援」事業等のなかで、引き続き制度の周知を行っていくこととし、本事業は令和元年度限りで廃止する。 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---|---|-----------------------------|---------------------------------|----------------|-------------------------|---|---|-------|
| 事業名 | 安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 21 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 25 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 計画班 |
| 実施主体 | 厚生労働本省、民間団体 | | | | | | | | |
| 事業／制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 本事業は日本における安全衛生政策について、国際会議等への参加や技術交流を通じて、国際的な動向を踏まえて的確な対応を図るものである。これは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を対象に) | ①職員 ②シンポジウム参加の民間企業等 | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | ①化学物質等による労働者への健康影響に関して、リスク評価・管理等の活動によりOECD等の国際会議等へ職員を派遣する。 ②日本国企業の進出数が急増している中国と政策対話を行うとともに、安全衛生シンポジウムを開催する。 | | | | | | | |
| | 実施体制 | 厚生労働省による直接実施、委託先に委託して実施 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 8,372 | 28年度予算額 (千円) | 7,840 | 29年度予算額 (千円) | 7,840 | 30年度予算額 (千円) | 8,011 | 令和元年度予算額 (千円) | 8,076 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 69.0 | 28年度 予算執行率 (%) | 92.2 | 29年度 予算執行率 (%) | 93.9 | 30年度 予算執行率 (%) | — | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | ①OECD等の国際会議に参加し、海外動向について、審議会等への報告又はホームページへの掲載等により公表する。 ②シンポジウムの参加者に対するアンケートにおいて「事業場における労働安全衛生水準の向上に資する」という評価を80%以上とする。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【①〇、②—】 | ①ASEAN地域諸国からなる安全衛生の国際会議(カンボジア)に出席し、議事録概要等について厚生労働省のホームページに掲載した。 【目標達成の理由】 国際会議への参加及びその結果公表について、計画的に実施することができたため。 ②中国政府内の組織改編が行われた影響で、中国側でシンポジウムを責任を持って担当する体制が整わなかったため、シンポジウムの開催を見送った。このため該当するアウトカム指標は算出できない。 | | |
| | アウトプット 指標 | ①OECD等の国際会議に年1回以上参加する。 ②安全衛生に関するシンポジウムを年1回以上開催する。 | | | | アウトプット 指標 【①〇、②—】 | ①ASEAN地域諸国からなる安全衛生の国際会議(カンボジア)に出席し、日本の取組を発表するとともに各国の政策動向を聴取した。 【目標達成の理由】 国際会議への参加を計画的に実施できたため。 ②中国政府内の組織改編が行われた影響で、中国側でシンポジウムを責任を持って担当する体制が整わなかったため、シンポジウムの開催を見送った。このため該当するアウトプット指標は算出できない。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | ①引き続き計画的に国際会議への参加を行う。 ②中国政府内の組織改編が行われた影響で、中国側でシンポジウムを責任を持って担当する体制が整わなかったため、シンポジウムの開催を見送ったところである。令和元年度の実施体制について、中国側と調整を行った結果、衛生健康委員会職業健康司が責任を持ってシンポジウムを担当する旨の連絡があったことから、当該部局と開催に向けた調整を行う。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | | ①につき成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度に当初予定していた事業と同様 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | ①OECD等の国際会議に参加し、海外動向について、審議会等への報告又はホームページへの掲載等により公表する。 ②シンポジウムの参加者に対するアンケートにおいて「事業場における労働安全衛生水準の向上に資する」という評価を80%以上とする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | ①OECD等の国際会議に年1回以上参加する。 ②安全衛生に関するシンポジウムを年1回以上開催する。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | ①安全衛生に関する国際会議に出席し、その結果を公表することは、日本での取組及び海外動向を周知できるものであり、日本における労働災害防止の推進に資する取組である。 ②労働安全衛生対策の情報交流の活性化と、事業場におけるその結果の活躍促進に向け、参加者の満足度が高いシンポジウムを開催する。なお、安全衛生に関するシンポジウム(日中開催)について、平成25年度から毎年1回、全て中国で開催してきたが、平成29年度から奇数年は日本、偶数年は中国で開催することで中国と合意した。また、平成29年度から、集客人数について、日中間で打合せの上、開催規模に応じて決めることとした。そのため、開催することを目標としつつ、集客人数は目標として設定しないこととする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | — | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 令和元年度の執行見込みを踏まえて、引き続き要求をする。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|---|-----------------------------------|-----------------------------------|--|----------------------|---------------------------------------|---|---------|
| 事業名 | 職業病予防対策の推進(東電福島第一原発) (平成30年度:(1)東電福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理対策等、(2)東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連情報の国際発信の強化、(3)東電福島第一原発の被ばく線量低減対策の強化) | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 22 | |
| | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 26-1,2,3 | |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | 担当係 | 電離放射線労働者健康対策室 | |
| 実施主体 | 厚生労働省本省、日本電気(株)、(株)SAY企画、(公社)全国労働衛生団体連合会、(公財)原子力安全研究協会、(株)日本環境調査研究所 等 | | | | | | | | |
| 事業/制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | <ul style="list-style-type: none"> ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)において、緊急作業に従事した労働者の長期的健康管理や廃炉等作業員の健康支援を行うため。 ・東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連の情報について、我が国における被ばく管理規制に対する国際的な信頼に資するため。 ・東電福島第一原発については、今後、核燃料デブリの取り出しに向けて建屋内部での作業など高線量の場所での作業が増加する見込みであるため、より効果的な被ばく低減対策が求められているため。 <p>本事業は、以上の目的のとおり、緊急作業に従事した労働者や廃炉等作業従事者などに係る安全と健康の確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。</p> | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を対象に) | 東電福島第一原発で緊急作業に従事した者、東電福島第一原発の廃炉等作業員 等 | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | <ul style="list-style-type: none"> (1)・東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム(以下「データベース」という。)」の構築・運用。 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急作業従事者等に対する健康相談、保健指導の実施。 ・廃炉等作業員の健康支援相談窓口を定期的に開設、健康相談を実施。 (2)・作業者の放射線被ばく状況やその対策に関する情報(報道発表、ガイドライン、行政通達等)を英訳し、厚生労働省の英語版ホームページに掲載する等を実施。(以下「国際発信事業」という。) (3)・東電福島第一原発における施工計画作成者などに対して、被ばく低減措置に係る必要な教育等を実施。(以下「被ばく低減事業」という。) | | | | | | | |
| | 実施体制 | 民間事業者等に委託して実施。 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 382,785 | 28年度予算額 (千円) | 405,533 | 29年度予算額 (千円) | 425,144 | 30年度予算額 (千円) | 428,738 | 令和元年度予算額 (千円) | 572,028 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 85.5 | 28年度 予算執行率 (%) | 86.1 | 29年度 予算執行率 (%) | 79.0 | 30年度 予算執行率 (%) | 76.6 (1)76.5 (2)78.1 (3)77.1 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | B | 前年度成果を活用しつつ、前年度同規模の事業を引き続き展開していく。 | | | | | | |
| アウトカム 指標 | <ul style="list-style-type: none"> ①緊急作業において100ミリシーベルトを超えて被ばくした労働者に対し、厚生労働大臣指針に基づくがん検診等の受診勧奨を行う。 ②東京電力による「福島第一における作業員の健康管理について(厚労省ガイドラインへの対応状況)」報告のうち、『第2四半期(7~9月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』の『「要精密検査」判定者への対応状況』において、第2四半期分の報告時点(毎年3月頃)の結果で、『指導後も未受診』の割合が10%未満であることを確認する。 ③年度における厚労省英語版HPアクセス件数を2,500件(注)以上とする。 (注)海外の専門家(約130人)×メール配信回数(年4回)×閲覧割合(0.95)×専門家から関係者への情報共有範囲の見込み(5倍)÷2,500 ④施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、8割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。 | | | アウトカム 指標 【(1)○(2)○ (3)○】 | <ul style="list-style-type: none"> ①100ミリシーベルト超の緊急作業従事者全員に対して、厚生労働大臣指針に基づくがん検診等の受診勧奨を行った。 ②『指導後も未受診』の割合は0.6%(1人/162人)であった。 ③平成30年7月から平成31年3月までのHPアクセス件数は5,109件であった。 ④アンケートの結果、101人の参加者全員(100.0%)から参考になった旨の回答が得られた。 <p>【目標達成の理由】 本事業の周知活動、進捗管理等を適切に行い、計画通りに事業を実施したため、目標達成できた。</p> | | | | |

| | | | |
|--|--|-----------------------------|--|
| 30年度目標 | <p>アウトプット指標</p> <p>①緊急作業に従事した労働者に係る健康診断結果及び被ばく線量について、データベースに入力を行う。 (放射線業務従事者数(概算)3,000×8(線量4回+一般健診2回+電離健診2回)=24,000件) ②一定の被ばく線量を超えた労働者からの申請に基づき交付された手帳を所持する者全員(約900人)に対し、直接又は事業者を通じてがん検診等の受診勧奨を行う。 ③緊急作業従事者の現況確認のため、連絡先を把握している約2万人全員に対して調査票を送付する。 ④健康相談窓口の開設及びフリーダイヤルの設置を行い、健康相談を行う。 ⑤廃炉等作業員の健康支援相談を窓口等で年間54回、産業保健支援に係る研修会を年間10回、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間22回行う。 ⑥平成30年度中に作成された東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドラインに係る全件の英訳文書を発信する。 ⑦施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、最終的な受益者数を約3,000人とする。 (注)受講人数は約60人を想定しており、本事業は、施工計画作成者等に係る教育であるため、最終的な受益者はそれを50倍した程度は見込まれる。</p> | 30年度実績 | <p>アウトプット指標 【(1)○(2)○(3)○】</p> <p>①目標件数24,000件に対し、97,315件のデータ入力等を実施した。 ②一定の被ばく線量を超えた労働者からの申請に基づき交付された手帳を所持する者全員に対し、直接又は事業者を通じてがん検診等の受診勧奨を6月頃と11月頃に行った。 ③緊急作業従事者の現況確認のため連絡先を把握している約2万人全員に対して、調査票を送付した。 ④委託事業により祝祭日を除く月～金曜日9時～17時の間、健康相談窓口の開設及びフリーダイヤルの設置を行い、健康相談を行った。 ⑤廃炉等作業員の健康支援相談窓口を年間56回、産業保健支援に係る研修会を年間13回行い、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間26回行った。 ⑥平成30年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、行政通達等を英訳し、厚生労働省の英語版HPへ掲載した。 ⑦施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、最終的な受益者数を約5,100人(=102人×50)とすることができた。</p> <p>【目標達成の理由】 本事業の周知活動、進捗管理等を適切に行い、計画通りに事業を実施したため、目標達成できた。</p> |
| 30年度目標の達成(未達成)理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題 | <p>・100ミリシーベルト超の緊急作業従事者全員に対して、厚生労働大臣指針に基づくがん検診等の受診勧奨を実施しており、運営状況は良好である。 ・東京電力による『福島第一における作業員の健康管理について(厚労省ガイドラインへの対応状況)』第2四半期分の報告で、『指導後も未受診』の割合は0.6%であり、運営状況は良好である。 ・データベースの構築・運用については、請負業務を適正に履行可能な事業者を確保し、データ入力件数の目標を達成しており、運営状況は良好である。 ・廃炉等作業員の健康支援相談事業について、相談窓口設置数や研修会開催数の目標を達成しており、運営状況は良好である。 ・国際発信事業について、厚生労働省英語版ホームページへ掲載するなどによって、平成30年7月から平成31年3月までのHPアクセス件数は5,109件を達成しており、運営の在り方は妥当である。 ・被ばく低減事業について、受託者のホームページ掲載、東電福島第一原発で定期実施される安全衛生推進協議会及び東電福島第一原発登録事業者間のイントラネットで周知するなどにより、102人(目標:60人)の受講者数(170.0%)を達成した。また、教育内容の充実などにより、100%(目標:80%)の参加者から参考になった旨のアンケートの結果を得るなど、運営状況は良好である。</p> <p>引き続き、緊急作業に従事した労働者や廃炉等作業従事者などに係る安全と健康の確保を図るため、これらの目標を達成できるよう取り組む。</p> | | |
| 評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | |
| 令和元年度目標(アウトカム指標) | <p>①東京電力による『福島第一における作業員の健康管理について(厚労省ガイドラインへの対応状況)』報告のうち、『第2四半期(7～9月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』の『要精密検査』判定者への対応状況において、第2四半期分の報告時点(毎年3月頃)の結果で、『指導後も未受診』の割合が10%未満であることを確認する。 ②施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、8割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。</p> | | |
| 令和元年度目標(アウトプット指標) | <p>①緊急作業に従事した労働者に係る健康診断結果及び被ばく線量について、データベースに入力を行う。 (現在も放射線業務従事されている方約5,000人×8(線量4件+一般健診4件+電離健診4件)=40,000件) ②緊急作業従事者の現況確認のため、連絡先を把握している約2万人全員に対して調査票を送付する。 ③廃炉等作業員の健康支援相談を窓口等で年間54回、産業保健支援に係る研修会を年間10回、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間22回行う。 ④年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドライン、配布用英語資料等に係る英訳文書を厚労省HPに掲載する。 ⑤施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、最終的な受益者数を約3,000人とする。 (注)受講人数は約60人を想定しており、本事業は、施工計画作成者等に係る教育であるため、最終的な受益者はそれを50倍した程度は見込まれる。</p> | | |
| 令和元年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | <p><アウトカム指標> ①、②に関して前年度の目標は妥当であると考え、継続して平成30年度と同様の目標を設定している。 (注)廃炉等作業員(これまで緊急作業従事者であった者を含む)の健康管理を行うに当たり、作業員への直接の健康支援は重要であるが、それだけでは集団としての改善が見込めない。そのため、東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン(平成27年8月26日付け基発0826第1号)に基づき、東京電力が国に報告を行っている『健康診断に対する管理状況』の結果により、事業所内の健康管理体制が改善しているかを、「指導後も未受診」の割合をもって確認する。</p> <p><アウトプット指標> ①に関して、電離検診の結果の入力実績を踏まえ、放射線業務従事者数(概数)を3,000人から5,000人に設定したため、目標を40,000件とした。 ②から⑤に関して、前年度の目標は妥当であると考え、継続して平成30年度と同様の目標を設定している。</p> | | |
| 令和元年度予算概算要求の主要事項との関係 | <p>IV 主要事項(復旧・復興関連) 第2 原子力災害からの復興への支援 (2)東京電力福島第一原発作業員への対応</p> | | |
| 令和2年度要求に向けた事業の方向性 | 前年度成果を活用しつつ、前年度と同規模の事業を引き続き展開していく。 | | |

| | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|--|-----------------------------|----------------------|------------------------|----------------------------|---|--|--|
| 事業名 | じん肺等対策事業 (平成30年度:(1)じん肺等対策事業、(2)石綿障害防止総合相談員等設置経費) | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 23 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 27, 31 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 産業保健支援 室産業保健 係、環境改善 室、衛生対策 班 |
| 実施主体 | 厚生労働本省、医療機関、(公社)産業安全技術協会、(公社)日本作業環境測定協会、日本溶接協会、民間団体 | | | | | | | | |
| 事業 ／ 制 度 概 要 | 目的及び必 要性 (何のため) | ①石綿取扱い事業等の有害業務に従事した離職労働者の健康管理を実施する。 ②市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の性能を確保する。 ③個人サンプラー(作業者の呼吸域に装着する試料採取機器(ミニポンプなど)を用いた濃度測定)の有効性の検討を行う。 ④石綿含有建築物に係る計画届等の受付体制等を強化することで、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図る。 本事業は法に基づく健康診断や、市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の性能の確保等を実施しており、労働者の安全衛生を確保するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に定める「労働者の安全及び衛生の確保」を図るために必要な事業に該当する。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を 対象に) | ①健康管理手帳所持者 ②市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具(PAPR) ③個人サンプラーを用いた濃度測定手法や、既存の作業環境測定手法等 ④労働者を使用して建築物等の解体等を行う事業者等 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む) | ①労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事した離職労働者に対して健康管理手帳を交付し、年2回(じん肺は1回)健康診断を実施する。 ②市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具について買取試験を実施し、規格を満たしていない場合等には、厚生労働省で必要な措置を講ずる。 ③個人サンプラーによるばく露測定の測定手法等について追加して技術的検討を加えらるとともに、既存の作業環境測定手法の妥当性を検証し、必要に応じてより適切な測定手法の検討を行う。 ④石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施する。 | | | | | | | |
| | 実施 体制 | ①都道府県労働局から医療機関に委託して実施。 ②(公社)産業安全技術協会に委託して実施。 ③行政検討会、(公社)日本作業環境測定協会、日本溶接協会等で実施。 ④都道府県労働局に、石綿障害防止総合相談員、監督署に石綿届出等点検指導員を置き、実施する。 これらの他、厚生労働省本省においてそれぞれの内容について行政上の検討等を実施。 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 1,822,874 | 28年度予算額 (千円) | 1,844,139 | 29年度予算額 (千円) | 1,903,734 | 30年度予算額 (千円) | 1,924,561 | 令和元年度予算 額 (千円) | 2,263,936 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 93.5 | 28年度 予算執行率 (%) | 94.2 | 29年度 予算執行率 (%) | 95.8 | 30年度 予算執行率 (%) | 87.6 (1)87.6 (2)ー | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年 度 目 標 | アウトカム 指標 | ①健康管理手帳所持者に対して、健康診断の案内通知の送付とその際の受診勧奨を47都道府県において行う。 ②買取試験を行った呼吸用保護具のうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して改善指導を行う。 ③石綿届出等点検指導員が適切に届出審査、書面指導を行い、署の職員による実地調査等を届出件数の20%以上行う。 | | | 30 年 度 実 績 | アウトカム 指標 【(1)○(2)○】 | | ①47都道府県において、手帳所持者に対して各労働局等から受診可能日時等の案内通知を送付し、その後、本人への受診勧奨を行うなど、適切に受診勧奨、周知広報を行った。 ②規格を満たさなかった防毒マスク(1型式)について、製造者に改善指導を実施した。 ③計画届及び作業届の届出件数の約23%に対して実地調査等を実施した。(平成30年中の届出数12,702件に対し、実地調査等2,562件を実施。) 【目標達成の理由】 ①手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することのないよう、各労働局等の職員が誠実に職務を果たした結果、目標を達成することができたと考えられる。 ②買取試験の対象となる製品を適切に把握し、また、迅速に改善指導を行う体制を整備できたことが、目標達成の要因と考えられる。 ③届出審査について、適切に進捗管理等を行い、計画的に実地調査等を行ったことから目標を達成した。 | |
| | アウトプット 指標 | ①現在市場に流通している防じんマスク及び防毒マスクのうち、平成30年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取試験を実施した型式の割合を100%とする。 ②石綿障害防止総合相談員の勤務日数を90%以上とする。 | | | | アウトプット 指標 【(1)○(2)○】 | ①平成30年度買取対象となる防じんマスク及び防毒マスクについて100%買取試験を実施。 ②都道府県労働局47局全体で、勤務日数は平均96.8%であった。 【目標達成の理由】 ①適切に進捗管理等を行い、計画的に事業を実施したことから目標を達成した。 ②石綿障害防止相談員による届出審査や書面指導を行う体制を整備し、計画的に事業を実施したことから目標を達成したと考えられる。 | | |

| | | |
|--|--|-----------------------------|
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することがないように、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に事務を行っていく。 呼吸用保護具については、規格を満たさない製品が市場に流通しないよう、引き続き、買取試験を適切に実施するとともに、改正安衛法により、電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定の対象になったことから、今後、当該製品の買取試験を適切に実施していく。 石綿障害防止総合相談員については、引き続き計画的に事業を実施していく。 | |
| 評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | ①全ての健康管理手帳所持者に対して、健康診断の案内通知の送付とその際の受診勧奨を47都道府県において行う。 ②買取試験を行った呼吸用保護具のうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して全件改善指導を行う。 | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | 現在市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具のうち、令和元年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取試験を実施した型式の割合を100%とする。 | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 買取試験において行政機関は試験結果の報告までを求めているが、規格等を満たさないものについては行政機関から適切に改善指導を行うことが重要であるため。 また、型式検定の有効期限内に市場に流通する呼吸用保護具の性能を確認する必要があるため、有効期限内に最低1回は買取試験の対象となるように型式を選定する。 | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | Ⅲ主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 2 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備 (4)労働者が安全に働くことができる環境の整備 ③ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底 | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | ①については、石綿取扱い業務等の有害業務に従事し離職した労働者に対し、国が費用を負担して健康診断を受診させることが必要であり、離職労働者の健康確保のために必要な事業であることから、継続して事業を行う。 ②については、引き続き効率的に事業を行う。 ③については、個人サンプラーに適した測定法の検討などを行う予定。 ④については、労使で審議した「第13次労働災害防止計画」において、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化も必要となっているとされたことも踏まえ、事業内容の充実を含め検討するとともに、引き続き効率的に事業を行う。 | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|---|----------------------|----------------|----------------------|---|---|----------------|
| 事業名 | 職場における受動喫煙対策事業 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 24 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 28 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 環境改善室 測定技術係 |
| 実施主体 | 厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署、民間団体 | | | | | | | | |
| 事業 ／ 制度 概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 病院、学校等の公共施設に比べ、職場での受動喫煙防止の取組が遅れている状況を改善するため、全国の事業場における取組を促進して労働者の健康を確保する必要がある。 本事業は事業者への相談対応や助成等の支援により、職場における受動喫煙防止対策を促進するものであり、労働者の健康確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に定める「労働者の安全及び衛生の確保」を進めるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を 対象に) | 事業場 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む) | (1)行政経費 受動喫煙対策の必要性・重要性について、リーフレット等を用いた周知啓発、事業場に対する意識調査等を行う。 (2)委託費 ①全国の事業場からの受動喫煙対策に関する相談について、コンサルタント等の専門家による相談窓口(電話・実地)を開設する。また、周知啓発のための説明会を全国で開催する。 ②全国の事業場に対し、測定機器(デジタル粉じん計及び風速計)の貸出しを行い、自主的な受動喫煙対策の推進を図る。 (3)補助金 中小企業事業者(平成24年度までは飲食業、宿泊業等に限定。)であって喫煙室を設置する等の措置を実施する事業場に対して、費用の一部を国が助成する。 | | | | | | | |
| | 実施 体制 | (1)及び(3)は、国が実施する。(2)①は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント協会に、(2)②は、柴田科学(株)に委託して実施した。 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 883,483 | 28年度予算額 (千円) | 981,736 | 29年度予算額 (千円) | 1,028,472 | 30年度予算額 (千円) | 3,077,012 | 令和元年度予算 額 (千円) | 3,117,719 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 78.1 | 28年度 予算執行率 (%) | 54.7 | 29年度 予算執行率 (%) | 53.4 | 30年度 予算執行率 (%) | 12.8 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | B | 健康増進法が改正され、令和2年4月より受動喫煙対策が義務化されることを踏まえ、助成金の助成対象の見直しを図るとともに、受動喫煙対策の内容について大企業も含めて周知啓発に取り組む。 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | ①測定機器の貸し出しを実施した事業者、②相談支援において実地指導を実施した事業者、③相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | 「役に立った」と回答した事業場 ①99.5%(729件/733件(有効回答数))、 ②98.2%(112件/114件(有効回答数))、 ③81.9%(5,142件/6,280件(有効回答数)) 【目標達成の理由】 リーフレット等を用いた広報により本事業の周知を図るとともに、実地指導及び説明会が充実するよう適切に内容を精査し、事業を実施したため。 | | |
| | アウトプット 指標 | (1)各都道府県で平均3.8回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発(説明会)を行う。 (2)①専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数について、9.8件/月以上とする。 ②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、116件以上/月以上とする。 (3)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、88回/月以上とする。 | | | | アウトプット 指標 【×】 | (1)29.3回/年(前年度比11.1%減) (2)①実地指導数:11.8件/月(前年度比20.4%増) (2)②67.9件/月(前年度比17.9%増) (3)38.1件/月(前年度比12.6%減) 【目標未達成の理由】 改正健康増進法における喫煙室等の基準の策定が遅れ、平成31年2月に公表されたことを受け、30年度内の喫煙室等の設置を見送った事業者が多かったと考えられるため。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 令和元年度については、令和2年4月に改正健康増進法が完全施行され、原則屋内禁煙が義務化されることを踏まえ、事業者に対して実地指導、説明会等を行い、受動喫煙対策の必要性について一層の周知啓発を行うとともに、助成金等の活用を促す。 | | | | | | | | |
| 評価 | B | | | 予算額又は手法等を見直し | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 職場の受動喫煙対策について実情に応じた措置を講じることを事業者の努力義務とすること及び国が必要な援助を行うことが労働安全衛生法に規定されている。令和元年度においては、令和2年4月に改正健康増進法が完全施行され、受動喫煙対策が義務化されることを踏まえ、喫煙専用室の設置等に取り組む事業者を支援するため、全労働局に受動喫煙防止対策指導員を配置するとともに、助成金を全体的に充実させている。また、規制の内容や助成金等の支援制度について都道府県労働局を通じたリーフレットの配付や相談支援事業による説明会などを通じて、事業者に対して周知啓発を行っていく。 | | | | | | | | |

| | |
|--|---|
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | ①測定機器の貸し出しを実施した事業者、②相談支援において実地指導を実施した事業者、③相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。 |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | (1)各都道府県で年間平均3.8回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発(説明会)を行う。 (2)①専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数について、9.8件/月以上とする。 ②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、116件以上/月以上とする。 (3)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、88回/月以上とする。 |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 事業場の受動喫煙対策に係る支援を適切に実施するため、全国の事業場からの受動喫煙対策に関する技術的な相談対応や、測定機器の貸出しについて、実際に事業者に有用であったかという質的な面での評価を行う指標を設定した。 また、アウトプット指標については、30年度は上述のとおり喫煙室等の基準の達成が遅れたことにより、助成金等の需要が伸び悩んだところではあるが、令和元年度については、改正健康増進法に定める喫煙室の基準が令和元年2月に公布されたことも踏まえ、30年度当初想定していた需要が見込まれることから、30年度と同程度の目標を設定することとした。 |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | Ⅲ 主要事項 第4 健康で安全な生活の確保 1 健康増進対策や予防・健康管理の推進 (1)健康増進対策 ①受動喫煙対策の強化 |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 喫煙室等の基準が公表されたことを受け、令和2年4月の改正健康増進法完全施行に対応するため、令和元年度において事業者へ重点的な支援を行う。また、令和2年度においては、同法で義務付けられている措置を助成対象から外し、より望ましい措置に限定するなど、助成金による助成対象範囲を見直し、予算規模を減額とする。積極的に受動喫煙対策に取り組む事業者に対する支援を講ずるとともに、受動喫煙対策に当たって遵守すべき内容について引き続き周知啓発を図る。 |

| | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|--|-----------------------------|----------------------|----------|-----------------------------------|--|---|-----------|
| 事業名 | 職場における化学物質管理促進のための総合対策 (平成30年度:(1)職場における化学物質管理の総合対策・化学物質管理の支援体制の整備、(2)新規化学物質の有害性調査試験、(3)安全衛生施設整備費(一部)) | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 25 | |
| | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 29、30、57 | |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | 担当係 | 化学物質評価室、化学安全班 | |
| 実施主体 | 厚生労働省本省、委託先(中央労働災害防止協会、民間企業等) | | | | | | | | |
| 事業／ 制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | <p>職場における危険・有害な化学物質による労働災害、労働者の健康障害防止を図るためには、化学物質を取り扱う事業場においてリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施等を含む適正な化学物質管理が実現される必要がある。しかしながら、数万種類存在する化学物質の危険性・有害性が物質によって異なる中、さらに毎年千を超える新規化学物質が導入されている現状に鑑みると、個々の事業場だけの取組には限界があると言わざるを得ない。そこで、</p> <p>(1)①化学物質管理に係るノウハウが不足している業種や中小規模事業場等を支援する体制を整備するとともに、 ②国自ら有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスク評価を実施し、その結果を公表、さらに必要に応じて関連の規制・指針等の内容を最新の知見に応じたものへと改正していくことにより、有害な化学物質に関する情報の不足を補完することが必要である。</p> <p>(2) また、十分な有害性情報が存在しない新規化学物質については、それを製造・輸入する事業者自ら有害性調査を実施し、その結果を厚生労働大臣に届け出る制度が整備されているところ、</p> <p>③これら新規化学物質に係る届出の内容の審査を適正に実施するとともに、 ④有害性調査機関に対する査察等を実施することにより、有害性調査の品質を担保することが必要である。</p> <p>なお、これらの事業は、事業場における化学物質の適正な管理や、有害な化学物質に対する規制、関連情報の整備等を推進することにより、産業現場で使用される化学物質による労働者の健康障害の防止を図るものであり、もって各種補償の給付による支出を抑制することに資するものであるところ、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に基づく安全衛生確保等事業として実施することが必要である。</p> | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を対象に) | <p>①②化学物質を取り扱う事業場 ③新規化学物質を製造、輸入しようとする事業者及び当該事業場に雇用される労働者 ④有害性調査機関 ⑤特別修繕等が必要な安全衛生施設</p> | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | <p>①モデル安全データシートなど化学物質管理支援ツールの作成、職場における化学物質管理に関する相談窓口の設置、専門家による訪問指導等を実施する。 ②労働者の化学物質へのばく露実態の調査、発がん性等に関する情報の収集、文献調査等の結果を総括した化学物質の有害性評価書を作成する等により、リスク評価の取組を推進する。 ③新規化学物質に係る届出を審査し、必要に応じて指導等を行うとともに、審査を終了した新規化学物質の名称を公表する。 ④有害性調査機関に対し、優良試験所基準(安衛法GLP基準)に基づき適正に有害性調査を行っているかの査察を実施する。 ⑤国土交通省による官庁建物実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、安全衛生教育に従事する指導員の養成等が継続できるように、修繕等しているものである。</p> | | | | | | | |
| | 実施体制 | <p>①委託先(民間企業等)が実施 ②委託先(中央労働災害防止協会、民間企業等)が実施 ③④厚生労働省本省による直接実施 ⑤支出委任により国土交通省が実施。支出委任できない部分については厚生労働省本省で直接実施。</p> | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 879,996 | 28年度予算額 (千円) | 715,452 | 29年度予算額 (千円) | 743,105 | 30年度予算額 (千円) | 745,529 | 令和元年度予算額 (千円) | 1,212,479 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 76.1 | 28年度 予算執行率 (%) | 90.2 | 29年度 予算執行率 (%) | 63.4 | 30年度 予算執行率 (%) | 84.9 (1)84.9 (2)- (3)- | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 | アウトカム 指標 | <p>(1)リスク評価を行った化学物質のうち、専門家による検討を通じて新たに規制が必要とされたものについて政省令の改正等を行う。 (2)新規化学物質として届出のあったものうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針に基づく措置内容(通達)を示す。 (3)日本バイオアッセイ研究センター(以下「センター」という。)の吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施し、センターの主たる業務である動物による短期・長期吸入試験を円滑に行う。</p> | | | 30 年度 | アウトカム 指標 【(1)○(2)○ (3)○】 | <p>(1)行政検討会での議論の結果、平成30年度中に新たに規制が必要とされたものがなかったため、政省令の改正等は発生しなかったが、リスク評価の結果自体は行政検討会での検討において有効に活用されている。 (2)平成30年12月5日付け局長通達を发出し、新規化学物質として届出のあったものうち、強い変異原性を有する28物質について、指針に基づく措置内容を示した。 (3)センターの吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を2件実施し、短期・長期吸入試験を円滑に実施した。</p> <p>【目標達成の理由】 (1)～(3)施策推進のために必要十分な内容となるよう、実施事項を精査した上で各取組に係る計画を立案し、事業の推進を図ってきたところ、特段トラブルもなく計画した事業を実施することができたことから、順当に目標が達成できたものと考えられるため。</p> | | |

| | | | |
|--|--|-----------------------------|--|
| 目標 | アウトプット指標 | 実績 | 実績 |
| | (1)32物質について、化学物質の有害性を評価した有害性評価書を作成する。 (2)・平成29年度第2四半期から30年度第1四半期の間に届け出のあった新規化学物質の名称公表を行う。 ・平成30年度は、現時点において査察実施が見込まれる有害性調査機関はないが、新規に安衛法GLP適合確認を受けたいと希望する有害性調査機関があった場合は、適切に対応する。 (3) センターの吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事に関し、予算の範囲内で、かつ、予定工期内に執行されるよう計画的に執行する。 | | (1)35物質について有害性評価書を作成した。 (2)・関連法令の定めるところにより四半期に1回(6月、9月、12月、3月)に名称公表を実施した。 ・平成30年度中、安衛法GLP適合確認に係る申請は発生しなかった。 (3)センターの吸入実験装置等の整備2件に関し、計画的に調達のスケジュールを調整し、計画どおり執行した。 【目標達成の理由】 (1)～(3)施策推進のために必要十分な内容となるよう、実施事項を精査した上で各取組に係る計画を立案し、事業の推進を図ってきたところ、特段トラブルもなく計画した事業を実施することができたことから、順当に目標が達成できたものと考えられるため。 |
| 30年度目標の達成(未達成)理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題 | 計画的に事業を実施した結果、目標は達成しており、引き続き計画的に事業を実施していく。 | | |
| 評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | |
| 令和元年度目標(アウトカム指標) | ①モデルラベル及びモデル安全データシートへのアクセス数を739万件以上(前年度739万件)にする。 ② リスク評価を行った化学物質のうち、専門家による検討を通じて新たに規制が必要とされたものについて政省令の改正等を行う。また、直ちに具体的な規制の方向性が定まらないものも含め、リスクが明らかになった段階で、健康障害防止のための対策をとりまとめ、業界団体・事業場等に対して広く周知・指導する。 ③ 新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針に基づく措置内容(通達)を示す。 | | |
| 令和元年度目標(アウトプット指標) | ① 150物質について、モデルラベル及びモデル安全データシートを作成するためのGHS分類を行う。 ② 21物質について、化学物質の有害性を評価した有害性評価書を作成する。 ③ 安衛法GLP適合確認の申請があった有害性調査機関全数について査察を実施する(2019年度は既存5機関からの申請が見込まれる)。 | | |
| 令和元年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | アウトカム①については、モデルラベル及びモデル安全データシートへのアクセスは、企業が適正な化学物質管理に取り組むための行為そのものであるため、新たにアウトカム指標として設定した。あわせて、このモデルラベル及びモデル安全データシートの作成のためのGHS分類の実施をアウトプット①として新たに設定している。 アウトカム②について、本事業の主たる取組である化学物質のリスク評価については、平成30年度においても、計画的に事業を実施した結果、目標を達成している。他方、政省令改正など結果として発生しなかったものが実績に含まれる形となっているため、従前の指標では本事業のアウトカムを説明する上で必ずしも十分でないことが懸念される。かかる観点のもと、リスク評価の結果は政省令改正の方向性が定まらない段階でも広く周知・指導に反映することとしていること等を踏まえ、設定する指標の整理を行った。 なお、アウトプット②の有害性評価書の作成については、有害物ばく露作業報告及びばく露実態調査と連動しているものであり、前年度の状況を踏まえて指標を設定している。 | | |
| 令和元年度予算概算要求の主要事項との関係 | - | | |
| 令和2年度要求に向けた事業の方向性 | 化学物質による労働者の健康障害防止対策を推進するため、適正な化学物質管理の実施支援、化学物質のリスク評価の取組、法令に基づく新規化学物質届出制度の施行等を計画的に実施する。 | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---|--|-----------------------------|----------------------|----------------|----------------------------|--|---|--------------|
| 事業名 | 産業保健活動総合支援事業 (平成30年度:(1)産業保健活動総合支援事業、(2)労働衛生指導医設置経費) | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 26 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 32、33 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 産業保健支援室産業保健係 |
| 実施主体 | (独)労働者健康安全機構等 | | | | | | | | |
| 事業／ 制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | <p>労働者の健康確保を図るため、産業保健総合支援センター等を設置し、事業場の産業保健活動を支援すること等を目的とする。</p> <p>・脳・心臓疾患による労災認定件数は高い水準で推移し、精神障害による労災認定件数は増加傾向にある中、平成26年改正労働安全衛生法によりストレスチェック制度が創設された他、過労死等防止対策推進法も施行されるなど、取り組みの強化が図られてきている。</p> <p>・平成28年2月に策定された「事業場における治療と職業生活の両立支援ガイドライン」も活用し、治療と職業生活の両立について研修等の支援を行っている。</p> <p>・平成26年改正労働安全衛生法では、ストレスチェックを実施する医師等に対する研修の実施が国の責務として規定され、附帯決議では、小規模事業場のメンタルヘルス対策について、産業保健活動総合支援事業による体制整備等必要な支援を行うこととされている。過労死等防止対策推進法において、国は産業医その他の過労死等に関する相談に応じる者に対する研修の機会の確保を図ることとされており、産業保健活動に対する国の支援強化の必要性が増している。</p> <p>・平成28年にとりまとめられた産業医制度の在り方に関する検討会報告書において、特に小規模事業場における産業保健サービスの充実について、産業保健総合支援センターの活用・充実を図ることが必要とされている。</p> <p>・平成31年4月から改正労働安全衛生法が施行され、産業医・産業保健機能の強化が図られ、附帯決議では、小規模事業場の産業保健機能の強化のために、産業保健活動総合支援事業による産業保健活動の専門職の育成等必要な支援を行うこととされている。</p> <p>本事業は、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援を含め、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保を図ることを目的としており、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当する事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。</p> | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を 対象に) | 事業者、労働者、産業保健スタッフ等 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む) | メンタルヘルスや治療と職業生活の両立支援を含む労働者の健康確保のため、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行う。 また、労働安全衛生法第95条に基づき、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定実施の指示及び同法第66条第4項に基づく臨時的健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせる。 | | | | | | | |
| | 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県単位で産業保健総合支援センターを設置。 ・概ね労働基準監督署管轄区域ごとに地域窓口を設置。 ・全国で計57名の労働衛生指導医を設置。 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 3,090,853 | 28年度予算額 (千円) | 3,615,167 | 29年度予算額 (千円) | 3,631,173 | 30年度予算額 (千円) | 4,486,379 | 令和元年度予算額 (千円) | 4,871,479 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 28年度 予算執行率 (%) | 94.8 | 29年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 30年度 予算執行率 (%) | 100.3 (1)100.3 (2) - | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | (1)本事業の研修が有益であった旨の評価を利用者から80%以上確保する。 (2)労働衛生指導医の意見が必要となる事案が発生した場合には、機を逸さないよう速やかに意見を求める。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【(1)○(2)○】 | (1)有益であった旨の評価は93.9%であった。 (2)労働衛生指導医の意見が必要となる事案が発生した場合に、意見を求めた(例:事業場における作業管理、作業環境管理及び健康管理について)。 【目標達成の理由】産業保健スタッフ等への取り組み方の研修等の実施や相談窓口の設置等を適正に行ったため。また、都道府県労働局と本省が連携し、労働衛生指導医の選任状況の把握と任期の管理が適切に行われたため。 | | |
| | アウトプット 指標 | (1)産業保健総合支援センターにおける事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数を76,600件以上とする。 (2)全労働局において労働衛生指導医を設置する。 | | | | アウトプット 指標 【(1)○(2)○】 | (1)相談件数は129,333件であった。 (2)平成31年3月31日現在、全ての労働局で労働衛生指導医を設置している。 【目標達成の理由】産業保健スタッフ等への取り組み方の研修等の実施や相談窓口の設置等を適正に行ったため。また、都道府県労働局と本省が連携し、労働衛生指導医の選任状況の把握と任期の管理が適切に行われたため。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 引き続き適正な事業の運営に努める。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | 本事業の研修が有益であった旨の評価を利用者から <u>90%以上</u> 確保する。 |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | 産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数を <u>122,600件以上</u> とする。 |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 労働者の健康確保のため、事業場における産業保健活動を支援するには、産業保健スタッフ等への取り組み方の研修等の実施や相談窓口の設置等が効果的であることから、平成31年に大臣名で定めた機構の中期目標において、平成29年の実績値の5%増を目指すとされていることも踏まえ、アウトプット指標の数値目標を設定したもの。 |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 2 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備 (2)健康に働くことができる職場環境の整備 6 治療と仕事の両立支援 (1)治療と仕事の両立支援に関する取組の促進 (2)トライアングル型サポート体制の構築 |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を引き続き行うとともに、副業・兼業を行う労働者の健康管理に関する支援の充実を検討する。 |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|-----------------------------|----------------------|----------------|----------------------|--|---|-----------------|
| 事業名 | 長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化等の取組 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 27 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 34 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 特定分野労働 条件対策係 |
| 実施主体 | 労働基準監督署、民間団体等 | | | | | | | | |
| 事業 ／ 制度 概要 | 目的及び必 要性 (何のため) | 時間外労働の上限規制等を定めた改正労働基準法が平成31年4月より施行されており、その定着を図る必要がある。労働時間が週60時間以上の労働者は、横ばいで推移するとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められることから、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより労働者の健康障害防止を図る必要がある。本事業は、長時間労働の抑制、過重労働の解消対策を推進するものであり、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災の発生防止を図るものであることから社会復帰促進等事業で行う必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を 対象に) | 事業主 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む) | ①時間外及び休日労働協定(以下「36協定」という。)の適正化について、36協定点検指導員を労働基準監督署に配置し、窓口指導の徹底を図る。 ②労働時間管理適正化のための指導が必要な事業場に対し個別訪問指導を実施する。 ③過重労働解消用パンフレットを作成し、あらゆる機会を捉えて周知、配付する等活用する。 ④過重労働解消のためのセミナーを実施する。 ⑤インターネット監視による労働条件に係る情報収集を行い、問題事業場情報を収集する。 ⑥36協定の入力・集計・分析を専門業者に委託する。 ⑦36協定を未届であって労働者数が10人以上の事業場に対し、自主点検により長時間労働等の実態を把握した上で、集団的な相談支援や個別訪問による相談支援を実施する。また、自主点検及び相談支援の結果を労働基準監督機関に提供する。 | | | | | | | |
| 実施 体制 | 下記以外は労働基準監督署にて実施。 ④については、(株)東京リーガルマインド、⑤については(株)廣濟堂に委託して実施。⑦については、都道府県労働局にて調達を実施。 | | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 257,230 | 28年度予算額 (千円) | 501,915 | 29年度予算額 (千円) | 911,249 | 30年度予算額 (千円) | 2,097,742 | 令和元年度予算 額 (千円) | 2,574,739 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 45.8 | 28年度 予算執行率 (%) | 81.4 | 29年度 予算執行率 (%) | 77.7 | 30年度 予算執行率 (%) | 43.8 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き事業を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | ①36協定の点検件数を400,000件以上とする。 ②労働時間管理適正化指導員が個別訪問した事業場の80%以上から、訪問が「参考になった」との回答を得る。 ④過重労働セミナーにおいて実施したアンケートの内、70%以上から講義内容全体について「まあ良かった」以上の回答を得る。 ⑦集団的な相談指導会において、回収したアンケートの内、70%以上から内容が参考になった以上の回答を得る。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | ①939,765件 ②96.6% ④88.3% ⑦96.9% 【目標達成の理由】 適切に点検を行い、効果的な個別訪問を行ったため。 | | |
| | アウトプット 指標 | ②労働時間管理適正化指導員による指導事業場数を3,800事業場以上とする。 ③過重労働解消周知・啓発用のパンフレットを160,000部作成・配付し、過重労働の解消に努める。 ④過重労働セミナーを49回以上開催し、参加者を4,900人以上とする。 ⑤インターネット監視による問題事業場の労働局等への情報提供を月平均50件以上とする。 ⑦受託者による自主点検表の送付実施件数が、仕様書上の送付予定事業場数の70%を上回ること。 | | | | アウトプット 指標 【○】 | ②6,883事業場に対し指導を実施した。 ③188,000部作成・配布し、過重労働の解消に努めた。 ④88回実施、4,969人参加 ⑤インターネット監視により、月平均67.6件の情報提供を労働局等へ行った。 ⑦98.5% 【目標達成の理由】 効果的な予算執行及び事業の適正な運営に努めたため。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 引き続き事業の適正な運営に努める。 | | | | | | | | |

| | | |
|--|--|-----------------------------|
| 評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様。 | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | ①36協定の点検件数を700,000件以上とする。 ②労働時間管理適正化指導員が個別訪問した事業場の80%以上から、訪問が「参考になった」との回答を得る。 ④過重労働セミナーにおいて実施したアンケートの内、80%以上から講義内容全体について「まあ良かった」以上の回答を得る。 ⑦集団的な相談支援(セミナー)において、回収したアンケートの内、80%以上から内容が参考になった以上の回答を得る。 | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | ②労働時間管理適正化指導員による指導事業場数を6,420事業場以上とする。 ③過重労働解消周知・啓発用のパンフレットを160,000部作成・配付し、過重労働の解消に努める。 ④過重労働セミナーを49回以上開催し、参加者を4,900人以上とする。 ⑤インターネット監視による問題事業場の労働局等への情報提供を月平均60件以上とする。 ⑥都道府県労働局等より送付された36協定について、全数の入力・集計・分析を行う。 ⑦受託者による自主点検表の送付実施件数が、仕様書上の送付予定事業場数の70%を上回ること。 | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | ①36協定点検指導員については、事業主に対して36協定の適正化を指導するものであり、利用者等のニーズ等に関する実態を把握するためのアウトプット指標設定にはなじまないことから、アウトプット指標を設定することは困難である。アウトカム目標については、過去3カ年の実績の平均を参考にして設定した。 ②労働時間管理適正化指導員も自動車運転者時間管理等指導員と同様に、自動車運送事業について、改善基準告示等に係る指導・助言を要すると認められる事業場等に対し、助言・指導等を行うこととしており、その効果を図る指標として自動車運転者時間管理等指導員時に目標としていた80%を引き続きアウトカム目標とした。アウトプット目標は、過去3カ年の実績の平均を参考にして設定した。 ③前年度の実績に基づいてアウトプット目標を設定した。パンフレット・ポスター等の配付を行うものであるから、政策効果を測定するアウトカム指標を設定することは困難である。 ④前年度の実績に基づいてアウトカム目標を設定した。アウトプット目標は、47都道府県で少なくとも1回(東京、大阪は2回)以上開催することを引き続き目標とした。 ⑤インターネット監視については、都道府県労働局等において対応すべき問題事業場を把握する等のものであり、利用者等のニーズに関する実態を把握するアウトカム指標を設定することは困難である。 ⑥36協定の入力・集計・分析は、すべての36協定のデータ入力・分析を専門業者に委託し、当該データを指導等に活用するため、36協定の全数の入力等を行うものであることから、政策効果を測定するアウトカム指標を設定することは困難である。 ⑦事業主等に36協定の締結を始めとした労働基準法の知識及び遵法意識を持たせ、長時間労働や法違反の解消を図るためには、相談支援内容の分かりやすさ等が重要であるため、アンケートにおいて、80%以上から内容が参考になった旨の回答を得ることをアウトカム目標とし、アウトプット指標は、受託者が労働局によって異なることに鑑み、より多くの36協定未届事業場に自主点検表を送付することとした。 | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 2 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備 (1) 長時間労働の是正 ④ 長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等 | |
| 32年度要求に 向けた事業の 方向性 | 長時間労働の抑制・過重労働の解消を図るため、継続して要求する。 | |

| | | | | | | | | | | |
|--|---|---|-----------------------------|----------------------|----------------|----------------------|---------|---|-----------------|--|
| 事業名 | 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 28 | |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 35 | |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 特定分野労働 条件対策係 | |
| 実施主体 | 民間事業者等 | | | | | | | | | |
| 事業 ／ 制度 概要 | 目的及び 必要性 (何のため) | 1 若者の「使い捨て」が疑われる企業やいわゆる「ブラックバイト」等が、社会で大きな問題となっていること。 2 『日本再興戦略』改訂2014において、未来を創る若者の雇用・育成のための総合対策の一つとして、「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への対応策の充実強化を図る」とされていること、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に「大学・高等学校等における労働条件に関する啓発」を実施するとされていることを踏まえ、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組を強化する 本事業を実施することで、企業における適切な労務管理が促進され、過重労働の解消や健康障害の防止につながることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。 | | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を 対象に) | ①労働者及び使用者等、②労働者及び使用者等、③就職前の大学生等、④教員等の指導者等 | | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む) | ①「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業 夜間・休日に労働基準法などに関して無料で電話相談を受け付ける。常設の「労働条件相談ほっとライン」を設置する。 ②労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業 労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件相談ポータルサイトを厚生労働省ホームページに設置し、労働者等に対する情報発信を行う。 ③大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業 大学・高校等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の情報発信を行う。 ④労働法教育に関する調査研究事業 労働法教育に関する指導者用資料の作成・配布を行う。 | | | | | | | | |
| 実施 体制 | ①から④について、それぞれ民間団体等に委託して実施 | | | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 228,631 | 28年度予算額 (千円) | 229,587 | 29年度予算額 (千円) | 384,801 | 30年度予算額 (千円) | 409,585 | 令和元年度予算額 (千円) | 660,380 | |
| 27年度 予算執行率 (%) | 66.4 | 28年度 予算執行率 (%) | 88.6 | 29年度 予算執行率 (%) | 70.9 | 30年度 予算執行率 (%) | 87.0 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | ①「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。 ②「確かめよう 労働条件」の利用者に対してアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。 ③大学等において実施するセミナーの受講者にアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。 ④自治体等で若者(社会人)を対象とした労働法に関するセミナーを開くときに使える指導者用資料を作成する。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | | | | ①84.4%から満足であった旨の回答を得た。 ②84.1%から有用であった旨の回答を得た。 ③95.7%から有用であった旨の回答を得た。 ④主に若者を対象とした労働法セミナーで使用できる指導者用資料を作成した。 【目標の達成理由】 適切に点検を行い、効果的なセミナーの実施や資料作成を行ったため。 |
| | アウトプット 指標 | ①1月平均4,500件以上の相談を受け付ける。 ②ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均25,000件以上とする。 ③大学等でのセミナーを全国で21回以上開催する。高校等への講師派遣を100校以上行う。 ④平成31年3月までに、若者向けの指導者用資料を作成し、全国の自治体等への配布を行う。 | | | | アウトプット 指標 【○】 | | | | ①4,538件 ②95,632件 ③大学等でのセミナーを全国で77回開催した。また、高校等への講師派遣を131校に行った。 ④作成した指導者用資料を各都道府県、政令市、労働局等へ配布した。 【目標の達成理由】 Webサイト、SNS、新聞広告等を使った効果的な広報を行ったため。 事業の適切な進捗管理を行ったため。 |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 各事業について適切な進捗管理を行った結果、目標達成できた。今年度も引き続き施策を継続する。 | | | | | | | | | |
| 評価 | A | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| 令和元年度事業概要 | <p>劣悪な労働条件で働かせる、若者の「使い捨て」が疑われる企業やいわゆる「ブラックバイト」への対応策として、以下の事業を実施。</p> <p>①「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業 夜間・休日に労働基準法などに関して無料で電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ほっとライン」を設置する。</p> <p>②労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業 労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件相談ポータルサイトを厚生労働省ホームページに設置し、労働者等に対する情報発信を行う。</p> <p>③大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業 大学・高校等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の情報発信を行う。</p> <p>④労働法教育に関する調査研究事業 これまでに本事業で作成した指導者用資料の活用にかかるセミナーを全国で開催する。</p> |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | <p>①「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して電話相談への満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。</p> <p>②「確かめよう 労働条件」の利用者に対して利用した情報の有用度についてアンケートを実施し、80%以上から役に立った旨の回答を得る。</p> <p>③大学等において実施するセミナーの受講者にセミナー全体の有用度についてアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。</p> <p>④指導者を対象にして実施するセミナーの受講者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。</p> |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | <p>①1月平均4,600件以上の相談を受け付ける。</p> <p>②ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均53,000件以上とする。</p> <p>③大学等でのセミナーを全国で21回以上開催する。高校等への講師派遣を280校以上に行う。</p> <p>④セミナーの受講者数について、平均して50名以上とする。</p> |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | <p>①については、適切な相談対応が行われているかを確認するため、利用者の満足度を指標とし、前年度から受託者が変更されたことを踏まえ、70%以上から満足であった旨の回答を得ることをアウトカム指標とし、より多くの相談を受け付けるためのアウトプット指標を設定した。</p> <p>②及び③については、利用者のニーズに合った情報を的確に発信することが重要であることから、利用者にとっての有用性を指標とし、80%以上から有用であった旨の回答を得ることをアウトカム指標とした。②のアウトプット指標については前年度実績に基づき設定し、③のアウトプット指標については、全国を8ブロックに分割し、各ブロックの規模により定めた開催件数の合計等とした。</p> <p>④については、平成28年度以降、高校、大学等、若者向けの労働法教育に関する指導者用資料を作成してきたが、各資料が受講者にどれだけ寄与しているかを図る指標としてアンケート結果をアウトカム指標として設定した。また、アウトプット指標については、事業全体としてどれだけ効率的に周知などを行えたかを前年度実績に基づき設定し、セミナーの受講者数とした。</p> |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | <p>Ⅲ主要事項 第2 人材投資の強化や女性、高齢者、障害者等の多様な人材の活躍促進 5 若者・就職氷河期世代に対する就労支援等 (3)若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応</p> |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | <p>若者の「使い捨て」が疑われる企業等が、社会で大きな問題となっており、『日本再興戦略』改訂2014においても、未来を創る若者の雇用・育成のための総合対策の一つとして、「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への対応策の充実強化を図る」とされていることを踏まえ、相談体制、情報発信等の対応策を強化する必要があるため、令和元年度と同様に要求を行う。</p> |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|---|-----------------------------|----------------|----------------------|--|---|-------------------|
| 事業名 | メンタルヘルス対策等事業 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 29 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 37 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 産業保健支援室メンタルヘルス対策係 |
| 実施主体 | 民間業者 | | | | | | | | |
| 事業／制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | <p><目的> 職場のメンタルヘルス対策の促進、過重労働による健康障害の防止を図る。</p> <p><必要性> 職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は約6割に達し、精神障害等による労災認定件数は増加傾向にある。また、自殺者は2万人台前半で推移しているが、自殺者のうち約3割を労働者が占めている。一方、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は58.4%にとどまっており、職場のメンタルヘルス対策の促進が急務となっている。 メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由としては、「専門スタッフがいない」、「取り組み方がわからない」が多くなっており、職場のメンタルヘルス対策の促進を図るためには、こうした事業者のニーズ等を踏まえた産業保健スタッフへの支援や情報提供等が必要である。 本事業は、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施することで労働者の心の健康の確保を図るものであり、社会復帰促進等事業として行う必要がある。</p> | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を対象に) | 事業者、管理監督者、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者等 | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。 | | | | | | | |
| | 実施体制 | 民間業者に委託して実施 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 136,730 | 28年度予算額 (千円) | 84,482 | 29年度予算額 (千円) | 101,993 | 30年度予算額 (千円) | 134,476 | 令和元年度予算額 (千円) | 144,802 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 76.8 | 28年度 予算執行率 (%) | 78.8 | 29年度 予算執行率 (%) | 87.6 | 30年度 予算執行率 (%) | 55.2 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | B | これまでに「こころの耳」にアクセスしたことの無い者を獲得するため、コンテンツの一層の充実や、バナー広告等による周知広報強化等を図ることとした。 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合は97.2%であった。 【目標達成の理由】 利用者のニーズを勘案したコンテンツの作成を行ったこと等が考えられる。 | | |
| | アウトプット 指標 | メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数300万件以上とする。 | | | | アウトプット 指標 【○】 | メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数は7,920,122件であった。 【目標達成の理由】 検索エンジン(グーグル及びヤフー)において関連キーワード(うつ病等)を検索した際に当該サイトが上位に表示されるよう、SEO対策を実施したこと等が考えられる。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 今後も職場のメンタルヘルス対策を推進していくため、事業者のニーズ等を踏まえたコンテンツの充実や周知広報等が必要。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数450.6万件以上とする。 | | | | | | | | |

| | |
|---|--|
| <p>令和元年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）</p> | <p><アウトカム指標> メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においてコンテンツの質を確保する観点から、より利用者にとって、有用なポータルサイトとすることを目標とした。 <アウトプット指標> 当該事業の趣旨は、サイトでの情報提供であるため、より幅広い対象に周知・広報したことを示す指標としてはアクセス件数が適当であるため、アウトプット指標はアクセス件数とした。なお、件数については、直近の実績等を踏まえ、過去5年度の平均値以上とすることとし、昨年度の目標値の約1.5倍とした。</p> |
| <p>令和元年度予算概算要求の主要事項との関係</p> | <p>第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 2 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備 (2)健康に働くことができる職場環境の整備</p> |
| <p>令和2年度要求に向けた事業の方向性</p> | <p>第13次労働災害防止計画(2018～2022年度)において、ストレスチェックの結果を活用した職場環境改善を重点目標に位置付け、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組について強力的に周知啓発・指導を行っていくこととしており、当該サイトにおけるコンテンツの充実や、誘導のための周知広報等に引き続き取り組んでいく。</p> |

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|-----------------------------|-----------------------------|----------------|----------------------|--|---|-----------------|
| 事業名 | 治療と職業生活の両立等の支援手法の開発 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 30 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 38 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 治療と仕事の 両立支援室 |
| 実施主体 | 民間団体 | | | | | | | | |
| 事業 ／ 制度 概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 労働者の健康確保のため、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるよう、労働者の治療と職業生活の両立の支援を行うものである。両立支援の方法や産業保健スタッフ・医療機関との連携について悩む企業が多く、これらの企業の支援を強化することは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であり、社会復帰促進事業で行う必要性がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を 対象に) | 事業者等 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む) | ・労働者の治療と職業生活の両立支援について、反復・継続して治療が必要となる疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成する。 ・両立支援の一層の取組の促進を図るため、広報用ポータルサイトの設置、シンポジウムの開催等を行う。 | | | | | | | |
| | 実施 体制 | 民間業者に委託して実施。 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 9,976 | 28年度予算額 (千円) | 9,891 | 29年度予算額 (千円) | 64,677 | 30年度予算額 (千円) | 94,718 | 令和元年度予算 額 (千円) | 128,673 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 74.0 | 28年度 予算執行率 (%) | 85.5 | 29年度 予算執行率 (%) | 72.1 | 30年度 予算執行率 (%) | 100.5 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 研修会に参加した結果、有益であった旨の回答の割合を80%以上とする。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | シンポジウムに参加し、アンケートに回答した参加者の91.5%が参考になったと回答した。(回収率89.4%) 【目標達成の理由】 研修内容が充実するよう適切に内容を精査し、計画通りに実行できたため、目標達成できた。 | | |
| | アウトプット 指標 | 治療と仕事の両立支援対策において、企業と医療機関の連携が行いやすくなるマニュアルを疾患別に1種類以上作成する。 | | | | アウトプット 指標 【○】 | 脳血管疾患、肝疾患に関してガイドラインに沿った医療機関連携マニュアルを作成した。 【目標達成の理由】 計画通りに実行できたため、目標達成できた。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 今年度も引き続き施策を継続する。 今後も、治療と職業生活の両立を支援するために、「疾患別留意事項」のさらなる検討や、企業・医療機関連携マニュアルを作成するとともに、これの周知についても、確実に行うことが必要である。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様(ただし、地域セミナーの開催回数を増加させる) | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | 研修会に参加した結果、企業での治療と仕事の両立支援を行うために有益だった旨の回答の割合を80%以上とする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | 治療と仕事の両立支援対策において、企業と医療機関の連携を円滑にするマニュアルを疾患別に1種類以上作成する。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 一部の企業においては、治療と職業生活の両立支援に関する取組が進められているが、労働者や企業、産業医・産業保健スタッフ、医療機関等関係者の取組・連携が必ずしも十分ではない状況にあり、平成24年8月に取りまとめられた「治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会」報告書においても、治療と職業生活の両立を支援するために、企業がどう取り組むべきかを示したガイドラインやマニュアル等を作成し、周知・徹底を図ること等が望ましいと提案されている。 そこで、令和元年度においても引き続き、治療と職業生活の両立支援対策に関するガイドラインに基づいて企業と医療機関の連携が行いやすくなるマニュアルを疾患別に作成し、効果的な周知を図るとともに、両立支援の機運を醸成し、一層の取組を促進するためシンポジウム等を開催し、シンポジウムに参加した結果、有益であった旨の回答の割合を80%以上とする目標を設定した。 | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | Ⅲ主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 6 治療と仕事の両立支援 (1)治療と仕事の両立支援に関する取組の促進 (2)トライアングル型サポート体制の構築 | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | ガイドラインに沿った医療機関との連携マニュアルの整備をさらに推進し、その周知を図る。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---|--|-----------------------------|----------------------|----------------|----------------------|--|---|-----------------|
| 事業名 | 新規起業事業場対策 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 31 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 39 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 労働条件確保 対策事業係 |
| 実施主体 | 民間事業者 | | | | | | | | |
| 事業 / 制度 概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 新規起業事業場や、成長分野へ進出・業態変更を行う企業は、望ましい労働時間制度を整備するための情報やノウハウを十分に有しておらず、また、労働災害を防止するための基本的な安全対策や健康確保の知識が不足していることが多いことから、労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生管理体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行う。本事業により、企業における適切な労務・安全衛生管理を促進し、過重労働やハラスメントなどによる健康障害の防止を図るものであり、労災補償の給付の抑制につながるものであり、社会復帰促進等事業として行う必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を 対象に) | 新規起業事業場の事業主等 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む) | ①新規起業事業場就業環境整備事業 新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、可能な限り早期にセミナー及び個別訪問による指導及び助言を行うことを通じて、新規起業事業場における適正な職場環境形成のための支援を実施する。 ②労働基準関係法令に関するWEB診断事業 新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、新規起業事業場向けの情報発信を目的としたポータルサイトを新たに設置し、新規起業事業場に対して労働関係法令を広く周知するとともに、WEB上で事業場の規模等の必要な情報を入力することにより、事業場が関係法令に基づき行うべき手続きの解説や具体的な届出方法のほか、労務管理や安全衛生管理上のポイントについての診断を受けられるサービス等を実施する。 | | | | | | | |
| | 実施体制 | ①については、東日本を(公社)全国労働基準関係団体連合会、西日本をランゲート株式会社、②については、(株)廣濟堂に委託して実施。 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 80,959 | 28年度予算額 (千円) | 109,569 | 29年度予算額 (千円) | 113,931 | 30年度予算額 (千円) | 112,017 | 令和元年度予算額 (千円) | 131,587 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 90.4 | 28年度 予算執行率 (%) | 96.4 | 29年度 予算執行率 (%) | 87.5 | 30年度 予算執行率 (%) | 119.1 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般勘定予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | ① 当該事業を利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。 ② ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | ①86.9% ②91.9% 【目標達成の理由】 ①指導員への研修やマニュアルの配布を行い、指導員から事業場への効果的な個別支援が実施できたため。 ②利用者のニーズに沿ったコンテンツ作成を行うことができたため。 | | |
| | アウトプット 指標 | ① 労働時間制度や安全衛生管理体制についての専門家による個別指導事業場数を400社(東日本:250社、西日本:150社)以上とする。 ② ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均3,000件以上とする。 | | | | アウトプット 指標 【○】 | ①個別指導事業場数400社(東日本:249社、西日本151社) ②1月平均26,287件のアクセス件数があった。 【目標達成の理由】 早い時期から広報を行い、他の事業との連携も行ったため。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | ①今年度も引き続き施策を継続する。指導員へのマニュアルを見直し、改正労働基準法の対応に向けた支援を適切に行うこととする。 ②今年度も引き続き施策を継続し、利用者のニーズに沿ったコンテンツ作成、改修を行う。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | ① 助言・指導した項目に対して、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた(予定を含む)割合を85%以上とする。 ② ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | ① 労働時間制度や安全衛生管理体制についての専門家による個別指導事業場数を全国で400社以上とする。 ② ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均13,000件以上とする。 | | | | | | | | |

| | |
|---|--|
| <p>令和元年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）</p> | <p>①新規起業事業場において、適正な労働時間制度等の設定や安全衛生の確保について、ノウハウの蓄積に乏しいことや必要な人材が確保されていないことから、その安全衛生や労働条件の確保・改善のためには、起業後できるだけ早い段階において、必要な就業環境の整備がなされることが望ましいため、前年度実績に基づいて上記のアウトカム及びアウトプット目標を設定した。</p> <p>②利用者のニーズに合ったサービス・情報を提供することが重要であることから、利用者にとっての有用性を指標とし、80%以上から有用であった旨の回答を得ることをアウトカム目標とした。また、新規起業事業場に対して、労働関係法令を広く周知するために、サイトのアクセス数をアウトプット目標として設定した。</p> |
| <p>令和元年度予算概算要求の主要事項との関係</p> | <p>Ⅲ主要事項</p> <p>第1 働き方改革の着実な実行や人材投資の強化等を通じた労働環境の整備・生産性の向上</p> <p>2 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり</p> <p>(1)長時間労働の是正</p> <p>④ 長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等</p> |
| <p>令和2年度要求に向けた事業の方向性</p> | <p>適正な職場環境形成の支援を目的とした本事業は有意義なものであり、継続して要求する。</p> |

| | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|--|-----------------------------|----------------------|----------------|-------------------------------|--|---|---------|
| 事業名 | 職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費 (平成30年度:(1)働きやすい職場環境形成事業、(2)雇用均等指導員(均等担当)の設置、(3)短時間労働者健康管理啓発指導経費) | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 32 | |
| | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 40、58、60 | |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | 担当係 | 働きやすい職場推進係 ・指導係・短時間労働係 | |
| 実施主体 | 厚生労働本省、都道府県労働局、民間団体 | | | | | | | | |
| 事業／制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | <p>(1)職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運の醸成及び労使の取組支援</p> <p>(2)セクシュアルハラスメント等の被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。 セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等は、労働者の心身の健康に影響を及ぼす恐れがあり、それらを起因とした精神障害による労災申請件数は増加傾向にある。 企業がこれらハラスメントの防止・解決に向けた取組を実施することにより、心身の健康被害を受ける労働者が減少するとともに、被害を受けた労働者に対しても適切な援助を行うことができるようになる。このことは、労働者の安全及び衛生の確保に資するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>(3)パートタイム労働者の雇用管理改善の一環として、事業主によるパートタイム労働者の健康管理等の取組を促進する。 パートタイム労働者の数が年々増加する中、パートタイム労働者の健康管理については、正社員に対する取組と比べて十分に行われているとは言えない状況であり、健康管理等の取組を促進することは、労働者の安全及び衛生の確保に資するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を対象に) | <p>(1)(2)職場のハラスメント被害にあっている労働者及びハラスメント防止対策に取り組む事業主</p> <p>(3)パートタイム労働者及びパートタイム労働者を雇用する事業主</p> | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | <p>(1)「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」(平成23年度)や「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」(平成24・28年度)の結果等を踏まえ、下記の事業を実施。</p> <p>①国民及び労使に向けた周知・広報 ポータルサイトの改修・継続的運営、ポスター、リーフレット、パンフレット等の作成・配布、Web広告</p> <p>②当事者である労使の取組の支援 パワーハラスメント対策導入マニュアルの普及、参加者の実務に活かすことのできるセミナーの開催、企業に対してパワーハラスメント対策の取組を指導できる専門家の養成研修の実施</p> <p>③企業への訪問支援 パワーハラスメント対策の支援を希望する企業に対する個別のコンサルティングや企業内セミナーの実施</p> <p>(2)大規模局に雇用均等指導員(均等担当)を設置し、セクシュアルハラスメント等の被害を受けたことより、通院する、若しくはそれに相当する精神状態と思われる労働者からの相談に適切に対応するとともに、事業主に対する指導・支援を行う。</p> <p>(3)事業主が、パートタイム労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。</p> | | | | | | | |
| | 実施体制 | <p>(1)①国民及び労使に向けた周知・広報:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、株式会社クオラスが落札。</p> <p>②当事者である労使の取組の支援:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社が落札。</p> <p>③企業への訪問支援:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、株式会社東京リーガルマインドが落札。</p> <p>(2)都道府県労働局</p> <p>(3)厚生労働省本省において啓発用資料を作成し、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にて実施。</p> | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 173,538 | 28年度予算額 (千円) | 152,542 | 29年度予算額 (千円) | 172,618 | 30年度予算額 (千円) | 176,336 | 令和元年度予算額 (千円) | 408,156 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 77.4 | 28年度 予算執行率 (%) | 65.9 | 29年度 予算執行率 (%) | 57.9 | 30年度 予算執行率 (%) | 88.0 (1)88.0 (2) - (3) - | 令和元年度 雇用勘定予算額 608,501(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | <p>(1)①パワーハラスメント対策取組支援セミナーについて、参加者の80%以上からパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の導入について検討する旨の回答を頂く。</p> <p>②個別のコンサルティング等を実施した企業の80%以上から、引き続きパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組を実施していく旨の回答を頂く。</p> <p>(2)①雇用均等指導員(均等担当)による男女雇用機会均等法第29条に基づく報告徴収において、助言・指導の結果、是正の意向ありと回答した者の割合を95%以上とする。</p> <p>②職場のセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの実態について、企業内の発生状況、予防のための取組状況を把握し、解決に向けた課題、行政への要望について把握する。</p> <p>(3)都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において実施するパートタイム労働法第18条に基づき行うパートタイム労働指針第2(労働安全衛生法等の労働者保護法令がパートタイム労働者にも適用があることを認識しこれを遵守すること等)に関する助言に対する事業主からの是正割合95%以上</p> | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【(1)~(3)いずれも○】 | <p>(1)①参加者の97%から、パワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の導入について検討する旨の回答を頂いた。</p> <p>②個別コンサルティング実施企業の86%から、パワーハラスメントの予防・解決に向けた取組を継続して実施する旨の回答を頂いた。</p> <p>【目標達成の理由】 独自での取り組みが比較的困難な中小企業に対して、対策支援セミナーにて、ハラスメント防止に向けた具体的な対策や他企業の好事例等を紹介したこと、また、専門家が個別企業を訪問し、企業の取組状況に応じたアドバイスや社内研修等の支援を行ったことにより、ハラスメント対策の必要性、有用性への理解度が高まり、目標達成につながったと考える。</p> <p>(2)①是正の意向ありと回答した者の割合は100%であった。</p> <p>②報告徴収において、事案の発生及び事後の対応について確認するとともに、再発防止策をどのように行ったか等企業の取組を把握した。また、把握のみにとどまらず、事業主から受けた相談等に対し、事業所の実態を踏まえ個別の事業主からの要望に丁寧に対応した。</p> <p>【目標達成の理由】 計画的な事業所訪問の実施及び取扱要領に沿った適切な助言・指導を丁寧に行ったため。</p> <p>(3)是正割合は100%であった。</p> <p>【目標達成の理由】 パートタイム労働者を雇用する事業主に対し報告徴収及び支援を実施し、啓発資料を用いてパートタイム労働者に対する健康管理等の推進を適切に助言したため。</p> | | |

| | | | |
|--|---|--------------------------------|---|
| アウトプット 指標 | <p>(1)①ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数を100,000件以上とする。</p> <p>②パワーハラスメント対策取組支援セミナーへの1都道府県あたりの平均参加者数を50名以上とする。</p> <p>③専門家養成研修への1回あたりの平均参加者数を40名以上とする。</p> <p>(2)都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において実施する男女雇用機会均等法第29条に基づく報告徴収の実施件数 6,000件</p> <p>(3)都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において実施するパートタイム労働法第18条に基づく報告徴収及び支援の実施件数 7,500件</p> | アウトプット 指標 【(1)～(3)いずれも○】 | <p>(1)①ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス数は175,255件であった。</p> <p>②全都道府県で開催したセミナーにおいて、合計3,025名の参加を得られた。1都道府県あたりの平均参加者数は64名であった。</p> <p>③全11回開催した専門家養成研修において、合計489名の参加を得られた。1回あたりの平均参加者数は44名であった。</p> <p>【目標達成の理由】</p> <p>①TwitterやFacebook、バナー広告の活用や、ポータルサイトへ新たなコンテンツを追加したため。</p> <p>②③募集段階で申し込みが低調な会場については、都道府県労働局に対し参加募集への協力依頼を行ったことが、集客数の増加につながったため。</p> <p>(2)報告徴収実施件数:8,739件</p> <p>【目標達成の理由】</p> <p>計画的な事業所訪問を実施するとともに、適切な助言・指導を行ったため。</p> <p>(3)報告徴収及び支援の実施件数 8,334件</p> <p>【目標達成の理由】</p> <p>計画的な事業所訪問を実施したため。</p> |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 成果目標を達成しているところであり、引き続き事業の適切な実施に努める。 | | |
| 評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | |
| 令和元年度事業概要 | <p>(1)(2)パワーハラスメント対策の事業とセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメント対策の事業を統合し、総合的ハラスメント対策事業として、事業の効率化を図る。</p> <p>(3)事業主が、パートタイム労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。</p> | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | <p>①ハラスメント対策取組支援セミナーについて、参加者の85%以上からハラスメントの予防・解決に向けた取組の導入について検討する旨の回答を頂く。</p> <p>②個別のコンサルティング等を実施した企業の85%以上から、ハラスメントの予防・解決に向けた取組を引き続き実施していく旨の回答を頂く。</p> | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | <p>(1)①ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数を120,000件以上とする。</p> <p>②ハラスメント対策取組支援セミナーへの1都道府県あたりの平均参加者数を55名以上とする。</p> | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | セクシュアルハラスメント対策と妊娠・出産等に関するハラスメント対策は事業主の義務とされていることから、パワーハラスメント対策の導入のための取組についての指標を設定した。 | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | <p>(1) Ⅲ主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 2 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備 (3)総合的なハラスメント対策の推進 ①職場におけるハラスメント撲滅対策の集中実施</p> <p>(3) Ⅲ主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 3 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 (2)非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等 ①同一労働同一賃金の実現など非正規雇用労働者の処遇改善に向けた企業支援</p> | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | <p>(1)パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントを含めた総合的ハラスメント対策事業として、事業の効率化を図り、所要の予算要求を行う。</p> <p>(2)雇用均等指導員(均等担当)の運用について、必要な経費を引き続き要求する。</p> <p>(3)今後も引き続き適正に実施する。</p> | | |

| | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|---|--------------|----------------------|---------|----------------------|---------|---|---------|
| 事業名 | 建設業等における労働災害防止対策費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 33 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 41 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 建設安全対策室 |
| 実施主体 | 建設業労働災害防止協会、民間団体等 | | | | | | | | |
| 事業／ 制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | <p>(1)東日本大震災及び熊本地震に係る復旧・復興工事については、短期間のうちに大量に行われ、多数の中小事業者が参入していることから、被災地に安全衛生に関する諸問題に対する拠点を開設し、工事現場巡回指導等の支援を行うことで、労働災害防止対策の徹底を図り、もって円滑な復旧・復興工事の推進に寄与するため。</p> <p>(2)建設業における死亡災害の約4割を占める墜落、転落災害の防止のため、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を促進し、建設業における墜落・転落災害防止対策の推進を図るため。</p> <p>(3)人手不足の中、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた建設需要の高まりに伴い、経験が浅い工事従事者、外国人建設就労者等の労働災害のリスクの増加が懸念されるため、安全衛生教育や技術指導等を行うことにより労働災害防止対策の徹底を図る。</p> <p>(4)生産活動の拡大により、造船業における労働災害が増加している中、平成27年4月から開始されている外国人造船就労者受入事業に基づく、外国人造船就労者については、現場の危険箇所や作業等に関する連絡調整、作業中の指示や合図等のコミュニケーション等に関する教育が十分行われなければ、労働災害のリスクに対して弱くなることも懸念されるため、外国人造船就労者及び外国人造船就労者を雇用する事業者を対象に安全衛生教育を行うことにより労働災害防止対策の徹底を図る。</p> <p>(5)必要な安全経費が確保され、それが元請事業者から下請事業者まで行き渡ることは、建設業における労働災害を防止する観点から重要であるが、建設工事における安全衛生経費の取扱いについては元請事業者・下請事業者間の請負契約の当事者において十分に理解されているとは言えない状況にあるため、安全衛生経費の取扱いに関する講習会を実施し、建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保等の促進を図る。</p> <p>(6)建設工事の安全衛生対策は、工事の目的物である建築物等の形状・機能等の諸条件や採用する施工方法に影響されるため、設計段階における労働災害防止対策分野で先行しているシンガポール共和国・EUの事例や国内における先行的な取組を調査・取りまとめることで、建設工事従事者の安全に配慮した建築物等の設計の普及の促進を図るとともに、今後の普及方策の検討のための基礎資料とする。</p> <p>(7)一人親方の業務の特性や作業実態を踏まえた安全衛生に関するテキストを作成し、また、このテキストを使用した研修会を実施する。</p> <p>本事業は、建設現場等における労働災害防止を図るための事業であり、労働災害の減少に寄与することは、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものとして、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用ものであることから、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を対象に) | <p>(1)復旧・復興工事に従事する中小事業者、新規参入者等</p> <p>(2)中小規模ビル建築工事、低層住宅建築工事を施工する工事業者</p> <p>(3)中小事業者等が雇用する未熟練労働者、外国人建設就労者等</p> <p>(4)外国人造船就労者、外国人造船就労者を雇用する者</p> <p>(5)元請事業者、下請事業者</p> <p>(6)設計者(事務所)・設計コンサルタント、施工業者、行政関係機関等</p> <p>(7)一人親方等</p> | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | <p>(1)①安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となる安全衛生専門家の活動の拠点の設置 ②復旧・復興工事現場に対する巡回指導の実施 ③建設工事に不慣れな新規参入者等に対する安全衛生教育の実施</p> <p>(2)足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を実施する。</p> <p>(3)2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、首都圏で増加する建設工事における労働災害防止対策を徹底するため、工事現場に対する巡回指導、未熟練労働者や外国人建設就労者等に対する安全衛生教育等を実施する。</p> <p>(4)外国人造船就労者及び外国人造船就労者を雇用する事業者を対象に安全衛生教育を行う。</p> <p>(5)建設工事の請負契約において工事の安全衛生対策に必要な経費の確保に関する啓発ガイドブックを作成し、研修会を実施する。</p> <p>(6)工事の危険性を低減するように配慮した建築物等の設計について国内外の事例を調査し、今後の導入可能性について検討する。</p> <p>(7)一人親方を対象とした研修会の実施</p> | | | | | | | |
| | 実施体制 | <p>(1)建設業労働災害防止協会に委託して実施</p> <p>(2)全国仮設安全事業協同組合に委託して実施</p> <p>(3)建設業労働災害防止協会に委託して実施</p> <p>(4)全国造船安全衛生対策推進本部に委託して実施</p> <p>(5)(株)建設産業振興センターに委託して実施</p> <p>(6)独立行政法人労働者健康安全機構に委託して実施</p> <p>(7)(株)労働調査会に委託して実施</p> | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 312,176 | 28年度予算額 (千円) | 515,503 | 29年度予算額 (千円) | 496,707 | 30年度予算額 (千円) | 421,801 | 令和元年度予算額 (千円) | 530,467 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 84.7 | 28年度 予算執行率 (%) | 71.5 | 29年度 予算執行率 (%) | 77.1 | 30年度 予算執行率 (%) | 86.9 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | B | 予算額又は手法等を見直し | | | | | | |

| | | | | | |
|--|--|---|----------------|---------------------|---|
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | (1)建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。 (2)手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 (3)建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。 (4)外国人造船就労者への安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。 (5)建設工事における適切な安全経費の確保についての講習会が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。 (6)工場の危険性を低減するように配慮した建築物等の設計について国内外の事例を調査し、当該調査結果・検討内容を基に普及促進のためのガイドライン案を作成する。 (7)一人親方に対する安全衛生教育研修会が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。 | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | (1)役に立った旨の(満足した旨の)回答 93.6% (2)採用する旨(条件付き採用を含む)の回答 95.2% (3)役に立ったとの回答 98.4% (4)役に立ったとの回答 99% (5)役に立った旨の(理解できた旨の)回答 96% (6)工場の危険性を低減するように配慮した建築物等の設計について国内外の事例を調査し、当該調査結果・検討内容を基に普及促進のためのガイドラインを作成した。 (7)役に立ったとの回答 99% 【目標達成の理由】 前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。 |
| | アウトプット 指標 | (1)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。(1,728現場以上) (2)建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(400現場以上) (3)首都圏の工事現場に対する助言指導を実施する。(600現場以上) (4)外国人造船就労者及び外国人造船就労者を雇用する事業者に対する安全衛生教育を実施する。(①外国人造船就労者に対して25回以上、②外国人造船就労者を雇用する事業者に対して10回以上) (5)建設工事における適切な安全経費の確保についての講習会を実施する。(1,110人以上) (6)シンガポール共和国、EUの事例調査を実施する。(行政機関、発注者、設計者、施工業者の中からそれぞれ5件以上[計10件以上]) (7)一人親方に対する安全衛生教育研修会を実施する。(630人以上) | | アウトプット 指標 【○】 | (1)安全衛生巡回指導実施2,405現場 (2)指導・支援実施424現場 (3)助言指導実施890現場 (4)①外国人造船就労者に対し48回 ②外国人造船就労者を雇用する事業者に対し11回 (5)講習会参加者人数1,151人 (6)事例調査数 シンガポール共和国 7件 EU(ドイツ) 6件(合計13件) (7)研修会参加人数 669人 【目標達成の理由】 前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。 |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 引き続き適正に事業を実施する。 | | | | |
| 評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | |
| 令和元年度事業概要 | (1)～(3)、(7)平成30年度と同様。 (4)～(6)平成30年度限り | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | (1)建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。 (2)手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、支援指導が有効、有用であり、「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 (3)建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。 (7)一人親方に対する安全衛生教育研修会が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。 | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | (1)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。(1,188現場以上) (2)建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(400現場以上) (3)首都圏の工事現場に対する助言指導を実施する。(840現場以上) (7)一人親方に対する安全衛生教育研修会を実施する。(630人以上) | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | (1)については、被災地において建設業における新規参入者等への安全衛生教育が引き続き重要なものであるが、予算額が減少したために、平成30年度から下方修正した。 (2)については、建設業での手すり先行工法等の「より安全な措置」の実施を引き続き徹底していく観点から平成30年度と同様の目標とした。 (3)については、大会施設工事が中心に行われる首都圏において建設業における新規参入者への安全衛生教育が重要なものであることから平成30年度と同様の目標とした。 (7)一人親方に対する安全衛生教育研修は、引き続き重要なものであることから、平成30年度と同様の目標とした。 | | | | |

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p>令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係</p> | <p>Ⅲ主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 2 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備 (4)労働者が安全に働くことができる環境の整備 ① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進</p> <p>Ⅳ主要事項(復旧・復興関連) 第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援 (雇用の確保など) (4)復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策</p> |
| <p>令和2年度要求に 向けた事業の 方向性</p> | <p>引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和2年度も継続して要求する。</p> |

| 事業名 | 第三次産業等労働災害防止対策支援事業 (平成30年度:(1)荷役作業における労働災害防止対策経費、(2)第三次産業労働災害防止対策支援事業) | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 34 |
|---------------------------------------|---|---|-----------------------------|------------------|--------|----------------------------|--|---|--------------------------|
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 42、56 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 物流・サービス産業・マネジメント班 物理班 |
| 実施主体 | (1)(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 (2)株式会社平プロモート、中央労働災害防止協会、ランゲート株式会社 | | | | | | | | |
| 事業／制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | <p>(1)陸上貨物運送事業では、荷台等からの墜落・転落、転倒、腰痛、荷役運搬機械災害といった荷役作業時における労働災害が約7割を占めており、発生場所は約7割が発荷主や着荷主の事業場であるため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・普及を図ることにより、荷主に対し安全な作業環境を提供する設備の設置を促進し、荷役作業時における労働災害防止対策の充実・徹底を図る。</p> <p>本事業は、陸上貨物運送事業等において多発している荷役作業中の労働災害の防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>(2)業務上疾病のうち約6割を占める職場における腰痛災害を減少させるため、特に災害の多い社会福祉施設を含む保健衛生業等における腰痛防止対策を実施する。</p> <p>本事業は、社会福祉施設等を対象とした腰痛予防講習会等を実施するものであり、第三次産業の労働災害防止に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を対象に) | (1)陸上貨物運送事業者及び荷主(主に製造業、小売業等) (2)事業主、事業場の安全衛生担当者等 | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | <p>(1)製造業を中心とした荷主等、陸上貨物運送事業者を対象に、荷役作業の安全対策ガイドラインに係る研修会を開催するとともに、荷主(製造業、小売業等)に対して、荷役作業現場の安全診断及び設備設置等の改善指導を実施する。</p> <p>(2)改正腰痛対策指針の周知啓発を行うとともに、社会福祉施設等を対象とした腰痛対策のための講習会を実施する。</p> <p>第三次産業において、安全推進者の配置が進まず、労働災害が減少していない現状があり、その原因として、経営層の理解・安全衛生のノウハウが乏しいという実状があることから、経営トップの意識を変えるため、経営トップを対象としたセミナーの開催、安全推進者を養成するための講習のモデルテキストの作成等を行う。</p> | | | | | | | |
| | 実施体制 | (1) (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会に委託して実施 (2) 株式会社平プロモート、中央労働災害防止協会、ランゲート株式会社 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 98,849 | 28年度予算額 (千円) | 56,421 | 29年度予算額 (千円) | 90,898 | 30年度予算額 (千円) | 139,900 | 令和元年度予算額 (千円) | 642,436 |
| 27年度予算執行率 (%) | 94.4 | 28年度予算執行率 (%) | 100.4 | 29年度予算執行率 (%) | 95.4 | 30年度予算執行率 (%) | 74.5 (1)98.9 (2)68.7 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30年度目標 | アウトカム 指標 | (1)研修会の参加者について、研修が有益であった旨の評価を80%以上得る。 (2)①腰痛予防対策講習会を受けた介護事業者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。 ②経営トップを対象としたセミナーの参加者について、セミナーが有益であった旨の評価を80%以上得る。 | | | 30年度実績 | アウトカム 指標 【(1)○(2)○】 | (1)研修会の参加者の94.2%から、研修が有益であった旨の評価を得た。 (2)①腰痛予防対策講習会を受けた介護事業者については、98.4%から有益であった旨の評価を得た。 ②経営トップを対象としたセミナーの参加者について、98.1%から有益であった旨の評価を得た。 【目標達成の理由】 (1)研修会について、ロールボックスパレットを用いた実技講習を実施するなど、講習内容を充実させたため、目標を達成することができた。 (2)関係部署と連携を図り、講習会やセミナー資料を充実させたため。 | | |
| | アウトプット 指標 | (1)陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策ガイドラインの普及促進及びロールボックスパレット使用に関する安全基準等の周知のための研修会を全国で47回以上開催する。 (2)①腰痛予防教育について、各都道府県で2回以上講習会を開催する。 ②経営トップを対象としたセミナーを7回以上開催する。 | | | | アウトプット 指標 【(1)○(2)○】 | (1)陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策ガイドラインの普及促進及びロールボックスパレット使用に関する安全基準等の周知のための研修会を全国で47回開催した。 (2)①社会福祉施設介護従事者、病院・診療所看護従事者及び社会福祉施設事業者それぞれに向け、各都道府県2回以上(各47回、47回、16回、計110回)講習会を開催し、2,494名が参加した。 ②経営トップを対象としたセミナーを7回開催した。 【目標達成の理由】 (1)研修会について、ロールボックスパレットを用いた実技講習を実施するなど、講習内容を充実させたため、目標を達成することができた。 (2)災害防止団体や業界団体等の協力を得て、各地域で実施したことで、目標を達成した。 | | |

| | | |
|--|--|-----------------------------|
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえ改善 すべき事項 ・今後の課題 | 引き続き適正に事業を実施する。 | |
| 評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 |
| 令和元年度事業概要 | (1)については委託事業を廃止。(2)については平成30年度事業に加え、陸上貨物運送事業における腰痛予防対策講習会及び外国人労働者向け安全衛生視聴覚教材の作成及び業界団体の自主的な安全衛生活動の推進を実施。 | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | ①腰痛予防対策講習会を受けた者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。 ②経営トップを対象としたセミナーの参加者について、セミナーが有益であった旨の評価を80%以上得る。 | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | ①腰痛予防教育について、各都道府県で2回以上講習会を開催する。 ②経営トップを対象としたセミナーを7回以上開催する。 ③外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材について、特定技能の受入れ業種のうち、13業種に対応する視聴覚教材を作成する。 | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 腰痛予防対策講習会等について、その内容が事業場での取組に繋がることが重要であるため、上記のアウトカム指標を設定した。また、腰痛予防対策は全国で実施する必要があるため、全都道府県で講習会を満遍なく実施するよう上記のとおりアウトプット指標を設定した。 経営トップを対象としたセミナーについて、その内容及び開催回数が事業場での取組に繋がるとともに、上記の目標を設定した。 外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材については、年度末(契約書上は、令和2年3月15日)までに作成するものであり、測定可能なアウトカム指標を設定することは困難。 | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | Ⅲ主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 2 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備 (4)労働者が安全に働くことができる環境の整備 ① 第13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進 | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和2年度も継続して要求する。 | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|-----------------------------|----------------------|----------------|----------------------|---|---|----------------|
| 事業名 | 林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 35 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 43 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 物理班 建設安全対策室 |
| 実施主体 | 都道府県労働局 | | | | | | | | |
| 事業／制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 林業における労働災害の多くを占める伐木等作業については、平成30年度の労働安全衛生規則改正を踏まえ、安全対策を徹底するため、安全作業マニュアルを作成した上で、林業事業者(森林組合など)の安全担当者を通じて普及させる必要がある。また、チェーンソー取扱作業指導員による振動障害予防対策も引き続き実施する必要がある。本事業は、伐木作業における労働災害及び業務上疾病である振動障害の防止を図る事業であり、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を対象に) | 林業事業者 | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | チェーンソー取扱作業指導員による林業現場の巡回において、取組事例の紹介やチェーンソー取扱い作業指針の周知を行う。 | | | | | | | |
| | 実施体制 | 厚生労働省本省、都道府県労働局において実施 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 6,754 | 28年度予算額 (千円) | 6,228 | 29年度予算額 (千円) | 5,991 | 30年度予算額 (千円) | 5,751 | 令和元年度予算額 (千円) | 26,249 |
| 27年度 予算執行率 (%) | - | 28年度 予算執行率 (%) | - | 29年度 予算執行率 (%) | - | 30年度 予算執行率 (%) | - | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 農林水産業における休業4日以上の振動障害を10人未満に抑える。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | 農林水産業における振動障害による休業4日以上の死傷災害は、5名(※暫定値)であった。 【目標達成の理由】 チェーンソー取扱作業指導員による指導により、チェーンソー取扱い作業指針に沿った取組が促進された等により、目標を達成することができたと考えられる。 ※数値確定後に追記(H29年:4名、H28年:2名、H27年:5名) | | |
| | アウトプット 指標 | 平成30年度におけるチェーンソー取扱作業指導員による指導事業場数を平成29年度の指導事業場数の90%以上とする。 | | | | アウトプット 指標 【×】 | 平成30年度におけるチェーンソー取扱作業指導員による指導事業場数は、平成29年度の指導事業場数の89%(平成30年度 325事業場/平成29年度 366事業場)であった。 【目標未達成の理由】 チェーンソー取扱作業指導員による指導計画について、目標に近い数字ではあったものの、指導員の急用等により指導日程が調整できないことが重なり、目標の指導事業場数に達しなかった。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成)理由(原因) を踏まえた改善すべき 事項・今後の課題 | 目標を達成するため、予算の着実な執行の観点から、今年度は、チェーンソー取扱作業指導員による指導事業場数について、9月頃から本省において実施計画の進捗確認を行うなど適切なフォローを行うこととしたい。 | | | | | | | | |
| 評価 | B (P) | | | 予算額又は手法等を見直し | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度の内容に加えて、有識者により伐木等作業における安全作業のためのマニュアルを作成し、全国主要都市において、林業事業者の安全担当者を対象とした講習会を実施する。また、チェーンソー取扱作業指導員による林業現場の巡回において、取組事例の紹介やチェーンソー取扱い作業指針の周知を行う。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | ・伐木等作業の安全対策講習会の内容が受講者にとって役に立った旨の回答割合を80%以上とする。 ・農林水産業における休業4日以上の振動障害発生件数を10人未満に抑える。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | ・安全対策講習会の受講者数を350人以上とする。 ・令和元年度におけるチェーンソー取扱作業指導員による指導事業場数を平成30年度の指導事業場数以上とする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | ・事業において実施する伐木等作業における安全作業についての講習会が事業目的の達成に寄与する内容となったかを測る観点から、アウトカム、アウトプット指標をそれぞれ設定した。 ・振動障害の発症状況について、年単位で見ると統計では変動があるが、近年の発生状況が低水準(H27年度2人、H28年度1人、H29年度0人)に抑えられていることをふまえてアウトカム指標を設定した。アウトプット指標については、少人数作業が多い広域となる現場において、定期巡回が振動障害予防に効果的であることから、適切な指導件数を確保するため数値を設定した。 | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項との 関係 | - | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 令和2年度の予算要求については、休業4日以上の振動障害について、例年2~5名(H29年:4名、H28年:2名、H27年:5名)と減少していないことから、同額要求とする。なお、目標の達成状況を踏まえつつ、引き続き講習会の実施やチェーンソー取扱作業指導員による指導等を着実に実施する。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|-----------------------------|----------------------|----------------|----------------------|---|---|----------------------------------|
| 事業名 | 機械等の災害防止対策費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 36 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 44 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 機械班 物流・サービス 産業・マネジ メント班 |
| 実施主体 | 厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、(公社)産業安全技術協会 | | | | | | | | |
| 事業 ／ 制度 概要 | 目的及び 必要性 (何のため) | <p>危険性・有害性のある機械等について、危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)の促進及び労働災害の防止を図ることを目的として、機械等設置届の受理及び実施調査を行うとともに、機械等の検査検定等を行う登録機関の監査指導を行う。また、電子等制御の機能を新たに付加することによる安全方策(機能安全)を製造者が導入するための指導援助等を行い、機能安全の促進を図る。さらに、輸入機械等を中心として市場に流通している型式検定対象機械等(防爆構造電気機械器具)に買取試験を実施し、機械等の安全性を担保する。</p> <p>近年、装置産業における設備の経年化が進んでいることを踏まえ、設備の老朽化による労働災害を防止することを目的として、高経年生産設備の実態調査及び安全対策の調査分析を行う。</p> <p>本事業は、機械等による労働災害防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を 対象に) | 事業者 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む) | <p>①機械設置届等に係る審査及び実地調査</p> <p>②登録検査業者等に対する指導</p> <p>③型式検定対象機器等の買取試験事業</p> <p>④機能安全を活用した機械設備の安全対策の推進</p> <p>⑤老朽化した生産設備における安全対策の調査分析事業</p> | | | | | | | |
| | 実施 体制 | <p>①② 厚生労働省本省、都道府県労働局、労働基準監督署</p> <p>③(公社)産業安全技術協会に委託して実施。当該結果に基づき、厚生労働省において行政上の対応等を検討。</p> <p>④(一社)安全・環境マネジメント協会に委託して実施。</p> <p>⑤(株)三菱ケミカルリサーチに委託して実施。当該結果に基づき、厚生労働省において行政上の対応等を検討。</p> | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 61,775 | 28年度予算額 (千円) | 66,705 | 29年度予算額 (千円) | 101,164 | 30年度予算額 (千円) | 101,159 | 令和元年度予算 額 (千円) | 505,930 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 96.8 | 28年度 予算執行率 (%) | 98.1 | 29年度 予算執行率 (%) | 82.6 | 30年度 予算執行率 (%) | 89.3 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | <p>①機能安全を活用した機械設備の安全対策に係るマニュアルと教材を作成し、トライアル実施事業場へのアンケートにおいて「自らの事業場でのリスクアセスメントを実施したい」旨の回答が60%以上得る。</p> <p>②買取試験を実施した防爆構造電気機械器具のうち規格を満たさない型式があれば、行政が製造者等に対して改善指導等を行うことにより、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせる。</p> | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | <p>①機能安全を活用した機械設備の安全対策に係るマニュアルと教材を作成しHFPに掲載した。また、トライアル実施事業場へのアンケートにおいて「自らの事業場でのリスクアセスメントを実施したい」旨の回答が、100%であった(回答数11)。</p> <p>②買取試験を実施した防爆構造電気機械器具において、全て規格を満たしていた。</p> <p>【目標達成の理由】 適切に機能安全を活用した機械設備の安全対策に係るマニュアルと教材を作成し、当該事業に係るトライアルを適切に実施したため。 また、適切に機械等設置届の審査や必要な助言指導、実地調査、買取試験等を実施したため。</p> | | |
| | アウトプット 指標 | <p>①機能安全を活用した機械設備の安全対策の推進事業に係るトライアル実施対象を3事業場選定し、実施する。</p> <p>②防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する型式のうち80%以上を対象として、買取試験を実施する。</p> | | | | アウトプット 指標 【○】 | <p>①機能安全を活用した機械設備の安全対策の推進事業に係るトライアル実施対象を3事業場選定し、全て実施した。</p> <p>②防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する30型式のうちすべての型式(30型式、100%)を対象として、買取試験を実施した。</p> <p>【目標達成の理由】 適切に機能安全を活用した機械設備の安全対策に係るマニュアルと教材を作成し、当該事業に係るトライアルを適切に実施したため。 また、適切に機械等設置届の審査や必要な助言指導、実地調査、買取試験等を実施したため。</p> | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 引き続き適正に事業を実施する。 | | | | | | | | |

| | | |
|--|--|-----------------------------|
| 評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 |
| 令和元年度事業概要 | ③は平成30年度で終了。さらに、改正後の構造規格に不適合となる既存の機械等に対し、最新の構造規格に適合する機械への買替えに要する費用の一部を補助するとともに、AI、GPS等の技術開発により、自律的に作業を行う機械の導入が産業界において進むと見込まれることから、これら技術革新を活用した機械等の開発状況等に関する実態調査と安全対策の検討を行う。 | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | ①補助金により買換えを補助した機械のうち、より安全性の高いもの(移動式クレーンの過負荷防止装置については付加安全措置が1以上、フルハーネス型墜落制止用器具については付加安全措置が3以上)に買い替えられたものの割合を60%以上とする。 ②買取試験を実施した防爆構造電気機械器具のうち規格を満たさない型式があれば、行政が製造者等に対して改善指導等を行うことにより、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせる。 | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | ①補助金執行率を80%以上とする。 ②防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する型式のうち80%以上を対象として、買取試験を実施する。 | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 補助金を効率的に配布し機械等の買換えを促進するため、上記アウトプット目標①を設定した。また、より安全性の高い機械等に買い替えられることにより安全性が担保されるため、上記アウトカム指標①を設定した。 (アウトカム指標①で示した付加安全装置は、構造規格に定めた安全性より高いものである。) また、構造規格に適合しない製品が流通することを未然に防止するため、既に流通している機械等の安全性の確保に係る実態を把握し、構造規格に適合しないものがある場合は、製造者への行政指導を行うこと等により、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせることが必要であるため、上記アウトカム目標②を設定した。 防爆構造電気機械器具の買取試験を実施する型式が多いほど安全性が担保されるため、上記アウトプット目標②を設定した。 | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | Ⅲ主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 2 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備 (4)労働者が安全に働くことができる環境の整備 ① 第13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進 | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 効率的な監査指導や、老朽化・技術革新を見据えた調査分析事業を通じて機械等の安全を確保するとともに、既存不適合機械等更新支援補助金の実施により、より安全性の高い機械等への更新を促進する。 輸入機械等を中心とした、市場に流通している機械等(防爆構造電気機械器具)を対象に買取試験を実施し、機械等の安全性を担保する。 | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|-----------------------------|----------------------|----------------|----------------------|--|---|-----------------|
| 事業名 | 特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 37 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 46 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 特定分野労働 条件対策係 |
| 実施主体 | 都道府県労働局・労働基準監督署、(公社)全国労働基準関係団体連合会 | | | | | | | | |
| 事業/ 制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって推進していく観点から、平成30年12月25日に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」においてとりまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」において、外国人との共生社会の現に向けた環境整備が必要との方針が示されたこと等を踏まえ、労働関係法令等の遵守等、外国人労働者が安心してその有する能力を有効に発揮できる環境を整備し、外国人労働者等の労働災害の防止等を図る必要があるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 また、派遣労働者等、職種、就業形態、労働者の特性等により、労働者をめぐる状況は様々であるため、それらに応じた労働条件の確保・改善に向けた特別の取組や労働災害防止等を行う必要があるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を 対象に) | 特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む) | 管内で多数の外国人労働者が労働する労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多数の派遣労働者が労働する労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や当該事業場への指導を行う。 また、介護事業者の就労環境に即した労務管理の確立、労働災害の防止対策の推進を図るため、介護事業場を対象としたセミナー及び個別指導を通じて、労働基準関係法令等の指導及び助言等を行う「介護事業場就労環境整備事業」を実施する。 | | | | | | | |
| | 実施体制 | 外国人労働者労働条件相談員を配置した外国人労働者相談コーナー(労働局及び労働基準監督署)や、派遣労働者専門指導員を配置した労働基準監督署 介護事業場就労環境整備事業については、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託して実施。 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 187,491 | 28年度予算額 (千円) | 194,594 | 29年度予算額 (千円) | 209,877 | 30年度予算額 (千円) | 226,547 | 令和元年度予算額 (千円) | 466,149 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 97.0 | 28年度 予算執行率 (%) | 92.0 | 29年度 予算執行率 (%) | 99.7 | 30年度 予算執行率 (%) | 99.8 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | ①外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間等に係る相談件数を3,136件以上とする。 ②派遣労働に関する労働条件等の相談件数を9,050件以上とする。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | ①3,727件 ②13,770件 【目標達成の理由】 相談事業の適正な運営に努めたため。 | | |
| | アウトプット 指標 | ①外国人労働者に関するパンフレットを40,000部作成・配付し、外国人労働者の労働災害の防止等を図る。 ②派遣労働に関するパンフレットを10,000部作成・配付し、派遣労働者の労働災害の防止等を図る。 | | | | アウトプット 指標 【○】 | ①42,500部 ②10,000部 【目標達成の理由】 各事業について適切な進捗管理を行った結果、目標達成できた。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 各事業について適切な進捗管理を行った結果、目標達成できた。今年度についても法改正に対応したパンフレットの作成を通じて法令等の周知を行う等、引き続き施策を継続する。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | ①外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間等に係る相談件数を3,380件以上とする。 ②派遣労働に関する労働条件等の相談件数を8,885件以上とする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | ①外国人労働者に関するパンフレットを500,000部作成・配付し、外国人労働者の労働災害の防止等を図る。 ②派遣労働に関するパンフレットを10,000部作成・配付し、派遣労働者の労働災害の防止等を図る。 | | | | | | | | |

| | |
|---|--|
| <p>令和元年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）</p> | <p>①及び②については、過去3年間における相談件数の平均を参考に、上記のアウトカム目標を設定した。また、①及び②のアウトプット目標については、引き続き外国人労働者及び派遣労働者への労働基準関係法令や相談窓口の周知を進めるために設定した。 なお、本事業は、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談を受け付けるとともに、当該事業場への指導を行うものであり、利用者等のニーズに関する実態を把握するための指標設定にはなじまない。</p> |
| <p>令和元年度予算概算要求の主要事項との関係</p> | <p>Ⅲ主要事項 第2 人材投資の強化や女性、高齢者、障害者等の多様な人材の活躍促進 8 外国人材受入れの環境整備等 (6)外国人技能実習に関する実地検査や相談援助等の体制強化</p> |
| <p>令和2年度要求に向けた事業の方向性</p> | <p>特定分野の労働者についての労働災害の防止等を図るため、継続して要求する。</p> |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|-----------------------------|----------------------|---------------------|----------------------|-------|---|-------|
| 事業名 | 自主点検方式による特別監督指導の機能強化 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 38 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 47 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 管理係 |
| 実施主体 | 厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署 | | | | | | | | |
| 事業 ／ 制度 概要 | 目的及び 必要性 (何のため) | 労働災害の件数については、死亡者の数は減少しているものの、いまだその水準は低いとはいえない状況にある。また、過労死やメンタルヘルス不調が近年社会問題としてクローズアップされており、労働者の健康確保対策等に取り組む必要がある。そのため使用者に自社の安全衛生管理等にかかる労働環境を客観的に把握し、その問題点を認識して労働環境の改善に取り組んでもらう必要があることから、労働安全衛生管理等に係る自主点検表を作成・印刷の上、事業主に配布し、これを回収することにより、事業主に自主的な労働環境の改善を図らせるとともに、自主点検の結果、問題が認められる事業場を適切に把握し、労働者の安全衛生等の確保を図る。 本事業は、事業主に自主的な労働環境の改善を図らせることで労働災害を減少させ、ひいては労災補償給付の抑制につながるものである。このため、労災保険料を負担する使用者にもメリットがあることから、社会復帰促進等事業で行うものである。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を 対象に) | 事業主 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む) | 労働安全衛生管理等に係る自主点検表を作成・印刷の上、事業主に配付し、これを回収する。 | | | | | | | |
| | 実施 体制 | 厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 5,185 | 28年度予算額 (千円) | 5,185 | 29年度予算額 (千円) | 5,185 | 30年度予算額 (千円) | 5,185 | 令和元年度予算 額 (千円) | 5,185 |
| 27年度 予算執行率 (%) | — | 28年度 予算執行率 (%) | — | 29年度 予算執行率 (%) | — | 30年度 予算執行率 (%) | — | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | C | 未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 自主点検表の回収率を50%以上とする。 | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | 回収率:51.1% | | | |
| | アウトプット 指標 | 自主点検表を270,000部以上作成し、事業主に 送付する。 | | | アウトプット 指標 【○】 | 277,160部 | | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | ・目標を達成していることから、令和元年度については引き続き施策を実施するが、本事業と同様の事業も認められることから、施策の整理・統合が必要 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 令和元年度事業概 要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | 自主点検表の回収率を50%以上とする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | 自主点検表を270,000部以上作成し、事業主に送付する。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 前年度の実績を参考に、上記目標を設定した。 | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | Ⅲ主要事項 第1 働き方改革の着実な実行や人材投資の強化等を通じた労働環境の整備・生産性の向上 第2 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり (3)労働者が安全に働くことができる環境の整備 | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 施策を整理・統合することで、本事業を廃止する。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|---------------------------------|-----------------------------|----------------|----------------------|---|---|--------|
| 事業名 | 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 39 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 48 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 法規第二係 |
| 実施主体 | 民間団体 | | | | | | | | |
| 事業／ 制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | トラック運転者は他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令違反が高水準で推移し、また、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているが、これらの背景として、荷主都合による手待ち時間の発生など取引上の慣行があり、対策が必要である。本事業において、トラック運転者の長時間労働の現状及びその解決手法等について荷主等への周知広報等を実施することで取引上の慣行の改善を促進し、トラック運転者の長時間労働が改善されることによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから、「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を対象に) | 自動車運転者を使用する事業場およびその荷主となる事業場 | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | 下記により、トラック運転者の安全衛生および労働条件の確保を推進する。 ①荷主及びトラック事業者に対するコンサルタントによる個別指導等の実施 ②改善事例や具体的な改善の進め方を交えたトラック運転者の労働時間改善に関する荷主への周知用コンテンツの作成及び広告掲載の実施 | | | | | | | |
| | 実施体制 | 民間団体に委託して実施(株式会社富士通総研) | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 105,329 | 28年度予算額 (千円) | 58,212 | 29年度予算額 (千円) | 55,960 | 30年度予算額 (千円) | 96,701 | 令和元年度予算額 (千円) | 71,172 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 82.2 | 28年度 予算執行率 (%) | 96.4 | 29年度 予算執行率 (%) | 96.4 | 30年度 予算執行率 (%) | 109.9 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 受託団体と連携を図りながら、引き続き事業の適正な運用に努める。 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | ①について、協議会に参加した事業場の80%以上から「労働時間の削減のために参考になった」との回答を得る。 ②について、自動車運転者を使用する事業場における管理者及び自動車運転者に対して、改善基準告示及び改善基準告示に係る通達の理解の促進を図るため、自動車運転者を使用する事業場における管理者が活用しやすい教育・研修マニュアル及び自動車運転者が理解しやすい学習教材等を作成する。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | ①協議会(検討会)に参加した事業場の100%から参考になったとの回答を得た。 ②管理者が活用しやすい教育・研修マニュアル及び自動車運転者が理解しやすい学習教材等を作成した。 【目標達成の理由】 荷主・運送事業者双方からの積極的な参加やコンサルタントによる丁寧な指導を実施したため。 | | |
| | アウトプット 指標 | ①について、委託先による事業場訪問回数を24回以上とする。 ②について、平成31年3月15日までに学習教材等の教育研修用ツール等の開発を行い、関係団体等に作成したツールの配布及びポスター・リーフレットの作成・配布を行う。 | | | | アウトプット 指標 【○】 | ①委託先による事業場訪問は40回実施した。 ②平成31年3月4日までに関係団体等に作成したツールの配布及びハンドブック・リーフレットの作成・配布を実施した。 【目標達成の理由】 コンサルタントによる荷主・運送事業者への適切な指導にあたり、荷主・運送事業者及びコンサルタント間での情報交換を積極的に行ったため。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 今後は平成30年度に作成したコンテンツ等を用い、具体的な改善例や改善手法等について、ポータルサイトの開設や47都道府県で実施するセミナーにより広く周知を行う。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | ①平成30年度に策定したガイドラインを荷主・トラック運送事業者に対して周知するためのセミナーを全国で実施するとともに、②平成30年度に作成した周知用コンテンツやガイドライン等をまとめたポータルサイトを開設し、改善ハンドブックをweb上の自己診断ツールとして再整備するなど、一層の周知を図ることとする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | ①セミナーの参加者より、「トラック運転者の労働時間短縮のノウハウについて参考になった」旨の評価を80%以上得る。 ②トラック運転者の労働時間の現状とその改善に向けた施策等を周知するためのポータルサイトを開設する。 | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | <p>①ガイドライン周知セミナーの実施 全国47都道府県において計50回実施し、ガイドラインにおける好事例の紹介、改善ハンドブック等の効果的な使い方などを周知する。</p> <p>②ポータルサイトのコンテンツの作成 ガイドライン、改善ハンドブック、荷主向けパンフレット、動画等の既存コンテンツの掲載、新規コンテンツ作成、労働時間改善のためのWEB診断ツールの作成を行う。</p> |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | <p>①のアウトカム指標については、ガイドラインによる具体的な改善例、改善手法の周知を目的としていることから、その効果を計る指標として、80%とした。また、アウトプット指標については、日本全国での周知を目的としていることから、全国47都道府県において各1回以上の実施とする。</p> <p>②のアウトカム指標については、荷主・トラック事業者のみならず広く国民に向けてトラック運転者の長時間労働の現状や、その改善に向けた取組、施策等を周知するため、まずはポータルサイトの開設とした。また、アウトプット指標については、本事業の履行期間である令和2年3月31日までにポータルサイト内のコンテンツを作成し、閲覧・活用促進のためメールマガジン等の広告を用いた広報を実施する。</p> |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | <p>Ⅲ主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 2 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備 (1)長時間労働の是正 (2)業種ごとの勤務環境の改善等</p> |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 引き続き要求する。 |

| | | | | | | | | | |
|--|---|---|-----------------------------|------------------|--------|--|--------|---|-----------|
| 事業名 | 家内労働安全衛生管理費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 40 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 49 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 家内労働・最低賃係 |
| 実施主体 | 都道府県労働局、民間団体 | | | | | | | | |
| 事業／制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 家内労働者の安全の確保及び健康の保持並びに危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防のため。本事業は、作業工程が極めて多様である家内労働者の特性に則して家内労働者及び委託者への指導等を実施することにより、家内労働法に基づく安全衛生措置が講じられ、もって危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の予防または早期発見を図るものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を対象に) | 家内労働者及び委託者 | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | ・家内労働者又は委託者を対象に、都道府県労働局で委嘱された家内労働安全衛生指導員が家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。 ・事業主団体や委託者に対する訪問調査及び家内労働者からのヒアリングにより、家内労働者の危険有害業務に関する実態を把握し、安全衛生の取組のモデル事例を取りまとめ、セミナーの開催により周知・啓発を行う。 | | | | | | | |
| | 実施体制 | 都道府県労働局、(株)中外 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 30,038 | 28年度予算額 (千円) | 28,684 | 29年度予算額 (千円) | 30,087 | 30年度予算額 (千円) | 30,310 | 令和元年度予算額 (千円) | 29,991 |
| 27年度予算執行率 (%) | 77.2 | 28年度予算執行率 (%) | 99.7 | 29年度予算執行率 (%) | 99.1 | 30年度予算執行率 (%) | 99.5 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。 | |
| 29年度評価とそれを踏まえた令和元年度事業の見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30年度目標 | アウトカム指標 | ①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を85%以上とする。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合を80%以上とする。 | | | 30年度実績 | アウトカム指標 【○】 ①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)のうち、改善の意向ありと回答した者の割合:99.0% ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合:96% 【目標達成の理由】 ①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項の改善の必要性が理解された結果。 ②危険有害業務に従事する家内労働者、委託者への訪問調査が適切に実施された結果。 | | | |
| | アウトプット指標 | ①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を800人以上とする。 ②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数を7,000件以上とする。 | | | | アウトプット指標 【○】 ①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行った家内労働者及び委託者:973名 ②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数:21,016件 【目標達成の理由】 ①家内労働安全衛生指導員による個別指導を都道府県労働局において適切に実施した結果。 ②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス状況を確認し、リスティング広告を行う等の周知を実施した結果。 | | | |
| 30年度目標の達成(未達成)理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題 | 引き続き目標を達成できるように、家内労働安全衛生指導員による個別指導及び危険有害業務に従事する家内労働者・委託者への訪問調査を適切に実施し、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)が改善に向けた取組を行うよう、家内労働安全衛生対策を推進するとともに、「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数を注視し、必要に応じて周知・広報を行っていく。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標(アウトカム指標) | ①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を85%以上とする。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合を80%以上とする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標(アウトプット指標) | ①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を800人以上とする。 ②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数を15,000件以上とする。 | | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| <p>令和元年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）</p> | <p><アウトカム目標> ①家内労働安全衛生指導員による個別指導について一定以上の効果を有することが確認できる目標として、指導に対する改善の意向を確認することとし、その割合を目標とした。水準については、前年度の実績を踏まえ、引き続き85%以上とした。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者が、安全衛生に関する理解を深めることが重要であることから、訪問を受けた者の満足度を目標とした。</p> <p><アウトプット目標> ①家内労働安全衛生指導員が家内労働者又は委託者に対して家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行っていることから、訪問指導を行った家内労働者及び委託者数を目標とした。水準については、前年度実績、都道府県労働局の家内労働安全衛生指導員の配置状況を勘案し、引き続き800人とした。 ②「家内労働安全衛生確保事業」における「家内労働あんぜんサイト」の運営により家内労働に関する情報提供を行っていることから、アクセス件数を目標とした。前年度実績等を勘案し、年間15,000件以上と設定した。</p> |
| <p>令和元年度予算概算要求の主要事項との関係</p> | <p>—</p> |
| <p>令和2年度要求に向けた事業の方向性</p> | <p>令和元年度に実施した家内労働者の安全衛生確保対策事業を引き続き実施する。</p> |

| | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|---|-----------------------------|----------------------|----------------|----------------------|---|---|---|
| 事業名 | 女性就業支援・母性健康管理等対策費 (平成30年度:(1)女性労働者健康管理等対策費、(2)女性就業支援全国展開事業、(3)雇用均等行政情報化推進経費) | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 41 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 50、59、62 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 雇用機会均等課政策係、雇用機会均等課母性健康管理係、総務課総務係、総務課労働紛争処理業務室 |
| 実施主体 | 厚生労働省本省、都道府県労働局、(一財)女性労働協会 | | | | | | | | |
| 事業／制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | <p>(1)女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害等の防止を図る。女性労働者及び事業主等に対して情報提供・周知啓発を実施する本事業は、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に妊産婦の健康管理指導等を実施することにより、法に基づく事業主の義務である母性健康管理に関する措置が事業所内で適切に行われ、もって労働災害防止等を行うものであるから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。</p> <p>(2)女性就業支援センター等において、働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境を全国的に整備するため、全国の女性関連施設等で行っている女性の健康保持増進のための支援施策が効果的、効率的に実施され、充実が図られることを目的とする。国全体で女性労働者等の健康保持増進のための支援策を充実させ、また支援策に関するノウハウ・情報を提供することは、労働者の安全及び衛生の確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>(3)都道府県労働局雇用環境・均等部(室)における、労働者からの相談対応、事業場に対する行政指導や労使の個別紛争解決援助等の法施行業務について、迅速かつ正確な事務処理を行い、各種業務処理の効率化及び高度化を図る。行政指導等の記録を適正に管理し迅速かつ正確な事務処理を行うことで、効果的な行政運営を行う事が可能となり、職場環境改善等、労働者の安全衛生向上に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を対象に) | <p>(1)女性労働者及び事業主等</p> <p>(2)女性関連施設(地方自治体、男女共同参画センター等)、事業主団体(業界団体、商工会議所・商工会、経営者団体等)、労働組合、女性団体</p> <p>(3)雇用環境・均等部(室)及び労働基準監督署等に設置された総合労働相談コーナーの職員(非常勤職員も含む)</p> | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | <p>(1)・直接実施については、女性労働者及び事業主等に対し、母性健康管理に関するパンフレット等広報用資料の作成・配布等を実施する。</p> <p>・委託事業については、受託者を公募(一般競争入札(総合評価落札方式))により決定し、母性健康管理の措置の実施に関する調査、サイト運営等により母性健康管理に関する周知・啓発を実施する。</p> <p>(2)受託者を公募(一般競争入札(総合評価落札方式))により決定し、以下の業務を委託する。</p> <p>・働く女性の健康保持増進のための支援施策の実施に関する相談対応及び講師派遣の実施</p> <p>・全国の女性関連施設等において活用することを目的とした、働く女性の健康保持増進等に関する研修資料の作成及び提供</p> <p>・働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する情報等を提供するホームページの作成・更新等の実施</p> <p>(3)・雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーの職員(非常勤職員を含む)が業務に使用するパソコンやプリンタの賃貸借料及び、グループウェアやメール等を利用するための利用料を負担。</p> <p>・所管の法律に基づく行政指導の記録等をデータベース管理するための「事業場台帳管理システム」を運用。</p> | | | | | | | |
| | 実施体制 | <p>(1)直接実施については、各都道府県労働局及び本省にて実施。</p> <p>委託事業については、公募(一般競争入札(総合評価落札方式))により決定の上、事業実施。(令和元年度:(一財)女性労働協会)</p> <p>(2)受託者を公募(一般競争入札(総合評価落札方式))により決定の上、事業実施。(令和元年度:(一財)女性労働協会)</p> <p>(3)厚生労働省本省</p> | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 126,980 | 28年度予算額 (千円) | 188,556 | 29年度予算額 (千円) | 179,864 | 30年度予算額 (千円) | 168,099 | 令和元年度予算額 (千円) | 226,788 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 86.5 | 28年度 予算執行率 (%) | 89.8 | 29年度 予算執行率 (%) | 92.3 | 30年度 予算執行率 (%) | 86.7 (1)86.5 (2)86.8 (3) - | 令和元年度 雇用勘定予算額 200,393(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | <p>(1)メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談者に対する回答が役に立ったとした者の割合90%以上</p> <p>(2)①働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合90%以上</p> <p>②働く女性の健康保持増進に関する講師派遣を利用した者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合90%以上</p> <p>(3)業務システム最適化実施前に比べて年間216.6人日以上の業務処理時間の削減を図る。</p> | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | <p>(1)97.2%(平成30年度のメールによる相談で、アンケートに回答があった件数36件のうち相談に対する回答が役に立ったとした件数35件)</p> <p>【目標達成の理由】 事業主、企業の人事・労務担当及び女性労働者等サイト訪問者からの、母性健康管理に関する問い合わせ等に対し、医師・社労士等の専門家により必要な情報を提供することができたため。</p> <p>(2)①97.5%(相談を利用した団体639者のうち、「理解が得られた」「概ね理解が得られた」と回答した団体が623者)</p> <p>②100%(講師派遣を受けた団体59者のうち、事業の企画運営に「非常に役に立った」「まあまあ役に立った」と回答した団体が59者)</p> <p>【目標達成の理由】 女性関連施設等における働く女性の健康保持増進のための支援施策が効果的・効率的に実施されるよう、事前のヒアリングや事後のフォローアップ調査等を通じて女性関連施設等のニーズにきめ細かく対応し、適切に事業を実施したため。</p> <p>(3)最適化計画どおり、年間216.6人日分の業務処理時間の削減ができています。</p> <p>【目標達成の理由】 雇用均等業務の業務システム最適化計画に基づいた整備・運用を行った結果、目標を達成したため。</p> | | |

| | | | | |
|--|---|--|---------------------|--|
| | アウトプット 指標 | (1)母性健康管理サイトのアクセス数を200万件とする。 (2)①働く女性の健康保持増進に関する相談件数600件以上 ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回 (3)システム稼働率99.9%以上 | アウトプット 指標 【○】 | (1)273万8,405件 【目標達成の理由】 「産前・産後休業、育児休業の自動計算」ページへのアクセスが非常に多かったことのほか、様々な広告手法を用いて母性健康管理サイトの周知を図り、認知度を高めたため。 (2)①639件 ②59件 【目標達成の理由】 これまで本事業の利用実績がない団体へ案内資料を送付するなど、周知を積極的に行ったことで、認知度が上がったため。 (3)システム稼働率100% 【目標達成の理由】 ハードウェア及びソフトウェアともに大きな障害を発生させることなく運用できた結果、目標を達成したものの。 |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえ改善 すべき事項 ・今後の課題 | (1)さらに多くの事業主等に対し、母性健康管理サイトの周知を図り、母性健康管理の理解を促進することが課題である。 (2)女性就業支援の全国的な底上げという目的を達成するため、未利用者へのより一層の事業周知及び利用機会の提供が課題となる。 (3)引き続き、事業の適切な実施に努める。 | | | |
| 評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | |
| 令和元年度事業概要 | (1)から(3)について、いずれも平成30年度と同様。 | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | (1)メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談者に対する回答が役に立ったとした者の割合90%以上 (2)①働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合90%以上 ②働く女性の健康保持増進に関する講師派遣を利用した者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合90%以上 (3)業務システム最適化実施前に比べて年間216.6人日以上の業務処理時間の削減を図る。 | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | (1)母性健康管理サイトのアクセス数を200万件とする。 (2)①働く女性の健康保持増進に関する相談件数600件以上 ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回 (3)システム稼働率99.9%以上 | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | (1)昨年度の実績を踏まえ、アウトカム指標のメール相談について、引き続き高い満足度の維持を図ることとした。 またアウトプット指標のサイトアクセス数についても引き続き維持を図ることとした。 (2)女性関連施設等において、女性労働者や女性求職者等からの就業に関わる相談ニーズや健康保持増進のための支援施策に関する相談に対応するための、ノウハウ等の提供等を行うことから、実際に健康保持増進に関する相談を受けた件数及び、講師派遣依頼を受けてセミナーへ講師派遣をした件数をアウトプット指標とし、セミナー受講者の成果獲得に対する満足度等をアウトカム指標として目標として掲げる。 (3)雇用環境・均等部(室)では、社会的問題となっている雇用の場における妊産婦への不利益取扱いに係る対応や働く女性の母性健康管理に係る問題など、今後も、事業主に対する法の周知や行政指導の徹底、労働者からの相談に対する対応等の業務量の増加が予想される。業務量の増加にあたっては、人員の適切な配置や端末台数の見直し等を行うことにより対応する予定である。特に端末については、必要に応じた配置や改修を行う等の業務の効率化を図ることによって、業務システム最適化計画の実施により見込んできた年間216.6人日の業務処理時間削減という水準を維持できるように努めるもの。 併せて、事業主に対する法の周知や行政指導の徹底、労働者からの相談への対応等のためには、システムが安定的に稼働している必要があることから、システム稼働率99.9%以上という水準を維持できるように努めるもの。 | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | - | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | (1)母性健康管理について周知啓発するためのサイトの運用及び母性健康管理指導事項連絡カードについての検討会の開催等。 (2)令和元年度と同様、委託事業を実施する方向で検討中。 (3)必要不可欠な経費を引き続き要求する。 | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|-----------------------------|----------------------|---|--|---------|---|-----------|
| 事業名 | 外国人技能実習機構に対する交付金 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 42 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 51 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 法人監理係 |
| 実施主体 | 外国人技能実習機構 | | | | | | | | |
| 事業/ 制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | <p>技能実習生は技能の修得を目的としていることから本邦の作業方法等に不慣れであることに加え、言語や習慣が異なること等により、その安全衛生の確保には日本人と異なる観点からの助言・指導等が必要である。</p> <p>そのため、技能実習の計画認定等を実施している外国人技能実習機構により、技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とする。</p> <p>なお、本事業は、技能実習生の労働災害防止の推進に資することから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に基づく事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p> | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を対象に) | 技能実習生(約33万人)及び技能実習生受入れ企業・団体(約4万8,000企業、約2,500団体) | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | <p>①監理団体及び実習実施者に対し、安全衛生環境の整備等について外国人技能実習機構職員が実地検査を行う。</p> <p>②安全衛生マニュアルの活用等による啓発等を行う。</p> <p>③実習実施者に対し安全衛生対策を効果的に周知啓発するため安全衛生セミナーを開催する。</p> | | | | | | | |
| | 実施体制 | 認可法人外国人技能実習機構において事業を実施 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | — | 28年度予算額 (千円) | 125,363 | 29年度予算額 (千円) | 737,070 | 30年度予算額 (千円) | 766,040 | 令和元年度予算額 (千円) | 1,307,210 |
| 27年度 予算執行率 (%) | — | 28年度 予算執行率 (%) | 53.2 | 29年度 予算執行率 (%) | 71.4 | 30年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 令和元年度 雇用勘定予算額 3,472,459(千円) 一般勘定予算額 1,628,426(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合90%以上 | | | アウトカム 指標 【○】 | 実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合:100% 【目標達成の理由】 指導にあたって実習実施者に対して関係法令の遵守について丁寧に説明し改善を求めたため。 | | | |
| | アウトプット 指標 | ①技能実習生に係る労働者死傷病報告に基づく実地検査件数(500件) ②技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数(500件) | | | 30 年度 実績 アウトプット 指標 【×】 | <p>①技能実習生に係る労働者死傷病報告に基づく実地検査件数(500件):428件 【目標未達成の理由】 平成30年度に厚生労働省から情報提供した死傷病報告は599件であった。 外国人技能実習機構においては、これらを踏まえた実地検査の一方で、年度当初に大きく報道された除染関係(※)に対応したため、年度当初に立てた計画通り行えなかった。 (※)平成30年3月に「技能実習生が除染等作業に従事していた」旨の報道。報道を受け、外国人技能実習機構および法務省(入管)において平成30年9月末までに調査。このうち平成29年11月施行の技能実習法の適用となる実習生については、443企業を調査し技能実習生の除染等業務への従事が認められなかった。</p> <p>②技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数(500件):1,448件 【目標達成の理由】 技能実習生の労働災害件数が多い職種を中心に積極的に実地検査を行ったため。</p> | | | |
| 30年度目標の達成 (未達成)理由(原因) を踏まえた改善すべき 事項・今後の課題 | 他の突発的要因があっても目標が確実に達成できるよう、計画を立てて取り組み、毎月報告を求めるほか、未達成の月については原因究明や改善策等の報告を求め、四半期毎に外国人技能実習機構と主務省庁(厚労省・入管庁)が目標計画達成状況を確認し、達成できるよう必要な指導・調整を行う大幅な遅れが生じないこととする。 | | | | | | | | |
| 評価 | B | | 予算額又は手法等を見直し | | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様。 | | | | | | | | |

| | |
|--|---|
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | 実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合90%以上 |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | ①技能実習生に係る労働者死傷病報告に基づく実地検査件数(600件) ②技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数(2,000件) |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 【アウトカム指標】改善の徹底を図ることにより技能実習生の安全衛生の確保に資するため目標に設定した。なお、目標値はすでに前年度目標が高水準であるため、前年同とした。 【アウトプット指標①】技能実習生に係る労働者死傷病報告については、前年度情報提供した労働者死傷病報告件数にあわせ600件を目標とした。 【アウトプット指標②】労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査を契機として、実習実施者に事故・疾病防止対策を講じさせることにより、技能実習生の安全衛生の確保・改善が期待できるため目標に設定した。なお、目標件数は前年度実績を踏まえ増加させた。 |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | 第2 人材投資の強化や女性、高齢者、障害者等の多様な人材の活躍促進 8 外国人材受入れの環境整備等 (6)外国人技能実習に関する実地検査や相談援助等の体制強化 |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 結果を踏まえ予算額を見直すとともに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等の政府決定を踏まえた必要な要求を行うこととする。 |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|-----------------------------|----------------------|----------------|----------------------|---|---|---------|
| 事業名 | 労働基準行政関係相談業務に係るコールセンターの設置・運営事業 (旧:労働条件・安全衛生確保関係相談業務の外部委託化経費) | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 43 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 52 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 総務係 |
| 実施主体 | 民間団体 | | | | | | | | |
| 事業 ／ 制度 概要 | 目的及び必要性 (何のため) | コールセンターを設置し、電話相談件数や適用事業場数が多いなど業務繁忙になっている労働基準監督署に入電した電話について、コールセンターで一元的に対応することで、労働基準監督署業務の効率化を図ることが目的である。 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(平成30年6月28日参議院厚生労働委員会)においては、「(略)働き方改革を実現するためには、法令の遵守を確保するための監督指導の徹底が必要不可欠であることから、(略)労働基準監督署の体制強化を早急に図ること。」とされている。改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制の円滑な施行や長時間労働の抑制、労働災害防止やメンタルヘルス対策の取組のため、労働基準監督官をはじめとした労働基準監督署の職員が事業場に赴き必要な指導を行うことが不可欠であり、職員が電話対応に追われている状況では、事業場に対する指導に費やせる時間が限られていることから、労働基準監督署の体制強化を図るため必要な事業である。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を 対象に) | 労働者及び使用者等 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む) | 対象労働基準監督署に入電した電話について、コールセンターで次の内容を一元的に対応する。 ①労働基準監督署に関する一般的な問い合わせ、②法令・制度に係る一般的な問い合わせ、③労働基準監督署に対する苦情や意見、④個別事案等について該当労働基準監督署への取り次ぎ。 | | | | | | | |
| | 実施 体制 | 民間団体(ソフトバンク株式会社)に委託して実施 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | - | 28年度予算額 (千円) | 318,781 | 29年度予算額 (千円) | 166,714 | 30年度予算額 (千円) | 797,919 | 令和元年度予算 額 (千円) | 729,398 |
| 27年度 予算執行率 (%) | - | 28年度 予算執行率 (%) | 16.7 | 29年度 予算執行率 (%) | 78.4 | 30年度 予算執行率 (%) | 45.9 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 電話対応終了まで労働基準監督署に転送せずコールセンターで対応する割合(一次回答率)を13%以上とする。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム指標 【○】 | 指名入電を除く一次回答率:21% 【目標達成の理由】 コールセンターへの入電のうち、「法令・制度に係る一般的な問い合わせ」の回答率を高めるべく、①オペレーターに対する事前研修の実施、②オペレーターが参照するFAQの定期的な見直し、③法令制度に詳しいスーパーバイザーの配置、④毎月一回の検討会における相談傾向等の分析などの取組を講じたため。 | | |
| | アウトプット 指標 | オペレーター着信件数に対する応答件数の割合を97%以上とする。 | | | | アウトプット 指標 【○】 | オペレーター着信件数に対する応答件数の割合は、98.2%であった。 【目標達成の理由】 必要数のオペレーターを確保し、適切に配置したため。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 目標を達成しているため、引き続き事業の適正な運営に努める。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 令和元年度事業概 要 | 平成30年度と同様。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | - | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | - | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 事業内容を再整理した結果、本業務については行政経費のみの事業(例えば業務取扱費にて行っている労災のコールセンター業務)に類似するものであり、社会復帰促進等事業としての目標管理にはなじまないものであるため。 | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | - | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 労働基準監督署業務の効率化を図るため、オペレーターの能力向上など効率的な運営に向けた検討を引き続き行うとともに、コールセンターの対象となる労働基準監督署を拡大する予定である。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---|--|-----------------------------|-----------------------------|----------------|----------------------|--|---|--------|
| 事業名 | 労働安全衛生融資資金利子補給費等経費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 44 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 53 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 業務第一係 |
| 実施主体 | (独)労働者健康安全機構 | | | | | | | | |
| 事業／ 制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | (独)労働者健康安全機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行うに当たり、その利息及び貸倒償却に要する経費を補助することを目的とする。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を 対象に) | (独)労働者健康安全機構が独立行政法人労働者健康安全機構法附則第3条第3項の業務に要する事業で発生する民間金融機関からの借入金利息及び貸倒債権を償却するために必要な額。 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む) | 独立行政法人労働者健康安全機構業務方法書附則第4条第4項により、旧労働福祉事業団から貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うこととされている。 | | | | | | | |
| | 実施体制 | (独)労働者健康安全機構本部において実施 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 191,550 | 28年度予算額 (千円) | 166,757 | 29年度予算額 (千円) | 98,986 | 30年度予算額 (千円) | 77,149 | 令和元年度予算額 (千円) | 24,264 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 28年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 29年度 予算執行率 (%) | 88.2 | 30年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 破産更生債権を除いた債権について弁済計画に基づいた年度回収目標額12百万円を回収する。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | 破産更生債権を除いた債権の回収額は16百万円となり、目標額を上回った。 【目標達成の理由】 適切な弁済計画と、それに基づく債権管理・回収が適切に実施されたことによる。 | | |
| | アウトプット 指標 | 求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、取扱金融機関と連携して弁済計画書の提出督促、弁済督促を行う。 | | | | アウトプット 指標 【○】 | システムにより債権管理を行い、適切な債権管理と回収に努め、繰上償還等による債権の回収が行われた。 【目標達成の理由】 適切な弁済計画と、それに基づく債権管理・回収が適切に実施されたことによる。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 引き続き貸付債権の適切な管理・回収を行う。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | 破産更生債権を除いた債権について弁済計画に基づいた年度回収目標額6百万円を回収する。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | 求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、取扱金融機関と連携して弁済計画書の提出督促、弁済督促を行う。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 貸付債権の管理・回収を行う事業であることから、計画に基づいた回収を行うことを目標とする。貸付をした事業者からの返済が完済するものが毎年あるため、返済額の総額は減少した指標を設定した。 | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | - | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 引き続き適切に貸付債権の回収を行いつつ、令和元年度要求額の精査を図る。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---|--|-----------------------------|-----------------------------|----------------|----------------------|---|---|-------------------|
| 事業名 | 労働災害防止対策費補助金経費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 45 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 54 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 機構・団体管理室 団体監理係 |
| 実施主体 | 労働災害防止団体(5団体)及び船員災害防止協会 | | | | | | | | |
| 事業 ／ 制度 概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。本事業は、事業主の自主的な取り組み支援のため、労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図ることにより労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を 対象に) | 事業主、事業主の団体、労働者 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む) | 事業主による自主的な安全衛生活動を促進し、労働災害の防止に繋げるため、労働災害防止団体が行う次の事業に対し、補助を行う。 ①技術的な事項に関する指導及び援助事業 ②情報の収集及び提供事業 ③調査及び研究事業 | | | | | | | |
| | 実施 体制 | 中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、船員災害防止協会 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 1,367,266 | 28年度予算額 (千円) | 1,367,248 | 29年度予算額 (千円) | 1,454,565 | 30年度予算額 (千円) | 1,747,881 | 令和元年度予算 額 (千円) | 1,926,755 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 96.6 | 28年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 29年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 30年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導について、安全衛生水準の向上に効果があった事業場等の割合を80%以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導について、安全衛生水準の向上に効果があった事業場等の割合を80%以上とする。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | ①安全衛生水準の向上に効果があった事業場等の割合は、99.42%であった。 ※効果があった事業場等1,201/回答事業場等1,208 ②安全衛生水準の向上に効果があった事業場等の割合は、97.69%であった。 ※効果があった事業場等24,932/回答事業場等25,522 【目標達成の理由】 中小規模事業場等を中心に、実情に即した指導や研修を行うことができたため。 | | |
| | アウトプット 指標 | ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,490件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を510件以上とする。 | | | | アウトプット 指標 【○】 | ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導の件数は、1,920件であった。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導の件数は、1,331件であった。 【目標達成の理由】 安全管理士、衛生管理士等が事業の趣旨に沿って適切に活動したため。 | | |
| 30年度目標の達成(未 達成)理由(原因)を踏 まえた改善すべき事 項・今後の課題 | 引き続き、団体や事業場に対する事業紹介や事業への勧誘活動を強化することにより、事業利用事業場の拡大を図る。また、年度途中においても、安全衛生上の問題が生じた事案については、臨機応変に研修会等を新設し、参加者の確保に努める。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | |
| 令和元年度事業概 要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導について、安全衛生水準の向上に効果があった事業場等の割合を80%以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導について、安全衛生水準の向上に効果があった事業場等の割合を80%以上とする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,540件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を540件以上とする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | アウトカム指標については、労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等が、事業場等の安全衛生水準に一定程度以上の効果を有することを確認できる目標設定とした。 また、アウトプット指標については、中小規模事業場の労働災害防止を目的とした集団指導・個別指導に関し、指導実績を踏まえ目標設定しているところであるが、従前より予算の範囲内で効果的な事業の実施を図っており、令和元年度については、特にきめ細やかな指導が実施可能な個別指導にウェイトを置いたものである。 | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | Ⅲ主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 2 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備 (4)労働者が安全に働くことができる環境の整備 ① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進 ② 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本計画に基づく施策の推進 | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 事業を着実に実施し、労働災害防止活動を促進することにより労働災害の防止に繋げる。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---|--|-----------------------------|----------------------|--------------------|---|---|---|-----------|
| 事業名 | 産業医学振興経費 | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 46 | |
| | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 55 | |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | 担当係 | 機構・団体管理室 団体監理係 | |
| 実施主体 | (公財)産業医学振興財団、学校法人産業医科大学 | | | | | | | | |
| 事業 ／ 制度 概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興と職場での労働者の健康確保の充実を図ることは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の趣旨に合う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を 対象に) | 産業医科大学及び同大学在籍学生、産業医、産業保健スタッフ、事業者等 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む) | ①産業医科大学の運営等に対する助成 ②産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営 ③産業医の資質の向上を図る研修等の実施 ④産業医学に関する研究の促進 ⑤産業医学情報の提供 | | | | | | | |
| | 実施 体制 | (公財)産業医学振興財団、学校法人産業医科大学 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 5,346,126 | 28年度予算額 (千円) | 5,478,515 | 29年度予算額 (千円) | 5,587,108 | 30年度予算額 (千円) | 5,599,114 | 令和元年度予算 額 (千円) | 5,674,349 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 28年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 29年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 30年度 予算執行率 (%) | 98.7 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | ①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。 ②実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者を70名以上とする。 ③認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業生に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。 | | | アウトカム 指標 【○】 | ①研修が有用であった旨の回答は97.3%であった。 ※有用と回答した者16,779名／回答者17,245名 ②産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者は80名であった。 ③講座が有用であった旨の回答の割合は94.6%であった。 ※有用と回答した者883名／回答者933名 【目標達成の理由】 ①:効果的・効率的な研修を実施するため、医師会と密接な連携を図り、また、最新の産業医学情報の提供を行う等、受講者が満足を得られる研修内容とするよう努めたため。 ②:産業医数増加のためのきめ細やかな支援や対策を推進し、基本方針に基づき、産業医への就職を強く要請したため。 ③:研修受講者のニーズを踏まえたカリキュラムを編成したため。 | | | |
| | アウトプット 指標 | ④産業医研修事業の受講者を27,000人以上とする。 ⑤医師国家試験の合格率について、合格率95%以上とする。 ⑥産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。 ⑦企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。 | | | 30 年度 実績 | アウトプット 指標 【×】 | ④産業医研修事業の受講者数は36,112名であった。 ⑤医師国家試験の合格率は89.6%であった。 ⑥産業医の資格取得希望者のための研修の参加者は1,264名であった。 ⑦企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対して実施したオープンキャンパスの参加者は計1,070名であった。 【⑤につき目標未達成の理由】 医師国家試験のレベルが上がる中において、産業医科大学が実施する総合試験(※)の合格基準(卒業判定基準)は、医師国家試験合格レベルを念頭に策定してきたところであったが、今般実施した総合試験については医師国家試験の合格レベルを下回ってしまったため、医師国家試験に合格できないレベルの学生を複数卒業させてしまったこと、また、学生に対する指導において、学生の入学時の学力が相対的に低下し、かつ、全国模擬試験の成績も低迷するなか、成績下位者に対する学習指導が十分な効果を上げることができなかったことが原因と考えられる。 ※ 医師国家試験に準じた形式で行う試験で、その合格が卒業の要件となる試験 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因) を踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 引き続き、各事項の目標の達成のため、以下の対応を実施予定。 ①④:効果的・効率的な研修を実施するために医師会と密接な連携を図り、また、最新の産業医学情報の提供を行う等、受講者が満足を得られる研修内容とするよう努めていく。 ②:産業医数増加のための対策を推進し、基本方針に基づき、産業医への就職を強く要請していく。 ③⑥:広く研修受講者の受入を行い、ニーズを踏まえたカリキュラムを編成していく。 ⑤:医師国家試験の出題傾向、合格基準の丁寧な分析に基づく学習指導を実施するとともに、各年次の進級判定基準や総合試験の合格基準(卒業判定基準)を見直す。また、成績下位者に対しては、担当教員による定期的な個別面談指導による学習の進捗状況把握の機会を増やす、参加必須の特別指導の日数を増加させるなど従来からの取組を強化するとともに、在学中の成績、卒業時の成績など各成績データを分析し、在学中の学習指導に活用し、成績下位者を含めた全体の成績の底上げを図る。 ⑦:公開講座やオープンキャンパスを実施する。 | | | | | | | | |

| 評価 | B | 予算額又は手法等を見直し |
|--|--|--------------|
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | <p><公益財団法人 産業医学振興財団> ①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。</p> <p><学校法人 産業医科大学> ①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者を70名以上とする。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。</p> | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | <p><公益財団法人産業医学振興財団> ①産業医研修事業の受講者を27,000人以上とする。</p> <p><学校法人 産業医科大学> ①医師国家試験の合格率について、合格率95%以上とする。 ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。</p> | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | <p>産業医学教育の実施による実践能力の高い産業医の養成・確保は、職場における労働衛生水準の向上や労働者の健康維持増進に必要不可欠であり、産業医養成に係る研修等の実施に当たり、一定程度以上の効果を有することが確認できる目標設定とした。</p> <p>なお、「産業医科大学卒業で産業医として新たに就業する者を70名以上とする」については、専属産業医のほか開業産業医を含む数値である。</p> | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | — | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | <p>令和2年度要求において、現在、産医大の各部署で個別に管理されている在学中の成績、卒業時の成績など各成績データ等を集約の上、有機的に分析し、在学中の学習指導にフィードバックすることで、成績下位者を含めた全体の成績の底上げを図るために新たに学内に産業医科大学IR室(仮称)を設置する経費等の要求を行う。</p> <p>また、従来の事業について着実に実施し、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図ることにより、産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実に資する。</p> | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|-----------------------------|----------------------|----------------|----------------------|---|---|--------|
| 事業名 | 就労条件総合調査費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 47 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 61 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 就労条件係 |
| 実施主体 | 厚生労働省本省 | | | | | | | | |
| 事業 ／ 制度 概要 | 目的及び必要性 (何のため) | <p>主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的とする。</p> <p>本調査は、企業における労働時間制度の実態(平均所定労働時間、週休制の形態、有給休暇の取得率、変形労働時間制の採用状況等)、賃金制度の実態(賃金形態、基本給の決定要素、業績評価制度の状況等)等を把握している。</p> <p>本調査の結果については、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」や「働き方改革実行計画」の数値目標に活用されるなど、政策立案のための基礎資料となっており、また、新規事業に向けての検討や既存事業の改善等を通して、労働者の安全衛生の確保及び賃金支払の確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。</p> | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を 対象に) | 日本標準産業分類に基づく16大産業(平成25年10月改定)に属する常用労働者が30人以上の民間企業のうち、産業、企業規模別に抽出された企業 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む) | 公共サービス改革法に基づく民間競争入札により決定した民間事業者により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。 | | | | | | | |
| | 実施 体制 | 公共サービス改革法に基づく民間競争入札により決定した民間事業者が調査を実施(結果の取りまとめは厚生労働省本省において実施)。 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 20,592 | 28年度予算額 (千円) | 20,592 | 29年度予算額 (千円) | 20,592 | 30年度予算額 (千円) | 18,860 | 令和元年度予算 額 (千円) | 19,228 |
| 27年度 予算執行率 (%) | — | 28年度 予算執行率 (%) | — | 29年度 予算執行率 (%) | — | 30年度 予算執行率 (%) | — | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにし、政策立案のための基礎資料を得る。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | 主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、政策立案のための基礎資料を得た。かかる基礎資料は、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」等に活用された。 【目標達成の理由】 閣議決定・会議の資料として活用され、政策立案に資することができたため。 | | |
| | アウトプット 指標 | 主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等の就労条件について、概況及び報告書により公表する。 | | | | アウトプット 指標 【○】 | 主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等の就労条件について、平成30年10月23日に概況(「平成30年就労条件総合調査結果の概況」)を公表し、平成31年1月に報告書(「平成30年就労条件総合調査報告」)を刊行した。 【目標達成の理由】 計画通りに公表、刊行を行うことができたため。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 今後も引き続き、民間委託による調査を適切に実施し、集計、公表等を計画通り行うことにより政策立案のための基礎資料を得る。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 令和元年度事業概 要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | 主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにし、政策立案のための基礎資料を得る。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | 主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等の就労条件について、概況及び報告書により公表する。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 我が国の経済社会においてみられる国際化、情報サービス化の進展、急速な少子化・高齢化などといった社会構造の変化が企業の人事・労務管理に様々な影響を与える中、労働時間制度、賃金制度等の現状を踏まえた関連施策の企画・立案が求められており、就労条件の現状把握が必要不可欠であることから、このための基礎資料を得ることとし年度内に概況及び報告書により公表することを目標とした。 | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | — | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 令和2年度から令和4年度においては、公共サービス改革法に基づく民間競争入札により民間委託業者を決定し、調査を実施する予定。 (令和2年度から3年の国庫債務負担行為を予定している) | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|--|-----------------------------|----------------------|--|----------------------|-----------|---|-----------------|
| 事業名 | 未払賃金立替払事務実施費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 48 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 63 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 労働条件確保 対策事業係 |
| 実施主体 | (独)労働者健康安全機構 | | | | | | | | |
| 事業 ／ 制度 概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 未払賃金の立替払制度は、企業の倒産により、賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対し、未払賃金額の一定範囲について国が事業主に代わって立て替える制度である。 賃金の支払は本来、事業主の基本的な責務であることから、未払賃金の立替払事業の費用の負担を一般国民(一般会計)に求めることは適当ではなく、事業主の連帯による公的な保険方式によることがふさわしいことから、未払賃金の立替払事業は、社会復帰促進等事業として、行われることが妥当である。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を 対象に) | 企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む) | (独)労働者健康安全機構は、立替払の請求の受理及び審査、立替払の決定及び立替払賃金の送金、事業主に対する求償等に関する業務を行う。 | | | | | | | |
| | 実施 体制 | 独立行政法人労働者健康安全機構が実施。 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 13,655,588 | 28年度予算額 (千円) | 8,191,740 | 29年度予算額 (千円) | 8,111,308 | 30年度予算額 (千円) | 7,125,887 | 令和元年度予算 額 (千円) | 7,019,023 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 48.8 | 28年度 予算執行率 (%) | 73.5 | 29年度 予算執行率 (%) | 85.6 | 30年度 予算執行率 (%) | 97.9 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| アウトカム 指標 | 立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、平成30年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持する。 | | | アウトカム 指標 【○】 | 不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間については、「平均16.3日」となった。 【目標達成の理由】 原則週1回の立替払を堅持、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、破産管財人等を対象とした未払賃金立替払制度に関する研修会での留意事項の説明などの措置を講じた結果、「平均25日以内」の目標が達成できた。 | | | | |

| | | | | | |
|--|--|--|--------|-------------|---|
| 30年度目標 | アウトプット指標 | <p>①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持するために、原則週1回の立替払の堅持、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、各地方裁判所への協力要請、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、調査を要する事案等についての関係機関との連携強化を図る。</p> <p>②賃金債権の回収を図るため、弁済履行状況等についての管理表を作成し、常に履行状況の把握・確認を行うことで、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行督励等を行う。</p> | 30年度実績 | アウトプット指標【〇】 | <p>①立替払の迅速化を図るため、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則週1回(年間計50回)の立替払金の支払を確保した。 ・破産管財人等の証明が適正に行われるように、都道府県弁護士会等の主催による未払賃金立替払制度に関する研修会を10力所で実施し、出席者計507名に対し、機構から証明に当たっての留意事項を説明するとともに具体的事例の紹介を行った。 ・日弁連倒産法制等検討委員会と引き続き定期協議を行った。 ・地方裁判所9ヶ所に赴き、裁判官や書記官計88名に対し、同制度の運営状況及び最近の問題点について説明を行うとともに、同制度の円滑な運営への協力依頼を行った。 ・不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士と連携を図り、破産管財人等が未払賃金の証明等の業務に当たるに際し留意すべき事項や研修の内容について広く助言を得た。 ・大型請求事案や破産管財人が証明に苦慮した事案について、郵送又は機構職員の訪問等により、未払賃金立替払請求手続きに関する破産管財人事務所との事前調整を行ったことにより、手続きの迅速化と審査業務の効率化が図れた。 ・労働基準監督署等の関係機関からの調査依頼または照会に、的確に対応するなど一層の連携強化に努めた。 <p>【目標達成の理由】 年間の支払計画を立て、計画的に支払いを実施したこと、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、都道府県弁護士会等の関係者と密に調整したことで、各種説明会・研修会を開催することができた。</p> <p>②立替払において代位取得した賃金債権について、時効停止等により最大限確実な回収を図るため、未払賃金立替払システムで管理表を作成・活用し履行状況の把握・確認を行い、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清算型については、債権届出を要する全229事業所について、裁判所に対し迅速かつ確実に届出を行った。 ・再建型については、債務承認書・弁済計画書の未提出の全10事業所へ81回の提出督励、弁済不履行の全26事業所へ261回の弁済督励を行った。 ・事実上の倒産事案については、全事業所へ1,725回の求償通知を送付し、債務承認書が提出されていない全1,690事業所へ債務承認書の提出督励を行い、弁済不履行になっている全96事業所について弁済督励を行った。 <p>【目標達成の理由】 未払賃金立替払システムで管理表を作成・活用し履行状況の把握・確認を行うことで、効率的に事業主への求償通知や債務承認書の提出督励・弁済督励を行い、清算型事案では確実な債権届出を行い、再建型では債務承認書等の提出督励・弁済督励を行うことができた。</p> |
| 30年度目標の達成(未達成)理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題 | 「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、特定技能外国人を含めた外国人労働者の労働条件等の確保を図ることが重要となっていることから、未払賃金立替払事業の対象となった外国人労働者に関する情報を収集・分析することとする。 | | | | |
| 評価 | 独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の評価をもって評価とする(8月実施予定) | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | |
| 令和元年度目標(アウトカム指標) | 立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を改正(対象期間:平成31年4月～令和6年3月)。なお、令和元年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均20日以内」とする。 | | | | |
| 令和元年度目標(アウトプット指標) | <p>①請求書(不備事案を除く)の迅速な支払確保のため、原則週1回の立替払の堅持、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、各地方裁判所への協力要請、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、調査を要する事案等についての関係機関との連携強化を図る。</p> <p>②賃金債権の回収を図るため、未払賃金立替払システムを活用し、常に弁済履行状況等の把握・確認を行うとともに、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行督励等を行う。</p> | | | | |
| 令和元年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 東京商工リサーチが公表する倒産件数は10年連続で減少しており、負債総額過去30年で3番目に少ない水準であった。一方で、飲食業や宿泊業などを含む「サービス業他」は3年連続で増加しており、「人手不足」が深刻化する運輸業なども前年度を上回り、「人手不足」関連倒産が過去最大となった。また、内閣府によれば、平成31年3月の景気動向指数からみた国内景気の基調判断は6年2カ月ぶりに「悪化」となったことから、今後の経済情勢は依然として不透明であり、企業倒産の増加の懸念が払拭されず、これに伴い未払賃金立替払請求件数の増加(平成29年度から2年連続で支給件数、立替払額が増加)も見られ、労働者救済のため迅速な審査対応が必要であることから、これまでの実績を考慮し「平均20日以内」とする。また、立替払の迅速化・債権管理の適正化のため、週1回の支払、破産管財人等への研修会等による支援その他前年度の取り組みを継続する。 | | | | |
| 令和元年度予算概算要求の主要事項との関係 | - | | | | |
| 令和2年度要求に向けた事業の方向性 | 未払賃金の立替払業務の着実な実施のため、必要な予算の確保に努めるとともに、引き続き立替払の迅速化及び立替払金の求償に主体的に取り組む。 | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|---|---|-----------------------|-----------|--|-----------|---|--------------------------|
| 事業名 | 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 49 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 64-1 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 設定改善係、 働き方・ 休み方改善係 |
| 実施主体 | 都道府県労働局及び委託先 | | | | | | | | |
| 事業 ／ 制度 概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 経済界・労働界・地方公共団体の代表者からなる「官民トップ会議」にて策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等を踏まえ、労働時間等の設定改善を進め、仕事と生活の調和の実現を図っていくことを目的としている。 本事業により労働時間等の設定の改善が促進されれば、長時間労働が解消することによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を 対象に) | 下記①、②、③は中小企業事業主、下記④は事業主および労働者 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む) | ①「働き方改革」に向けた周知・啓発事業 各地域の商工団体に配属されている経営指導員等が、日常の経営指導に加え、労務管理や労働関係助成金の活用等に関する支援と合わせて実施することが企業にとって有益であるため、経営指導員等に対して、労務管理のあり方や助成金活用に関するセミナーを実施する。 ② 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 働き方改革実行計画で示された、非正規雇用労働者の処遇改善や、過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、民間事業者への委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施する。 ③ 時間外労働等改善助成金 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。 ④ 働き方・休み方改善に向けた事業 事業主等が自ら働き方・休み方の現状を客観的に評価できる「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等を提供する「働き方・休み方改善ポータルサイト」の運営を行うとともに、時季を捉えた年次有給休暇の取得促進、ボランティア休暇等の普及促進、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催等を行う。 | | | | | | | |
| | 実施体制 | 都道府県労働局及び委託先において実施する。 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 1,368,016 | 28年度予算額 (千円) | 2,001,322 | 29年度予算額 (千円) | 2,100,667 | 30年度予算額 (千円) | 5,307,141 | 令和元年度予算額 (千円) | 11,346,948 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 40.7 | 28年度 予算執行率 (%) | 28.2 | 29年度 予算執行率 (%) | 56.8 | 30年度 予算執行率 (%) | 41.9 | 令和元年度 雇用勘定予算額 3,964,677(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | B | 時間外労働等改善助成金の職場意識改善コースについては、執行実績を踏まえ、予算額の減額を行う等の見直しを行った。 | | | | | | |
| アウトカム 指標 | 1 時間外労働等改善助成金(4コース)の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも80%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようにする。 2 時間外労働等改善助成金(職場意識改善コース)の年次有給休暇の取得促進及び所定外労働時間の削減を行う支給対象事業主において、労働者1人当たりの年次有給休暇の年間平均取得日数を1日以上上昇及び、月間平均所定外労働時間数を2時間以上削減する。 3 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、相談対応について「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を80%以上とする。 4 働き方・休み方改善に向けた事業 ア 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、80%以上から「使いやすい(普通を含む)」の回答を得る。 イ 仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウム参加者の評価で、80%以上から「参考になった」の回答を得る。 | | | アウトカム 指標 【1～40】 | | 1 労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合 ①時間外労働上限設定コース:100% ②勤務間インターバル導入コース:99.1% ③職場意識改善コース:100% ④団体推進コース:100% 2 年次有給休暇の年間平均取得日数は5.4日増、月間平均所定外労働労働時間数は3.7時間減 3 「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合は、98.6% 4 働き方・休み方改善に向けた事業 ア 利用者アンケートにて「使いやすい(普通を含む)」と回答した割合92.6%。 イ 仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムでは、4つの実施事項別に意見を聞いており、 ①基調講演は、「参考になった」が94.6%、 ②事例発表は、「参考になった」が96.2%、 ③パネルディスカッションは、「参考になった」が86.4%、 ④働き方改革関連法の説明は、「参考になった」が70.1% となっている。当該シンポジウムとしての評価は把握できていないが、これらの結果(単純な平均値:86.8%)から当該シンポジウムとしては「参考になった」旨の回答が80%以上であったものとする。 【目標達成の理由】 1、2 中小企業事業主に労働時間等の設定の改善に向けた支援となるよう、助成上限額や助成率などの助成要件の見直しを行ったことが要因と考えられる。 3 働き方改革推進支援センターの専門家が、企業の問題意識を踏まえて適切に助言支援を行ったことが要因と考えられる。 4のア 働き方・休み方改善ポータルサイトについては、常に使いやすいように見直しを行うとともに掲載情報の拡充等を行っていることが要因と考えられる。 4のイ 企業において働き方改革を進めており、シンポジウムの構成、講演者のレベル、中小企業を交えた事例発表等により高い評価を得たものと考えられる。 なお、働き方改革関連法の説明については、限られた時間に多くの内容を盛り込んだこと、関係省令の改正作業等と並行して開催したことから概要に留まった部分があったこと等が一定の評価に留まった理由と考えられる。 | | | |

| | | | |
|--|--|--------------|--|
| 30年度目標 | <p>アウトプット指標</p> <p>1 時間外労働等改善助成金(時間外労働上限設定コース)について、平成30年度予算における想定件数の7割(1,796件)以上とする。 2 時間外労働等改善助成金(勤務間インターバル導入コース)について、平成30年度予算における想定件数の7割(2,391件)以上とする。 3 時間外労働等改善助成金(職場意識改善コース)の支給決定件数を平成30年度予算における想定件数の7割(146件)以上とする。 4 時間外労働等改善助成金(団体推進コース)の支給決定件数を平成30年度予算における想定件数の7割(84件)以上とする。 5 働き方改革推進支援センターの派遣型専門家による個別訪問件数を、5,000件以上とする。 6 働き方・休み方改善に向けた事業 ア 働き方・休み方改善ポータルサイト上の企業診断及び社員診断の診断結果件数を年間3万1千件以上とする。 イ 仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの参加者数を640人以上とする。</p> | 30年度実績 | <p>アウトプット指標 【1～4及び6ア×、5、6イのみ○】</p> <p>1 時間外労働上限設定コース支給決定件数: 15件 2 勤務間インターバル導入コース支給決定件数: 2,360件 3 職場意識改善コース支給決定件数: 91件 4 団体推進コース支給決定件数: 75件 5 派遣型専門家による個別訪問件数: 11,900件 6 働き方・休み方改善に向けた事業 ア 働き方・休み方改善ポータルサイト上の企業診断及び社員診断の診断結果件数: 29,768件 イ 仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの参加者数: 1,237人 【目標達成/未達成の理由】 1 本コースは、労働基準法第36条第1項の協定で定める時間外労働時間数を短縮することを促進させるという重要施策を担っているものであるが、時間外労働の上限規制については、我が国の雇用の7割を担う中小企業への適用が、2020年4月1日からとされたことを踏まえ、今年度中に36協定を見直す企業が多いと考えられ、平成30年度中の申請に対するインセンティブが働かなかったことが、支給件数が低調となった大きな要因と考える。 2 本コースは、平成29年度から支給を開始した助成金であるが、「働き方改革実行計画」において勤務間インターバル制度の普及促進に向けた取組を推進すること等により、積極的な周知を行った結果、目標をほぼ達成することができたところであるが、支給上限額が他のコースより低いこと等により、目標件数までには至らなかったものと考えられる。 3 本コースの支給決定件数が91件で、目標の約6割の状況であるが、要件を見直したことにより、昨年度の目標達成率(約5割)より向上したところであるが、年次有給休暇の年間平均取得日数及び月間平均所定外労働時間数の算定に煩わしさを感じる等により、申請件数が伸び悩んだものと考えられる。 4 本コースは、平成30年度から支給を開始した助成金であり、中小企業における時間外労働の削減等に有効な手段であると考えられるが、周知不足もあり、支給決定件数が75件で、目標の約9割の状況にとどまった。 5 平成30年度に全国に開設した働き方改革推進支援センターについて、商工団体等と連携を図り、積極的な広報を実施したこと等により、目標を達成した。 6のア 働き方・休み方改善ポータルサイトを訪問した人数は478,508人で過去最高、企業診断及び社員診断を行った者は48,467人であったが、診断結果まで出された件数は29,768件(前年度比較で企業診断は増加したものの、社員診断は減少)で、目標を達成できなかった。社員診断においても、1週間当たりの労働時間数、年次有給休暇の取得日数等の入力があり、その実績の入力等に煩わしさを感じる等により、診断結果まで到達しなかった者が多数生じたものと考えられる。 6のイ 企業において働き方改革を進めており、シンポジウムの構成等を工夫したことにより、多くの出席者が得られ、目標を達成したものと考えられる。</p> |
| 30年度目標の達成(未達成)理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題 | <p>令和元年度予算における改善策については、平成29年度の支給実績等を踏まえ、目標未達成のアウトプット指標1について、時間外労働上限設定コースの交付申請期限を延長するとともに、「働き方改革推進支援センター」等で、引き続き、同コースの活用に向けた周知を行うこととする。 2について、勤務間インターバル導入コースの助成上限額の引上げ等の助成要件の拡充を行った。 3について、職場意識改善コースの年次有給休暇の年間平均取得日数の算定を不要とする等の助成要件の変更を行った。 4について、団体推進コースの事業ごとの助成上限額を撤廃する等の助成要件の変更を行うとともに、「働き方改革推進支援センター」等で、引き続き、同コースの活用に向けた周知を行うこととする。 また、働き方・休み方改善ポータルサイトの診断結果件数については、令和元年8月末までに企業診断指標及び社員診断指標の改修を行っていることから、労働時間等の実績を入力させる際には入力しやすくなるよう改善を図るとともに、改修後は、集中的な周知を行って実施率の向上に努めていく。 今後において、本事業が、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の普及促進、働き方改革に対する中小企業事業主の取組支援という重要施策を担っているものであることから、平成30年度の実績を踏まえつつ、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の遵法水準等を高めるため、事業内容の効率化、助成要件の見直し、周知方法を検討しながら、引き続き、必要な要求を行うこととした。</p> | | |
| 評価 | B | 予算額又は手法等を見直し | |
| 令和元年度事業概要 | <p>平成30年度事業に加えて、以下の事業を実施する。 ①「働き方改革」に向けた周知・啓発事業 「働き方改革関連法」の施行に向けて、中小企業・小規模事業者が「働き方改革」によって何がかわるのか等を理解するため、国が実施する支援策についてメディア等を活用した周知広報を実施する。 ② 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 全国津々浦々の商工団体等の団体と連携を図りながら、個別事業場へのきめ細やかな支援を行うべく、専門家の人数を積算上208名から719名に増員、またアウトリーチ型支援を行う専門家には、 ・都道府県域を超えて個別事業場に対するコンサルティング ・商工団体、市区町村の相談窓口への派遣 を行うなど、体制と支援内容の強化を図る。 ③ 働き方・休み方改善に向けた事業 企業がボランティア休暇等を導入する際に参考となるマニュアルを作成するなど、企業におけるボランティア休暇等の普及を図る。</p> | | |
| 令和元年度目標(アウトカム指標) | <p>1 時間外労働等改善助成金(4コース)の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも80%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようにする。 2 時間外労働等改善助成金(職場意識改善コース)の所定外労働時間の削減を行う支給対象事業主において、月間平均所定外労働時間数を2時間以上削減する。 3 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、相談対応について「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を80%以上とする。 4 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業の経営指導員等に対するセミナーにおいて、受講者に対してアンケートを実施し、講義内容について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を80%以上とする。 5 働き方・休み方改善に向けた事業 ア 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、80%以上から「使いやすい(普通を含む)」の回答を得る。 イ 仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウム参加者の評価で、80%以上から「参考になった」の回答を得る。</p> | | |

| | |
|--|--|
| <p>令和元年度目標 (アウトプット指標)</p> | <p>1 時間外労働等改善助成金(時間外労働上限設定コース)の支給決定件数について、令和元年度予算における想定件数の7割(1,822件)以上とする。</p> <p>2 時間外労働等改善助成金(勤務間インターバル導入コース)の支給決定件数について、令和元年度予算における想定件数の7割(2,587件)以上とする。</p> <p>3 時間外労働等改善助成金(職場意識改善コース)の支給決定件数について、令和元年度予算における想定件数の7割(103件)以上とする。</p> <p>4 時間外労働等改善助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和元年度予算における想定件数の7割(697件)以上とする。</p> <p>5 働き方改革推進支援センターの派遣型専門家による個別訪問件数を、37,000件以上とする。</p> <p>6 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業で開設した「働き方改革特設サイト」のPV数について、年間で200万PVを達成する。</p> <p>7 働き方・休み方改善に向けた事業</p> <p>ア 働き方・休み方改善ポータルサイト上の企業診断及び社員診断の診断結果件数を年間29,800件以上とする。</p> <p>イ 仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの参加者数を800人以上とする。</p> |
| <p>令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)</p> | <p>【アウトカム指標】</p> <p>1 時間外労働等改善助成金について、当該助成金が利用者にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため、設定した。</p> <p>2 時間外労働等改善助成金(職場意識改善コース)について、中期的な目標を踏まえて設定した。算出方法は以下のとおり。 週労働時間60時間以上の労働者を含めた労働者の所定外労働時間数 2016年 153時間(「毎月勤労統計調査」より抜粋)→ 2020年 72.5時間(「毎月勤労統計調査」より抜粋)÷2 → 年間所定外労働時間数の差÷年数 = (153-72.5(平成22年6月29日「仕事と生活の調和推進のための行動指針」より抜粋))÷4 ÷ 20.13 ÷12(月) ÷ 1.67 ÷ 2時間/月</p> <p>3 働き方改革推進支援センターについて、相談内容に対する専門家の支援が効果的かどうか把握することが重要であるため、設定した。</p> <p>4 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業について、講義内容が効果的かどうか把握することが重要であるため、設定した。</p> <p>5 働き方・休み方改善に向けた事業については、企業及び社員の働き方の気付き・理解が重要であることから、ポータルサイトの使いやすさ及びシンポジウム参加者の評価を目標に設定した。</p> <p>【アウトプット指標】</p> <p>1~4 時間外労働等改善助成金について、予算上の想定件数の7割程度を目標件数として設定した。</p> <p>5 働き方改革推進支援センターについて、本事業は企業訪問による個別支援を重視していることから、当該件数を目標値として設定した。</p> <p>6 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業について、平成30年度の働き方改革特設サイトのアクセス数の実績(1月30万PV)と、今年度行うが夏頃を目途開始されることを踏まえて設定した。</p> <p>7 働き方・休み方改善に向けた事業については、ポータルサイトは平成30年度の利用実績を、シンポジウムの参加者は予算上の積算人数を目標に設定した。</p> |
| <p>令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係</p> | <p>Ⅲ主要事項</p> <p>第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進</p> <p>1 働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援</p> <p>(1)「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ型の相談支援、商工会議所・商工会等での出張相談、中小企業・小規模事業者に対する個別相談等の機能・体制の強化</p> <p>(2)働き方改革に係る国の支援策の全国的な周知・広報</p> <p>(3)時間外労働の上限設定・勤務間インターバルの導入、最低賃金・賃金の引上げ等に取り組む中小企業・小規模事業者への助成金等の拡充等</p> <p>2 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で働くことができる職場環境の整備</p> <p>(1)長時間労働の是正</p> <p>①生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援</p> <p>③勤務間インターバル制度の導入促進</p> <p>⑥年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進</p> <p>第6 自立した生活の実現と暮らしの安心確保</p> <p>1 地域共生社会の実現に向けた地域づくり</p> <p>(1)包括的な相談支援、地域の支え合いの推進など</p> <p>③ 多様な地域の支え合いの再生支援</p> <p>④ 仕事と地域活動の両立支援</p> |
| <p>令和2年度要求に 向けた事業の 方向性</p> | <p>本事業が、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の普及促進、働き方改革に対する中小企業事業主の取組支援という重要施策を担っているものであることから、平成30年度の実績を踏まえつつ、事業内容の効率化を検討しながら、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の遵法水準等を高めるため、引き続き、必要な要求を行うこととした。</p> |

| | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|--|---|----------------------|---------|----------------------|---------|---|---------|
| 事業名 | テレワーク普及促進等対策 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 50 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 64-2 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | テレワーク係 |
| 実施主体 | (一社)日本テレワーク協会、民間団体 | | | | | | | | |
| 事業 ／ 制度 概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 本事業は適正な労務管理下において多様で柔軟な働き方の一つであるテレワークを普及することにより、子育てや介護等と仕事の両立が促されるなどワーク・ライフ・バランスの向上に資するとともに、長時間労働やVDT作業による健康障害の防止を図るなど、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を 対象に) | 労働者、事業主 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む) | <p>①テレワーク・セミナー テレワーク実施時の労務管理上の留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例を紹介することにより、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。</p> <p>②テレワーク相談センター及び訪問コンサルタント テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての質問に応じるテレワーク相談センターを東京に設置し、企業等からの相談対応を通じて、適正な労働条件下におけるテレワークの普及促進を図る。 また、テレワークの導入を検討する企業に対して、労務管理等に関する訪問によるコンサルティングを実施。</p> <p>③職場意識改善助成金(現名称:時間外労働等改善助成金)(テレワークコース) 中小企業事業主が、労働時間等の設定の改善のため、終日、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組むことを目的として、テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更等を実施し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給する。</p> <p>④テレワーク表彰・シンポジウム テレワークを先進的に進める企業等に対して表彰を行い、その取組を表彰式を兼ねたシンポジウムを通じて幅広く周知。</p> <p>⑤サテライトオフィス 駅や保育施設に近接した場所にサテライトオフィスを設置し、通勤時間の削減を図り、仕事と育児の両立等ワーク・ライフ・バランスを実現するための活用方法を検証し、モデルを構築する。</p> <p>⑥テレワーク宣言応援 企業トップが、テレワークによる働き方の実現を宣言し、適正な労務管理下における良質なテレワークを導入する取組を広く周知し導入促進を図る。</p> <p>⑦国家戦略特区のテレワークに関する援助 国家戦略特別区域内に、事業主に加えて、広く労働者を対象とする相談窓口を設け、テレワークに係る相談対応や助言等の援助を行うことで、適正な労務管理下における良質なテレワークの積極的な導入を促す。</p> | | | | | | | |
| 実施 体制 | <p>①テレワーク・セミナー:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。</p> <p>②テレワーク相談センター等:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。</p> <p>③時間外労働等改善助成金(旧名称:職場意識改善助成金)(テレワークコース):厚生労働省で直接実施</p> <p>④テレワーク表彰・シンポジウム:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。</p> <p>⑤サテライトオフィス:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、東武ビジネスソリューション株式会社、ランゲート株式会社、株式会社キャリア・マムが実施。</p> <p>⑥テレワーク宣言応援:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、株式会社テレワークマネジメントが実施。</p> <p>⑦国家戦略特区のテレワークに関する援助:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。</p> | | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 454,545 | 28年度予算額 (千円) | 275,478 | 29年度予算額 (千円) | 528,639 | 30年度予算額 (千円) | 519,155 | 令和元年度予算額 (千円) | 359,871 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 19.7 | 28年度 予算執行率 (%) | 45.5 | 29年度 予算執行率 (%) | 48.3 | 30年度 予算執行率 (%) | 53.1 | 令和元年度 雇用勘定予算額 231,950(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | B | <p>執行率が低調であった助成金については、昨年度に引き続き、相談センターによる丁寧な相談対応や周知広報事業による周知、企業向けセミナー等の場を活用したさらなる周知広報を行う予定であるが、申請者が余裕を持って交付決定した事業を実施できるよう、申請の時期等についてより周知する等、周知内容を工夫することにより助成金の活用の拡充を図る。</p> <p>また、不落となった事業についても、その原因を分析し、仕様を見直す等の対応を行い、確実な執行を図る。</p> | | | | | | |

| | | | | | |
|--|--|---|----------------|---------------------|--|
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | ①テレワーク・セミナーの労務管理の講義について、参加者にアンケート調査を実施し、「『雇用型テレワークガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解することができた」旨の回答割合を85%以上とする。 ②テレワーク相談センターの相談事業において、相談者にアンケート調査を実施し、「問い合わせの目的が達成できた。」旨の回答割合を85%以上とする。 ③時間外労働等改善助成金(旧名称:職場意識改善助成金)(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主を60%以上とすること。 | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | ①「『雇用型テレワークガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解することができた」旨の回答割合は95.9%であった。 ②相談者に対するアンケートにおいて、「問い合わせの目的が達成できた」旨の回答は、回答総数51件中35件(68.6%)、「どちらかという達成できた」を含めると51件中48件(94.1%)であった。 ③対象労働者が終日在宅でテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主は88.9%であった。 【目標達成の理由】 ①セミナーにおいては、専門家による分かりやすく工夫した講義のほか、具体的な事例発表も充実されたため。 ②テレワーク相談センターにおける分かりやすく丁寧な相談対応を行ったため。 ③助成金額の見直しについて、テレワーク相談センターや企業向けセミナー等の場を活用したさらなる周知広報を行ったため。 |
| | アウトプット 指標 | ①テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)を3,000件以上とする。 ②テレワーク・セミナーの集客数を合計700名以上とする。 ③時間外労働等改善助成金(旧名称:職場意識改善助成金)(テレワークコース)の支給決定件数を80件以上とする。 | | アウトプット 指標 【○】 | ①相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)は4,915件であった。 ②セミナー参加者は合計706名であった。 ③平成30年度の支給決定件数は81件であった(平成29年度の支給決定件数は79件)。 【目標達成の理由】 ①企業向けセミナー等のあらゆる機会を捉えてテレワーク相談センターの周知広報を行ったため。 ②業界団体等への周知をはじめ、あらゆる機会を捉えて積極的にセミナーの開催について周知広報を行ったため。 ③積極的な周知広報や相談対応を行ったため。(助成金に関する相談件数947件、前年度比30件増) |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 平成29年度に目標件数を下回った助成金について、平成30年度は目標を達成したものの、締切直前の申請が多く、書類の形式的な不備により補正も間に合わず、結果として申請が受理できない事案が複数件みられた。今年度は申請の締め切り日について重点的に周知を行うことで、早めの申請、十分な補正・審査期間を確保することとした。 | | | | |
| 評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | ①国家戦略特区のテレワークに関する援助について、訪問コンサルティングを実施した企業に対するアンケート調査で「テレワークの導入を積極的に検討する」旨の評価を受ける割合を80%以上とする。 ②サテライトオフィスモデル事業における利用企業に対するアンケート調査で「今後もサテライトオフィスを利用したい」旨の評価を受ける割合80%以上とする。 ③時間外労働等改善助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主を60%以上とすること。 | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | ①テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)を3,000件以上とする。 ②テレワーク・セミナーの集客数を合計700名以上とする。 ③時間外労働等改善助成金(テレワークコース)の支給決定件数を80件以上とする。 | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | テレワーク・セミナーにおけるガイドラインの周知及びテレワーク相談センターにおける相談の満足度調査については、例年高い水準で理解、満足いただいているところである。他方、実際に訪問して具体的な相談を実施できる訪問コンサルティングについては、現に導入を検討する企業を対象とする事業であり、より直接的にテレワークの導入につながる施策と考えられるため、訪問コンサルティングに関する目標に変更することとした。 サテライトオフィスモデル事業は、適正な労働条件下における良質なテレワークの積極的な導入を促すことを目的としており、3箇年計画の最終年度であることから、当該サテライトオフィスを利用した企業について、今後のサテライトオフィスの利用意向を目標として新設した。 | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | Ⅲ 主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 5 柔軟な働き方がしやすい環境整備 (1)雇用型テレワークの導入支援 | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 「ニッポン一億総活躍プラン」等の閣議決定や「働き方改革実行計画」を踏まえ、引き続き、テレワーク相談センター及びテレワーク・セミナーの実施、時間外労働等改善助成金(旧名称:職場意識改善助成金)(テレワークコース)の支給など、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図るため、必要な要求を行う。 | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|---------------------------------|-----------------------------|----------------|---|---------|---|---------|
| 事業名 | 医療従事者の確保・定着に向けた職場環境改善のための取組 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 51 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 64-3 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 労働条件改善係 |
| 実施主体 | 厚生労働省本省、都道府県労働局、民間団体 | | | | | | | | |
| 事業／制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、厳しい勤務環境にある医師等の医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっているため、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた施策の更なる推進を図る必要がある。本事業により医療従事者の勤務環境の改善が促進されれば、長時間労働が解消することによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を対象に) | 医療機関に勤務する医療従事者等 | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | ①各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」(以下「勤改センター」という。)に医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関からの労務管理等に関する相談支援等を行う。 ②医療機関に対するアンケート調査、医療従事者の勤務環境改善に向けた手法の確立のための調査・研究。 ③医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したウェブサイトの運営、医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進セミナーの実施。 | | | | | | | |
| | 実施体制 | 民間団体に委託して実施 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 295,746 | 28年度予算額 (千円) | 289,500 | 29年度予算額 (千円) | 303,496 | 30年度予算額 (千円) | 585,777 | 令和元年度予算額 (千円) | 603,869 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 81.3 | 28年度 予算執行率 (%) | 86.7 | 29年度 予算執行率 (%) | 86.3 | 30年度 予算執行率 (%) | 85.0 | 令和元年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 受託団体と連携を図りながら、引き続き事業の適正な運用に努める。 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | ①勤改センター等における労務管理に関する相談支援について、「参考になった」と回答する利用者の割合を80%以上とする。 ②普及促進事業のセミナー開催において、聴衆にアンケート調査を実施し、「医療勤務環境マネジメントシステムの説明は参考になった」旨の回答割合を80%以上とする。 ③医療従事者の勤務環境改善に関する調査・研究を実施し、外部委員による検討委員会を定期的に開催し、報告書を取りまとめる。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 ①勤改センターにおける相談支援について、「とても参考になった」「まあまあ参考になった」との回答は約99%であった。 ②セミナー出席者を対象としたアンケート調査結果によると、「参考になった」との回答は96.3%であった。 ③検討委員会を6・8・11・12・1・2月に開催し、年度末に報告書を取りまとめた。 【目標達成の理由】 平成30年度に医療労務管理アドバイザーの増員及び相談員の配置を行い、医療機関に対して訪問による働きかけを強化したこと。また、セミナーの参加者に、より身近に感じて、実際に取り組んでもらえるよう、開催地近隣の医療機関の中から好事例を発表してもらうなどの取組を行ったこと。 | | | |
| | アウトプット 指標 | ①勤改センターの認知率60%以上とする。 ②データベースサイトのアクセス件数を50,000件以上とする。 | | | | アウトプット 指標 【○】 ①医療機関に対するアンケート調査の結果によると、勤改センターの病院における認知率は66%である。 ②平成30年度のアクセス件数は、52,728件であった。 【目標達成の理由】 ウェブサイトやセミナーなどを通じて周知に努めたこと。また、ウェブサイトに医療機関の参考になる資料やセミナー情報を掲載するなど利便性の向上に努めたこと。 | | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 今後も関係局と連携しながら、ウェブサイトの内容の充実及び勤改センター・医療労務管理アドバイザーの認知率の向上を図っていく。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | ①勤務環境に対する満足度調査において、満足の割合を30%以上にする。 ②医療勤務環境改善マネジメントシステムを導入している医療機関の割合を80%以上にする。 ③医療従事者の勤務環境改善に関する調査・研究を実施し、外部委員による検討委員会を定期的に開催し、報告書を取りまとめる。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | ①勤改センターの認知率70%以上とする。 ②データベースサイトのアクセス件数を60,000件以上とする。 | | | | | | | | |

| | |
|---|--|
| <p>令和元年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）</p> | <p>【アウトカム指標】 ①本満足度調査は毎年実施している医療機関アンケート調査のものであるが、勤務環境に対する満足度の経年変化を見ることによって本事業の達成度合いを確認することができるものと考えられるため。なお、平成30年度までの利用者アンケートの回答によるアウトカム指標については、例年ほぼ100%の満足度が得られていることから目標を達成したものと考え、新たな指標を設定した。 ②医療機関が、医療勤務環境改善マネジメントシステムにより自主的に勤務環境の改善に取り組むことを促進するため。 ③本調査・研究事業の報告書は、省内で各種施策等を立案する際に参考にされているものであり、取りまとめには十分な議論を経ることが必要であるため。</p> <p>【アウトプット指標】 ①相談支援機関として、医療機関にその存在を知ってもらうことが重要なため。 ②客観的な指標として、アクセス件数を継続的に見ていくことは重要であるため。</p> |
| <p>令和元年度予算概算要求の主要事項との関係</p> | <p>Ⅲ 主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 4 医療従事者の働き方改革の推進</p> |
| <p>令和2年度要求に向けた事業の方向性</p> | <p>引き続き勤改センターによる医療機関等に対する相談支援等の実施及び充実を図るとともに、医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境マネジメントシステムの効果的な普及促進を図るため、所要の予算要求を行う。</p> |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|-----------------------------|----------------------|----------------|----------------------|---|--|-----------------|
| 事業名 | 中小企業退職金共済事業経費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 52 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 65 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 勤労者生活課 機構調整係 |
| 実施主体 | (独)勤労者退職金共済機構 | | | | | | | | |
| 事業 ／ 制度 概要 | 目的及び 必要性 (何のため) | 独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助により退職金制度を確立し、もって中小企業勤労者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。 また、この制度によって支払われる退職金は、「賃金の支払の確保等に関する法律」における「賃金」に該当することから、労災保険法第29条第1項第3号の「賃金の支払の確保を図るために必要な事業」(賃金の立替払と同様)として実施しているものである。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を 対象に) | 中小企業事業主・従業員 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む) | 事業主の相互共済の仕組みと国の援助により中小企業の退職金制度を確立するため、中小企業退職金共済制度への加入時に掛金の負担軽減措置を行う。 | | | | | | | |
| | 実施 体制 | (独)勤労者退職金共済機構が事業を運営する。 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 1,892,384 | 28年度予算額 (千円) | 1,912,497 | 29年度予算額 (千円) | 2,054,539 | 30年度予算額 (千円) | 2,180,947 | 令和元年度予算額 (千円) | 2,298,337 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 28年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 29年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 30年度 予算執行率 (%) | 100.0 | 令和元年度 雇用勘定予算額 6,861,120 (千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 在籍被共済者数が、前年度を上回る。 (平成29年度末3,401,344人) | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | 在籍被共済者数が、前年度を上回った。 (平成30年度末:3,442,253人) 【目標達成の理由】 加入勧奨対象の的確な把握や地方自治体、関係団体等との連携強化等により、効果・効率的な加入促進対策を講じたため。 | | |
| | アウトプット 指標 | 普及推進員等1人当たりの未加入企業に対する訪問件数を平均月15件以上とする。 | | | | アウトプット 指標 【○】 | 普及推進員等1人当たりの未加入企業に対する訪問件数は平均月18.7件(平成30年度)であった。 【目標達成の理由】 普及推進員に対して、今後とも高い成長が見込まれる分野や加入が進んでいない分野の業種等に対する積極的な活動を求めたため。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 解散存続厚生年金基金及び特定退職金共済事業を廃止した団体から中小企業退職金共済制度への資産移換を促進するための周知広報の実施や、開拓の余地が見込まれる業種の団体等へのアプローチに積極的に取り組むなど、引き続き関係機関と連携して制度の普及をより一層図ること。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | 令和元年度における新たに加入する被共済者数を337,000人以上。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | 普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する訪問件数を平均月15件以上とする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | 本事業は、掛金減額によって事業主の負担を軽減することにより、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、退職金制度を確立し、労働条件を改善することにより、従業員の定着の促進、労働意欲の向上等による労働能率の向上を図るものであることから、より多くの中小企業で働く従業員が本事業の対象となることが重要である。 よって、第4期中期目標及び中期計画を達成させるために、31事業年度計画により設定された新たに加入する被共済者数を目標としている。 | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | - | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 引き続き、効果的・効率的な加入促進活動を行い、退職金制度の普及を図る。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------------|---|-----|----------------------|----------------|----------------------|--|---------------------------|------------------|
| 事業名 | 勤労者財産形成促進事業に必要な経費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | - |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 66 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 財形融資係 |
| 実施主体 | 厚生労働省本省 | | | | | | | | |
| 事業/ 制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 財形制度は、勤労者の財産形成を促進する上で重要な制度であるが、依然として多くの企業で制度の導入に立ち遅れ等がみられるため、事業主及び勤労者に対する制度の普及促進を目的とした周知等を実施する必要がある。 財形制度は、事業主が労働者の賃金から一定額を控除し、金融機関へ積み立てるとともに、利子について国の非課税制度を利用して、将来、労働者に支払われる仕組みであることから、財形制度を適切に運営していくことは、労働者に対する賃金の支払いの確保を図ることとなるものであり、本経費は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の事業(賃金の支払いの確保を図るために必要な事業)に該当する。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を対象に) | 事業主・勤労者 | | | | | | | |
| | 事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) | 事業主及び勤労者に対する制度の周知を実施する。 | | | | | | | |
| | 実施体制 | 厚生労働省本省による直接実施 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 310 | 28年度予算額 (千円) | 310 | 29年度予算額 (千円) | 310 | 30年度予算額 (千円) | 310 | 令和元年度予算額 (千円) | - |
| 27年度 予算執行率 (%) | - | 28年度 予算執行率 (%) | - | 29年度 予算執行率 (%) | - | 30年度 予算執行率 (%) | - | 令和元年度 雇用勘定予算額 -(千円) | 一般勘定予算額 -(千円) |
| ※予算執行率は行政経費を考慮していない。 | | | | | | | | | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | 平成30年度限りの事業 | | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 財形制度の利用を促進する。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | 財形制度の利用を促進した。 【目標達成の理由】 財形制度は、金融機関を通じて利用されるため金融情勢に左右されるなど、利用件数等のアウトカム指標の設定が困難である。広報用資料の配布により、効果的な周知を図り、事業所における財形制度の導入や勤労者の利用促進に寄与することを目標としており、効果的な周知によって利用促進に寄与したといえる。 | | |
| | アウトプット 指標 | 事業主及び勤労者に対し、財形制度について周知するためのリーフレット等広報用資料を約200万部作成し、配布する。 | | | | アウトプット 指標 【○】 | 平成30年度労働保険の年度更新に併せて労働行政施策を紹介するリーフレットにおいて財形制度について掲載し、事業主等に周知した(2,075,240部作成、配布)。 【目標達成の理由】 平成30年度労働保険の年度更新に併せるなど、時期をとらえて適切に資料を作成したため。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | - | | | | | | | | |
| 評価 | A | | | 平成30年度限りの事業 | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度限りの事業 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | - | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | - | | | | | | | | |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | - | | | | | | | | |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | - | | | | | | | | |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | - | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|--|-----------------------------|----------------------|----------------|----------------------------|--|---|---------|
| 事業名 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構の運営費・施設整備費 (平成30年度:(1)独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費、(2)独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費) | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 53 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 67、68 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令:独立行政法人労働政策研究・研修機構法第12条、 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 調整第五係 |
| 実施主体 | (独)労働政策研究・研修機構 | | | | | | | | |
| 事業 ／ 制度 概要 | 目的及び 必要性 (何のため) | (1) 労働行政職員研修は、地方組織も含めた全国の労働行政職員に対し、法令等に基づいた施策の適正かつ的確な遂行を担保するために必要となるノウハウ等を体系的・継続的かつ齊一的に教授することを通じて、労働政策を効果的かつ効率的に推進するための基盤を提供しているもの。労働行政の現場で、適切な施策の実施のために必要なものであり、労働者の安全衛生の確保等を図るという趣旨から、社会復帰促進等事業で行うことが必要である。 (2) (独)労働政策研究・研修機構での労働基準監督や安全衛生等に関する研修は、労働行政の現場で、適切な施策の実施のために必要なものであり、労働者の安全衛生の確保等に資するものであることから、その研修の実施施設である労働大学校の施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新を進めることは社会復帰促進等事業で行うことが必要である。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を 対象に) | (1)労働行政職員 (2)(独)労働政策研究・研修機構の施設・設備 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む) | (1) 成果目標を含む事業の大枠については、国が決定する中期目標を受け機構において策定する中期計画等で定めている。 具体的な研修内容等については、厚生労働省のニーズを把握した上で、機構において毎年度、研修実施計画を策定している。 (2) 中期計画等で施設・設備の具体的な改修・更新計画を定めており、これに基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構から国に対して施設整備費補助金の交付申請があった際は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助金の交付が適正であるかの確認を行っているほか、工事終了後は補助事業等実績報告書や工事現場写真等の施工状況の分かる資料の速やかな提出を求め、また、聞き取り調査による確認も行い、十分に精査したうえで交付を決定する。 | | | | | | | |
| | 実施 体制 | (独)労働政策研究・研修機構により実施 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 162,848 | 28年度予算額 (千円) | 161,791 | 29年度予算額 (千円) | 201,611 | 30年度予算額 (千円) | 160,815 | 令和元年度 予算額 (千円) | 243,693 |
| 27年度予算執行率 (%) | 99.0 | 28年度 予算執行率 (%) | 79.3 | 29年度 予算執行率 (%) | 93.8 | 30年度 予算執行率 (%) | 99.9 (1)100.0 (2)99.9 | 令和元年度 雇用勘定予算額 2,051,590(千円) (1,877,092+174,498) 一般勘定予算額 406,067(千円) (406,067+0) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | (1) ①研修生に対する事後調査(修了後半年から1 年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から、 業務に生かしているとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査(修了 後半年から1年程度)により、毎年度平均で 85%以上の者から評価を得ること。 (2) ①「独立行政法人における調達等合理化の取 組の推進について」(平成27年5月25日総務大 臣決定)に基づき、監事及び外部有識者によっ て構成する「契約監視委員会」を設置し、年2回 以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告 示期間の十分な確保など、契約の点検及び適 正化を実施する。 ②契約状況については、(独)労働政策研究・ 研修機構のホームページで公表する。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【(1)〇(2)〇】 | (1) ①達成(実績:97.0%) ※業務に生かしているとの回答数(1,550名)／研修生に対するアン ケート調査数(1,598名)。 ②達成(実績:98.9%) ※評価しているとの回答数(1,585名)／上司に対する事後調査数 (1,603名)。 【目標達成の理由】 厚生労働省の要望、研修生の評価等を踏まえた研修コースの新設、 研修科目の見直し、研修手法及び教材の改善などによって研修内容 の充実を図ったため。 (2) ①達成(平成30年度においては、「契約監視委員会」を4回開催し、契 約の点検等を実施した。 ②達成(契約締結状況をホームページで公表した。) 【目標達成の理由】 施設・整備に関する計画等に基づき、経営会議等において進行管理を 適切に実施したため。 | | |
| | アウトプット 指標 | (1) 研修実施コース数(80コース以上) (2) 平成30年度施設整備に関する計画に基づき、 経営会議等において進行管理を適切に実施す るなどして、施設・整備の計画的な改修・更新を 進める。 | | | | アウトプット 指標 【(1)〇(2)〇】 | (1) 達成(実績:89コース) 【目標達成の理由】 厚生労働省と調整のうえ、効果的かつ効率的に実施したため。 (2) 達成(平成30年度施設整備に関する計画に基づき、労働大学校にお いて、建築工事及び空調設備工事を実施した。) 【目標達成の理由】 施設・整備に関する計画等に基づき、経営会議等において進行管理を 適切に実施したため。 | | |

| | | |
|--|---|---|
| 30年度目標の達成(未達成) 理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題 | (1)(2)引き続き、事業の適切な実施に努める。 | |
| 評価 | | 独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の評価をもって評価とする(8月実施予定) |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | ①研修生に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から、業務に生かしているとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から評価を得ること。 | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | 研修実施コース数(80コース以上) | |
| 令和元年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由) | 独立行政法人労働政策研究・研修機構の第4期中期目標・中期計画に定めた数値目標を設定。 なお、アウトプット指標については、毎年度策定する研修実施計画において定めた数値目標を踏まえ設定している。 【目標設定の理由及び水準の考え方】 ・研修ニーズへの的確な対応、研修生のその後の実務における研修効果の発現の程度を測るアウトカム指標として、研修を受けた当事者及びその上司の有意義度評価を採用した。 ・目標水準については、第3期中期目標期間(平成24年度～平成28年度)の実績を踏まえ、その目標水準を上回る水準を設定することとした。 | |
| 令和元年度予算概算要求の主要事項との関係 | — | |
| 令和2年度要求に向けた事業の方向性 | 引き続き実施 | |

| | | | | | | | | | |
|--|---|--|-----------------------------|----------------------|----------------|----------------------|--|--|-----------|
| 事業名 | 個別労働紛争対策費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 54 |
| | | | | | | | | 事業番号 (30年度) | 69 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 業務管理係 |
| 実施主体 | 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)、(公社)全国労働基準関係団体連合会 | | | | | | | | |
| 事業 ／ 制度概要 | 目的及び必要性 (何のため) | <p>以前の個別紛争は解雇、雇止め、配置転換等労働条件に係るものが多かったが、近年、いじめ、嫌がらせ、パワハラに係る個別紛争が7年連続で最多となっており、内容も複雑困難なものが多くなっている。民事紛争の解決は最終的には司法の役割であるが、金銭的・時間的にゆとりの乏しい労働者にとっては依然高いハードルであることから、司法との役割分担の下で、行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速、無料による紛争解決を目的として事業を行っている。</p> <p>総合労働相談は11年連続100万件を超える状況であり、「いじめ、嫌がらせ、パワハラ」といった複雑困難な相談内容が7年連続最多となっている。また、依然として不当な解雇、雇止めや労働条件の引下げなどにより生計の手段を失ったり、本来の権利を侵害された労働者が「泣き寝入り」を余儀なくされること等がないよう、司法制度のハードルの高さや処理件数の水準も考慮し、司法との役割分担の下で、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」は、真に守られるべき労働者の権利を保障するために必要な事業である。</p> <p>総合労働相談窓口寄せられる相談内容や助言・指導の申出内容は、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ等種々あるが、これらの問題を簡易・迅速に解決するための手段を行政として提供することは、社会的に大きな問題となっている精神障害等の労働災害防止による労災保険給付の抑制に資するものであることから、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p> | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を対象に) | 直接実施部分においては、個別労働紛争の当事者である労働者及び事業主。 業務委託部分においては、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託することにより、労使関係者(企業の人事担当者、労働組合役員など)が対象。 | | | | | | | |
| | 事務・事業 (決定スキームを含む) | <p>①全国の労働局及び労働基準監督署に「総合労働相談コーナー」を設置(全国380箇所)し、民事上の問題、労働基準法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる労働相談をワンストップで受け付け、対応する。また、民事上の労働紛争については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんを行う。これらは強制力は伴わないが、無料の制度であり、さらに厳密な事実認定などに時間と労力を要する民事訴訟に比べて、簡易・迅速に行うことができる。なお、相談対応は「総合労働相談員」(非常勤。社会保険労務士などに委嘱。全国755名)、あっせんは「紛争調整委員」(非常勤。弁護士などに委嘱。全国381名)が行っている。</p> <p>②平成29年度の業務委託より一般競争入札(総合評価落札方式)を毎年度実施し、平成30年度及び令和元年度は公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託。労使団体、労働法学者、弁護士団体の協力を得ながら、労使関係者に対して法令や裁判例、紛争解決のためのロールプレイングなどを内容とする研修を行っている。</p> | | | | | | | |
| | 実施体制 | 労働紛争調整官:75名 総合労働相談コーナー:全国380箇所 総合労働相談員:755名 紛争調整委員:381名 | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 742,489 | 28年度予算額 (千円) | 787,278 | 29年度予算額 (千円) | 1,016,761 | 30年度予算額 (千円) | 1,087,918 | 令和元年度予算額 (千円) | 1,476,475 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 94.8 | 28年度 予算執行率 (%) | 96.7 | 29年度 予算執行率 (%) | 92.5 | 30年度 予算執行率 (%) | 95.0 | 令和元年度 雇用勘定予算額 1,476,456(千円) 一般勘定予算額 63,047(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 紛争の実情に即した迅速かつ適正な紛争の解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手續終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合を95%以上とする。 | | | 30 年度 実績 | アウトカム 指標 【○】 | 96.4%(9,408件(1ヶ月以内処理件数)/9,756件(手續終了件数)(速報値) 【目標達成の理由】 判例・法令等に基づき、紛争当事者に対して個別労働紛争の問題点を指摘するとともに、解決の方向性を示唆することによって、紛争の迅速な解決を図ることができたため。 | | |
| | アウトプット 指標 | 助言・指導申出受付件数(平成30年度計画数8,959件) (数値の根拠)平成20～29年度における申出受付件数の平均値 | | | | アウトプット 指標 【○】 | 9,833件(速報値) 【目標達成の理由】 助言・指導申出受付件数が平成30年度計画数を上回ることができたため。 | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 増加する個別労働紛争の実情に即した、迅速・かつ適正な解決のために不可欠な事業であることから、引き続き事業の適切な実施に努める。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |

| | |
|--|---|
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | 紛争の実情に即した迅速かつ適正な紛争の解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合を95%以上とする。 |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | 助言・指導申出受付件数(令和元年度計画数9,183件) (数値の根拠)平成21～30年度における申出受付件数の平均値(速報値) |
| 令和元年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) | これまで本業務については、申出件数が高止まりするとともに、内容面が複雑困難化している中、ほぼ一定の人員・予算で同水準の処理の迅速性を確保してきている。今後も当制度の利用件数は、今後も同様に高水準で推移するとともに、内容面でも同様の傾向が続くことが見込まれることから、迅速な解決紛争の促進を図るという観点から、原則として助言・指導の申し出から1ヶ月以内での処理を図ることを目標とする。労使からの助言・指導申出利用件数の向上を図ることにより、労使の個別労働紛争の迅速かつ適正な解決を促進することができる。 |
| 令和元年度予算概算 要求の主要事項 との関係 | Ⅲ主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 2 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備 (3)健康に働くことができる職場環境の整備 ② 早期の紛争解決に向けた体制整備等 |
| 令和2年度要求に 向けた事業の 方向性 | 相談件数はここ最近、依然として高水準で推移しており、いじめ・嫌がらせなど相談内容も多様化している。労働紛争に係る解決である本制度の役割は、「簡易・迅速」等であり、当該役割を損なわないため、既に行った取組に加え、あっせんの参加率向上に向けた取組と総合労働相談員の積極的な活用を図り、また今後増加が見込まれる外国人労働者からの相談について適切な援助を行うため、新たに「多言語コンタクトセンター」(電話通訳)の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等の多言語化を図る等により的確に紛争の解決を促進できるように努めてまいりたい。 |

| | | | | | | | | | |
|--|---|---|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|--|---------|---|---------|
| 事業名 | 雇用労働相談センター設置・運営経費 | | | | | | | 事業番号 (令和元年度) | 55 |
| | | | | | | | | 事業番号 (平成30年度) | 70 |
| 事業の別 | 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) | | | | | | | 担当係 | 労働契約係 |
| 実施主体 | 民間団体 | | | | | | | | |
| 事業 ／ 制度 概要 | 目的及び必要性 (何のため) | 国家戦略特別区域法に基づき、「雇用労働相談センター」を設置し、弁護士等による法律相談等を行うことにより、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう本事業を実施するものである。本事業により、過重労働による健康障害防止や長時間労働の抑制、労働災害発生防止等を図るものことから、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。 | | | | | | | |
| | 対象 (誰／何を 対象に) | 新規開業直後の企業及びグローバル企業 | | | | | | | |
| | 事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む) | 国家戦略特別区域(以下、「特区」という。)内に雇用労働相談センターを設置し、主として以下の事業を行う。 (なお、雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づき、各特区に定められる国家戦略特別区域計画に雇用労働相談センターの設置が明記され、内閣総理大臣により認定された場合に、設置されるものである。) (1) 雇用労働相談員(社会保険労務士等)による電話相談、窓口相談等の対応 (2) 弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応 (3) 個別訪問指導 (4) セミナーの開催 | | | | | | | |
| | 実施 体制 | ①福岡市センター：一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、有限責任監査法人トーマツが実施。(平成26年11月29日設置) ②関西圏センター：一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、アデコ(株)が実施。(平成27年1月7日設置) ③東京圏センター：一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(株)パソナが実施。(平成27年1月30日設置) ④新潟市センター：一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、有限責任監査法人トーマツが実施。(平成27年10月29日設置) ⑤愛知県センター：一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、有限責任監査法人トーマツが実施。(平成28年4月25日設置) ⑥仙台市センター：一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、アデコ(株)が実施。(平成28年6月28日設置) ⑦広島県・今治市センター：一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、有限責任監査法人トーマツが実施。(平成28年10月28日設置) | | | | | | | |
| 27年度予算額 (千円) | 249,226 | 28年度予算額 (千円) | 360,570 | 29年度予算額 (千円) | 387,648 | 30年度予算額 (千円) | 390,511 | 令和元年度予算 額 (千円) | 398,277 |
| 27年度 予算執行率 (%) | 78.3 | 28年度 予算執行率 (%) | 69.9 | 29年度 予算執行率 (%) | 77.3 | 30年度 予算執行率 (%) | 78.8 | 令和元年度 雇用勘定予算額 398,277(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。 | |
| 29年度評価と それを踏まえた 令和元年度事業の 見直し | 29年度評価 | A | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | | |
| 30 年度 目標 | アウトカム 指標 | 雇用労働相談センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について満足できた」旨の回答を90%以上とする。 | | | アウトカム 指標 【○】 | 目標の90%を超える約99.6%の利用者から「相談対応に満足できた。」との回答を得た。 【目標達成の理由】丁寧な相談対応に努めたため。 | | | |
| | アウトプット 指標 | ①雇用労働相談センターにおける1回当たりのセミナーの集客数について、23人以上とする。 (※設置済のセンターにおけるそれぞれの集客目標の平均値((30人+20人+30人+20人+20人+20人)/7=23人)) ②各雇用労働相談センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、100件(29年度相談件数実績)以上とする。 | | | 30 年度 実績 アウトプット 指標 【○】 | ①1回当たりのセミナーの集客数は、平均して約33人となり、目標の23人を超えた。 ②1ヶ月あたりの平均相談実績は約115件となり、目標の100件を超えた。 【目標達成の理由】積極的な周知を図ったため。 | | | |
| 30年度目標の達成 (未達成) 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 | 引き続き事業の適正な運営に努める。 | | | | | | | | |
| 評価 | A | | | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 | | | | | |
| 令和元年度事業概要 | 平成30年度と同様 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトカム指標) | 雇用労働相談センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について参考になった」旨の回答を90%以上とする。 | | | | | | | | |
| 令和元年度目標 (アウトプット指標) | ①雇用労働相談センターにおける1回当たりのセミナーの集客数について、23人以上とする。(※設置済のセンターにおけるそれぞれの集客目標の平均値((30人+20人+30人+20人+20人+20人)/7=23人)) ②各雇用労働相談センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、115件(30年度相談件数実績)以上とする | | | | | | | | |

| | |
|---|--|
| <p>令和元年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）</p> | <p>アウトカム指標については、相談利用者にとって参考となる相談対応を行うことが重要であることから、目標設定した。 アウトプット指標については、 ①適正な労務管理に係る知識を習得させるとともに、雇用指針を活用した雇用ルールの明確化を促すためのセミナー開催について参加者数を目標として設定した。セミナーの受講対象者は、新規開業企業等であり、特定の地域の限られた属性の者であり、効果的なセミナー内容、参加者の理解度を高めるための適正な人数であることから、前年度同一の目標を設定した。 ②新規開業企業等の設立等を支援する目的で、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための相談件数を目標設定した。</p> |
| <p>令和元年度予算概算要求の主要事項との関係</p> | <p>—</p> |
| <p>令和2年度要求に向けた事業の方向性</p> | <p>各雇用労働相談センターにおける執行実績を踏まえるとともに、今後、特区の追加指定により新たに雇用労働相談センターの設置が見込まれることを踏まえ、必要な要求を行う。</p> |

社会復帰促進等事業一覧

参考1

(単位:千円)

| 令和元年度PDCA評価番号 | 30年度PDCA評価番号 | 事業名 | 事業概要 | 平成30年度予算額(①) | 令和元年度予算額(②) | 対前年度差引額②-① | 対前年度比②/① | 平成30年度予算執行率 | 平成30年度評価 |
|---------------|--------------|----------------------|--|--------------------|------------------|-----------------|----------------|-------------|----------|
| 1 | 1 | 外科後処置費 | 外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。 | 54,951 | 60,601 | 5,650 | 110.28% | 82.5% | A |
| 2 | 2 | 義肢等補装具支給経費 | 義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給。 | 2,957,881 | 2,979,074 | 21,193 | 100.72% | 99.6% | A |
| 3 | 3 | 特殊疾病アフターケア実施費 | 症状固定後も後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。 | 3,831,287 | 3,837,299 | 6,012 | 100.16% | 88.0% | A |
| 4 | 4 | 社会復帰特別対策援護経費 | 振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。 | 347,776 | 342,939 | ▲ 4,837 | 98.61% | 86.4% | A |
| 5 | 5 | 障害者職業能力開発校施設整備費 | 業務上負傷し、身体障害となった者の早期社会復帰を図るため、これらの者に対して職業に必要な技能・知識を習得させ、又は向上させるために、障害者職業能力開発校の訓練科及び施設の整備を行う。 | 735,719 | 1,256,941 | 521,222 | 170.85% | 87.2% | 次回 |
| 6 | 6 | CO中毒患者に係る特別対策事業経費 | 「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」第11条に基づき、CO中毒患者の特性を十分に考慮した診療体制等の整備を行う。 | 469,029 | 480,570 | 11,541 | 102.46% | 100.0% | A |
| 7 | 7 | 独立行政法人労働者健康安全機構運営費 | 療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾患の病因、診断、予防その他の職業性疾患に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行う。 | 9,646,667 | 10,195,027 | 548,360 | 105.68% | 105.8% | 次回 |
| | 7-1 | (労災病院の運営) | 全国に29有する労災病院で労災病院ネットワークを形成し、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供を行う。 | - (294,861,339) | - (299954974) | - (509,3635) | - (101.73%) | - 97.2% | 次回 |
| | 7-2 | (医療リハビリテーションセンターの運営) | 被災労働者であってリハビリテーションの対象である者、健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する総合的な診療及びリハビリテーション、労働基準監督署長の委託を受け労働者の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る認定検査、リハビリテーション医学の臨床的研究、身体機能のリハビリテーション工学的研究等リハビリテーション対象者の社会復帰に関する研究を行う。 | 339,839 | 486,882 | 147,043 | 143.27% | 123.4% | 次回 |
| | 7-3 | (総合せき損センターの運営) | 労働災害等による外傷により脊椎、せき髄に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(2箇所)を設置して運営を行う。また、せき髄損傷者等に関するリハビリテーション医学の臨床的研究、日常生活用具の開発研究等せき髄損傷者等の社会復帰に関する研究を行うほか、労働基準監督署長の委託を受け、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る認定検査を行う。 | 479,681 | 522,511 | 42,830 | 108.93% | 117.3% | 次回 |
| | 7-4 | (産業殉職者慰霊事業) | 業務災害又は通勤災害による殉職者の御霊を合祀するため、高尾みころも霊堂を設置・運営する。 | 51,234 | 59,622 | 8,388 | 116.37% | 120.8% | 次回 |

社会復帰促進等事業一覧

参考1

(単位:千円)

| 令和元年度PDCA評価番号 | 30年度PDCA評価番号 | 事業名 | 事業概要 | 平成30年度予算額(①) | 令和元年度予算額(②) | 対前年度差引額②-① | 対前年度比②/① | 平成30年度予算執行率 | 平成30年度評価 |
|---------------|--------------|------------------------------------|--|--------------|-------------|------------|----------|-------------|----------|
| | 7-5 | (治療就労両立支援センターの運営) | 全国9箇所に治療就労両立支援センターを設置し、作業態様と疾病の発症との因果関係の情報収集及び調査研究、勤労者に対する健康相談及び指導(①作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止②傷病による休業等からの職場復帰③治療と就労の両立)に係る事例の収集・集積等を実施する。 | 934,031 | 1,131,275 | 197,244 | 121.12% | 118.1% | 次回 |
| | 7-6 | (労働安全衛生総合研究所の運営) | プレス、木材加工機械等による労働災害、建設業における足場の倒壊、墜落、土砂崩壊による労働災害、化学設備等における爆発火災災害、感電災害等を防止するための産業安全面の調査及び研究及び職業性疾患、メンタルヘルス、健康保持増進、有害物質を除去するための局所排気装置等に関する労働衛生面の調査及び研究を行う。 | 1,873,134 | 1,966,213 | 93,079 | 104.97% | 101.4% | 次回 |
| | 7-7 | (日本バイオアッセイ研究センターの運営) | 化学物質による職業がんの防止を図るため、発がん性試験等を計画的に実施し、化学物質の有害性の有無を明らかにする。 | 1,017,724 | 1,056,354 | 38,630 | 103.80% | 101.4% | 次回 |
| | 8 | (独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費) | 療養施設(労災病院を除く)の整備等を行う。 | 3,002,274 | 2,608,954 | ▲ 393,320 | 86.90% | 91.7% | 次回 |
| 8 | 9 | 労災疾病臨床研究事業費補助金事業 | 認定基準が確立されていない疾病や鑑別・判断が困難な疾病に係る診断方法及び診断技術に係る臨床研究、放射線業務従事者の健康影響に係る疫学研究、過労死防止対策推進法に基づく調査研究などについて、広く研究者を募り、当該研究事業を補助することにより、新しい知見を見だし、診断等における技術水準の向上を図る。 | 1,111,571 | 1,111,605 | 34 | 100.00% | 99.7% | B |
| 9 | 10 | 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費 | 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置として介護料の支給を行う。 | 6,569 | 7,624 | 1,055 | 116.06% | 82.3% | A |
| 10 | 統合 | 労災就学等援護経費 | | | | | | | |
| | 11 | (労災就労保育援護経費) | (1)労災年金受給者に対し当該家族の就労のため、未就学児を幼稚園、保育所等に預ける必要がある場合にその保育に要する経費の支給を行う。 | 70,881 | 67,084 | ▲ 3,797 | 94.64% | 89.6% | A |
| | 12 | (労災就学援護経費) | 労災年金受給者及びその子弟で学校教育法第1条に規定する学校等に在学する場合であって学費の支弁が困難と認められる者に対して労災就学援護費の支給を行う。 | 2,721,509 | 2,672,168 | ▲ 49,341 | 98.19% | 89.9% | A |
| 11 | 13 | 社会復帰促進等事務費(旧社会復帰相談員等設置費) | 社会復帰促進等事業を円滑かつ適正に実施するため各種検討会を実施する。 | 800,469 | 8,410 | ▲ 792,059 | 1.05% | - | A |
| 12 | 14 | 労災ケアサポート事業経費 | 在宅で介護、看護等が必要な労災重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援等を実施する。 | 448,500 | 456,805 | 8,305 | 101.85% | 100.0% | A |
| 13 | 15 | 休業補償特別援護経費 | 労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむをえない事由で受けることができない被災者に対し、休業補償3日相当額を支給する。 | 1,682 | 1,555 | ▲ 127 | 92.45% | 71.7% | A |

社会復帰促進等事業一覧

参考1

(単位:千円)

| 令和元年度PDCA評価番号 | 30年度PDCA評価番号 | 事業名 | 事業概要 | 平成30年度予算額(①) | 令和元年度予算額(②) | 対前年度差引額②-① | 対前年度比②/① | 平成30年度予算執行率 | 平成30年度評価 |
|---------------|--------------|--------------------|--|--------------|-------------|------------|----------|-------------|----------|
| 14 | 16 | 長期家族介護者に対する援護経費 | 要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。 | 37,000 | 34,000 | ▲ 3,000 | 91.89% | 59.5% | C |
| 15 | 統合 | 労災特別介護施設運営費・設置経費 | | | | | | | |
| | 17 | (労災特別介護施設設置費) | 在宅で介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供するための労災特別介護施設の整備・修繕を行う。 | 548,079 | 550,527 | 2,448 | 100.45% | - | A |
| | 18 | (労災特別介護援護経費) | 在宅で介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供する労災特別介護施設の運営を行う。 | 1,932,205 | 1,925,192 | ▲ 7,013 | 99.64% | 100.0% | B |
| 16 | 19 | 労災診療被災労働者援護事業補助事業費 | 労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(公財)労災保険情報センターが行っている当該医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。 | 3,578,536 | 3,054,044 | ▲ 524,492 | 85.34% | 100.0% | A |
| 17 | 20 | 労災援護金等経費 | 労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図るため、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。 | 5,510 | 5,010 | ▲ 500 | 90.93% | - | - |
| 18 | 統合 | 過労死等防止対策推進事業 | | | | | | | |
| | 21 | (過労死等援護事業実施経費) | 「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき策定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援を行うため、被災労働者の遺族の援護の観点から、過労死として認定された労働者の遺児等を対象とした交流会を外部委託により実施する。 | 12,596 | 12,945 | 349 | 102.77% | 77.4% | A |
| | 36 | (過労死等防止対策推進経費) | 「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき策定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ ①過労死等に関する調査研究 ②過労死等を防止することの重要性について国民の関心と理解を深めるための周知・啓発 ③国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」を実施する。 | 257,735 | 243,642 | ▲ 14,093 | 94.53% | 85.4% | A |
| 19 | 統合 | 安全衛生啓発指導等経費 | | | | | | | |
| | 22 | (労働安全衛生等事務費) | 労働安全衛生行政を執行するにあたって必要となる事務補助等に要する経費である。 | 223,665 | 223,209 | ▲ 456 | 99.80% | - | A |

社会復帰促進等事業一覧

参考1

(単位:千円)

| 令和元年度 PDCA 評価番号 | 30年度 PDCA 評価番号 | 事業名 | 事業概要 | 平成30年度 予算額 (①) | 令和元年度 予算額 (②) | 対前年度差引 額 ②-① | 対前年度比 ②/① | 平成30年度予算 執行率 | 平成30年度評価 |
|-----------------------|----------------------|--|--|----------------------|---------------------|--------------------|--------------|-----------------|----------|
| | 24-1 | (安全衛生啓発指導等経費) | 事業者及び労働者の安全衛生意識の普及高揚を図るための表彰等の実施や災害防止活動を効果的に促進させるため指導、安全衛生教育等を行うとともに、効率的に指導を行うため、職員に対する研修、被服等の整備を行う。 | 523,996 | 595,348 | 71,352 | 113.62% | - | A |
| | 24-2 | (安全衛生啓発指導等経費 (技能講習修了証明書発行等一元 管理事業)) | 「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第24条但書に規定する指定機関として、登録教習機関の自主的な情報提供に基づき登録教習機関から技能講習修了者の帳簿を引き受け、これを管理し、労働安全衛生法規則第82条第3項及び第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。 | 119,841 | 122,060 | 2,219 | 101.85% | 86.2% | A |
| | 24-3 | (安全衛生啓発指導等経費 (職場の安全衛生情報の周知・意識 啓蒙事業)) | 事業場が自主的に安全衛生対策に取り組めるよう災害統計や過去の災害やヒヤリハット事例、化学物質等の必要な情報を、「職場のあんぜんサイト」を通じて提供する。また、既に自主的な対応を進めている事業場の参画を得て、安全対策や活動の実例を業種や企業を超えて共有化することにより、事業場の安全意識を高める。 | 52,769 | 53,746 | 977 | 101.85% | 99.5% | A |
| | 45 | (特別安全衛生指導等経費) | 火災、爆発等の重大災害や科学的・技術的に解明が困難な災害等の原因を総合的に調査し同種災害を繰り返さないための防止対策の検討に活用するための調査を行う。 | 45,771 | 46,056 | 285 | 100.62% | - | A |
| | 57 | (安全衛生施設整備費) バイオアッセイ研究センター以外 | 安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うために設置された大阪安全衛生教育センター等について修繕等を行う。 | 206,512 | 740,671 | 534,159 | 358.66% | - | - |
| 20 | 23 | 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進 | 企業等からの申請に基づき、安全衛生水準の高い企業等を客観的な指標で評価・認定し、公表すること等により、企業の安全衛生へのより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業等の情報を求職者等に共有する。本年度は若者等求職者向けの周知(セミナー開催等)に重点を置き実施する。 | 41,711 | 37,071 | ▲ 4,640 | 88.88% | 48.4% | B |
| 21 | 25 | 安全衛生分野における国際化への 的確な対応のための経費 | ASEAN諸国及び日本、中国、韓国の政府機関によるネットワークである「ASEAN-OSHNET+3」や国際労働機関(ILO)の開催する国際会議、セミナー等に参加して、労働安全衛生分野における的確な国際化への対応を図る。 | 8,011 | 8,076 | 65 | 100.81% | - | A |
| 22 | 統合 | 職業病予防対策の推進(東電福島第一原発) | | | | | | | |
| 22 | 26-1 | (職業病予防対策の推進 (緊急作業従事者の被ばく管理対策 等)) | 技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するための総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図る。 東電福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理徹底のため、第一原発の作業届について、被ばく防護措置が適切であるか確認するとともに、立ち入り調査等適切な指導等を実施する。 緊急作業従事者の作業内容、被ばく線量等に関するデータベースの運用を行うとともに、緊急作業に従事した者の健康相談及び保健指導を実施する。また、一定の被ばく線量を超えた離職者等に対する健康診断等を実施する。 | 371,209 | 513,808 | 142,599 | 138.41% | 76.5% | A |

社会復帰促進等事業一覧

参考1

(単位:千円)

| 令和元年度PDCA評価番号 | 30年度PDCA評価番号 | 事業名 | 事業概要 | 平成30年度予算額(①) | 令和元年度予算額(②) | 対前年度差引額②-① | 対前年度比②/① | 平成30年度予算執行率 | 平成30年度評価 |
|---------------|--------------|--|--|--------------|-------------|------------|----------|-------------|----------|
| | 26-2 | (職業病予防対策の推進(東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連情報の国際発信の強化)) | 東電福島第一原発作業員や除染作業員の放射線被ばく状況やその対策について、国際機関等が作成する報告書等では事実誤認や厚生労働省の見解とは相容れない記載が見られるなど、必ずしも正しく認識されていない状況であることから、作業員の放射線被ばく状況やその対策に関する情報を英訳し、厚生労働省の英語版ホームページのほか、世界保健機関(WHO)や国際労働機関(ILO)などの国際機関への情報提供や国連機関の駐在事務所を通じた国際発信等を実施する。 | 16,547 | 16,802 | 255 | 101.54% | 78.1% | A |
| | 26-3 | (職業病予防対策の推進(東電福島第一原発の被ばく線量低減対策の強化)) | 被ばく線量低減に関する専門家によるチームを組織し、効果的な被ばく低減措置の検討及び好事例の収集とその周知を行うとともに、元請事業者が作成する施工計画に対する助言を行う。さらに、元請事業者の施工計画の作成者、作業現場での作業指揮者に対して、被ばく低減措置の実施に係る必要な教育を実施する。 | 40,982 | 41,418 | 436 | 101.06% | 77.1% | A |
| 23 | 統合 | じん肺等対策事業 | | | | | | | |
| | 27 | (じん肺等対策事業) | 不可逆性の疾病であるじん肺に対する適切な診断、治療技術の向上等を図るとともに、石綿業務等有害な業務に従事し退職した労働者等に対して健康管理手帳を交付し、特殊健康診断を実施する。また、石綿含有建築物の解体作業に従事する労働者の石綿による健康被害を生じさせないよう、石綿障害予防規則等に基づき、当該作業にかかる適切な石綿ばく露防止対策の履行を図る。 | 1,597,994 | 2,279,941 | 681,947 | 142.68% | 87.6% | A |
| | 31 | (石綿障害防止総合相談員等設置経費) | 労働者の石綿による健康障害を防止するため、石綿障害防止総合相談員及び石綿届出等点検指導員を設置し、労働者の石綿による健康障害を防止するための相談、石綿含有建築物の解体等についての届出の審査や事業者への指導を行う。 | 326,567 | 0 | ▲ 326,567 | 0.00% | - | A |
| 24 | 28 | 職場における受動喫煙対策事業 | 令和元年度においては、令和2年4月に改正健康増進法が完全施行され、受動喫煙対策が義務化されることを踏まえ、喫煙専用室の設置等に取り組む事業者を支援するため、全労働局に受動喫煙防止対策指導員を配置するとともに、助成金を全体的に充実させている。また、規制の内容や助成金等の支援制度について都道府県労働局を通じたりーフレットの配付や相談支援事業による説明会などを通じて、事業者に対して周知啓発を行っていく。 | 3,077,012 | 3,117,719 | 40,707 | 101.32% | 12.8% | B |
| 25 | 統合 | 職場における化学物質管理促進のための総合対策 | | | | | | | |
| | 29 | (新規化学物質の有害性調査) | 新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察等を実施し、新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図る。 | 76,084 | 76,084 | 0 | 100.00% | - | A |
| | 30 | (職場における化学物質管理の総合対策・化学物質管理の支援体制の整備) | 職場で利用されている化学物質について、発がん性に重点を置いたリスク評価を実施するとともに、事業場における自律的な化学物質管理の推進のため、化学物質管理に関する相談窓口の設置や訪問指導の実施、GHS分類やモデル表示・モデルSDSの作成等により、職場での化学物質管理の支援体制の整備を図る。 | 508,736 | 498,412 | ▲ 10,324 | 97.97% | 84.9% | A |
| | 57 | (安全衛生施設整備費)バイオアッセイ研究センターのみ。 | 化学物質による職業がん対策を進めるためには、化学物質について動物の長期吸入有害性調査を行うことが必要であり、これを我が国で唯一行っている日本バイオアッセイ研究センターの施設整備を行う。 | 160,709 | 627,659 | 466,950 | 390.56% | - | A |
| 26 | 統合 | 産業保健活動総合支援事業 | | | | | | | |

社 会 復 帰 促 進 等 事 業 一 覧

参考1

(単位:千円)

| 令和元 年度 PDCA 評価番 号 | 30年度 PDCA 評価番 号 | 事業名 | 事業概要 | 平成30年度 予算額 (①) | 令和元年度 予算額 (②) | 対前年度差引 額 ②-① | 対前年度比 ②/① | 平成30年度予算 執行率 | 平成30年度評価 |
|-------------------------------|--------------------------|-----------------------------------|---|----------------------|---------------------|--------------------|--------------|-----------------|----------|
| | 32 | (労働衛生指導医設置経費) | 頻発する労働者の職業病を未然に防止し、医学的専門知識をもとにする職業病の原因把握、健康管理等に関する専門的事項について要請に応じ、また必要に応じ事業場に対し指導を行わせるため労働衛生指導医を設置する。 | 2,869 | 2,877 | 8 | 100.28% | - | A |
| | 33 | (産業保健活動総合支援事業) | 労働者の健康確保のため、治療と職業生活の両立支援、ストレスチェック、健康診断やその事後措置等の労働衛生管理について、医師や産業保健スタッフ等への研修の実施、小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等の実施など、事業場の産業保健活動を支援する。 | 4,483,510 | 4,868,602 | 385,092 | 108.59% | 100.3% | A |
| 27 | 34 | 長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化等の取組 | 時間外労働及び休日労働に関する協定について、労働基準監督署における時間外及び休日労働協定届の受理に際し、同協定が限度時間に沿ったものになるよう時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導を行う。 時間外及び休日労働に関する協定(36協定)未届事業場に対し、自主点検、集団や訪問での36協定制度を始めとした労働条件に係る相談指導を実施する事業を行う。 事業主、労務担当者を対象とした過重労働帽子に掛かるセミナーの実施や、労働時間管理適正化についての個別訪問等を行うとともに、過重労働解消用パンフレットを作成し、周知、配布する。 インターネット上の求人情報、書き込み等の監視により、長時間労働、過重労働、賃金不払残業等の情報を収集し、労働局等において対応すべき問題事業場の情報収集事業を行う。 | 2,097,742 | 2,574,739 | 476,997 | 122.74% | 43.8% | A |
| 28 | 35 | 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化 | 若者の「使い捨て」が疑われる企業やいわゆる「ブラックバイト」への対応策として、以下の事業を実施。 ①「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業 夜間・休日に労働基準法などに関して無料で電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ほっとライン」を設置する。 ②労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業 労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件相談ポータルサイトを厚生労働省ホームページに設置し、労働者等に対する情報発信を行う。 ③大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業 大学・高校等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の情報発信を行う。 ④労働法教育に関する調査研究事業 これまでに本事業で作成した指導者用資料の活用にかかるセミナーを全国で開催する。 | 409,585 | 660,380 | 250,795 | 161.23% | 87.0% | A |
| 29 | 37 | メンタルヘルス対策等事業 | メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。 | 134,476 | 144,802 | 10,326 | 107.68% | 55.2% | A |
| 30 | 38 | 治療と職業生活の両立等の支援手法の開発 | 「事業場における治療と仕事の両立支援のガイドライン」(平成31年3月改定)に基づく、ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」等による治療と職業生活の両立支援の取組の普及を図る。 | 94,718 | 128,673 | 33,955 | 135.85% | 100.5% | A |
| 31 | 39 | 新規起業事業場対策 | 新規起業事業場等に対する適正な職場環境形成のための支援等として、新規起業事業場に対し、基本的な労務管理や安全衛生管理についてのセミナーや専門家による指導・助言等を行う新規起業事業場環境整備事業を実施する。また、新規起業事業場に対して労働関係法令を広く周知するポータルサイト「スタートアップ労働条件」を設置するとともに、WEB上で、事業場が労務管理や安全衛生管理上のポイントについての診断を受けられるサービス等を実施する。 | 112,017 | 131,587 | 19,570 | 117.47% | 119.1% | A |
| 32 | 統合 | 職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費 | | | | | | | |

社 会 復 帰 促 進 等 事 業 一 覧

参考1

(単位:千円)

| 令和元 年度 PDCA 評価番 号 | 30年度 PDCA 評価番 号 | 事業名 | 事業概要 | 平成30年度 予算額 (①) | 令和元年度 予算額 (②) | 対前年度差引 額 ②-① | 対前年度比 ②/① | 平成30年度予算 執行率 | 平成30年度評価 |
|-------------------------------|--------------------------|-------------------------|--|----------------------|---------------------|--------------------|--------------|-----------------|----------|
| | 40 | 働きやすい職場環境形成事業 | 労使が具体的な取組を行うにあたってのノウハウを提供する等、職場のハラスメントの予防・解決に向けた周知・広報及び労使への支援策の充実を図る。 | 120,366 | 329,842 | 209,476 | 274.03% | 88.0% | A |
| | 58 | (雇用均等指導員(均等担当)の設置) | セクシュアルハラスメント等に関する事項は、雇用環境・均等部(室)の相談や是正指導の中で最も多くを占めており、特に通院もしくはそれに相当する精神状態と思われる労働者からのセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメントに係る相談に対応するため、雇用均等指導員(均等担当)を配置し、精神障害の発症及び再発を防止する。 | 49,511 | 73,733 | 24,222 | 148.92% | - | A |
| | 60 | (短時間労働者健康管理啓発指導経費) | パートタイム・有期雇用労働者に対する健康診断等についてパートタイム・有期雇用労働者を雇用する事業主に対して啓発指導を行うことにより、パートタイム・有期雇用労働者の健康管理を推進する。 | 6,459 | 4,581 | ▲ 1,878 | 70.92% | - | A |
| 33 | 41 | 建設業等における労働災害防止対策費 | 建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害の約4割を占める状況が続いており、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及率が依然約31%に留まっていることから、引き続き安全な足場の一層の普及を図る。 東日本大震災及び熊本地震に係る復旧・復興工事については、短期間のうちに大量に行われ、多数の中小事業者が参入していることから、労働災害の発生が危惧されるため、中小事業者を重点対象として、岩手県、宮城県、福島県、熊本県に安全衛生対策の拠点を設置し、安全専門家による巡回指導等の復旧・復興工事における安全衛生確保を支援するための事業を実施する。 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、首都圏で増加する建設工事における労働災害を防止するため、安全専門家による巡回指導、新規入職者や管理者等に対する安全衛生教育を実施する。 建設現場において労働者と同様な作業に従事する一人親方等の安全衛生確保のため、一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する研修会や建設現場における技術指導を通じ、一人親方等に対して安全衛生に関する知識習得等を支援する。 建設現場において、近年急速に増加している外国人労働者を対象とした安全衛生教育用教材を作成し、外国人労働者が理解できる方法による安全衛生教育支援を実施する。 | 421,801 | 530,467 | 108,666 | 125.76% | 86.9% | A |
| 34 | 統合 | 第三次産業等労働災害防止対策支援事業 | | | | | | | |
| | 42 | (荷役作業における労働災害防止対策事業) | 荷役作業時における労働災害防止のため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・普及を図ることにより、荷主に対し安全な作業環境を提供する設備の設置を促進する。 | 31,117 | 5,532 | ▲ 25,585 | 17.78% | 98.9% | A |
| | 56 | 第三次産業労働災害防止対策支援事業 | 第13次労働災害防止計画に基づき、腰痛による労働災害が多発している介護施設及び医療保健施設を対象に腰痛予防教育・対策の講習会を実施するとともに、新たに、陸上貨物運送事業を対象として講習会を実施する。 また、小売業等の第三次産業における労働災害を防止するため、経営トップ(多店舗展開企業等)を対象としたトップセミナー、事業場の安全管理を担当する安全推進者を対象とする研修のモデルテキスト等の作成、リスクアセスメントの導入促進マニュアルの作成を行う。 さらに、昨今増加している外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材を作成し、多言語に翻訳する。 | 108,783 | 636,904 | 528,121 | 585.48% | 68.7% | A |
| 35 | 43 | 林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業 | 林業における振動障害防止対策の充実を図るため、チェーンソー取扱作業指導員を設置し、林業の作業現場等を巡回し、直接、作業仕組改善事例、振動障害防止に係るガイドブック等を用いチェーンソー取扱作業指針の周知徹底、振動障害の防止に係る知識の普及、林業振動障害防止対策会議の構成員としての職務等を行うとともに、林業における労働災害の多くを占める伐木等作業について、安全対策に係る作業方法を整理し、マニュアルを作成し、同マニュアルを用いて事業場の安全担当者を対象とする講習会を実施する。 | 5,751 | 26,249 | 20,498 | 456.42% | - | B(P) |

社会復帰促進等事業一覧

参考1

(単位:千円)

| 令和元年度PDCA評価番号 | 30年度PDCA評価番号 | 事業名 | 事業概要 | 平成30年度予算額(①) | 令和元年度予算額(②) | 対前年度差引額②-① | 対前年度比②/① | 平成30年度予算執行率 | 平成30年度評価 |
|---------------|--------------|--------------------------|---|--------------|-------------|------------|----------|-------------|----------|
| 36 | 44 | 機械等の災害防止対策費 | 本省、労働局及び労働基準監督署による機械設置届等に係る審査及び実地調査、担当職員の養成等を行う。 経年劣化した設備による労働災害防止対策を確立するための必要な検討を行う。 自走自律制御機械の安全性を確保するため、関係事業者等に対する実態調査を行い、その結果を踏まえ、実証試験のプロトコルの策定に当たって留意すべき事項等を取りまとめる。 最新の基準への適用が猶予されている既存の不適合機械等の更新を支援するため、必要となる経費の一部を補助する(間接補助金)。 | 101,159 | 505,930 | 404,771 | 500.13% | 89.3% | A |
| 37 | 46 | 特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 | 外国人労働者労働条件相談員、派遣労働者専門指導員を配置し、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や指導を行う。 特定分野の労働者の労働災害防止のためのパンフレット作成し、ホームページへの掲載等を行う。 介護事業場における就労環境に即した労務管理の確立、労働災害防止対策の推進を図るため、セミナー及び個別指導を行う。 | 226,547 | 466,149 | 239,602 | 205.76% | 99.8% | A |
| 38 | 47 | 自主点検方式による特別監督指導の機能強化 | 労働安全衛生管理等に係る自主点検表の作成・印刷の上、事業主に配布し、これを回収することにより、事業主に自主的な改善を図らせる。 | 5,185 | 5,185 | 0 | 100.00% | - | A |
| 39 | 48 | 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 | ①平成30年度に策定したガイドラインを荷主・トラック運送事業者に対して周知するためのセミナーを全国で実施するとともに、②平成30年度に作成した周知用コンテンツやガイドライン等をまとめたポータルサイトを開設し、改善ハンドブックをweb上の自己診断ツールとして再整備するなど、一層の周知を図ることとする。 | 96,701 | 71,172 | ▲ 25,529 | 73.60% | 109.9% | A |
| 40 | 49 | 家内労働安全衛生管理費 | 家内労働者の災害防止及び職業性疾病の予防を図るため、家内労働者の安全衛生管理体制の確立を図る。 | 30,310 | 29,991 | ▲ 319 | 98.95% | 99.5% | A |
| 41 | 統合 | 女性就業支援・母性健康管理等対策費 | | | | | | | |
| | 50 | (女性労働者健康管理等対策費) | 女性労働者の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加していることから、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性健康管理を推進する。 | 44,155 | 44,603 | 448 | 101.01% | 86.5% | A |
| | 59 | (女性就業支援全国展開事業) | 全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等、女性関連施設等を支援する事業を実施する。 | 46,888 | 48,110 | 1,222 | 102.61% | 86.8% | A |
| | 62 | (雇用均等行政情報化推進経費) | 企業における男女労働者の取扱い、育児・介護休業の状況等に係る事業場の基本情報についてデータベース管理を行うことにより、雇用均等行政の効率化及び相談・指導業務の高度化を図る。 | 53,447 | 27,388 | ▲ 26,059 | 51.24% | - | A |
| 42 | 51 | 外国人技能実習機構交付金 | 技能実習法に基づき外国人技能実習機構が監理団体・実習実施者に対して実地検査(安全衛生に関するもの)等を実施するための経費 | 766,040 | 1,307,210 | 541,170 | 170.65% | 100.0% | B |

社会復帰促進等事業一覧

参考1

(単位:千円)

| 令和元年度PDCA評価番号 | 30年度PDCA評価番号 | 事業名 | 事業概要 | 平成30年度予算額(①) | 令和元年度予算額(②) | 対前年度差引額②-① | 対前年度比②/① | 平成30年度予算執行率 | 平成30年度評価 |
|---------------|--------------|-------------------------------------|--|--------------|-------------|------------|----------|-------------|----------|
| 43 | 52 | 労働基準行政関係相談業務に係るコールセンターの設置・運営事業 | コールセンターを設置し、電話相談件数や適用事業場数が多いなど業務繁忙になっている労働基準監督署に入電した電話について、コールセンターで一元的に対応する。 | 797,919 | 729,398 | ▲ 68,521 | 91.41% | 45.9% | A |
| 44 | 53 | 労働安全衛生融資資金利子補給費等経費 | 資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に職場改善機器等の導入資金として、長期かつ低利で融資を行っていた事業(平成13年度以降、新規の融資は廃止)であり、現在は、残存する債権の管理・回収業務、借入の償還業務を行う。 | 77,149 | 24,264 | ▲ 52,885 | 31.45% | 100.0% | A |
| 45 | 54 | 労働災害防止対策費補助金経費 | 労働環境の急激な変化により多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。法律に基づき設立された各種労働災害防止協会が実施する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行う。 | 1,747,881 | 1,926,755 | 178,874 | 110.23% | 100.0% | A |
| 46 | 55 | 産業医学振興経費 | 過重労働による過労死・過労自殺が深刻化しており、法令に基づき事業場において労働者の健康確保を担う「企業のホームドクター」である産業医の活動が強く求められている。そのため、メンタルヘルス等高度な専門性を持った産業医の育成が急務であり、産業医の養成、産業医学の水準向上に専門に取り組んでいる産業医科大学への助成や、産業医の資質向上研修に対して助成する。 | 5,599,114 | 5,674,349 | 75,235 | 101.34% | 98.7% | B |
| 47 | 61 | 就労条件総合調査費 | 主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにする。 | 18,860 | 19,228 | 368 | 101.95% | - | A |
| 48 | 63 | 未払賃金立替払事務実施費 | 企業倒産により退職を余儀なくされた労働者に未払賃金の一部を政府が立替払する未払賃金立替払事業に必要な原資の補助及び行政経費である。 | 7,125,887 | 7,019,023 | ▲ 106,864 | 98.50% | 97.9% | 次回 |
| 49 | 64-1 | 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し | 「働き方改革」に取り組む中小企業事業主等への支援事業を実施するとともに、労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。 | 5,307,141 | 11,346,948 | 6,039,807 | 213.81% | 41.9% | B |
| 50 | 64-2 | テレワーク普及促進等対策 | 2020年には、テレワーク導入企業を平成24年度比で3倍、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を平成28年度比で倍増等の政府目標に向け、適正な労務管理下でのテレワークの普及・促進に取り組む。 | 519,155 | 359,871 | ▲ 159,284 | 69.32% | 53.1% | A |
| 51 | 64-3 | 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組 | 厳しい勤務環境に置かれている医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組を推進する。 | 585,777 | 603,869 | 18,092 | 103.09% | 84.8% | A |
| 52 | 65 | 中小企業退職金共済事業経費 | 中小企業における退職金制度確立に向けて中小企業退職金共済制度への新規加入を促進するため、独立行政法人勤労者退職金共済機構に対して、事業主に対する掛金負担軽減措置に要する費用の補助を行うとともに、中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行う。 | 2,180,947 | 2,298,337 | 117,390 | 105.38% | 95.0% | A |
| - | 66 | 勤労者財産形成促進事業に必要な経費 | 勤労者の貯蓄、持家取得といった資産形成のための自助努力に対し、国及び事業主が支援する制度であり、事業主及び勤労者に対する制度の周知等を実施する。 | 310 | 0 | ▲ 310 | 0.00% | - | A |
| 53 | 統合 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費 | | 160,815 | 243,693 | 82,878 | 151.54% | - | |

社会復帰促進等事業一覧

参考1

(単位:千円)

| 令和元年度 PDCA 評価番号 | 30年度 PDCA 評価番号 | 事業名 | 事業概要 | 平成30年度 予算額 (①) | 令和元年度 予算額 (②) | 対前年度差引 額 ②-① | 対前年度比 ②/① | 平成30年度予算 執行率 | 平成30年度評価 |
|-----------------------|----------------------|------------------------------|---|----------------------|---------------------|--------------------|--------------|-----------------|----------|
| | 67 | 独立行政法人労働政策研究・研修 機構運営費 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構において、労働に関する事務に従事する者に対する研修を行うために必要な経費である。 | 106,820 | 106,660 | ▲ 160 | 99.85% | 100.0% | 次回 |
| | 68 | (独立行政法人労働政策研究・研修 機構施設整備費) | 独立行政法人労働政策研究・研修機構が施行する施設整備のための経費である。 | 53,995 | 137,033 | 83,038 | 253.79% | 99.9% | 次回 |
| 54 | 69 | 個別労働紛争対策費 | 個別労働関係紛争の解決・促進を図るため、以下の事業を実施する。 ①総合労働相談窓口の運営 ②個別労働関係紛争の自主的解決の援助 ③都道府県労働局長による紛争解決の援助 ④いじめ・嫌がらせ等困難事案に係る相談体制の充実 | 1,087,918 | 1,476,475 | 388,557 | 135.72% | 95.0% | A |
| 55 | 70 | 雇用労働相談センター設置・運営経 費 | 国家戦略特別区域に雇用労働相談センターを設置し、新規開業直後の企業、グローバル企業等に対する相談等の援助を的確に実施することにより、労使間の紛争が生じることなく事業展開することを容易にするとともに、過重労働による健康障害防止や長時間労働の抑制、労働災害発生防止、雇用の安定等を図る。 | 390,511 | 398,277 | 7,766 | 101.99% | 78.8% | A |

事業評価の過去5年間の推移

参考2

| 30年度 事業番号 | 事業名 | 30年度事 業評価 | 29年度事 業評価 | 28年度事 業評価 | 27年度事 業評価 | 26年度事 業評価 | 備考 |
|--------------|--|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----|
| 1 | 外科後処置費 | A | A | A | A | A | |
| 2 | 義肢等補装具支給経費 | A | A | A | A | A | |
| 3 | 特殊疾病アフターケア実施費 | A | A | A | A | A | |
| 4 | 社会復帰特別対策援護経費 | A | A | A | A | A | |
| 5 | 障害者職業能力開発校施設整備費 | 次回 | A | A | A | B | |
| 6 | CO中毒患者に係る特別対策事業経費 | A | A | A | A | A | |
| 7-1 | 独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (労災病院の運営) | 次回 | A | A | A | C | |
| 7-2 | 独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (医療リハビリテーションセンターの運営) | 次回 | A | A | A | C | |
| 7-3 | 独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (総合せき損センターの運営) | 次回 | A | A | A | A | |
| 7-4 | 独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (産業殉職者慰霊事業) | 次回 | A | A | A | A | |
| 7-5 | 独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (治療就労両立支援センターの運営) | 次回 | A | A | A | A | |
| 7-6 | 独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (労働安全衛生総合研究所の運営) | 次回 | A | A | A | A | |
| 7-7 | 独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (日本バイオアッセイ研究センターの運営) | 次回 | A | A | A | A | |
| 8 | 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 | 次回 | A | A | A | A | |
| 9 | 労災疾病臨床研究補助金事業 | B | A | A | A | A | |
| 10 | 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置 法に基づく介護料支給費 | A | A | A | A | A | |
| 11 | 労災就労保育援護経費 | A | A | A | A | A | |
| 12 | 労災就学援護経費 | A | A | A | A | A | |
| 13 | 社会復帰相談員等設置費 | A | A | A | A | A | |
| 14 | 労災ケアサポート事業経費 | A | A | A | A | C | |
| 15 | 休業補償特別援護経費 | A | A | A | A | A | |
| 16 | 長期家族介護者に対する援護経費 | C | C | A | C | C | |
| 17 | 労災特別介護施設設置費 | A | B | B | A | C | |
| 18 | 労災特別介護援護経費 | B | B | B | B | B | |
| 19 | 労災診療被災労働者援護事業補助事業費 | A | A | A | A | A | |

| 30年度 事業番号 | 事業名 | 30年度事 業評価 | 29年度事 業評価 | 28年度事 業評価 | 27年度事 業評価 | 26年度事 業評価 | 備考 |
|--------------|--|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----|
| 20 | 労災援護金等経費 | - | - | A | A | A | |
| 21 | 過労死等援護事業実施経費 | A | A | B | - | - | |
| 22 | 労働安全衛生等事務費 | A | A | A | A | A | |
| 23 | 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進 | B | C | A | A | A | |
| 24-1 | 安全衛生啓発指導等経費 | A | A | A | B | A | |
| 24-2 | 安全衛生啓発指導等経費 (技能講習修了証明書発行等一元管理事業) | A | A | A | A | A | |
| 24-3 | 安全衛生啓発指導等経費 (職場の安全衛生情報の周知・意識啓発事業) | A | A | A | A | - | |
| 25 | 安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費 | A | A | A | A | A | |
| 26-1 | 職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理対策等) | A | B | A | A | A | |
| 26-2 | 職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連情報の国際発信の強化) | A | A | A | A | A | |
| 26-3 | 職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発の被ばく線量低減対策の強化) | A | A | A | - | - | |
| 27 | じん肺等対策事業 | A | A | A | A | A | |
| 28 | 職場における受動喫煙対策事業 | B | B | B | B | A | |
| 29 | 新規化学物質の有害性調査試験 | A | A | A | A | A | |
| 30 | 職場における化学物質管理の総合対策・化学物質管理の支援体制の整備 | A | A | A | A | A | |
| 31 | 石綿障害防止総合相談員等設置経費 | A | A | A | A | A | |
| 32 | 労働衛生指導医設置経費 | A | A | A | A | A | |
| 33 | 産業保健活動総合支援事業 | A | A | A | A | A | |
| 34 | 長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化等の取組 | A | A | A | A | A | |
| 35 | 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化 | A | A | B | A | B | |
| 36 | 過労死等防止対策推進経費 | A | C | A | B | - | |
| 37 | メンタルヘルス対策等事業 | A | B | A | A | A | |
| 38 | 治療と職業生活の両立等の支援手法の開発 | A | A | A | B | A | |
| 39 | 新規起業事業場対策 | A | A | B | A | A | |
| 40 | 働きやすい職場環境形成事業 | A | A | B | B | A | |
| 41 | 建設業等における労働災害防止対策費 | A | B | B | B | A | |

| 30年度 事業番号 | 事業名 | 30年度事 業評価 | 29年度事 業評価 | 28年度事 業評価 | 27年度事 業評価 | 26年度事 業評価 | 備考 |
|--------------|--|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----|
| 42 | 荷役作業における労働災害防止対策経費 | A | A | B | B | A | |
| 43 | 林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業 | B(P) | A | A | A | A | |
| 44 | 機械等の災害防止対策費 | A | A | A | A | A | |
| 45 | 特別安全衛生指導等経費 | A | A | A | A | A | |
| 46 | 特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 | A | A | A | A | A | |
| 47 | 自主点検方式による特別監督指導の機能強化 | A | C | A | A | A | |
| 48 | 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 | A | A | A | A | A | |
| - | 未熟練労働者に対する安全衛生教育の推進のための経費 | - | A | A | B | - | |
| 49 | 家内労働安全衛生管理費 | A | A | A | A | A | |
| 50 | 女性労働者健康管理等対策費 | A | A | A | A | A | |
| 51 | 外国人技能実習機構に対する交付金 | B | A | - | - | - | |
| 52 | 労働基準行政関係相談業務に係るコールセンターの設置・運営事業 (旧:労働条件・安全衛生確保関係相談業務の外部委託化経費) | A | A | A | - | - | |
| - | 技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施のための経費 | A | A | C | C | C | |
| 53 | 労働安全衛生融資資金利子補給費等経費 | A | A | A | A | A | |
| 54 | 労働災害防止対策費補助金経費 | A | A | A | A | A | |
| 55 | 産業医学振興経費 | B | A | A | B | A | |
| 56 | 第三次産業労働災害防止対策支援事業 | A | A | A | B | A | |
| 57 | 安全衛生施設整備費 | A | A | A | A | A | |
| 58 | 雇用均等指導員(均等担当)の設置 | A | A | A | A | A | |
| 59 | 女性就業支援全国展開事業 | A | A | A | A | A | |
| 60 | 短時間労働者健康管理啓発指導経費 | A | A | A | A | A | |
| 61 | 就労条件総合調査費 | A | A | B | A | A | |
| 62 | 雇用均等行政情報化推進経費 | A | A | A | A | C | |
| 63 | 未払賃金立替払事務実施費 | 次回 | A | A | A | A | |
| 64-1 | 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し) | B | B | B | B | B | |

| 30年度 事業番号 | 事業名 | 30年度事 業評価 | 29年度事 業評価 | 28年度事 業評価 | 27年度事 業評価 | 26年度事 業評価 | 備考 |
|--------------|--|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----|
| 64-2 | 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (テレワーク普及促進等対策) | A | B | A | B | B | |
| 64-3 | 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (医療労働者の確保・定着に向けた職場環境改善のための取組) | A | A | A | A | A | |
| 65 | 中小企業退職金共済事業経費 | A | A | A | A | A | |
| 66 | 勤労者財産形成促進事業に必要な経費 | — | — | — | — | — | |
| 67 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費 | 次回 | A | A | A | A | |
| 68 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費 | 次回 | A | A | A | A | |
| 69 | 個別労働紛争対策費 | A | A | A | A | A | |
| 70 | 雇用労働相談センター設置・運営経費 | A | A | A | A | B | |

令和元年度厚生労働省予算案の主要事項(抜粋)

Ⅲ 主 要 事 項

第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進

働き方改革を着実に実行するため、中小企業・小規模事業者に対する支援を拡充するとともに、長時間労働の是正、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、柔軟な働き方がしやすい環境整備などにより、労働環境の整備を実施する。また、ICTの導入を支援するなどして、医療・介護・福祉分野等の生産性向上の推進を図る。

1 働き方改革・生産性の向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援等 1,245億円(967億円)

(1) 「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ型の相談支援、商工会議所・商工会等での出張相談、中小企業・小規模事業者に対する個別相談等の機能・体制の強化 76億円(15億円)

「働き方改革推進支援センター」において、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和等について、労務管理等の専門家によるワンストップ型の相談支援や助成金の活用方法等に関するセミナー等を実施するほか、商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・市区町村等での出張相談、中小企業・小規模事業者に対する個別相談等の機能・体制の強化を図る。

(2) 働き方改革に係る国の支援策の全国的な周知・広報【一部新規】

3億円(18百万円)

「働き方改革関連法」の施行に向けて、中小企業・小規模事業者が「働き方改革」によって何が変わるのか等を理解するため、国が実施する支援策についてメディア等を活用した全国的な周知広報を実施し、労働法制の考え方や働き方改革に取り組むための改善事例等について広く周知・啓発を行う。

(3) 時間外労働の上限設定、勤務間インターバルの導入、最低賃金・賃金の引上げ、非正規雇用労働者の処遇改善等の実現に向けた生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への助成金の拡充等 (一部後掲・34、35、37ページ参照)

1,129億円(921億円)

時間外労働の削減等に向けて、生産性の向上を図ること等により、時間外労働の上

限設定等を行う中小企業・小規模事業者を支援する。

生産性の向上に資する設備投資等への助成について、最低賃金引上げへの対応に取り組む中小企業・小規模事業者を支援する。

引き続き、非正規雇用労働者の処遇改善、人事評価制度や賃金制度の整備・実施による生産性向上、賃金アップ等の実現及び生産性向上に資する設備等への投資により雇用管理改善を図る事業主に対する助成を行う。

2 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備 434億円(290億円)

(1) 長時間労働の是正

340億円(218億円)

① 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援（一部再掲・32ページ参照） 145億円(56億円)

中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。

時間外労働の上限規制への対応に向けて、弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、「働き方改革推進支援センター」において、関係機関と連携を図りつつ、専門家による個別相談支援や電話相談等を実施する。

② 業種ごとの勤務環境の改善等（一部後掲・38ページ参照）

148億円(107億円)

働き方改革実行計画において、医師については時間外労働規制の対象となることから、医師の長時間労働是正に向け、タスク・シフティング等の勤務環境改善の先進的な取組を行う医療機関に補助を行うとともに、医療関係団体による好事例の普及等を支援する。また、医師の働き方改革に向けた地域リーダーの育成や病院長向けの研修を実施するほか、「医療勤務環境改善支援センター」において、労務管理等の専門家による医療機関の訪問支援等を行う。さらに、適切な医療のかかり方について国民の理解を促進するため、ウェブサイトの構築等効果的な周知啓発を行う。

自動車運送事業について、時間外労働の削減のための助成や労働者の運転免許取得のための職業訓練等の支援を行う。また、トラック運送事業については、荷主とトラック運送事業者の協働による労働時間の短縮や、労働時間の改善に関するポータルサイトの開設等に取り組む。

建設業については、時間外労働の上限規制に対応するための助成金の活用を促進

するなど、長時間労働の是正、人材確保、安全衛生対策の推進等に向けた支援を行う。

情報サービス業（IT 業界）については、業界団体等と連携し個別訪問によるコンサルティングを実施するなど、長時間労働対策を推進する。

③ 勤務間インターバル制度の導入促進【一部新規】 16 億円（15 億円）

勤務間インターバル制度について、業種別導入マニュアルを作成するほか、中小企業が活用できる助成金制度や制度導入に係る好事例の周知等を通じて、普及促進を図る。

④ 長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等 33 億円（26 億円）

都道府県労働局及び労働基準監督署に配置している時間外及び休日労働協定点検指導員を増員することにより、労働条件等の相談や助言指導体制を充実させるとともに、労働基準監督官 OB を活用すること等により、労働基準監督機関の監督指導体制の強化を図る。

時間外及び休日労働協定（36 協定）未届事業場に対し、民間事業者を活用し、自主点検を実施した上で、36 協定制度を始めとした労働条件に係る集団や訪問による相談指導等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等により、適法な 36 協定の締結に向けたきめ細やかな相談支援を実施する。

新規起業事業場に対し、労務管理等に係る知識付与のためのセミナー等を行う。

⑤ 過労死等の防止【一部新規】（一部再掲・32、33 ページ、③、④参照）（一部後掲・⑥、36、38 ページ参照） 268 億円（153 億円）

過労死等の防止のための対策に関する大綱に基づき、過労死等に関する調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援など、過労死等防止対策の一層の推進を図る。

⑥ 年次有給休暇の取得促進等による働き方・休み方改革の推進【一部新規】 2.8 億円（2.5 億円）

改正労働基準法の周知とともに、年次有給休暇の取得促進に向けて、例年 10 月に実施される「年次有給休暇取得促進期間」に加え、年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行う。

地域のイベントなどの特性を活かした取組を進める。

学校休業日の分散化（キッズウィーク）に合わせて中小企業においても年次有給休暇が取得できるよう取り組むなど、休み方改革を推進する。

仕事と不妊治療との両立を支援するための休暇制度等の環境整備に向けたマニュアル、パンフレットを作成し、周知啓発を行う。

(2) 健康に働くことができる職場環境の整備

50億円(46億円)

産業保健総合支援センターにおける中小企業・小規模事業者への訪問支援等の拡充、産業医等の産業保健関係者や事業者向け研修の充実等により、中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援する。

中小企業・小規模事業者に対する助成等の支援により、ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策の取組の推進を図る。

(3) 総合的なハラスメント対策の推進

40億円(27億円)

① 職場におけるハラスメント撲滅対策の集中実施【一部新規】

10億円(5.1億円)

セクハラ、パワハラ等の職場のハラスメント撲滅に向けて、「ハラスメント撲滅月間」を設定し、事業主向け説明会の開催やシンポジウムの開催等による集中的な周知啓発を実施する。ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に迅速に対応するため、都道府県労働局の相談体制を強化するほか、平日の夜間や休日にも対応するフリーダイヤルやメールによる相談窓口を設置する。

中小企業を対象としたセミナーや専門家による個別企業の訪問等により、企業のハラスメント防止対策への取組支援を行う。

② 早期の紛争解決に向けた体制整備等

30億円(22億円)

パワーハラスメントをはじめとしたあらゆる労働問題に関してワンストップで対応するため、全国の総合労働相談コーナーにおける相談体制の整備を図るとともに、紛争調整委員会によるあっせんの迅速な対応等により、個別労働紛争の早期の解決を促進する。

(4) 労働者が安全に働くことができる環境の整備

112億円(93億円)

① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進【一部新規】

99億円(82億円)

労働災害が増加傾向にある第三次産業等について、安全推進者の配置やリスクアセスメントの普及の促進等を通じて企業の自主的な安全衛生活動の取組、転倒災害防止対策や介護労働者の腰痛予防対策の促進を図る。

墜落・転落災害防止対策の充実強化に向けた検討など建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の大会施設の建設工事や首都圏で増加する各種建設工事における安全衛生対策の徹底を図る。

製造業については、施設の老朽化等による労働災害に対応した安全対策及び技術

革新に対応した機械等の安全対策の推進を図る。さらに、構造規格の改正時に最新の規格への適用が猶予されている既存の機械等の更新を促進するための支援を行う。

伐木作業等に係る安全対策の充実など林業における労働災害防止対策の促進を図る。

② 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本計画に基づく施策の推進 2. 8億円(2.2億円)

中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援、一人親方等への労災保険特別加入制度の周知広報など、建設工事従事者の安全及び健康確保対策の推進を図る。

③ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底 13億円(10億円)

化学物質に関するラベル表示の徹底、安全データシート(SDS)の交付の徹底、これらを踏まえたリスクアセスメントの実施を促す「ラベルでアクション」を推進する。また、小規模事業場等への相談窓口の設置、実践的な指導・援助等を行う。

建築物の解体等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿の使用の有無の調査(事前調査)を徹底するなど施策の充実を図る。

3 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 1,083億円(828億円)

(2) 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等 1,007億円(811億円)

① 同一労働同一賃金の実現など非正規雇用労働者の処遇改善に向けた企業支援 1,005億円(809億円)

非正規雇用労働者の正社員転換や正社員と共通の賃金規定・諸手当制度を新たに定めるなど処遇改善に取り組んだ事業主に対して、引き続きキャリアアップ助成金による支援等を行う。

4 医療従事者の働き方改革の推進 15億円(6.9億円)

(3) 「医療勤務環境改善支援センター」による医療機関の訪問支援 6億円(5.9億円)

「医療勤務環境改善支援センター」において、労務管理等の専門家による医療機関の訪問支援等を行う。

5 柔軟な働き方がしやすい環境整備

8億円(7.5億円)

(1) 雇用型テレワークの導入支援

5.9億円(5.7億円)

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知を図るとともに、テレワーク相談センターの設置、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を行い、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図る。

6 治療と仕事の両立支援

34億円(27億円)

(1) 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進

18億円(14億円)

労働者が治療と仕事を両立できる環境を整備するため、平成28年2月策定の「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の普及啓発など、両立支援の導入・拡充に向けて一般国民を含めた周知・啓発を推進する。

企業における治療と仕事の両立を図るための制度の導入に対して助成金による支援を行う。

(2) トライアングル型サポート体制の構築【一部新規】

32億円(27億円)

主治医と会社の連携の中核となり、患者に寄り添いながら、個々の患者ごとの治療と仕事の両立に向けた支援を行う両立支援コーディネーターを育成・配置する。

主治医、会社、産業医が効果的に連携するためのマニュアルの作成・普及を行う。
がん、難病、脳卒中、肝疾患等について、疾患ごとの治療方法や症状の特徴、両立支援に当たっての留意事項を示した企業向けの疾患別サポートマニュアル等の作成・普及を行う。

第2 人材投資の強化や女性、高齢者、障害者等の多様な人材の活躍促進

全ての人材がその能力を存分に発揮できる社会や個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、リカレント教育をはじめとした人材育成の強化、女性・若者・高齢者・障害者等の就労支援等を実施する。また、人手不足解消に向けて人材確保支援の総合的な推進を図るとともに、外国人材受入れのための環境を整備する。

5 若者・就職氷河期世代に対する就労支援等

176億円(172億円)

- (1) 「学卒全員正社員就職」に向けた大学等と連携した就職支援の強化【一部新規】
84億円(82億円)

「学卒者全員正社員就職」実現に向けて、大学等との連携強化により支援対象者の確実な把握を行い、特別支援チーム等を活用した新規学卒者等の支援対象者に対する就職実現までの一貫した支援の強化を図る。

- (2) 就職氷河期世代を含む不安定就労者への支援【一部新規】(一部後掲・49ページ参照)
46億円(47億円)

いわゆる就職氷河期に就職時期を迎えた不安定就労者等に対し、職業訓練の実施や雇い入れた事業主に対する助成を行うとともに、ハローワークにおける担当者制によるきめ細かな職業相談等を実施する。

就職氷河期世代等の無業者を対象に地域若者サポートステーションの就労支援と自治体等の福祉支援をワンストップ型で継続的な提供を可能とする体制の整備や支援の充実を図るモデル事業を創設する。

- (3) 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応 6.6億円(4.1億円)

常設のフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」や、労働条件に関する悩みの解消に役立つ労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を引き続き運営する。
これまでに作成した高校生、大学生等の若い労働者にかかる指導用教材を活用した

労働法教育の実施方法に関するセミナーを開催するとともに、労働法教育やブラックバイト対策の必要性等にかかるシンポジウムを開催する。

ハローワークや職業紹介事業者等の全ての求人を対象に、一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者等の求人を受理しないことを可能とするなどの職業安定法改正法の円滑な施行に向けて、事業主や労働者等へ周知する。

8 外国人材受入れの環境整備等

108億円(57億円)

(1) 新たな在留資格により受け入れる外国人材の雇用管理体制の整備【新規】

8.1億円

新たな在留資格により外国人材を受け入れるにあたり、適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問により雇用管理状況の確認、改善のための助言・指導等を行うとともに、外国人雇用状況届出の適正な履行を確保するための体制を整備する。

(2) 外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の強化 13億円(1.8億円)

外国人労働者に係る労働相談体制の強化を図るとともに、外国人労働者が容易に理解できる視聴覚教材等の作成により、労働災害防止対策を推進する。

(3) 高度外国人材の受入れの強化 19百万円(18百万円)

企業のイノベーションに結びつく高度 IT 人材を積極的に確保するため、海外現地において日本の求人情報等を活用したマッチング支援の在り方を具体的に検討する。

(4) 外国人留学生等の就職支援【一部新規】 16億円(13億円)

① 外国人留学生等に対する相談支援体制の強化 7.9億円(7.1億円)

外国人留学生等と企業とのマッチングの機会を設けるため、ハローワークの外国人雇用サービスセンター等の増設など、相談体制の強化を図る。

② 外国人就労・定着支援研修の実施 7.8億円(5.5億円)

外国人就労・定着支援研修事業において、日本企業に就職する外国人留学生等の職場定着を促進するため、敬語などの実践的な日本語コミュニケーション能力の習得等を支援する研修等を実施する。

(5) 定住外国人等に対する就職支援 15億円(13億円)

① 日系人及びその子弟を含む、定住外国人等に向けた職業相談の実施

7. 3億円（7. 5億円）

定住外国人が多く所在する地域を管轄するハローワークにおいて、専門相談員を配置し、通訳を活用した職業相談や、雇用管理に関する相談支援等を実施する。

通訳不在のハローワーク等における多言語対応力の強化を目指すため、10 か国語の電話通訳が可能なコールセンターによる支援を実施する。

② 外国人就労・定着支援研修の実施（再掲・（4）②参照）

7. 8億円（5. 5億円）

外国人就労・定着支援研修事業において、身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、レベルに応じた日本語能力のほか、ビジネスマナー等の知識の習得を目的とした研修等を実施する。

（6）外国人技能実習に関する実地検査や相談援助等の体制強化 7.7億円（3.7億円）

外国人技能実習制度の適正な運用を図るため、監理団体・実習実施者に対する実地検査及び外国人技能実習生に対する相談援助等を実施する外国人技能実習機構の体制強化等を実施する。

第4 健康で安全な生活の確保

健康長寿社会の実現を目指し、受動喫煙対策の強化等の健康増進対策のほか、健康寿命の延伸に向けた予防・健康づくりに係る取組を推進するとともに、がん・肝炎・難病などの各種疾病対策、風しん・新型インフルエンザ等の感染症対策などを推進する。また、医薬品等に関する安全・信頼性の確保、薬物乱用対策、輸入食品などの食品の安全対策、強靱・安全・持続可能な水道の構築などを推進する。

1 健康増進対策や予防・健康管理の推進 241億円(204億円)

(1) 健康増進対策 86億円(74億円)

① 受動喫煙対策の強化【一部新規】 43億円(42億円)

2020年東京オリンピック・パラリンピック等までに受動喫煙対策に関する新制度を定着・徹底するため、周知啓発を行うほか、飲食店等における喫煙専用室等の整備への助成、受動喫煙対策に係る個別相談等を実施する。

第6 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

「支え手」側と「受け手」側が固定することなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり、生活困窮者の自立支援の推進及び生活保護制度の適正実施、自殺対策の推進などにより、自立した生活の実現と暮らしの安心を確保する。

1 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

281億円(276億円)

(1) 包括的な相談支援、地域の支え合いの推進など

35億円(33億円)

住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する。また、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制づくりを進める。

③ 多様な地域の支え合いの再生支援

7.6億円(7億円)

住民に身近な圏域での地域の支え合いの再生・活性化を図る観点から、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う交流会活動や孤立防止活動等の支援、介護保険制度の生活支援コーディネーターによる地域の多様な主体間の情報共有や連携体制づくり、担い手やサービスの開発、自殺対策において早期対応の中心的役割を果たす「ゲートキーパー」の養成、ボランティア休暇等の普及、地域の健康増進活動支援、インフォーマル活動の活性化や人材の発掘等により、地域における顔の見える関係づくりや地域課題の共有、孤立防止等の課題解決に向けた取組を支援する。

④ 仕事と地域活動の両立促進【一部新規】

1.1億円(21百万円)

労働者が仕事と地域活動を両立しやすい環境整備を図るため、地域活動推進検討会(仮称)を設け、企業における好事例を収集し、労働者が年次有給休暇等を取得し地域活動等に取り組む方策を検討するとともに、企業が参考とするマニュアルを作成するほか、地域活動の促進普及事業等を実施する。

IV 主要事項（復旧・復興関連）

＜第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援＞

（雇用の確保など）

（1）原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保（復興）

10億円（15億円）

原子力災害の影響を受けた福島県の被災者について、民間企業・NPO等への委託による一時的な雇用機会の確保等を行う「原子力災害対応雇用支援事業」の実施を通じ、その生活の安定を図る。

（2）産業政策と一体となった被災地の雇用支援（復興）

制度要求

被災地における深刻な人手不足等の雇用のミスマッチに対応するため、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援等と併せて、「事業復興型雇用確保事業」により、産業政策と一体となった雇用面での支援を行う。

（3）福島避難者帰還等就職支援事業の実施

4.2億円（3.9億円）

自治体や経済団体で構成する協議会に対し、就職活動支援セミナー等の避難解除区域等への帰還者の雇用促進に資する事業を委託する。

福島県の市町村に対し、市町村の実情に応じて助成金等雇用創出の支援ツールの活用方法の提案や、手続・運営に関するアドバイスを行う。

福島県内外の避難者の就職支援を推進する。

（4）復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策

1.9億円（2.1億円）

東日本大震災及び熊本地震の被災地での復旧・復興工事の進捗状況に応じた安全衛生等の確保を図るために、安全衛生専門家による巡回指導、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生に関する教育・研修の支援を実施する。

＜第2 原子力災害からの復興への支援＞

(1) 食品中の放射性物質対策の推進（復興）【一部新規】 2億円（97百万円）

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品中の放射性物質の摂取量等の調査や流通段階での買上調査を実施するなどの取組を行う。

また、福島県産農水産物と同様に、未だ風評が払拭されていない県産加工食品に対し、「ふくしま食品衛生管理モデル」を導入し、事業者が消費者や取引先に対して行う安全性の確保に向けた取組の情報発信を支援する。

(2) 東京電力福島第一原発作業員への対応 10億円（9.4億円）

東電福島第一原発の廃炉等作業に係る労働者・事業者に対する健康相談窓口の開設により、日常的な健康管理の支援を行うとともに、東電福島第一原発における廃炉等作業従事者の安全衛生対策の徹底を図る。

被ばく線量管理データを活用し緊急作業従事者の健康相談や保健指導、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を引き続き実施する。

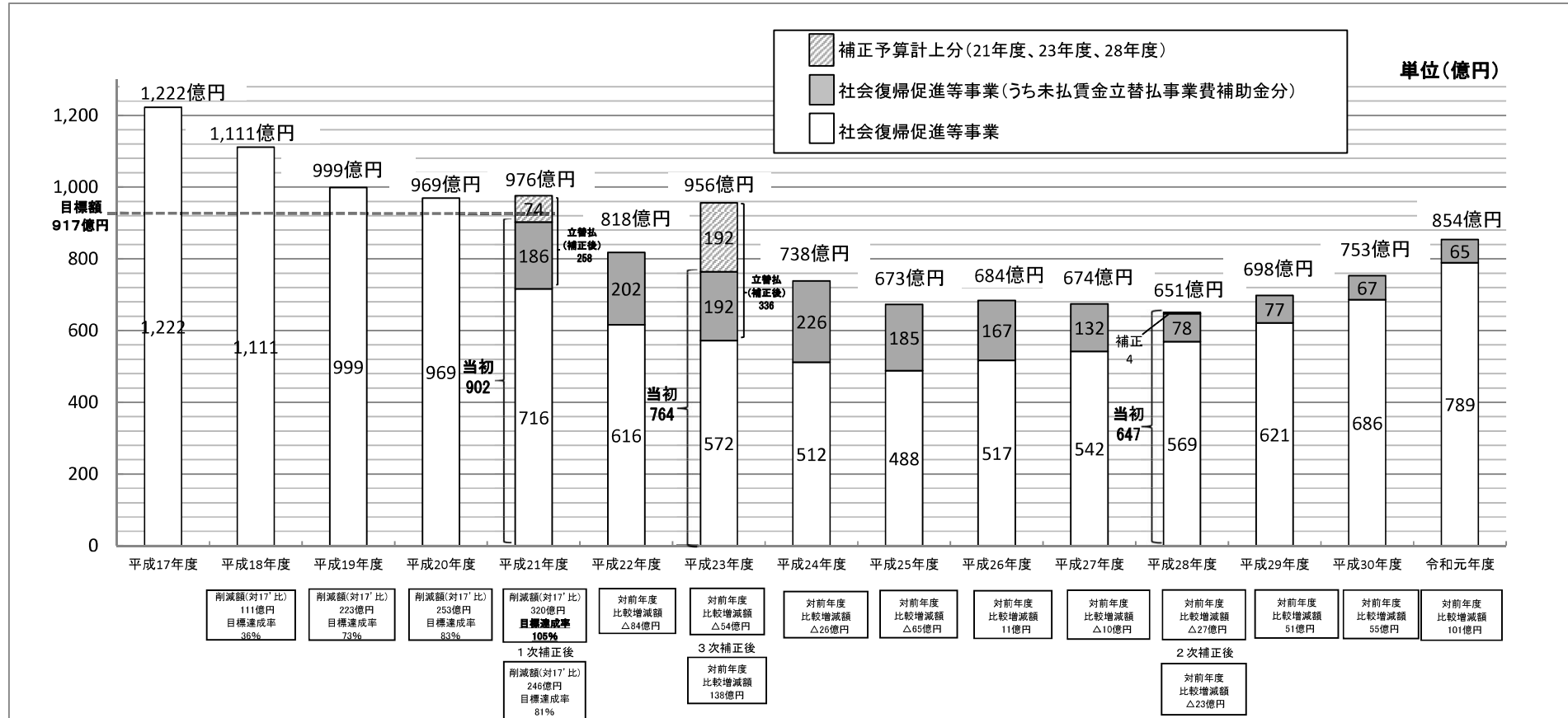
社会復帰促進等事業費の推移（平成17年度予算～令和元年度予算）について

参考4

○直近過去3カ年の社会復帰促進等事業費の推移は以下のとおり。

- ・平成29年度予算では、「ニッポン一億総活躍プラン」及び「日本再興戦略」等の経費として698億円（対前年度（当初）+51億円増）を計上。
- ・平成30年度予算では、「働き方改革実行計画」等に基づく経費として753億円（対前年度+55億円増）を計上。
- ・令和元年度予算では、働き方改革を着実に実行するための取組に対する経費として854億円（対前年度+101億円増）を計上。

○各事業について、PDCAサイクルによる不断の見直しを行い、無駄の削減・効率化を図る取組を継続していく。



(参考)

1 社会復帰促進等事業（旧労働福祉事業）の見直し

- ・「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、労働福祉事業に係る廃止も含めた徹底的な見直しが示されたことを踏まえ、平成21年度予算までに平成17年度予算（1,222億円）の4分の1（△305億円）を削減し、917億円とすることを目標設定とした。

2 平成25年度予算までの状況

- ・平成21年度当初予算額は、行政支出総点検会議等の指摘を踏まえ、902億円を計上し、当初の目標である917億円を達成した。
- ・以降、平成22年度予算では818億円（対前年度（当初）△84億円減）、平成23年度は当初予算で764億円（対前年度△54億円減）、平成24年度予算では738億円（対前年度（当初）△26億円減）、平成25年度予算では673億円（対前年度△65億円減）と、引き続き削減を実施した。
- ・なお、平成23年度においては、東日本大震災等の対応により未払賃金立替払事業費等の経費として約192億円を補正で追加計上したため、3次補正後予算額では956億円（対前年度+138億円増）となっている。

社会復帰促進等事業費(労災保険法第29条各号別)の予算額の推移(過去5年間)

(単位:千円)

| | 平成27年度 予算額 | 平成28年度 予算額 | 平成29年度 予算額 | 平成30年度 予算額 | 令和元年度 予算額 |
|---------------|----------------------------|--|----------------------------|----------------------------|-----------------|
| I 社会復帰促進事業 | 19,314,642 | 23,180,476 | 25,341,097 | 22,157,155 | 22,873,010 |
| II 被災労働者等援護事業 | 9,063,308 | (9,416,208) 9,063,968 | 9,724,417 | 10,163,536 | 8,795,364 |
| III 安全衛生確保事業 | 39,047,422 | (32,537,342) 32,449,187 | 34,768,832 | 42,964,121 | 53,688,729 |
| 計 | 67,425,372 (59,082,655) | (65,134,026) 64,693,631 (60,657,845) | 69,834,346 (64,235,341) | 75,284,812 (66,277,843) | 85,357,103 — |

※1 (独)労働者健康安全機構(旧労働者健康福祉機構)への交付金については、Iに含めて計上している。

※2 特別支給金は含んでいない。

※3 上段括弧書きは補正後予算額(平成21年度:第1次補正後予算額、平成23年度:第3次補正後予算額、平成28年度:第2次補正後予算額)である。

※4 下段括弧書きは決算額(平成30年度は見込額)であり、計数はそれぞれ四捨五入によっている。

※5 労働者災害補償保険法(抄)

第29条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者(次号において「被災労働者」という。)の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業

三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業

2. 3(略)

独立行政法人別決算額(社会復帰促進等事業費)の推移

参考6

(単位：百万円)

| 法人名 | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|-------------------|--------|-------|--------|-------|--------|----------|---------|-------|
| | 決算額 | | 決算額 | | 決算額 | | 決算額(見込) | |
| 独立行政法人労働者健康安全機構 | | | | | | | | |
| | — | (—) | 25,814 | (—) | 23,766 | (-2,048) | 24,371 | (604) |
| 補助金 | — | (—) | 15,882 | (—) | 14,021 | (-1,861) | 14,691 | (670) |
| 交付金 | — | (—) | 9,896 | (—) | 9,726 | (-169) | 9,646 | (-79) |
| 委託費 | — | (—) | 35 | (—) | 18 | (-17) | 32 | (13) |
| 独立行政法人労働者健康福祉機構 | | | | | | | | |
| | 21,405 | (-11) | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| 補助金 | 14,183 | (-84) | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| 交付金 | 7,186 | (75) | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| 委託費 | 35 | (-2) | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 | | | | | | | | |
| | 2,026 | (80) | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| 補助金 | 157 | (48) | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| 交付金 | 1,868 | (31) | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| 委託費 | 0 | (0) | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| 独立行政法人勤労者退職金共済機構 | | | | | | | | |
| | 1,892 | (45) | 1,912 | (20) | 2,054 | (142) | 2,156 | (101) |
| 補助金 | 1,892 | (45) | 1,912 | (20) | 2,054 | (142) | 2,156 | (101) |
| 交付金 | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 委託費 | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 独立行政法人労働政策研究・研修機構 | | | | | | | | |
| | 162 | (-15) | 150 | (-11) | 195 | (45) | 160 | (-34) |
| 補助金 | 53 | (-12) | 43 | (-9) | 88 | (45) | 53 | (-34) |
| 交付金 | 109 | (-2) | 106 | (-2) | 106 | (0) | 106 | (0) |
| 委託費 | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |

注) () 内は前年差。

計数は、それぞれ切り捨てによるため、端数においては合計額が一致しないことがある。

平成28年度より、独立行政法人労働者健康福祉機構と独立行政法人労働安全衛生総合研究所が統合され、独立行政法人労働者健康安全機構となった。